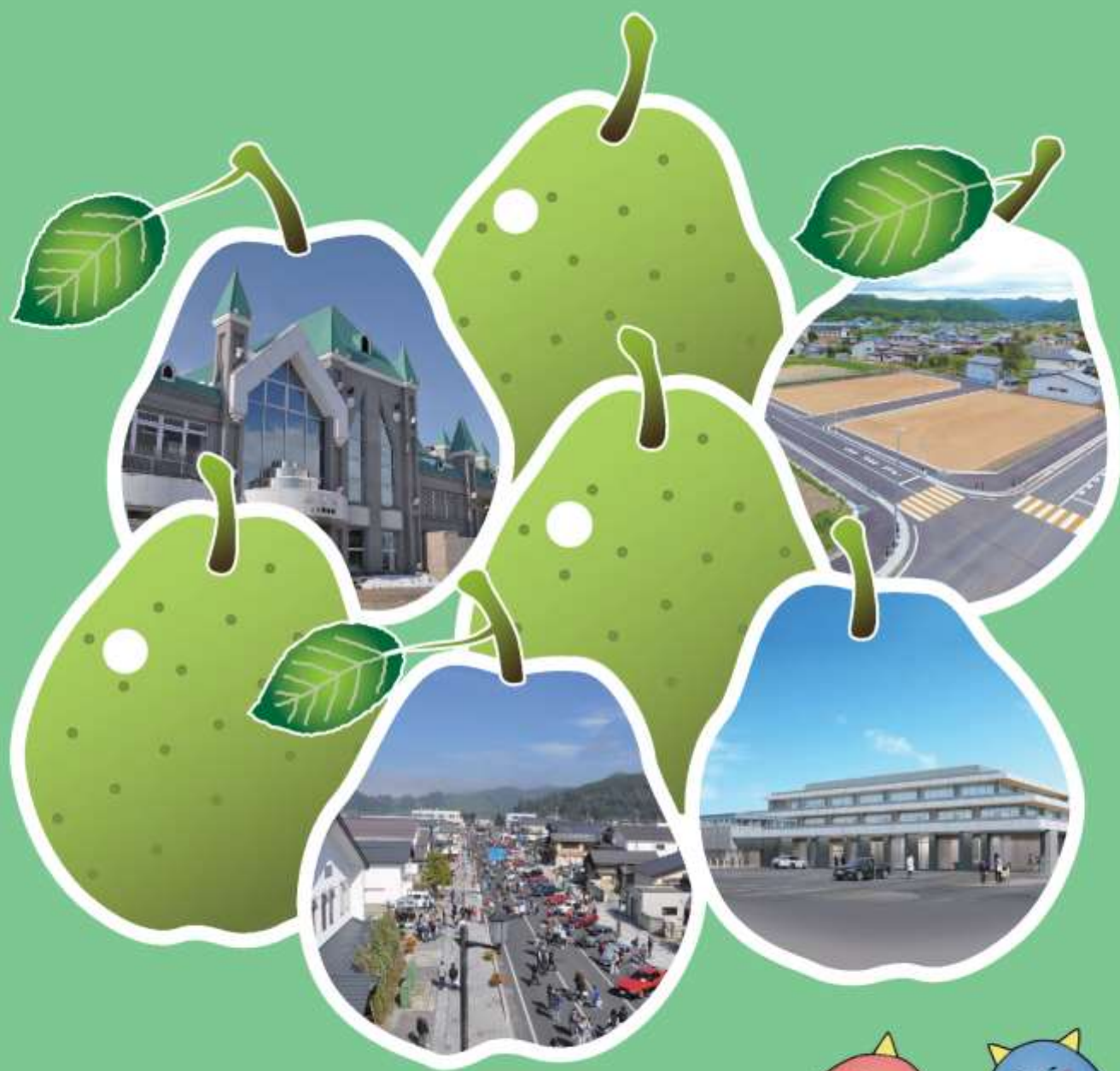


高畠町立地適正化計画



令和5年3月
高畠町



目次

序章 立地適正化計画.....	1
序-1 立地適正化計画の概要.....	1
序-2 立地適正化計画において定めるべき事項.....	2
序-3 計画の位置づけ.....	3
第1章 現状分析.....	4
1-1 人口密度等の整理.....	4
1-1-1 人口・世帯数.....	4
1-1-2 年齢別の人口.....	5
1-1-3 地区別人口密度.....	6
1-1-4 公共交通網等の整理.....	10
1-1-5 都市機能施設等の整理.....	13
1-1-6 法規制状況の整理.....	30
1-1-7 経済、財政等の整理.....	48
1-2 上位関連計画の整理.....	51
1-2-1 東南置賜圏域都市計画区域マスタープラン.....	51
1-2-2 第6次高島町総合計画.....	54
1-2-3 第5次高島町国土利用計画 土地利用マスタープラン.....	56
1-2-4 第2期たかはた未来創生総合戦略.....	58
1-2-5 第2次高島町都市計画マスタープラン.....	59
1-2-6 高島町公共施設等総合管理計画.....	61
第2章 将来の見通し.....	62
2-1 将来人口の見通し.....	62
2-1-1 上位計画による推計値.....	62
2-1-2 地域別の将来人口.....	64
第3章 課題の整理とまちづくり方針の検討.....	71
3-1 分野別の課題の抽出.....	71
3-1-1 人口動向にかかわる課題.....	71
3-1-2 まちづくり・土地利用にかかわる課題.....	71
3-1-3 公共交通にかかわる課題.....	72
3-1-4 防災にかかわる課題.....	72
3-1-5 財政にかかわる課題.....	72
3-2 解決すべき課題の抽出.....	73
第4章 目指すべき都市の骨格構造の検討.....	74
4-1 立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針.....	74
4-1-1 都市の将来像.....	74
4-1-2 まちづくりの基本方針（ターゲット）.....	74
4-2 都市の骨格構造.....	75
4-2-1 都市の骨格構造について.....	75
4-2-2 都市拠点について.....	75

4-2-3	都市軸について	76
第5章	課題解決のための施策・誘導方針の検討	78
第6章	居住誘導区域の検討	79
6-1	基本的な考え方	79
6-2	居住誘導区域の設定	80
6-2-1	居住誘導区域設定の流れ	80
6-3	重みづけによる点数化結果	83
6-3-1	人口密度	83
6-3-2	公共交通便利地域	84
6-3-3	公共施設	85
6-3-4	福祉施設	86
6-3-5	子育て支援施設	87
6-3-6	教育施設	88
6-3-7	商業施設	89
6-3-8	医療施設	90
6-3-9	金融施設	91
6-4	総合評価	92
6-4-1	総合評価（①～⑨の合計点数）	92
6-4-2	総合評価（合計点数11点以上）	93
6-4-3	総合評価（合計点数10点以上）	94
6-4-4	総合評価（合計点数9点以上）	95
6-4-5	総合評価（合計点数8点以上）	96
6-4-6	総合評価（合計点数7点以上）	97
6-4-7	総合評価（合計点数6点以上）	98
6-5	重みづけによる点数化結果を踏まえた居住誘導区域の検討	99
6-6	居住誘導区域を含めるべきではない地域の設定	101
6-6-1	災害危険性のある区域	101
6-6-2	住宅の立地が見込めない区域	107
6-6-3	居住誘導区域を含めるべきではない地域の設定	109
6-7	居住誘導区域の設定	110
6-7-1	居住誘導区域として抽出されたメッシュ	110
6-7-2	居住誘導区域の設定	111
第7章	都市機能誘導区域の検討	114
7-1	都市機能誘導区域の基本的な考え方	114
7-2	都市機能誘導区域の設定	115
7-2-1	都市機能誘導区域設定の流れ	115
7-3	都市機能誘導が考えられる区域の抽出	117
7-3-1	都市の拠点に位置づけられる区域	117
7-3-2	高島駅周辺の区域	119
7-3-3	都市機能が集積している区域	120

7-4	都市機能誘導区域の設定	123
7-4-1	都市機能誘導区域として抽出されたメッシュ	123
7-4-2	都市機能誘導区域の設定	124
第8章	誘導施設の検討	127
8-1	誘導すべき機能（誘導施設）整備方針の検討	127
第9章	誘導施策の検討	129
9-1	居住誘導区域における講ずべき施策	129
9-2	都市機能誘導区域への施設に立地を誘導するために町が講ずべき施策	130
9-2-1	介護・福祉機能	130
9-2-2	子育て機能	130
9-2-3	商業機能	130
9-2-4	医療機能	130
9-2-5	教育・文化機能	130
第10章	防災指針の検討	131
10-1	防災指針の検討の流れ	131
10-1-1	検討のフロー	131
10-2	現状分析	132
10-2-1	ハザード情報の収集、整理	132
10-2-2	都市情報の収集、整理	140
10-3	災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出	142
10-3-1	災害リスク分析	142
10-3-2	防災上の課題の整理	167
10-3-3	防災まちづくりの将来像	170
10-3-4	取組方針	170
10-4	具体的な取組、スケジュール、目標値の検討	173
10-4-1	防災に関する具体的な取組とスケジュール	173
10-4-2	目標値の設定	174
第11章	実現化方策及び定量的な目標値等の検討	175
11-1	実現化方策の検討	175
11-1-1	法に基づく届出制度	175
11-2	目標値の設定	177
第12章	施策の達成状況に関する評価方法の検討	180
12-1	施策の達成状況に関する評価方法の検討	180

序章 立地適正化計画

序-1 立地適正化計画の概要

我が国では、全国的な人口減少・少子高齢化の更なる進行が見込まれており、地方都市を中心に市街地の低密度化が進行しています。そのため、日常生活に必要な医療、福祉、商業等の都市機能の喪失や地方財政状況の悪化等の事態も懸念され、人口減少・少子高齢化に対応した、コンパクトなまちづくりの推進が強く求められています。

こうした状況を受けて、国においては、2014（平成26）年に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）を改正し、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するため、立地適正化計画制度を創設しました。

本町においても、全国的な傾向と同様に、人口減少・少子高齢化の進行に伴う、市街地の低密度化や財政状況の悪化により、より一層厳しい状況になることが推測されます。

こうしたことから、都市機能の集約と居住の誘導による機能的な都市の実現、公共交通ネットワークの形成による利便性の高い都市の実現、公共施設の集約・複合化や効果的配置による持続可能な都市の実現を目指し、都市再生特別措置法に基づく「高島町立地適正化計画」を策定するものです。

立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条に基づき、市町村の総合計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村マスタープランとの調和が保たれ、かつ、都市の防災に関する機能の確保が図られるよう配慮されたものでなければなりませんとされています。

本計画は、「東南置賜圏域都市計画区域マスタープラン」や「第6次高島町総合計画」、「第5次高島町国土利用計画 土地利用マスタープラン」、「第2期たかはた未来創生総合戦略」、「第2次高島町都市計画マスタープラン」に即しつつ、「高島町公共施設等総合管理計画」に包含される計画として、都市計画区域・用途地域内における将来都市像の実現に向けて各種関連計画との連携・整合を図りながら策定するものです。

序-2 立地適正化計画において定めるべき事項

立地適正化計画は、区域を記載するほか、基本的な方針、その他必要な事項を記載することとなっており、各事項に係る上位計画・関連計画との調整及び整合を図り、現況把握などを考慮し策定するものです。

立地適正化計画では次の内容を定める必要があります。なお、区域を定めるほか、その他必要な誘導施策等についても記載します。

- ・ 立地適正化計画の区域
- ・ 立地の適正化に関する基本的な方針
- ・ 居住誘導区域（都市の居住者の居住を誘導すべき区域）
- ・ 都市機能誘導区域（誘導施設の立地を誘導すべき区域）
- ・ 都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき誘導施設
- ・ 誘導のために講ずべき施策
- ・ 防災指針
- ・ その他、必要な事項（公共交通等に関する施策など）

【立地適正化計画の区域イメージ】



都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域を定める

誘導施設

都市機能誘導区域ごとに、立地を誘導すべき都市機能増進施設を定める

居住誘導区域

人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域を定める

公共交通

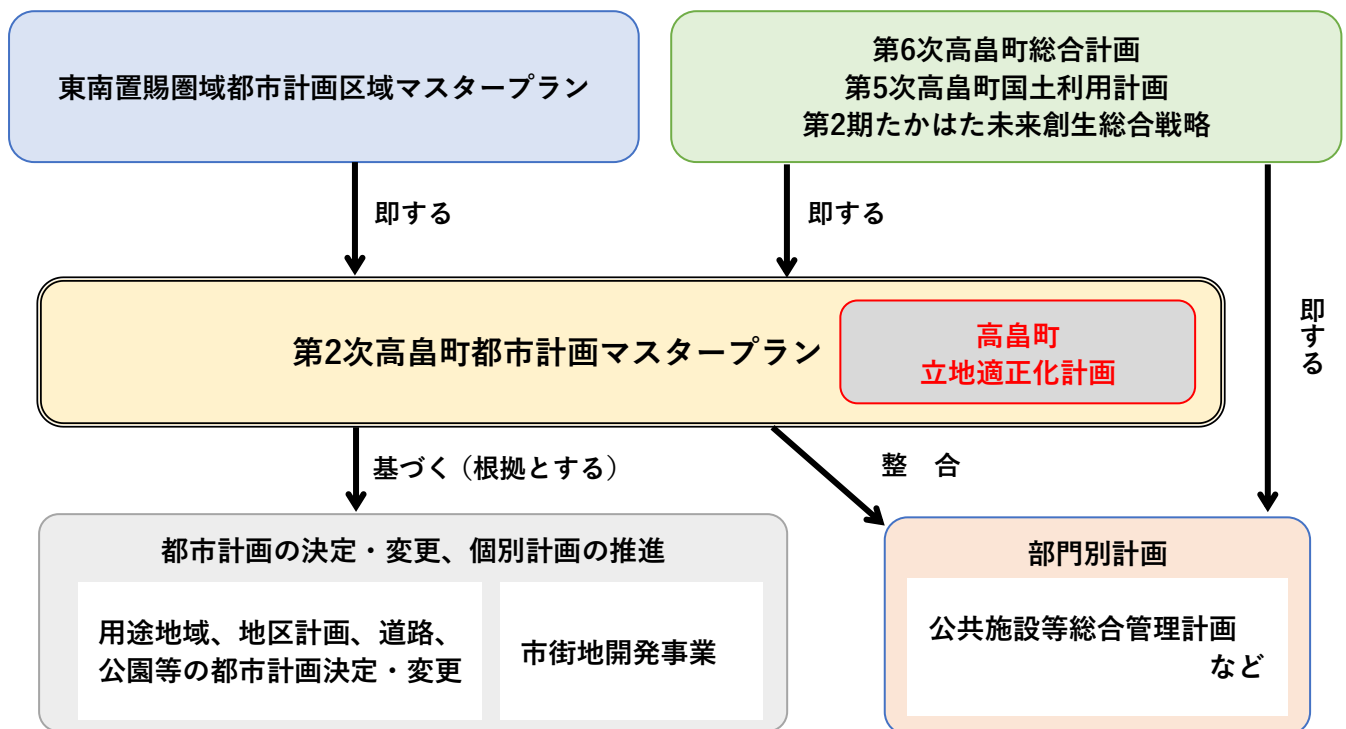
都市機能誘導区域にアクセスしやすくする公共交通のあり方を定める

序-3 計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法において「第2次高島町都市計画マスタープラン」の一部に位置づけられているとともに、各種のまちづくりに関連する計画との整合・連携を図るものです。

また、都市計画分野においては、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の具体的取組方策を示し、将来都市構造や土地利用方針の実現化を推進するものです。

図 計画の位置づけ



第1章 現状分析

1-1 人口密度等の整理

1-1-1 人口・世帯数

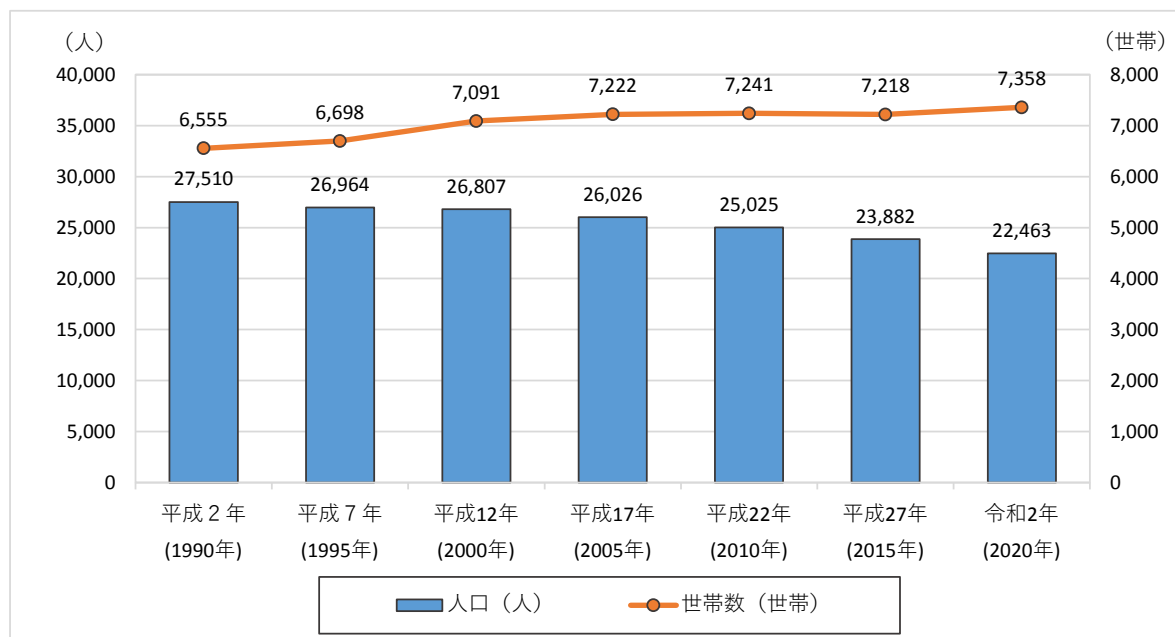
- 総人口は減少傾向が続く
- 世帯数は増加傾向、世帯あたり人員は減少傾向であり、核家族化が進行

- 令和2年（2020年）における本町の総人口は22,463人であり、平成2年（1990年）の27,510人から5,047人の減少となっています。
- 令和2年（2020年）における本町の世帯数は7,358世帯であり、平成2年（1990年）の6,555世帯から803世帯の増加となっています。
- 世帯あたり人員は平成2年（1990年）の4.20人/世帯から減少傾向となっており、令和2年（2020年）の3.05人/世帯まで減少しています。

図表 人口と世帯の推移

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
人口（人）	27,510	26,964	26,807	26,026	25,025	23,882	22,463
総世帯数 (世帯)	6,555	6,698	7,091	7,222	7,241	7,218	7,358
世帯あたり人員 (人/世帯)	4.20	4.03	3.78	3.60	3.46	3.31	3.05

資料：国勢調査



1-1-2 年齢別の人口

- 年少人口、生産年齢人口が減少傾向、老年人口は増加傾向にあり、少子高齢化が進行
- 高齢化率は一貫して増加傾向

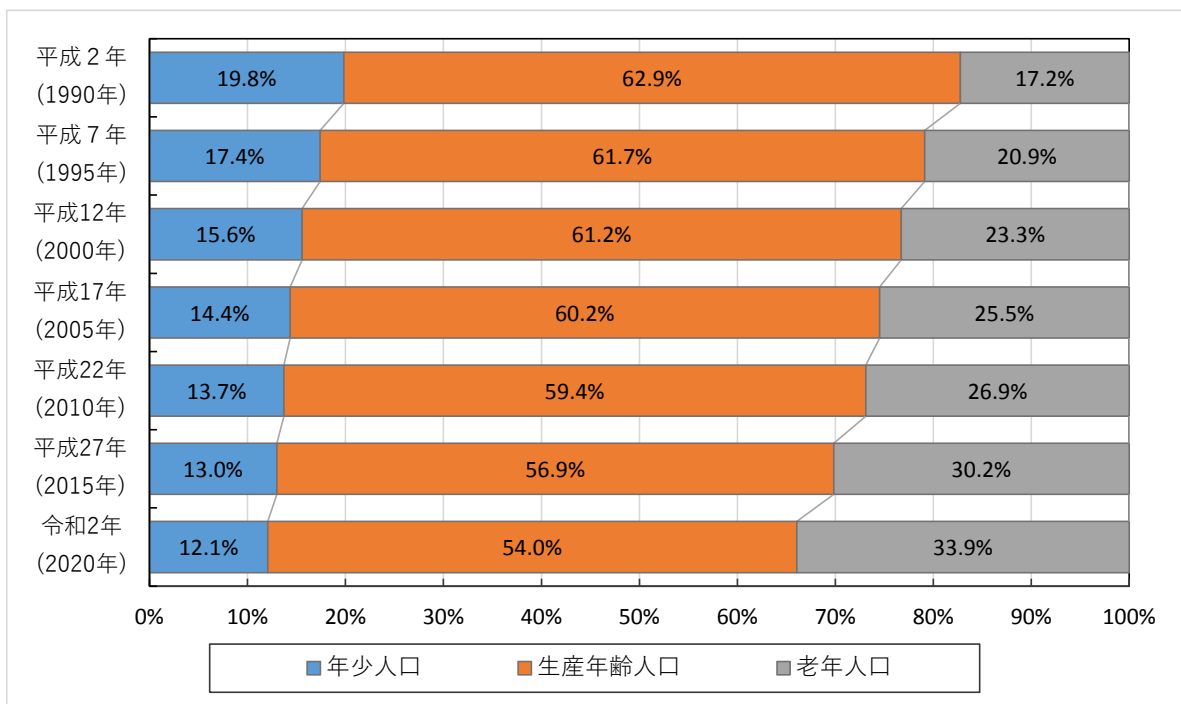
○令和2年（2020年）の年少人口は2,709人（12.1%）、生産年齢人口は12,134人（54.0%）、老年人口は7,620人（33.9%）となっています。

○平成2年（1990年）以降、年少人口、生産年齢人口が減少する一方、老年人口は1.5倍以上に増加しており、高齢化率も一貫して増加しています。

図表 年齢3階層別人口の推移

	年少人口		生産年齢人口		老年人口		総人口 (人)
	15歳未満 (人)	構成比 (%)	15歳以上 65歳未満 (人)	構成比 (%)	65歳以上 (人)	構成比 (%)	
平成2年 (1990年)	5,455	19.8%	17,316	62.9%	4,739	17.2%	27,510
平成7年 (1995年)	4,692	17.4%	16,648	61.7%	5,624	20.9%	26,964
平成12年 (2000年)	4,176	15.6%	16,396	61.2%	6,235	23.3%	26,807
平成17年 (2005年)	3,735	14.4%	15,660	60.2%	6,631	25.5%	26,026
平成22年 (2010年)	3,429	13.7%	14,868	59.4%	6,728	26.9%	25,025
平成27年 (2015年)	3,101	13.0%	13,579	56.9%	7,202	30.2%	23,882
令和2年 (2020年)	2,709	12.1%	12,134	54.0%	7,620	33.9%	22,463
山形県 令和2年 (2020年)	120,086	11.2%	578,819	54.2%	369,122	34.6%	1,068,027

資料：国勢調査



1-1-3 地区別人口密度

(1) 人口密度 (100m メッシュ)

- 地区の人口密度を 100m メッシュで見ると、用途地域に人口が集中しており、人口密度 51 人/ha 以上の箇所もみられます。
- 用途地域外においては、高畠地区に比較的人口が集積している地区がみられます。
- 年齢別人口を見ると、年少人口、生産年齢人口、老年人口も用途地域に集中している状況がうかがえます。

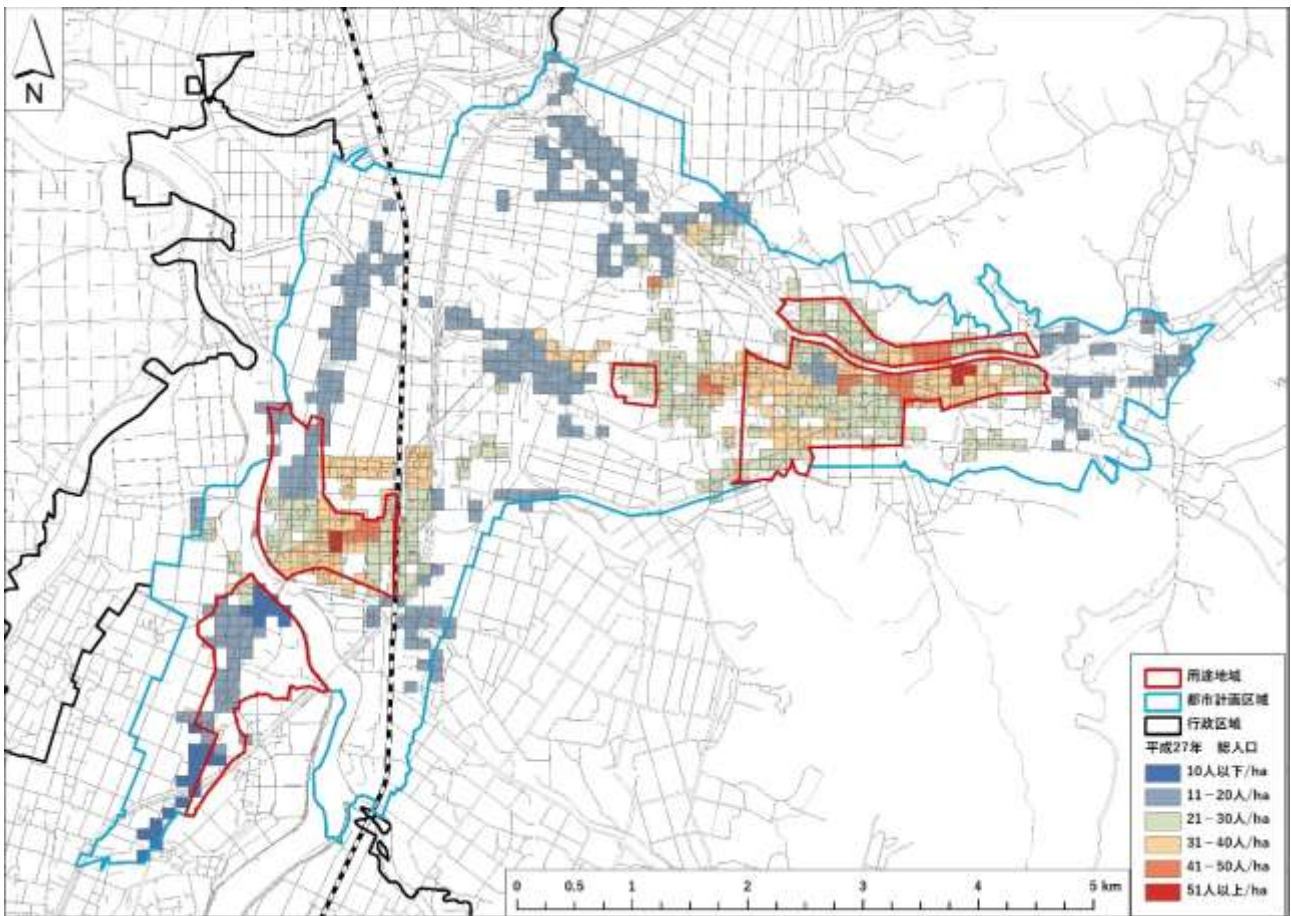


図 人口密度 (総人口、平成 27 年)

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

※100mメッシュによる人口分布は『国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」』を基に作成しており、現時点での最新版が平成 27 年国勢調査における小地域集計を基にしたものである。

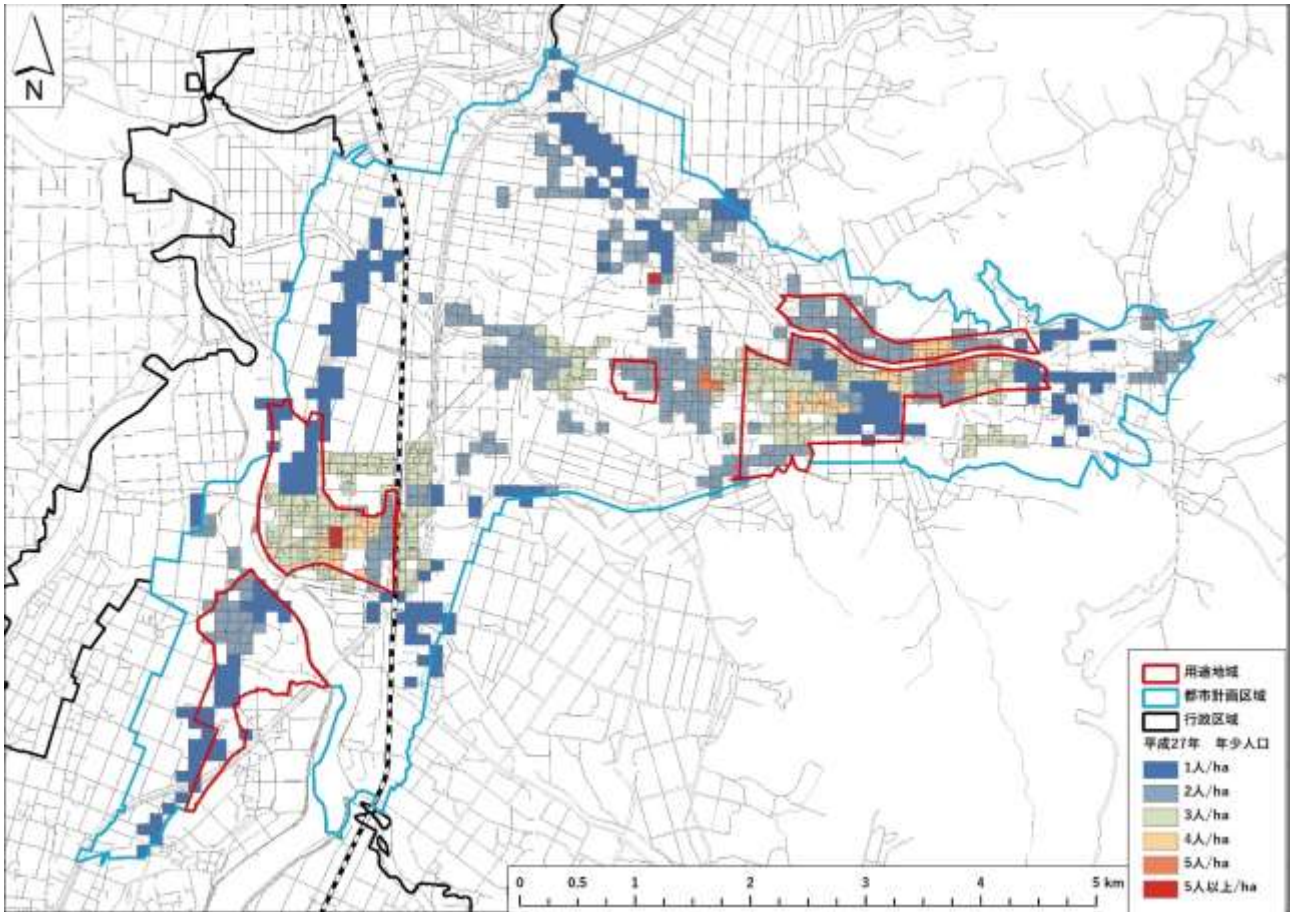


図 人口密度 (年少人口、平成 27 年)

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

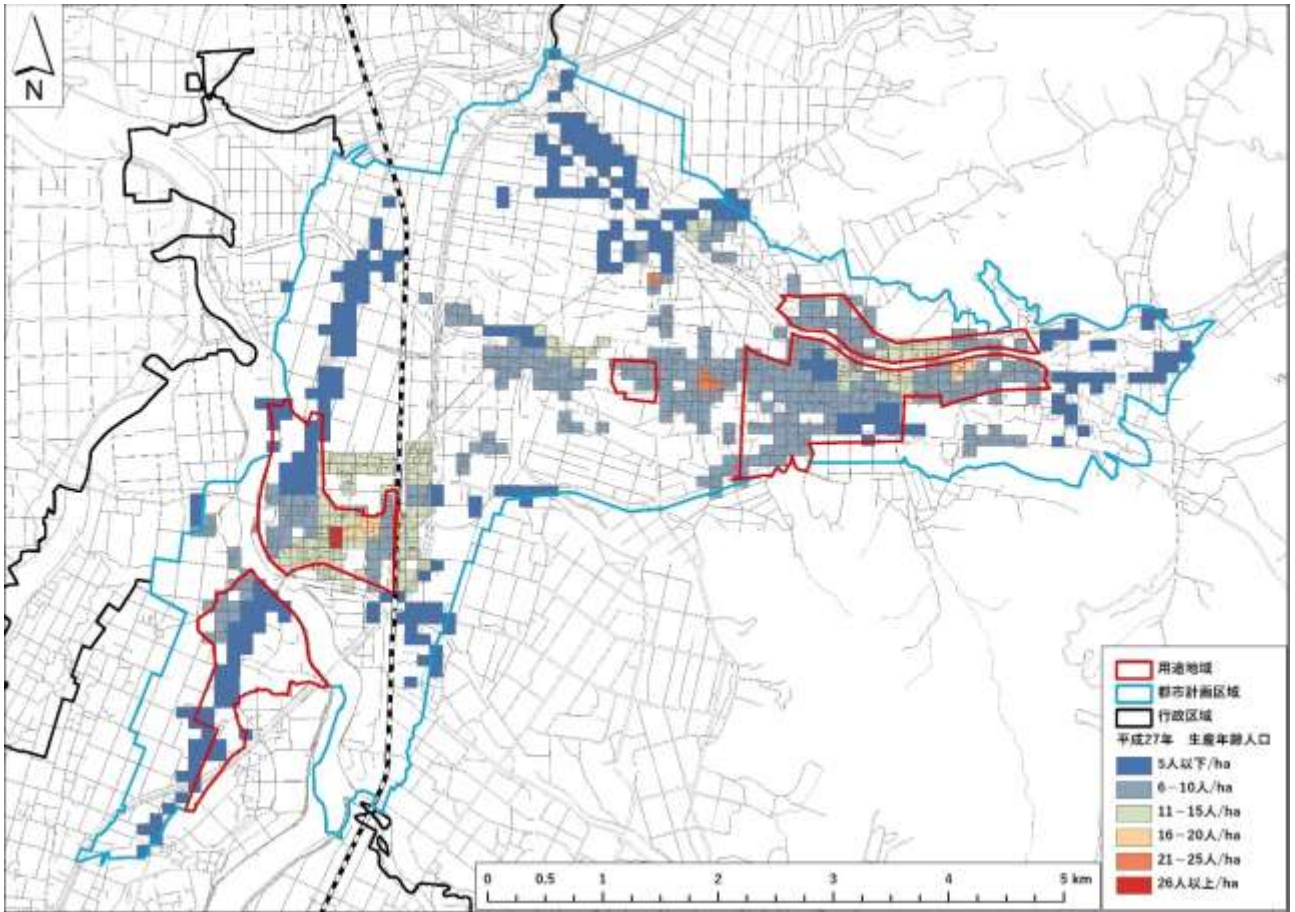


図 人口密度（生産年齢人口、平成 27 年）

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

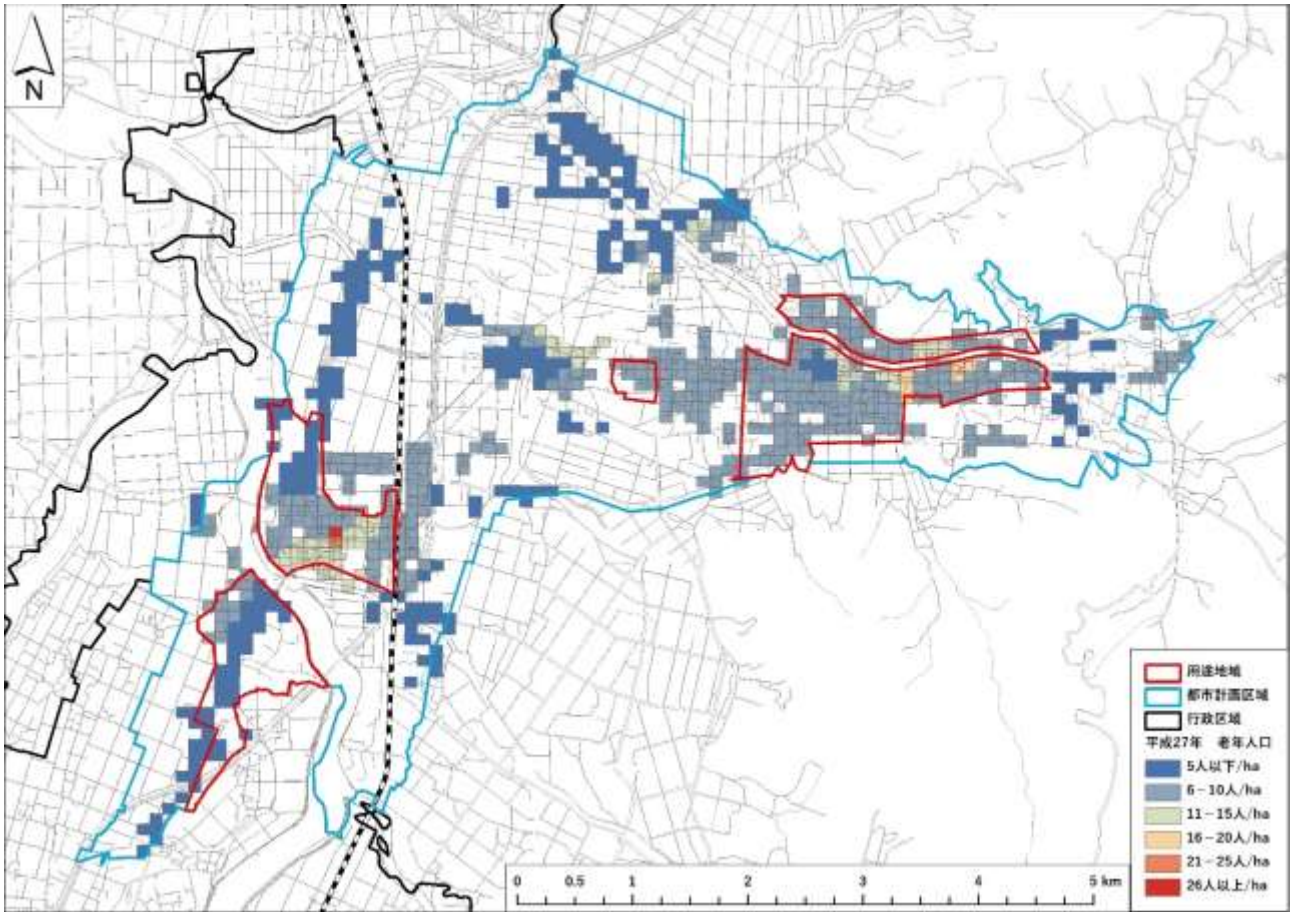


図 人口密度（老年人口、平成 27 年）

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

1-1-4 公共交通網等の整理

(1) 道路網

■東北中央自動車道、国道 13 号、国道 113 号、国道 399 号、主要地方道高畠川西線、主要地方道米沢高畠線で骨格が形成されている

○本町の広域的な幹線道路として、東北中央自動車道、国道 13 号、国道 113 号、国道 399 号、主要地方道高畠川西線、主要地方道米沢高畠線が町内を通過しています。

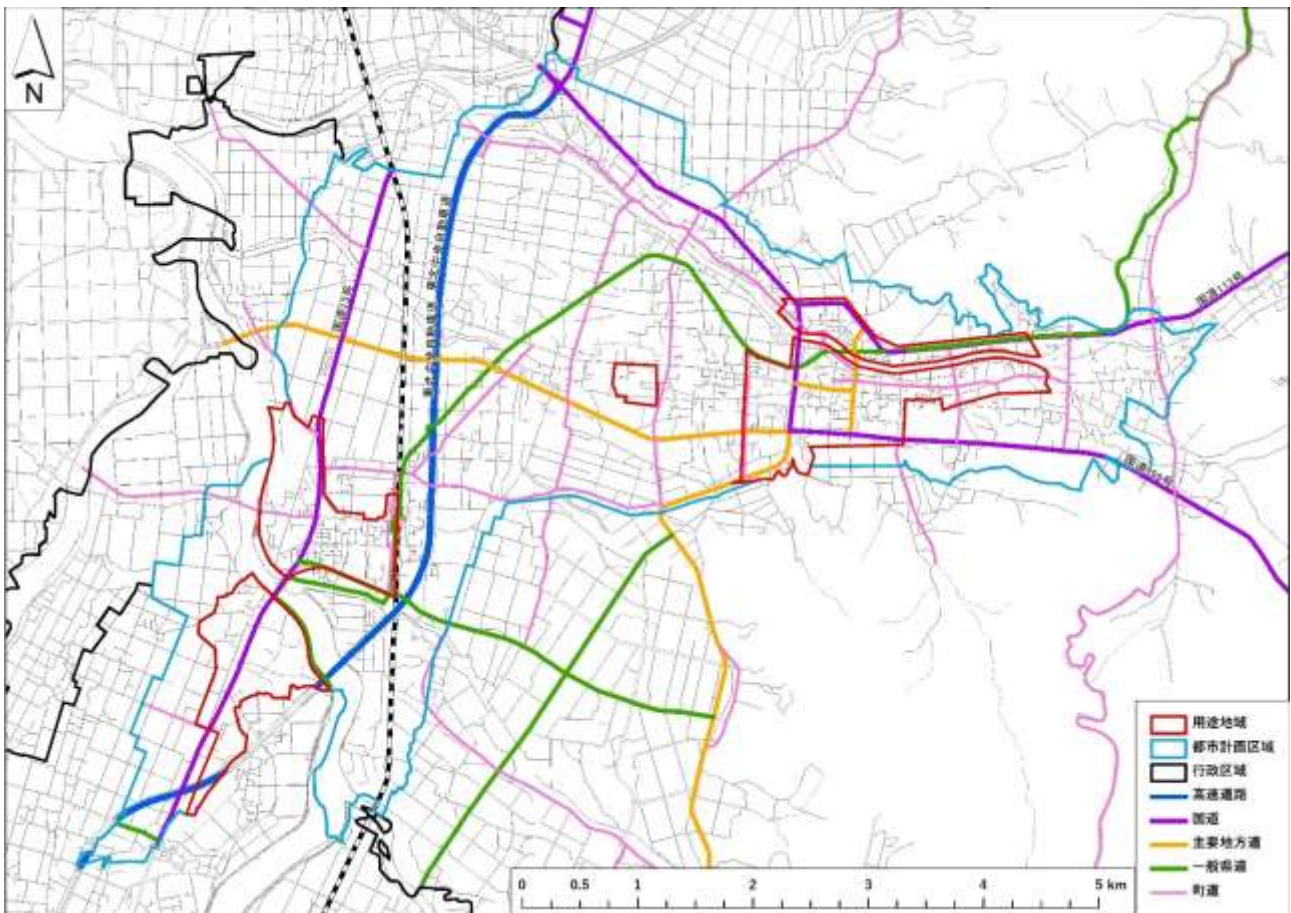


図 道路網図

資料：都市計画基礎調査より作成

(2) 公共交通

① 鉄道

■ JR 奥羽本線・山形新幹線が都市計画区域の西側を縦断している

○ 本町には JR 奥羽本線・山形新幹線の高島駅があります。

表 高島駅の年間乗降客数（百人）

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
年間乗降客数	3,128	3,238	3,398	3,216	3,263	3,216	3,157	3,080	2,785	2,025

資料：山形県統計年鑑

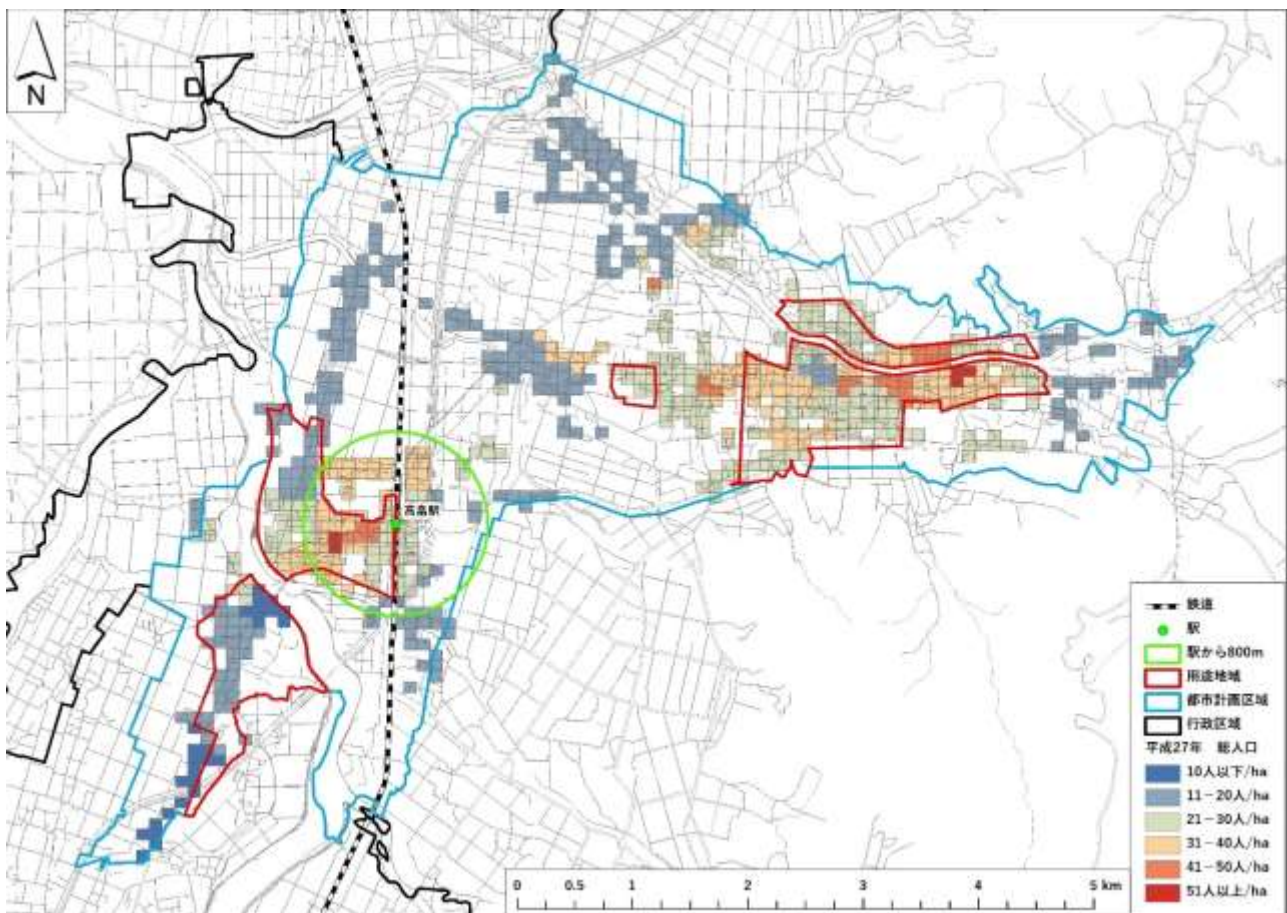


図 鉄道の分布

※都市構造の評価に関するハンドブックに基づき、駅の誘致距離 800m（一般的な徒歩 10 分圏）を採用します。

資料：都市計画基礎調査

人口カバー率：17.7%

（平成 27 年都市計画区域人口：16,990 人 カバー人口：3,012 人）

②デマンドタクシー

■町内を対象にデマンドタクシーが運行している

○高島町内を運行区域として3台のデマンドタクシー（はやま号・まほろば号・みつわ号）が運行しています。

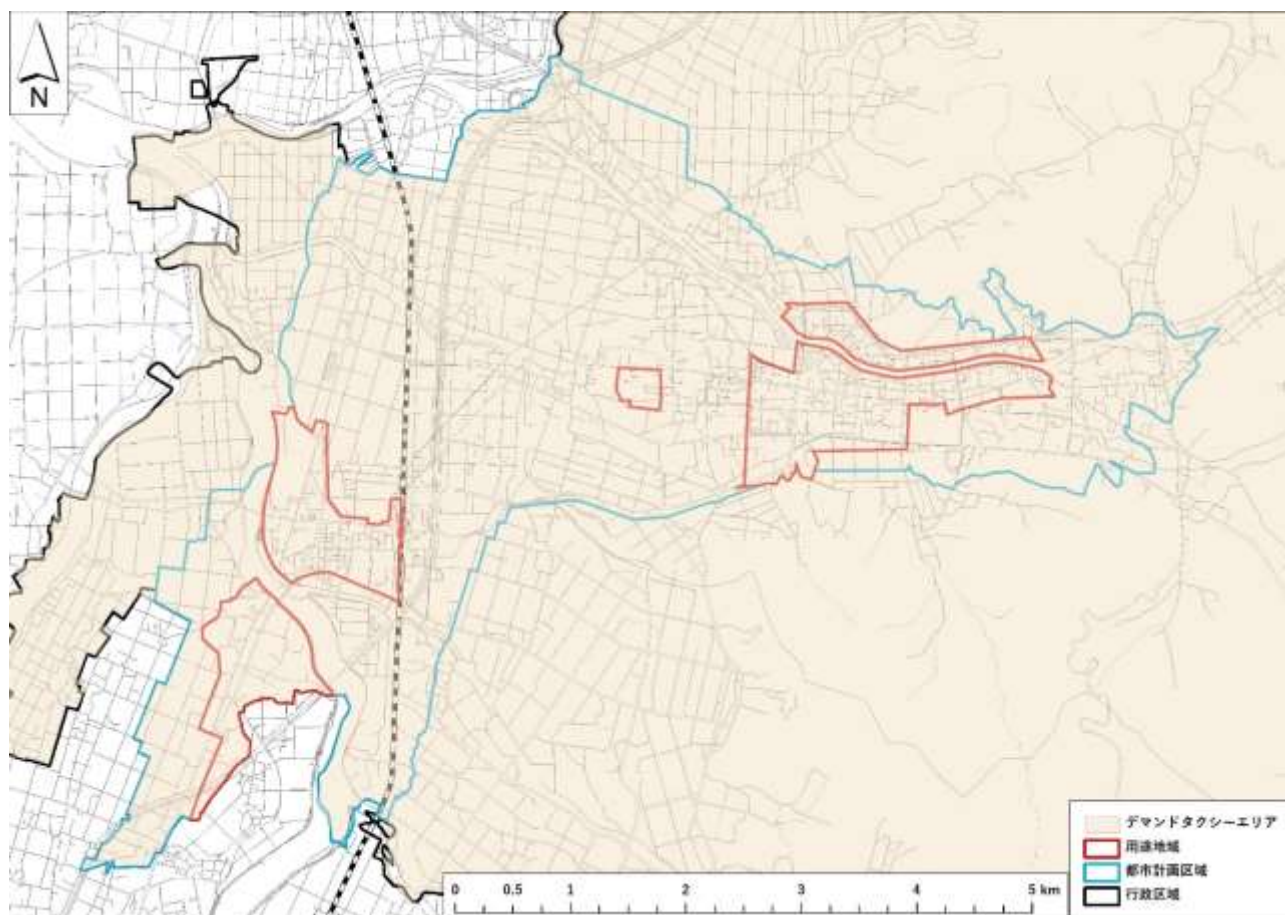


図 デマンドタクシーの運行状況

資料：都市計画基礎調査

1-1-5 都市機能施設等の整理

コンパクトシティの形成を目指すにあたっては、人口減少社会においても町民生活、都市活動等の持続性が確保される都市構造を目指していくことが重要になります。

ここでは現在の日常生活の利便性に貢献する都市機能施設について立地状況を把握します。

表 対象とした都市機能施設

分類	都市機能施設	出典
1. 公共施設	役場	令和3年高畠町勢要覧 i-townpage
	公民館・集会所	
	消防署	
2. 福祉施設	福祉センター	令和3年高畠町勢要覧 i-townpage
	在宅介護・介護施設	
	障害者福祉施設	
3. 子育て支援施設	幼稚園	令和3年高畠町勢要覧 i-townpage
	保育園	
	学童保育	
	子育て支援センター	
	児童館	
4. 教育・文化施設	学校	令和3年高畠町勢要覧 i-townpage
	文化施設	
	体育施設	
	図書館	
5. 商業施設	スーパーマーケット	令和3年高畠町勢要覧 i-townpage
	コンビニエンスストア	
	ドラッグストア	
	道の駅	
6. 医療施設	病院	令和3年高畠町勢要覧 i-townpage
	診療所	
7. 金融施設	銀行	令和3年高畠町勢要覧 i-townpage
	郵便局	
	信用金庫	

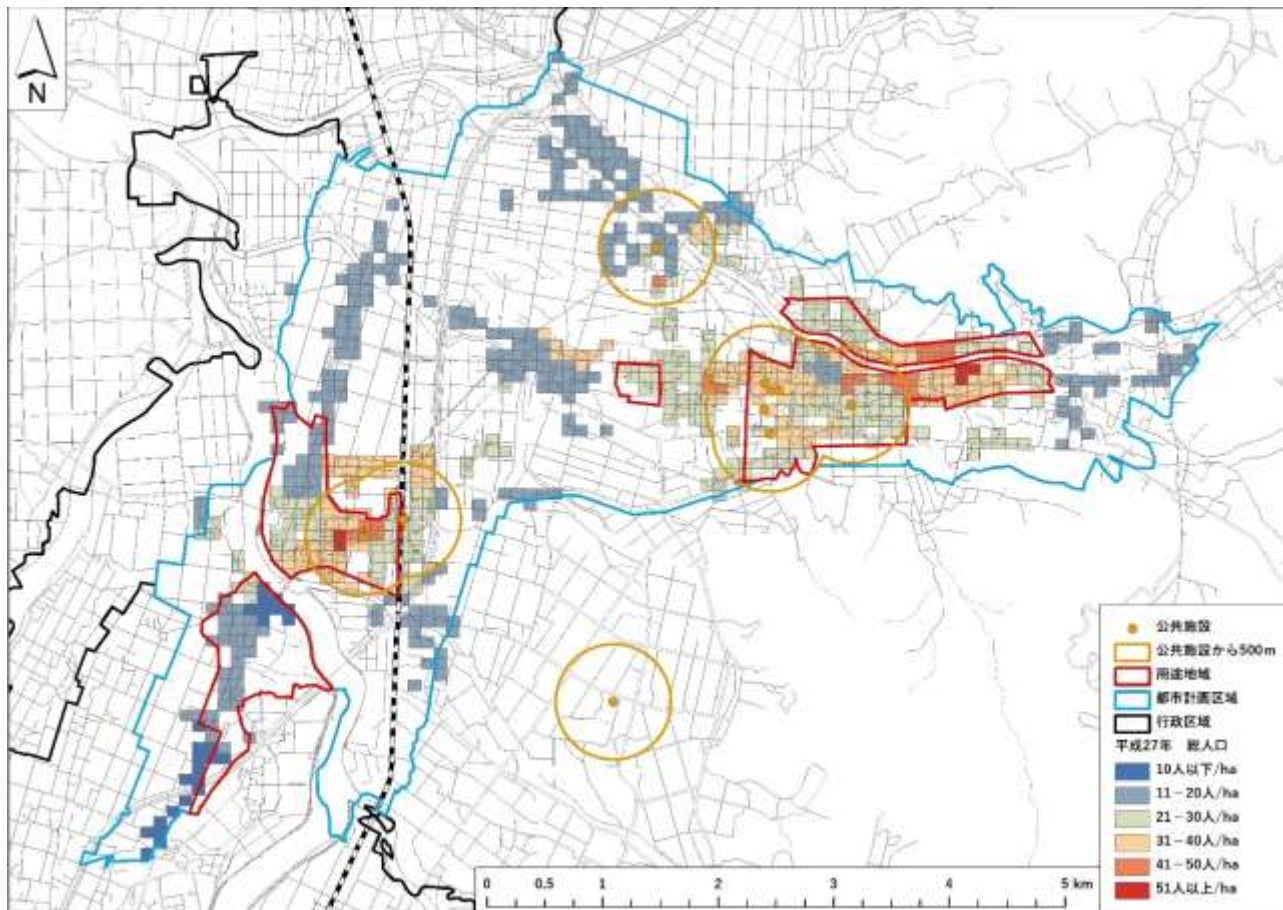
※都市構造の評価に関するハンドブックに基づき、高齢者徒歩圏の半径500mを採用します。

※人口カバー率は都市計画区域内人口に対する都市計画区域内の施設の500m誘致圏に該当するメッシュ人口の割合です。

(1) 公共施設

公共施設の分布状況は以下のとおりです。

図表 公共施設の分布



人口カバー率：44.8%

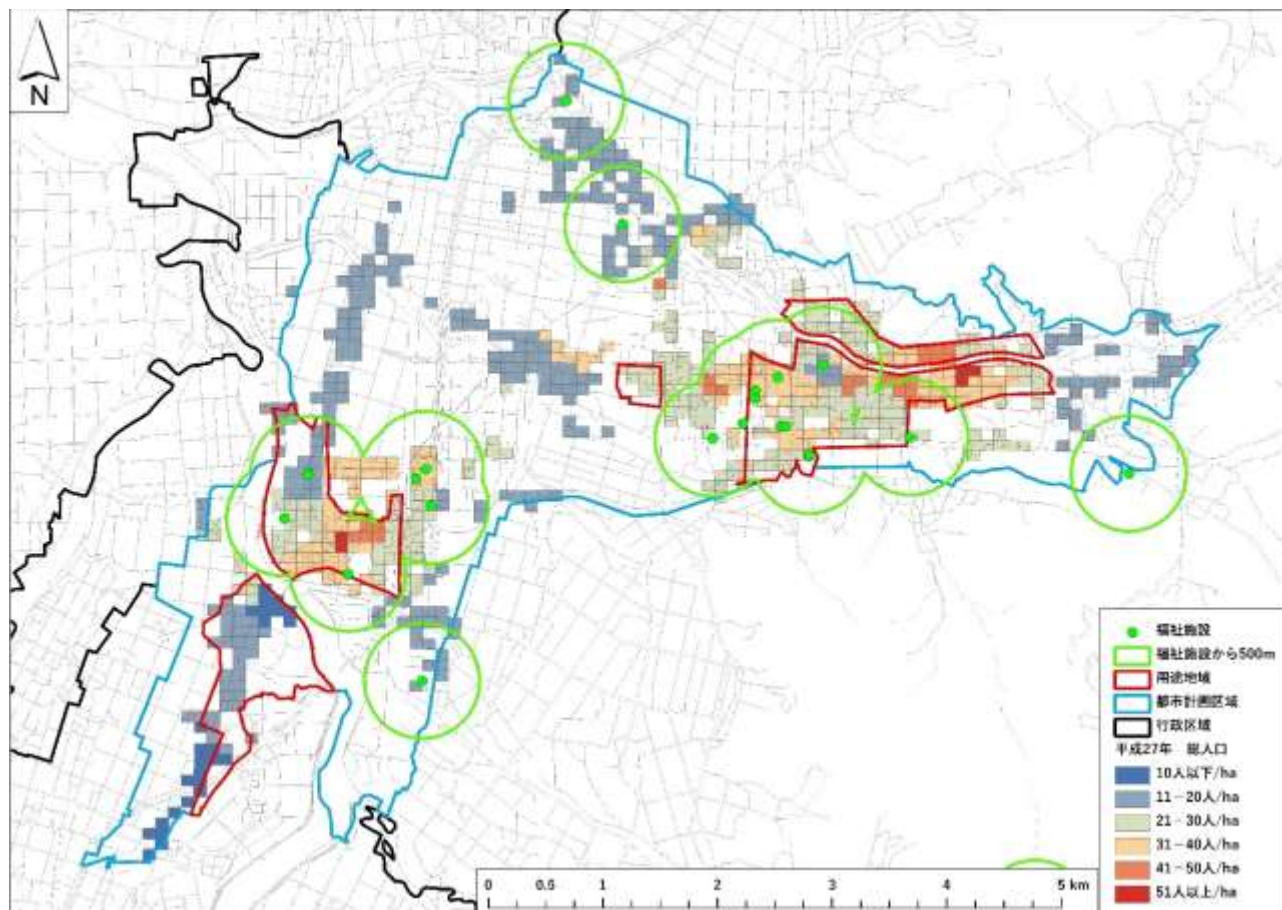
(平成27年都市計画区域人口：16,990 カバー人口：7,618人)

分類	施設名
役場	役場
役場	げんき館（健康長寿課）
公民館	二井宿地区公民館
公民館	亀岡地区公民館
公民館	和田地区公民館
公民館	屋代地区公民館
公民館	糠野目生涯学習館
公民館	総合交流プラザ・高島地区公民館
公民館	中央公民館
消防署	置賜広域行政事務組合（高島消防署）
警察署	高島交番
総合コミュニティ施設	太陽館

(2) 福祉施設

福祉施設の分布状況は以下のとおりです。

図表 福祉施設の分布



人口カバー率：55.2%

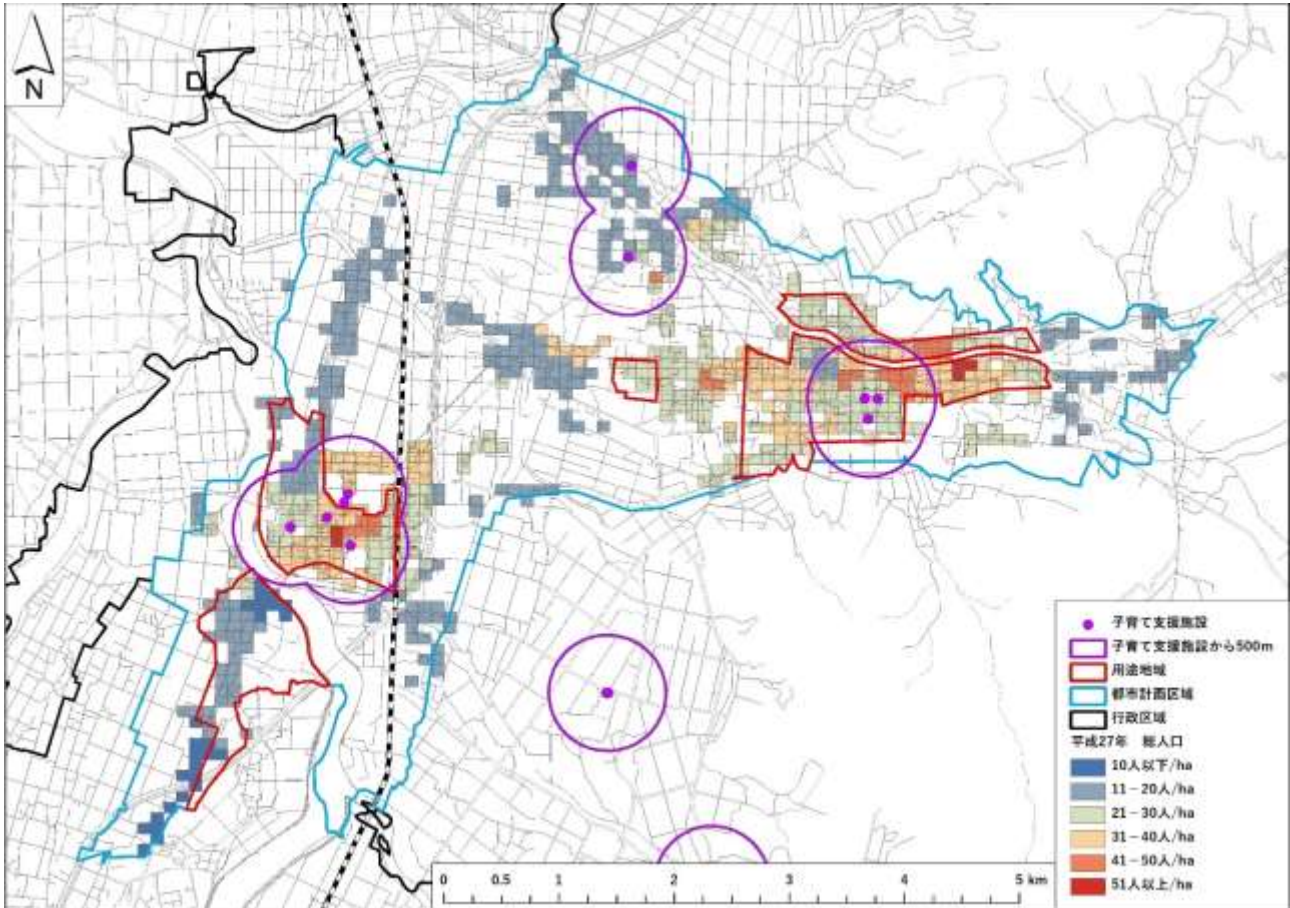
(平成 27 年都市計画区域人口：16,990 人 カバー人口：9,374 人)

分類	施設名
居宅介護	高畠ふれあいケアセンター
居宅介護	ヘルパーステーションのどか
居宅介護	デイサービス歩夢
居宅介護	訪問介護はな
居宅介護	デイサービスセンターひまわり
居宅介護	デイサービスたちばな
居宅介護	デイサービス糠ノ目
居宅介護	デイフィットネス が・あ・べ・ら
居宅介護	ケアセンターとこしえ高畠
居宅介護事業所	ケアプランセンター竹とんぼ
居宅介護事業所	居宅介護支援事業所かたくりの会
介護施設	特別養護老人ホームはとみね荘
介護施設	特別養護老人ホームたかはた荘
介護施設	特別養護老人ホームまほろば荘
介護施設	グループホームはやま荘
介護施設	グループホーム三友たかはた
介護施設	ケアセンターとこしえ相森
介護施設	グループホームもも太郎さん（高畠）
介護施設	シニアホーム福沢
障がい者福祉施設	太陽の家
障がい者福祉施設	自立支援センター竹とんぼ
障がい者福祉施設	特定非営利活動法人ゆにぶろ
障がい者福祉施設	多機能型事業所すまいるはーと
福祉センター	高畠町在宅医療介護連携センター

(3) 子育て支援施設

子育て支援施設の分布状況は以下のとおりです。

図表 子育て支援施設の分布



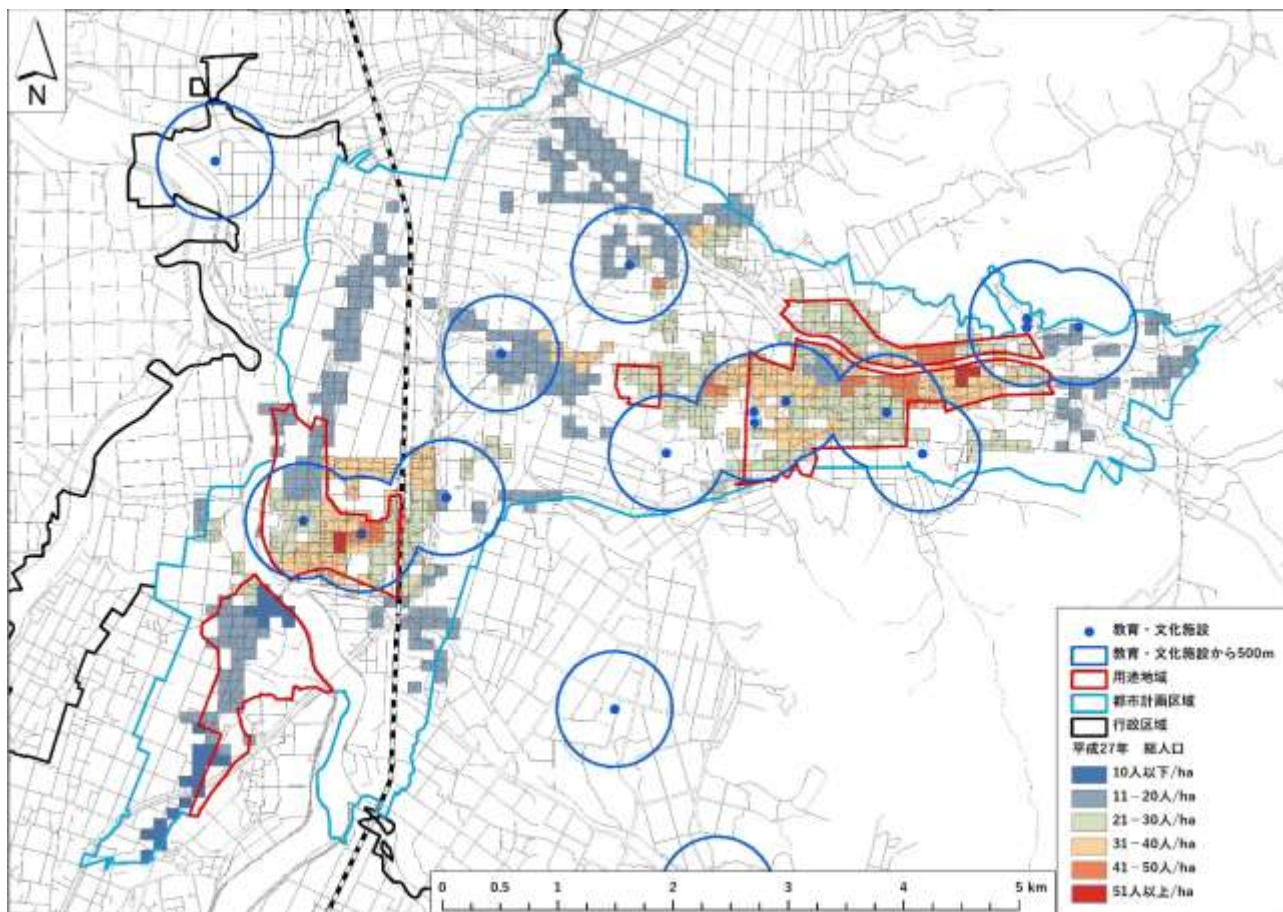
人口カバー率：35.2%
(平成27年都市計画区域人口：16,990人 カバー人口：5,986人)

分類	施設名
認定こども園	たかはたこども園
認定こども園	にじいろこども園
認定こども園	なかよしこども園
認定こども園	なごみこども園
認定こども園	まつかわ幼稚園
保育所	やしろ保育園
保育所	つくし保育園
保育所	あいいく幼児園
放課後児童クラブ	ちびっこ
放課後児童クラブ	あおたけ
放課後児童クラブ	クレヨンクラブ
放課後児童クラブ	あおぞら
放課後児童クラブ	げんきクラブ
放課後児童クラブ	みんなのクラブ
放課後児童クラブ	遊学舎子どもの村
児童遊戯施設	屋内遊戯場もっくる

(4) 教育・文化施設

教育・文化施設の分布状況は以下のとおりです。

図表 教育・文化施設の分布



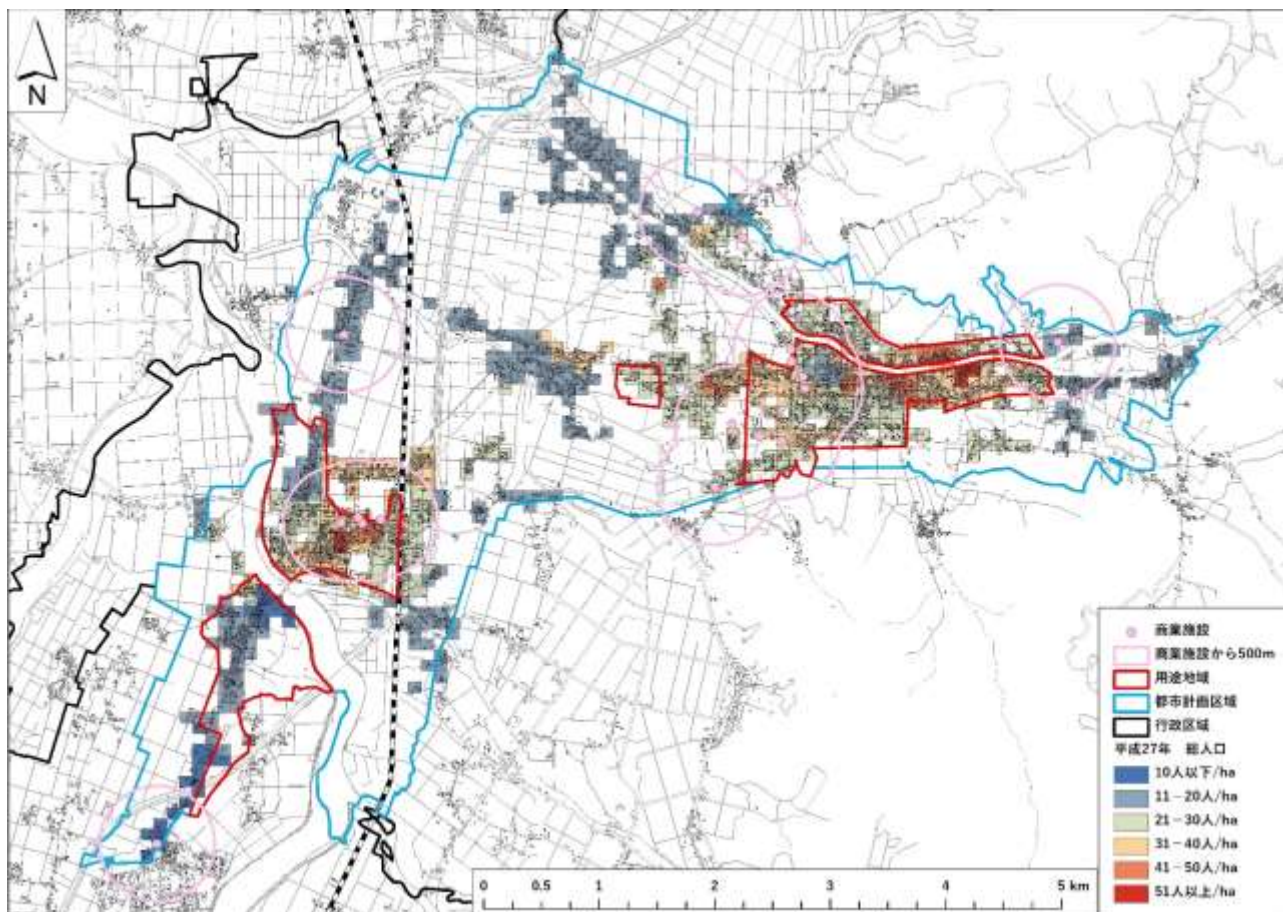
人口カバー率：54.4%
(平成27年都市計画区域人口：16,990人 カバー人口：9,236人)

分類	施設名
小学校	高島町立高島小学校
小学校	高島町立二井宿小学校
小学校	高島町立屋代小学校
小学校	高島町立亀岡小学校
小学校	高島町立和田小学校
小学校	高島町立糠野目小学校
中学校	高島町立高島中学校
高等学校	山形県立高島高等学校
文化施設	文化ホール「まほら」
文化施設	郷土資料館
文化施設	創造の館
文化施設	県立うきたむ風土記の丘考古資料館
文化施設	浜田広介記念館
図書館	図書館
体育施設	町営体育館・武道館
体育施設	町営第二体育館
体育施設	多目的屋内運動場
体育施設	中央公園（野球場・陸上競技場）
運動施設	湯るっと

(5) 商業施設

商業施設の分布状況は以下のとおりです。

図表 商業施設の分布



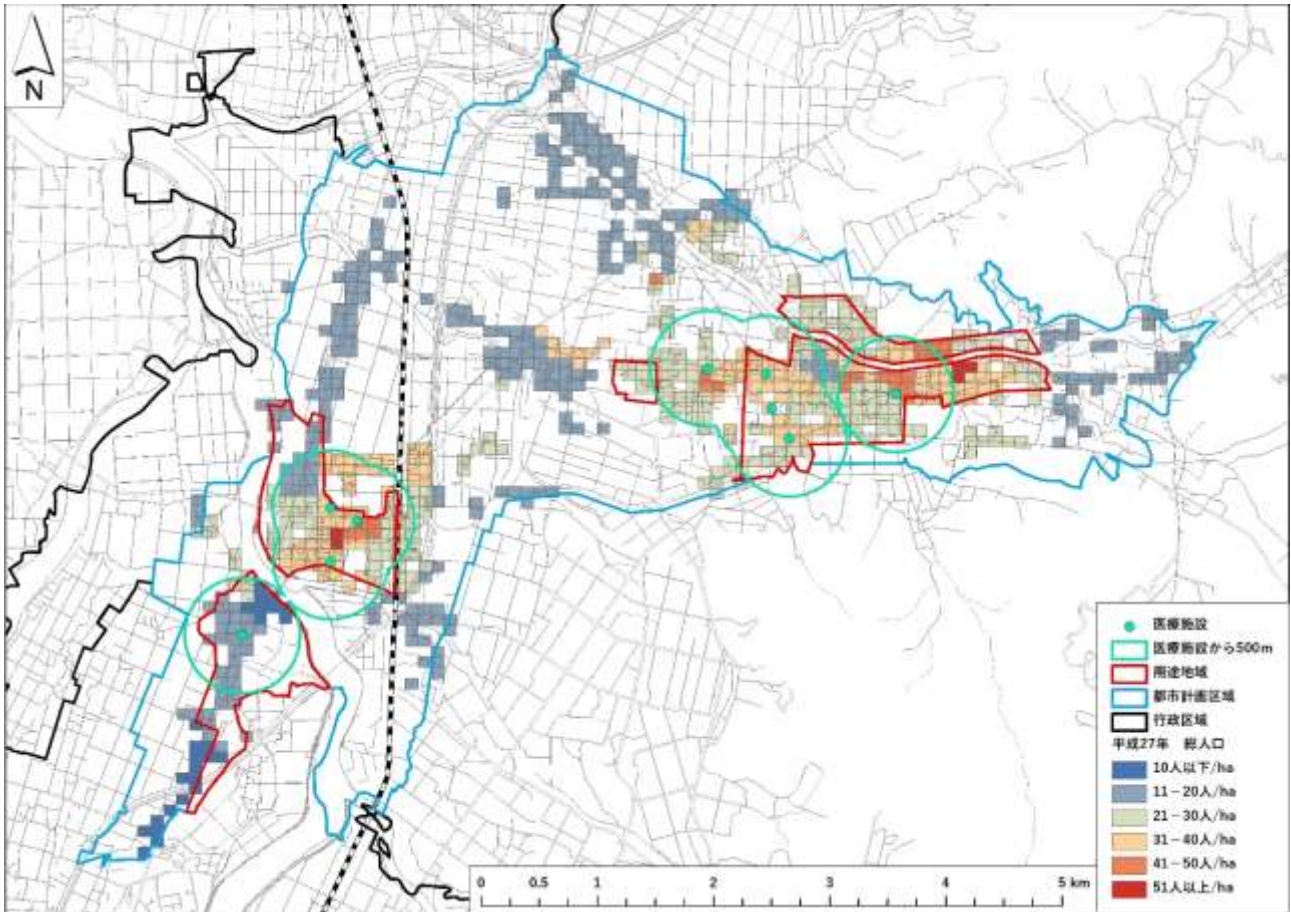
人口カバー率：44.9%
(平成 27 年都市計画区域人口：16,990 人 カバー人口：7,630 人)

分類	施設名
スーパー	株式会社キムラ高島店
スーパー	株式会社ヨークベニマル高島店
スーパー	ヤマザワ高島店
コンビニ	ファミリーマート高島町馬頭店
コンビニ	ファミリーマート高島町竹森店
コンビニ	ファミリーマート高島駅前店
コンビニ	ファミリーマート高島糠野目店
コンビニ	ファミリーマートスズキ高島店
コンビニ	セブンイレブン高島泉岡店
コンビニ	セブンイレブン高島福沢店
コンビニ	セブンイレブン高島竹森店
コンビニ	ローソン高島中央店
ドラッグストア	株式会社カワチ薬品高島店
ドラッグストア	株式会社ヤマザワ薬品ドラッグ高島店
ドラッグストア	株式会社薬王堂山形高島店
ドラッグストア	ツルハドラッグ高島駅前店
ドラッグストア	ツルハドラッグ高島店
ドラッグストア	クスリのアオキ高島店
道の駅	道の駅たかはた・まほろばステーション

(6) 医療施設

医療施設の分布状況は以下のとおりです。

図表 医療施設の分布



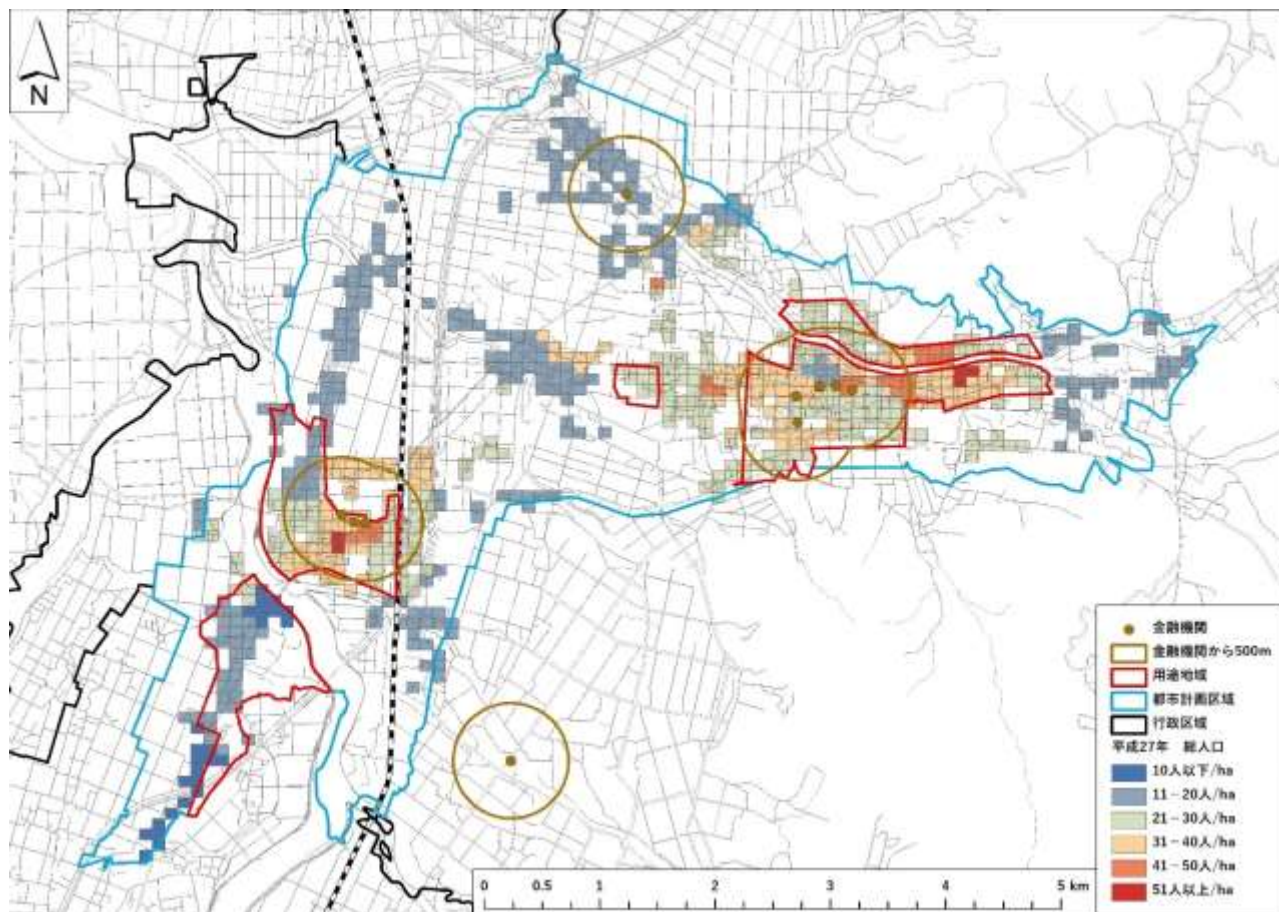
人口カバー率：49.2%
(平成 27 年都市計画区域人口：16,990 人 カバー人口：8,363 人)

分類	施設名
病院	公立高畠病院
診療所	金子医院
診療所	たかはた内科医院
診療所	かすかわ醫院
診療所	相田医院
診療所	上領眼科クリニック
診療所	石井ファミリークリニック
診療所	まつはし内科胃腸科クリニック
診療所	いからし内科クリニック

(7) 金融施設

金融施設の分布状況は以下のとおりです。

図表 金融施設の分布



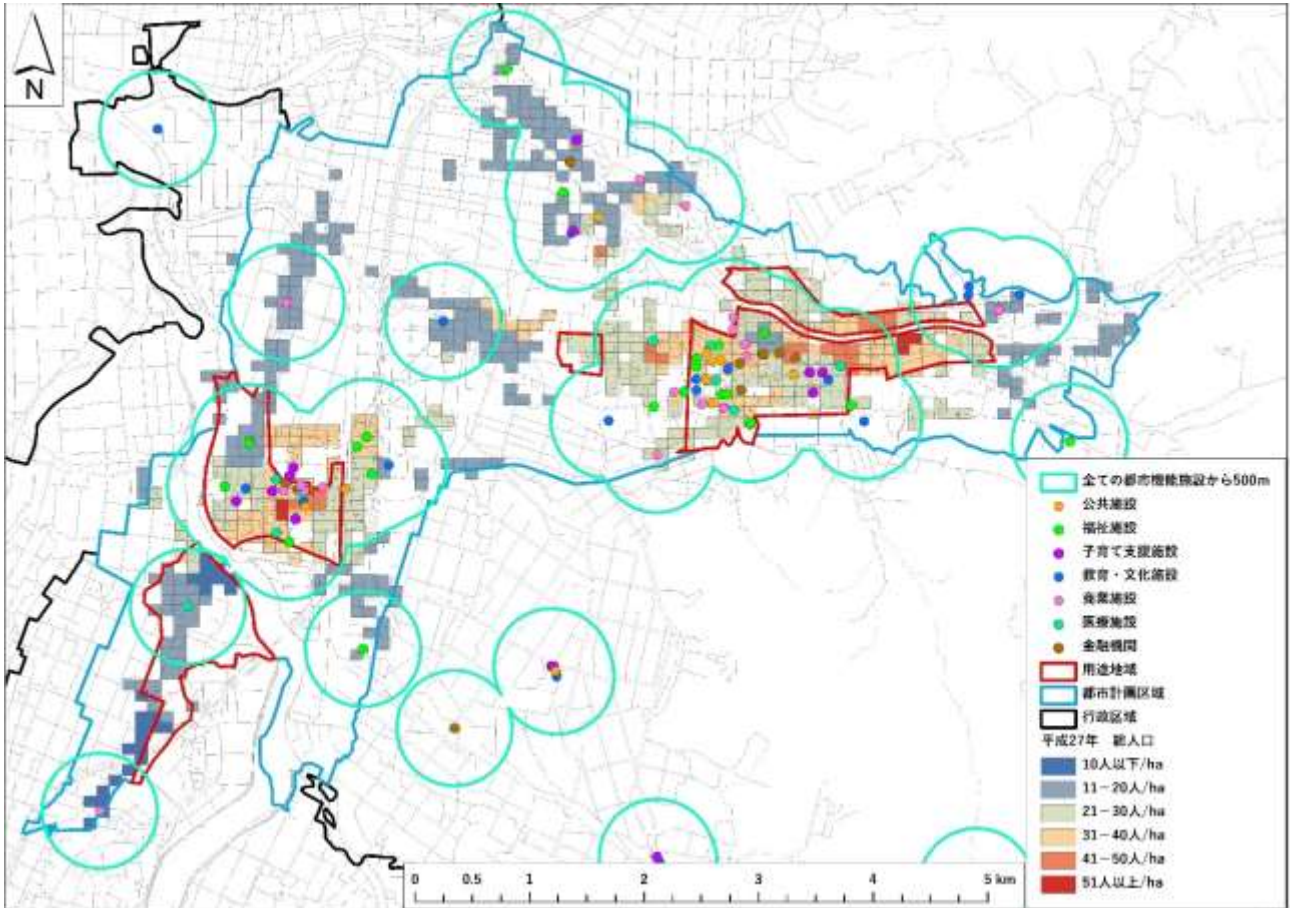
人口カバー率：38.6%
(平成27年都市計画区域人口：16,990人 カバー人口：6,554人)

分類	施設名
郵便局	高畠郵便局
郵便局	二井宿郵便局
郵便局	屋代郵便局
郵便局	亀岡郵便局
郵便局	中和田郵便局
郵便局	糠野目郵便局
信用金庫他	米沢信用金庫高畠糠野目支店
信用金庫他	山形第一信用組合本店
信用金庫他	山形第一信用組合糠野目支店
銀行	JA 山形おきたま/たかはた支店
銀行	株式会社きらやか銀行高畠支店
銀行	株式会社きらやか銀行高畠東支店
銀行	株式会社山形銀行高畠支店

(8) 高島町の都市計画区域範囲における都市機能施設

高島町の都市計画区域における都市機能施設の分布状況は以下のとおりです。

図表 高島町の都市計画区域における都市機能施設の分布



人口カバー率：76.5%
(平成 27 年都市計画区域人口：16,990 人 カバー人口：12,996 人)

分類	都市機能施設	件数	カバー率
1. 公共施設	役場	2	44.8%
	公民館	7	
	消防署	1	
	警察署	1	
	総合コミュニティ施設	1	
2. 福祉施設	居宅介護	9	55.2%
	居宅介護事業所	2	
	介護施設	8	
	障がい者福祉施設	4	
	福祉センター	1	
3. 子育て支援施設	認定こども園	5	35.2%
	保育所	3	
	放課後児童クラブ	7	
	児童遊戯施設	1	
4. 教育・文化施設	小学校	6	54.4%
	中学校	1	
	高等学校	1	
	文化施設	5	
	図書館	1	
	体育施設	4	
	運動施設	1	
5. 商業施設	スーパーマーケット	3	44.9%
	コンビニエンスストア	9	
	ドラッグストア	6	
	道の駅	1	
6. 医療施設	病院	1	49.2%
	診療所	8	
7. 金融施設	郵便局	3	38.6%
	信用金庫他	6	
	銀行	4	

1-1-6 法規制状況の整理

(1) 農業地域

■都市計画区域の大半が農業振興地域に指定

○用途地域を除き都市計画区域のほぼ全域が農業振興地域となっています。

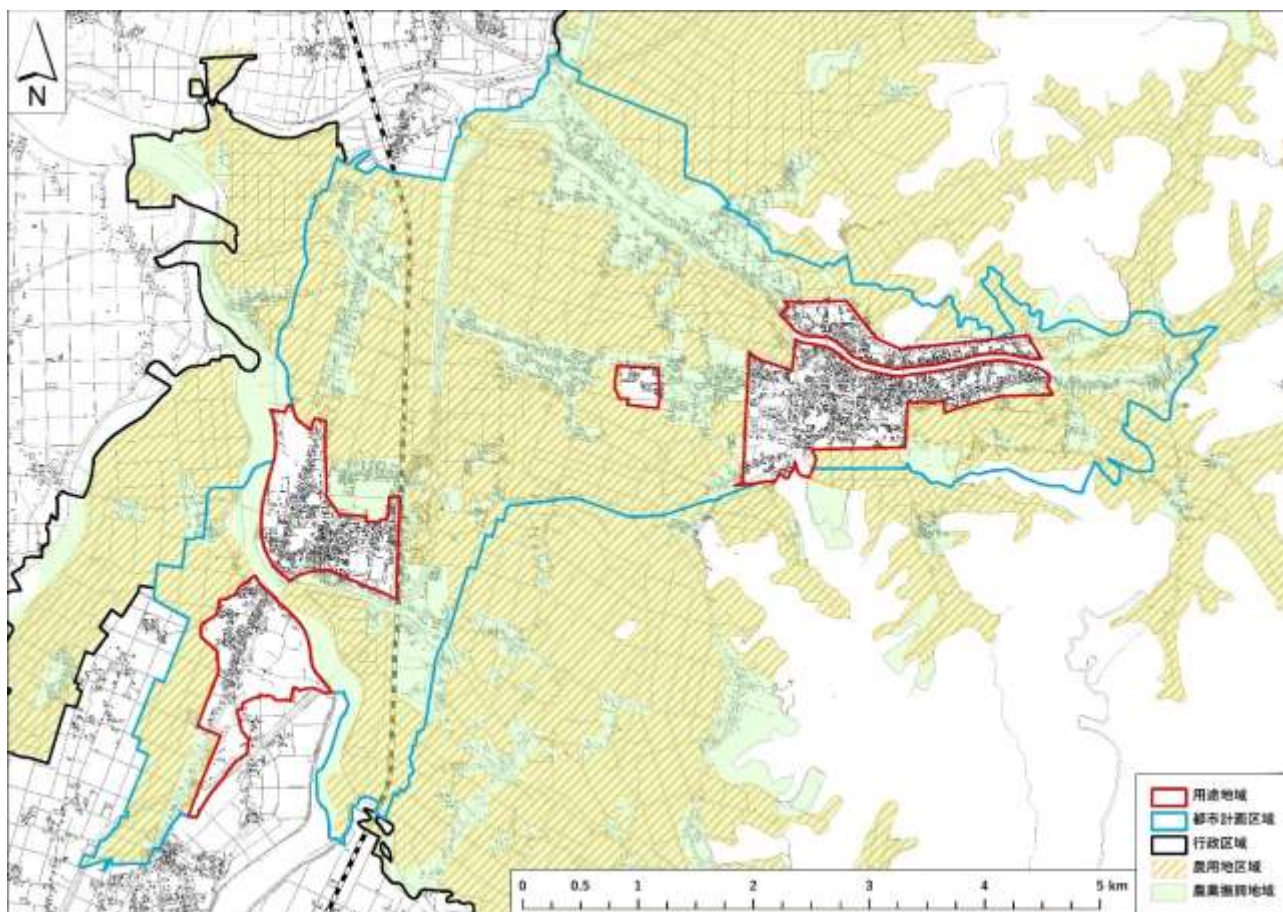


図 農業地域

資料：国土数値情報より作成

(2) 土砂災害警戒区域

■用途地域内には土砂災害特別警戒区域は指定されていない

○高島地区の用途地域の南側縁辺部に、土砂災害警戒区域がありますが土砂災害特別警戒区域はありません。

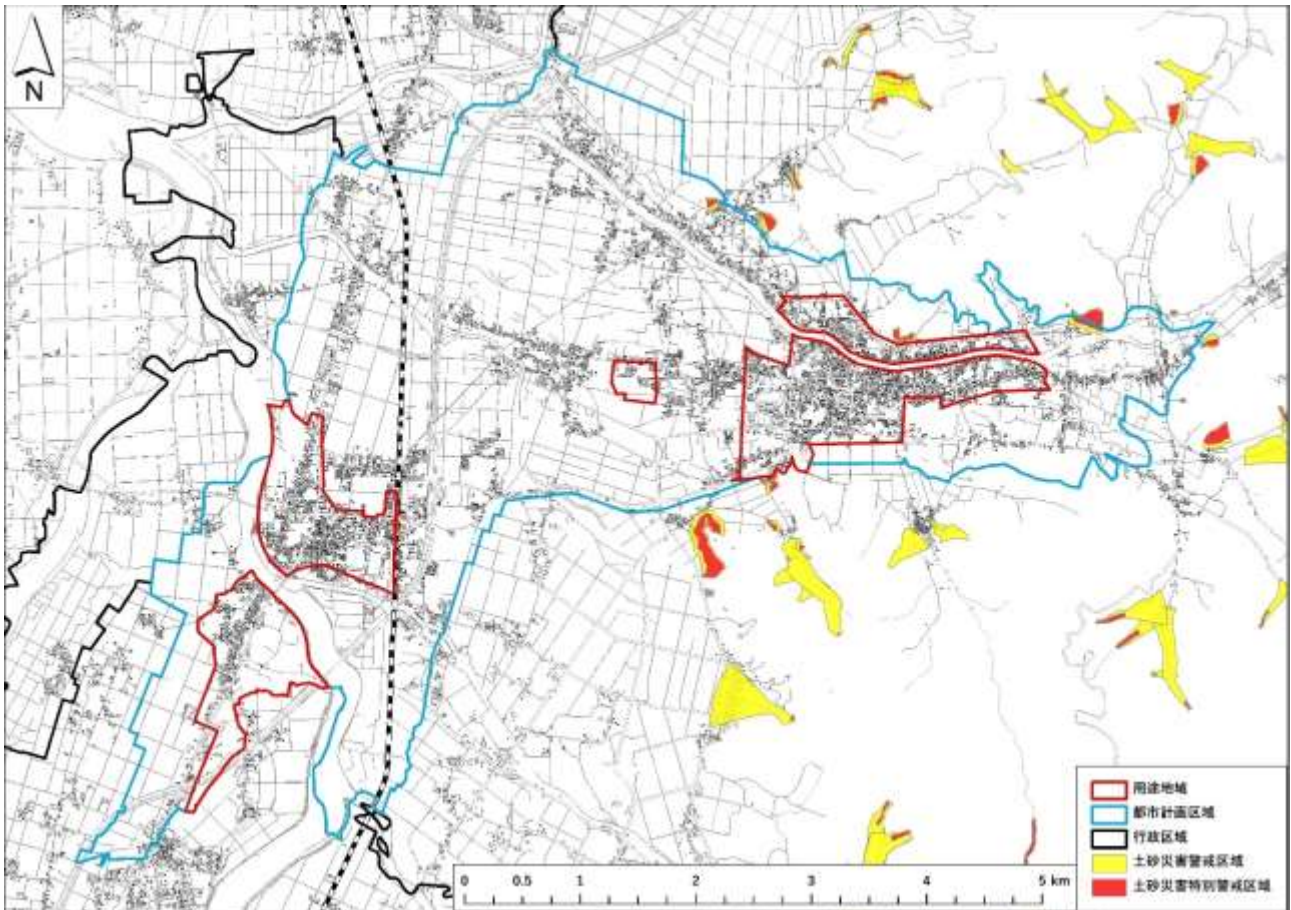


図 土砂災害警戒区域

資料：国土数値情報より作成

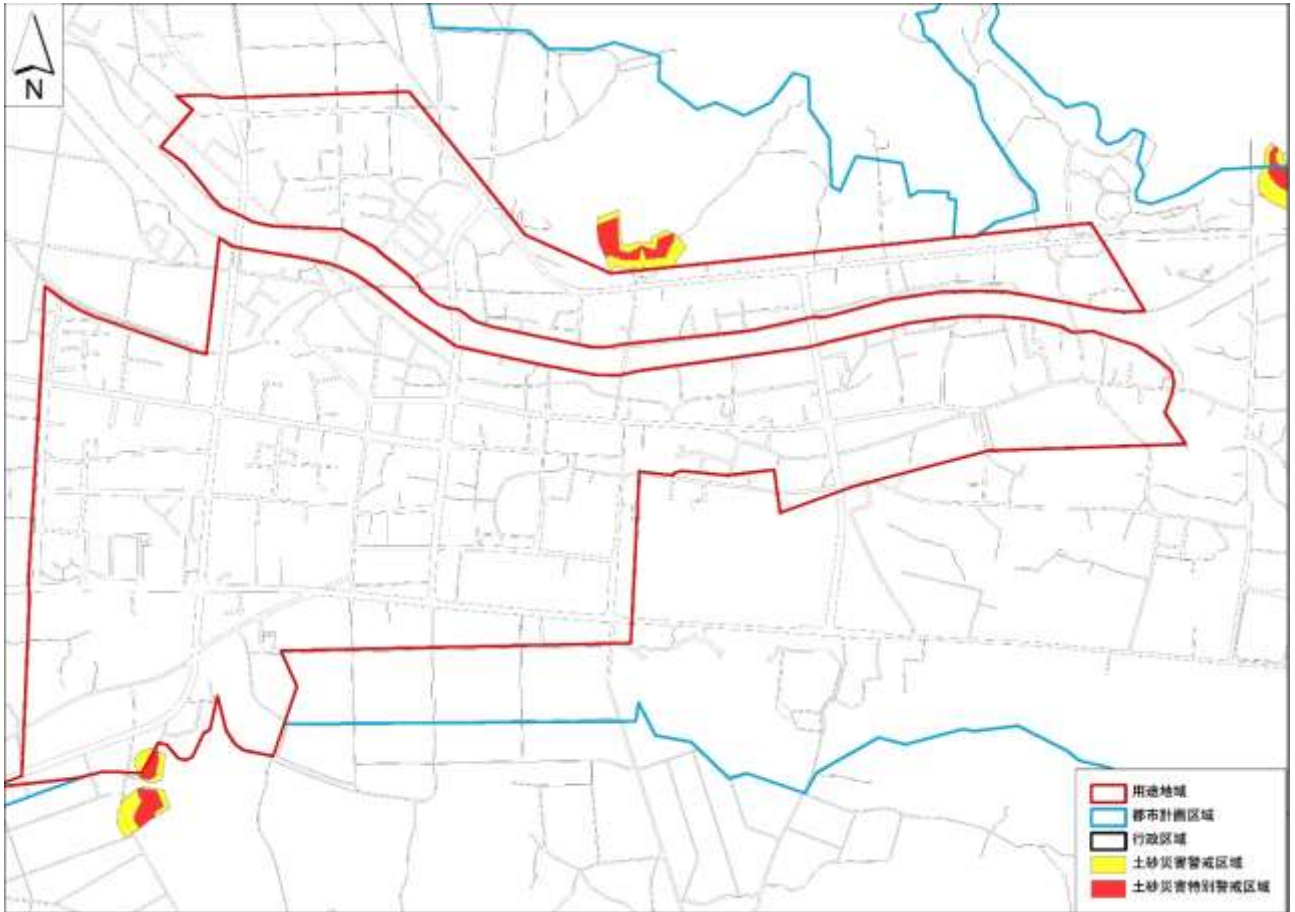


図 土砂災害警戒区域（高島地区 拡大図）

資料：国土数値情報より作成

(3) 浸水想定区域

■用途地域内に洪水浸水想定区域が存在している

○用途地域内に洪水浸水想定区域があり最大で3.0～5.0m未満の浸水が想定されています。

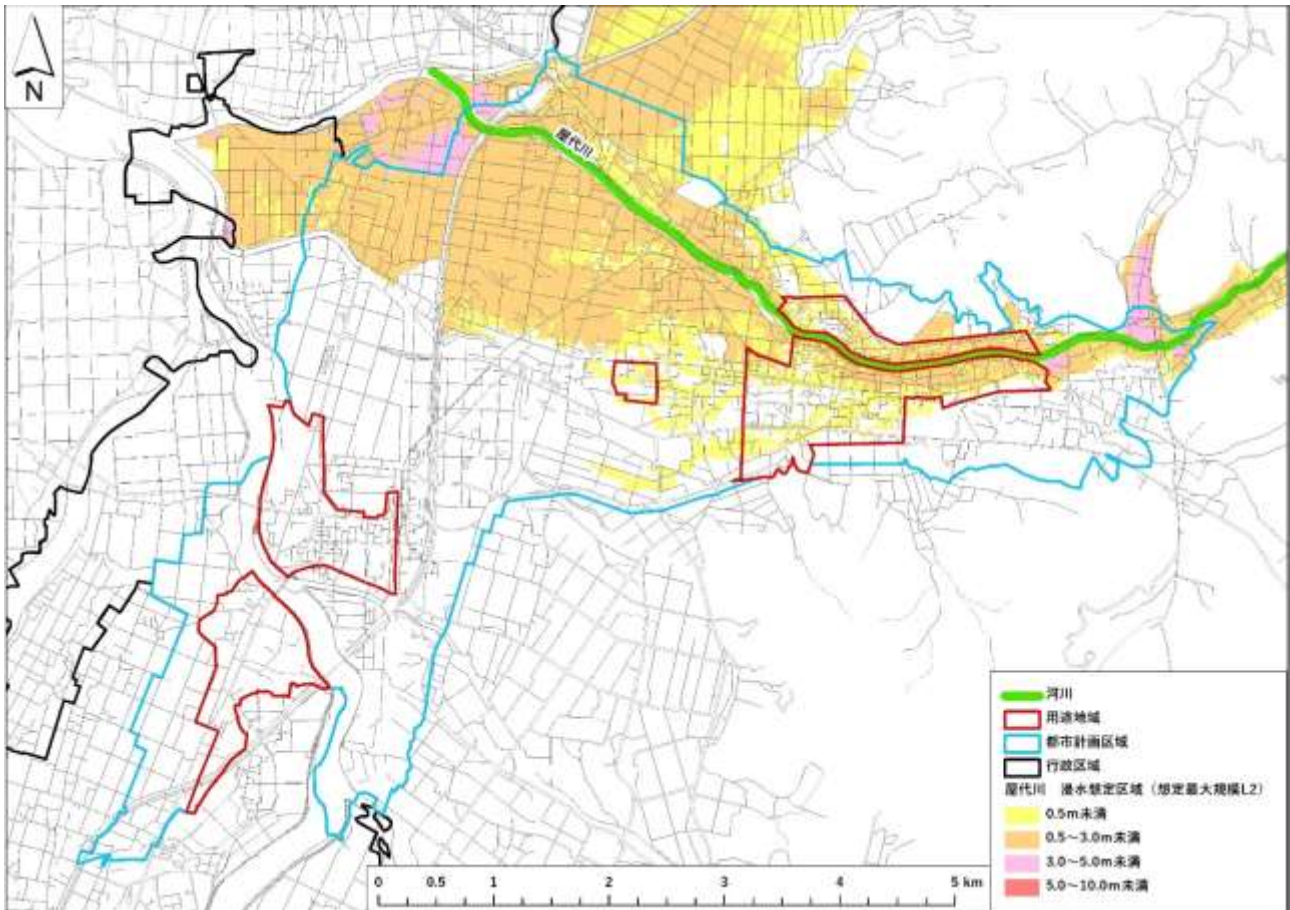


図 屋代川の浸水想定区域 (想定最大規模 L2)

資料：平成 30 年の洪水浸水想定区域図より作成

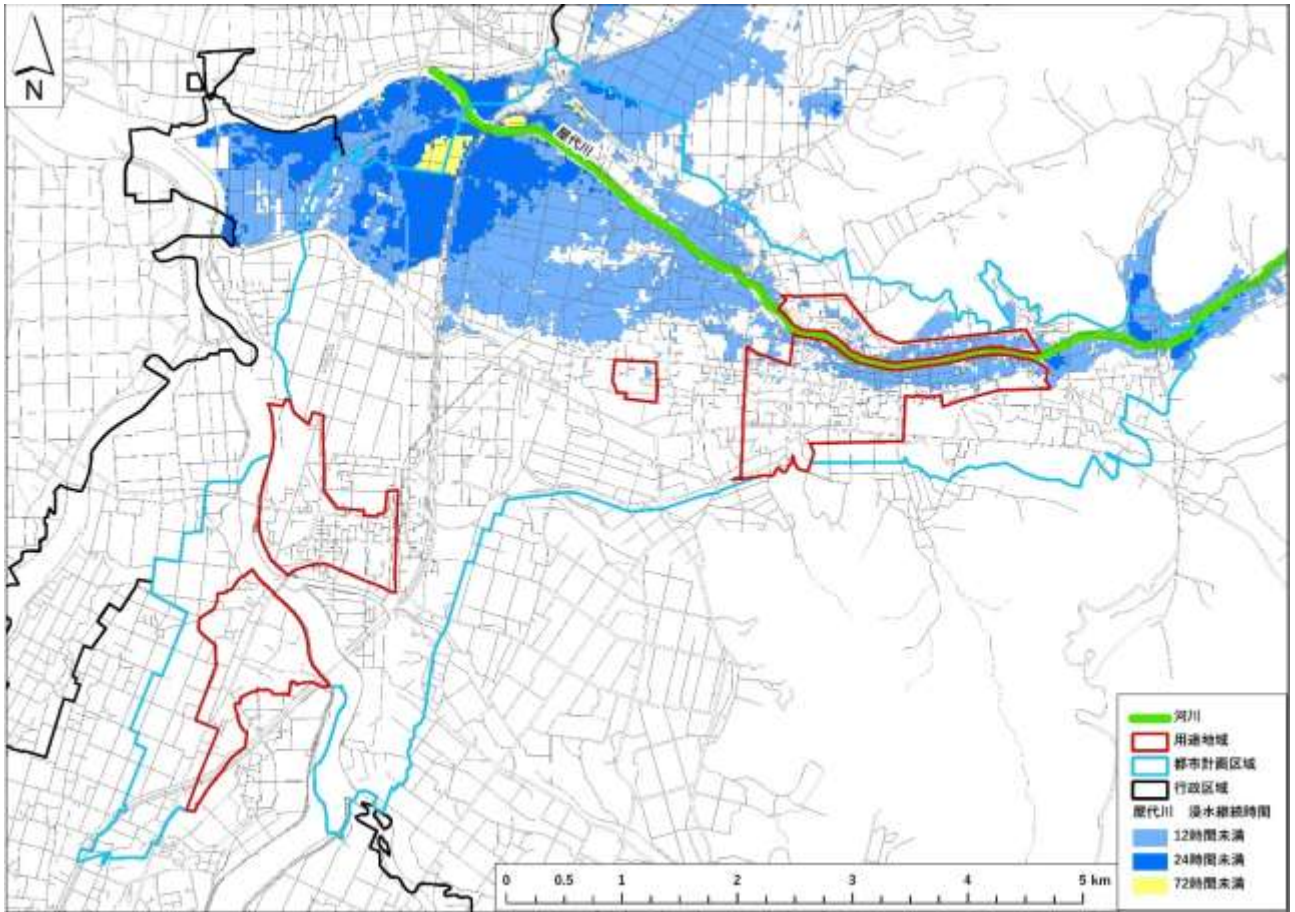


図 屋代川の浸水継続時間

資料：平成 30 年の洪水浸水想定区域図より作成

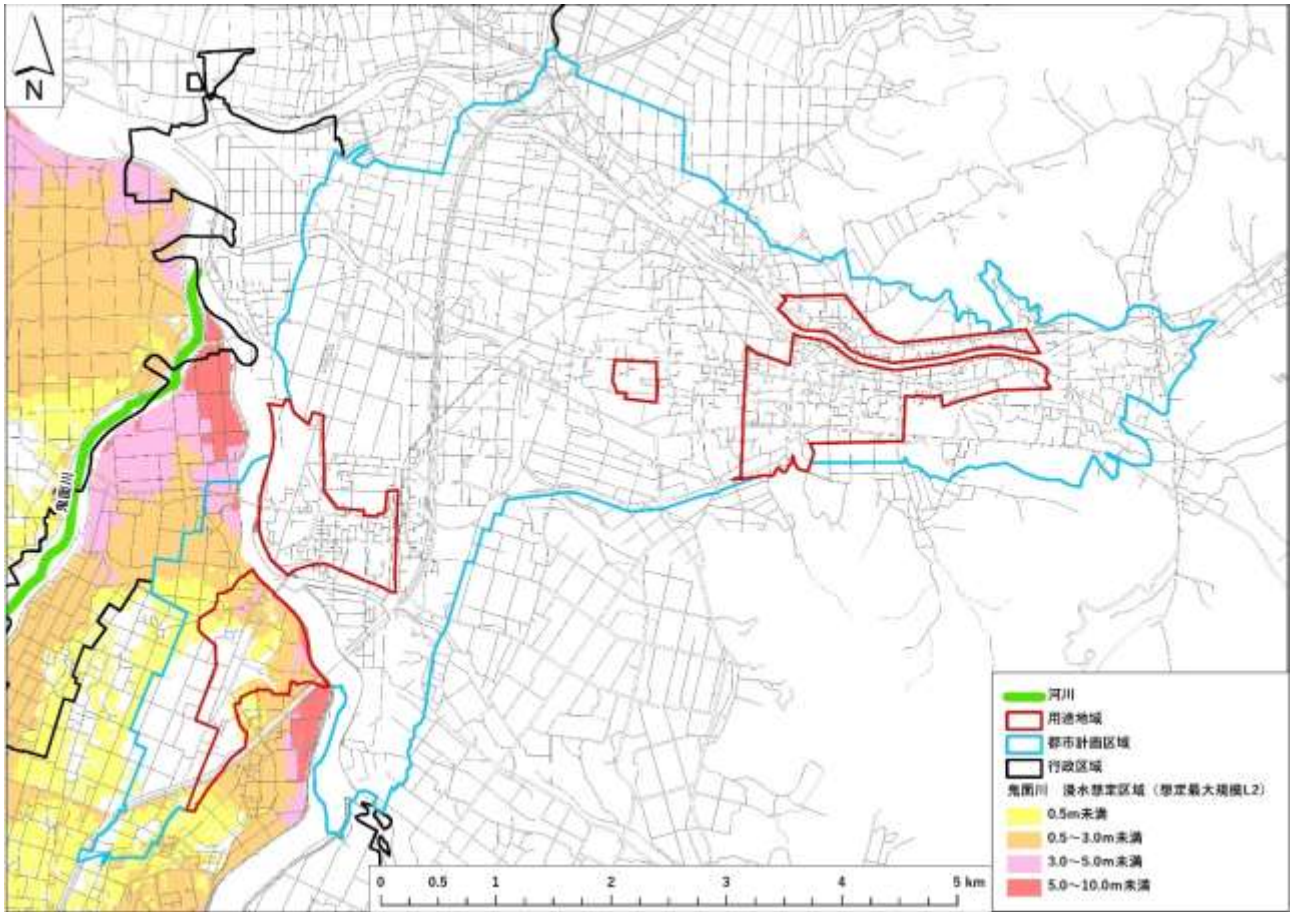


図 鬼面川の浸水想定区域 (想定最大規模 L2)

資料：平成 31 年の洪水浸水想定区域図より作成

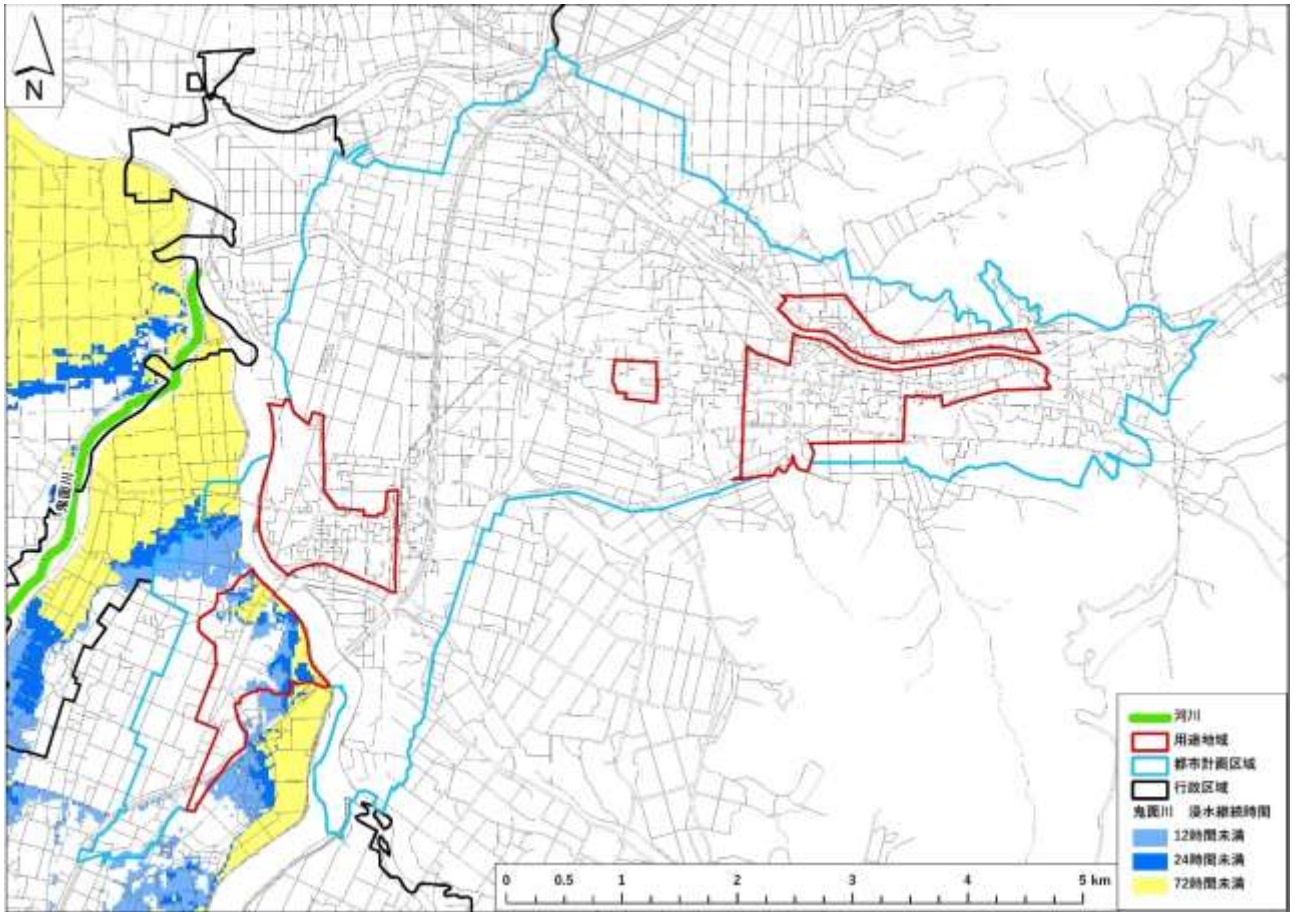


図 鬼面川の浸水継続時間

資料：平成 31 年の洪水浸水想定区域図より作成

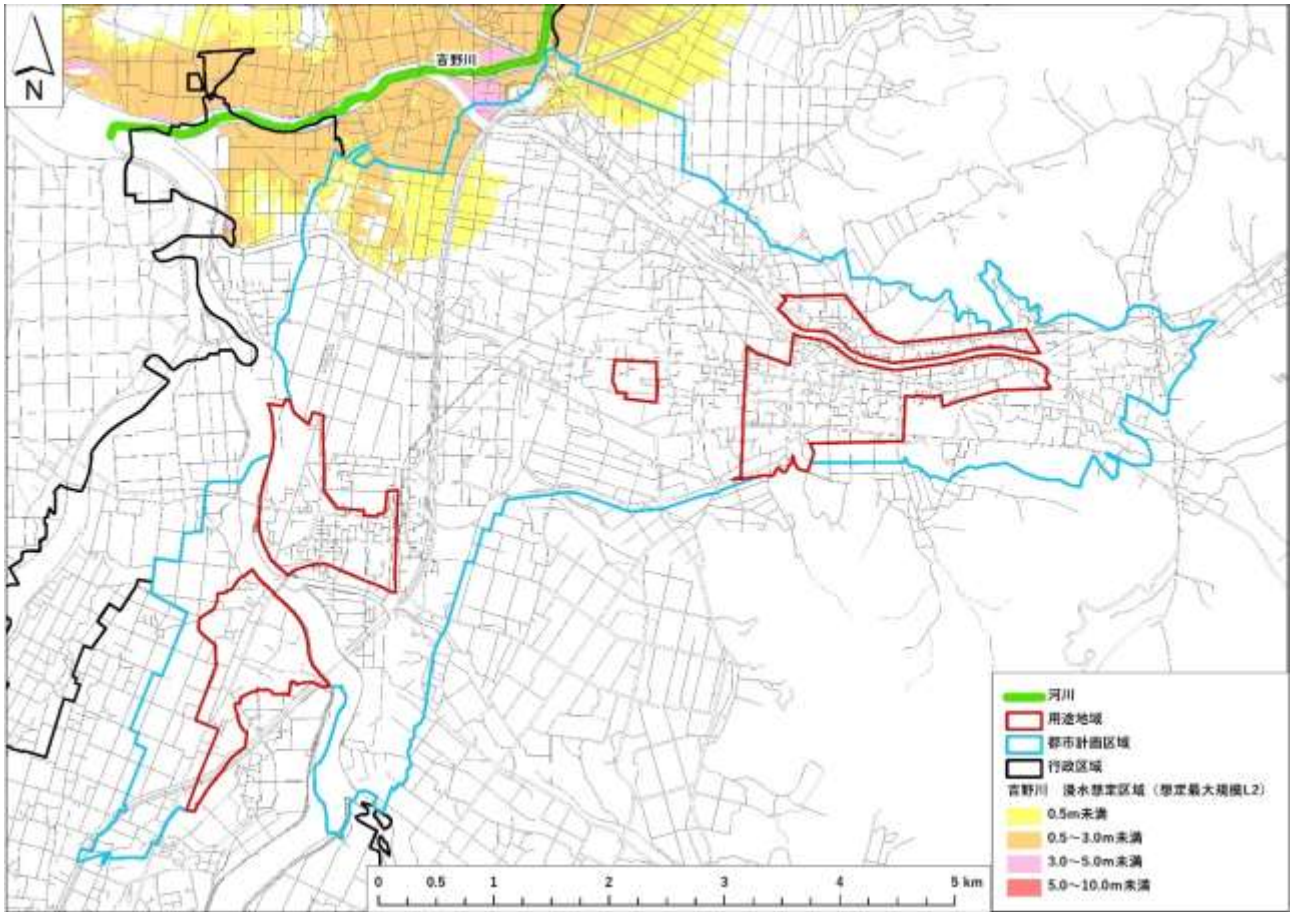


図 吉野川の浸水想定区域 (想定最大規模 L2)

資料：令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

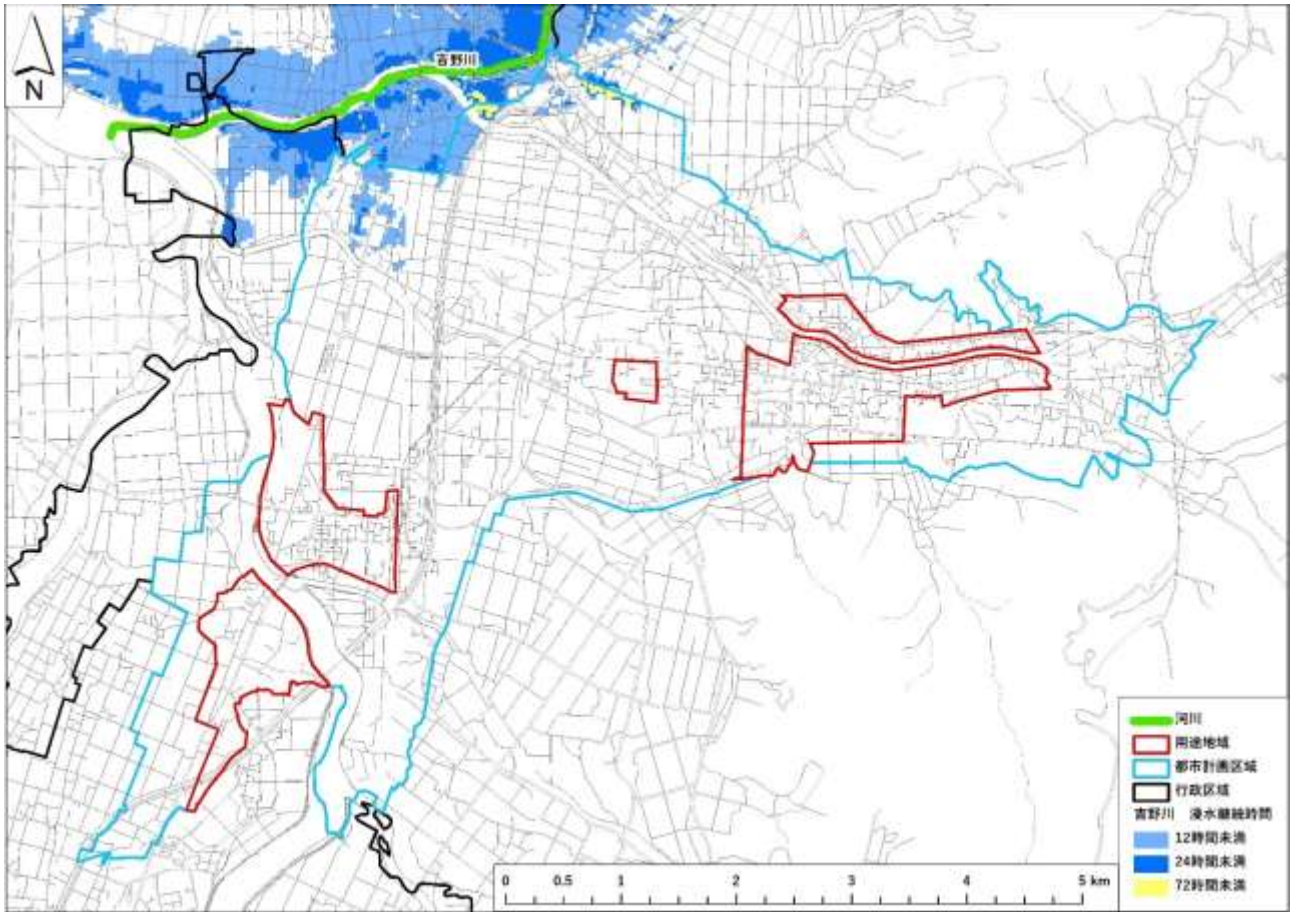


図 吉野川の浸水継続時間

資料：令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

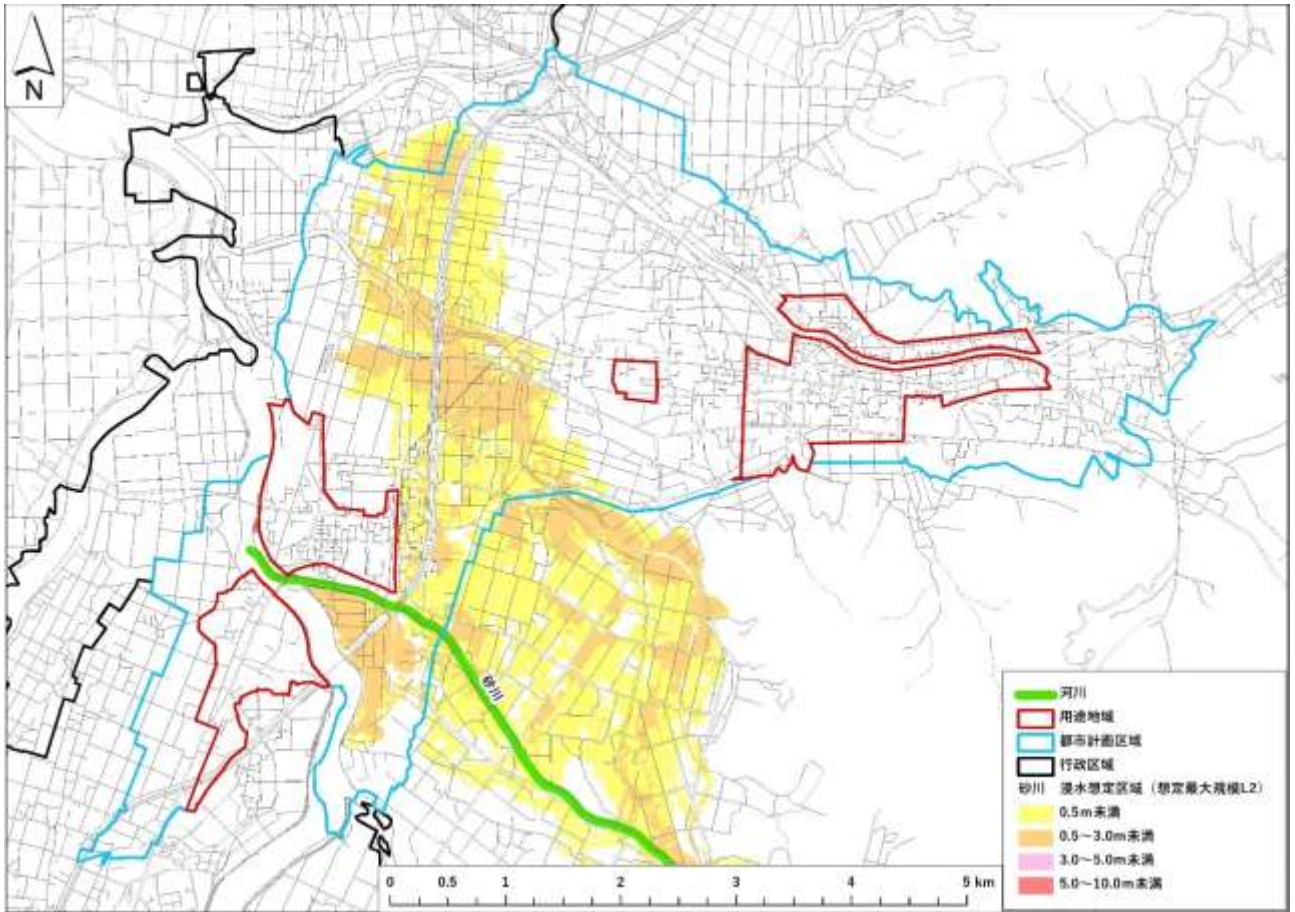


図 砂川の浸水想定区域（想定最大規模 L2）

資料：平成 31 年の洪水浸水想定区域図より作成

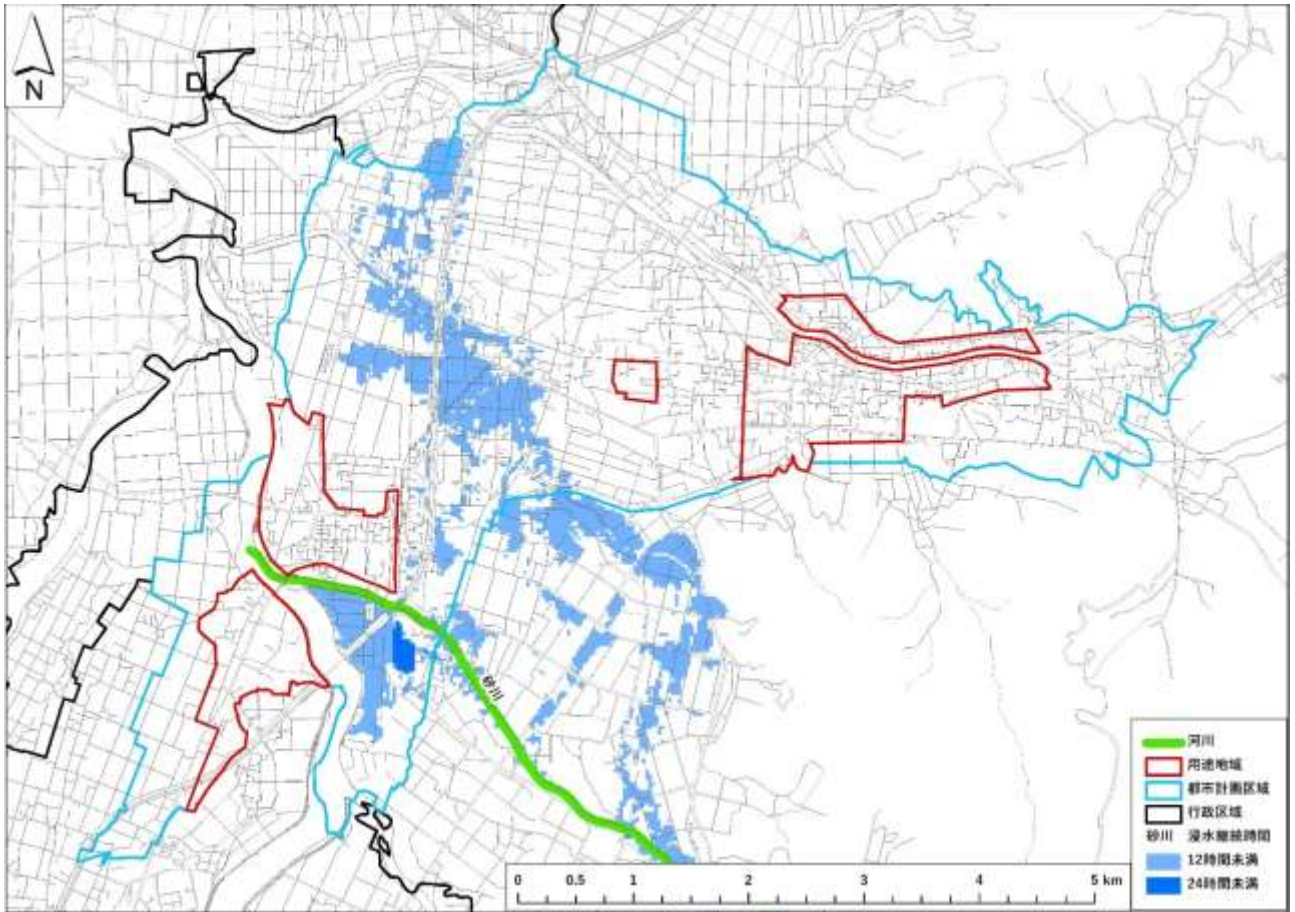


図 砂川の浸水継続時間

資料：平成 31 年の洪水浸水想定区域図より作成

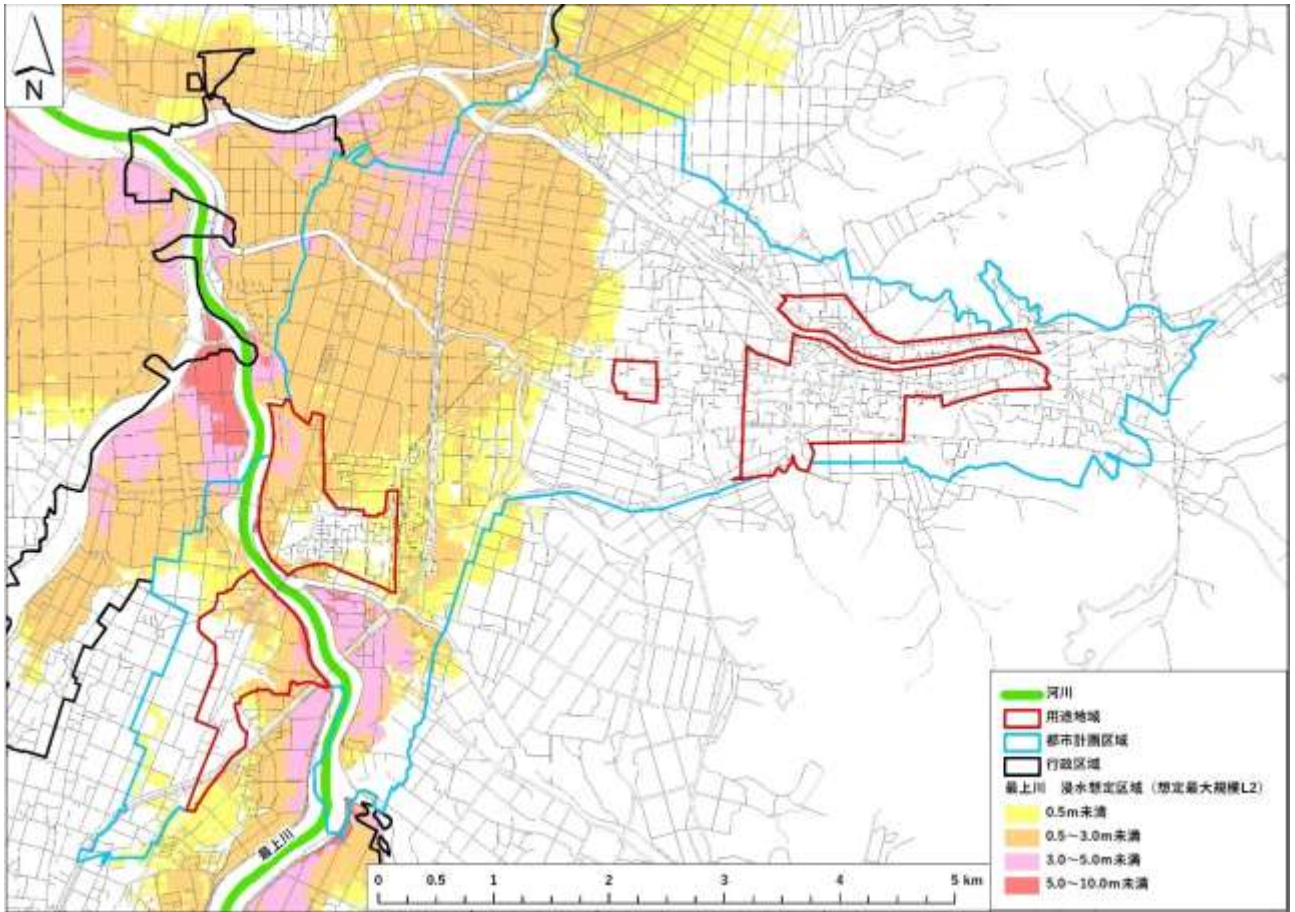


図 最上川の浸水想定区域 (想定最大規模 L2)

資料：平成 31 年の洪水浸水想定区域図より作成

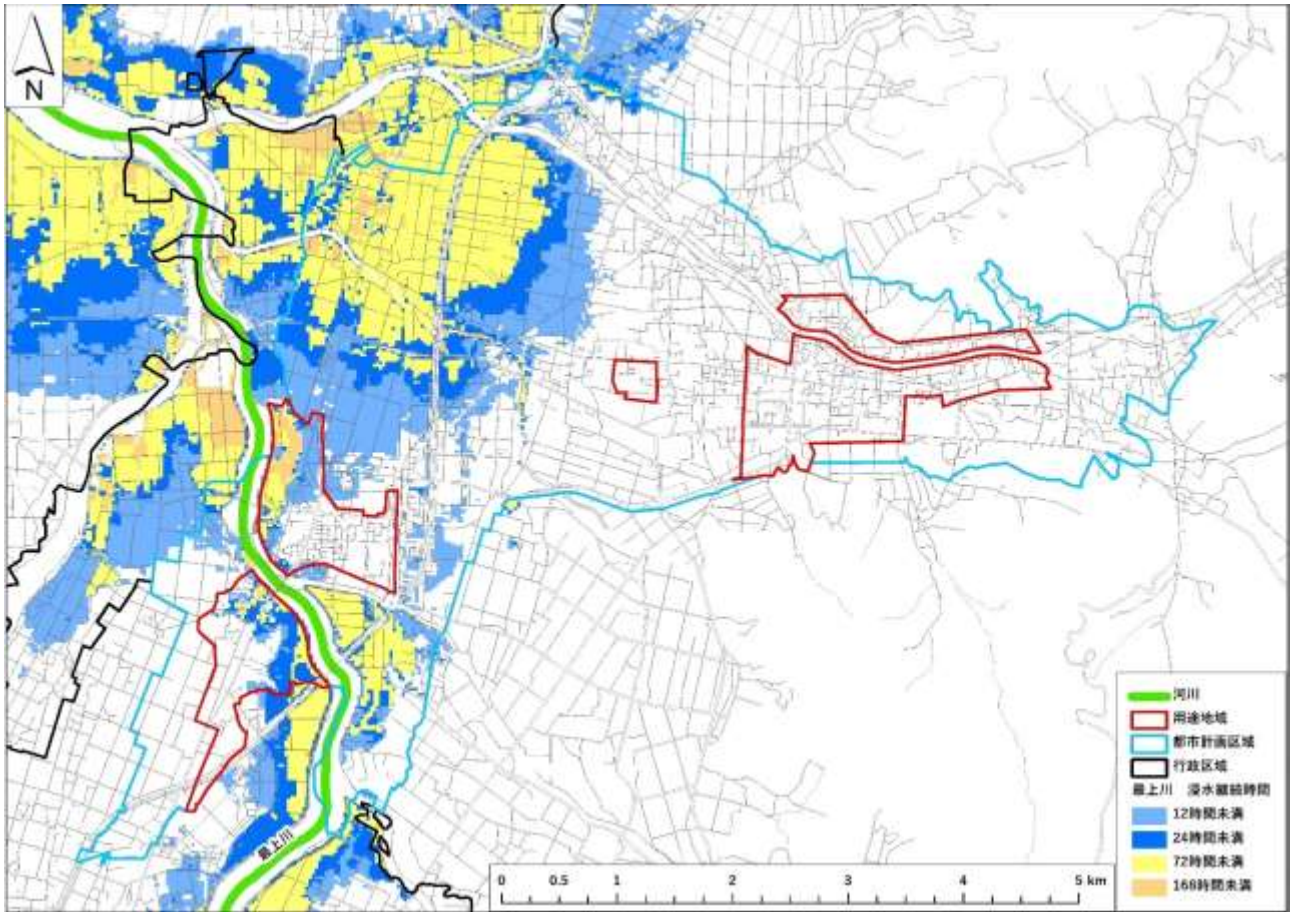


図 最上川の浸水継続時間

資料：平成 31 年の洪水浸水想定区域図より作成

(4) 家屋倒壊等氾濫想定区域

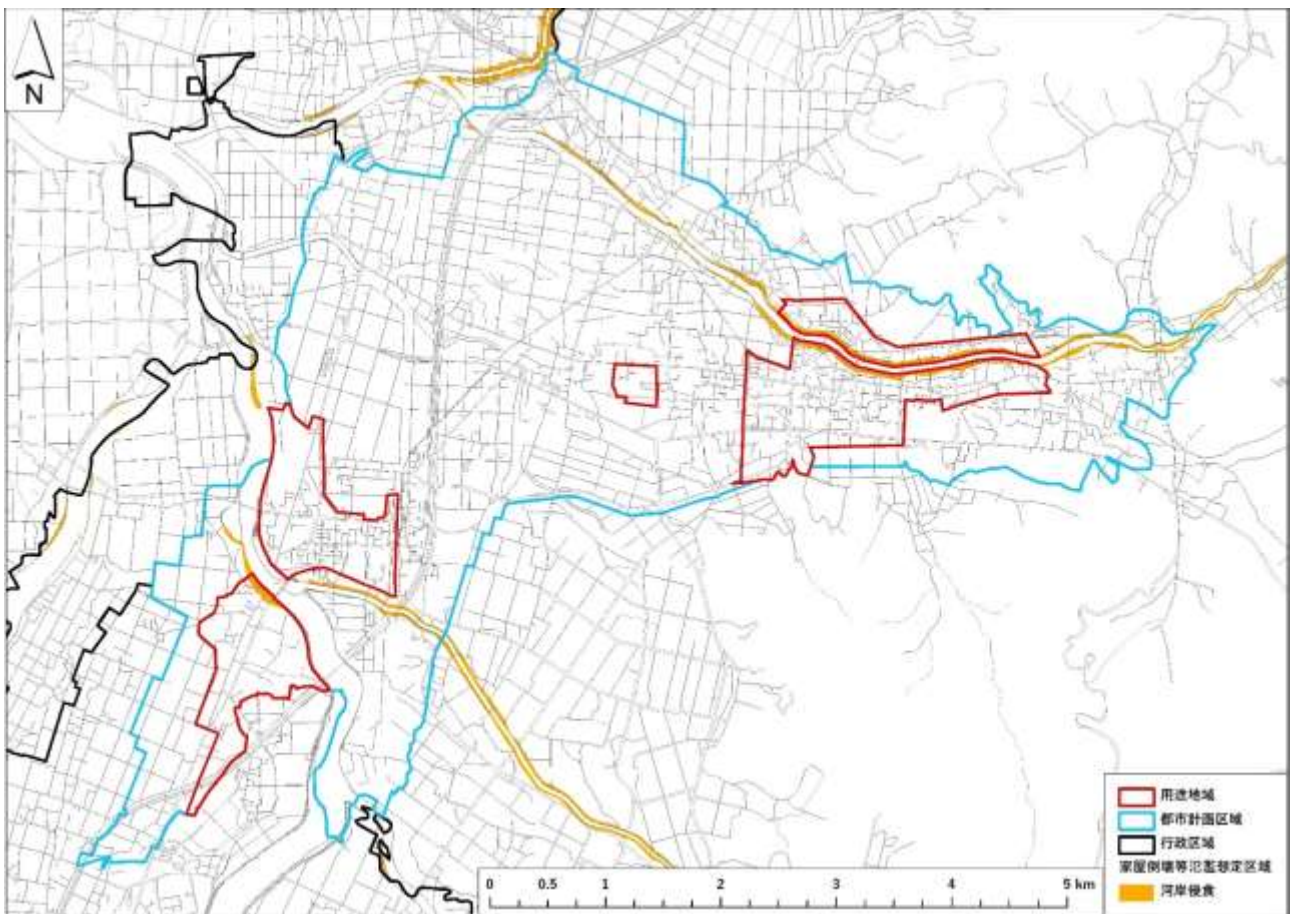


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

資料：平成 30 年、31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

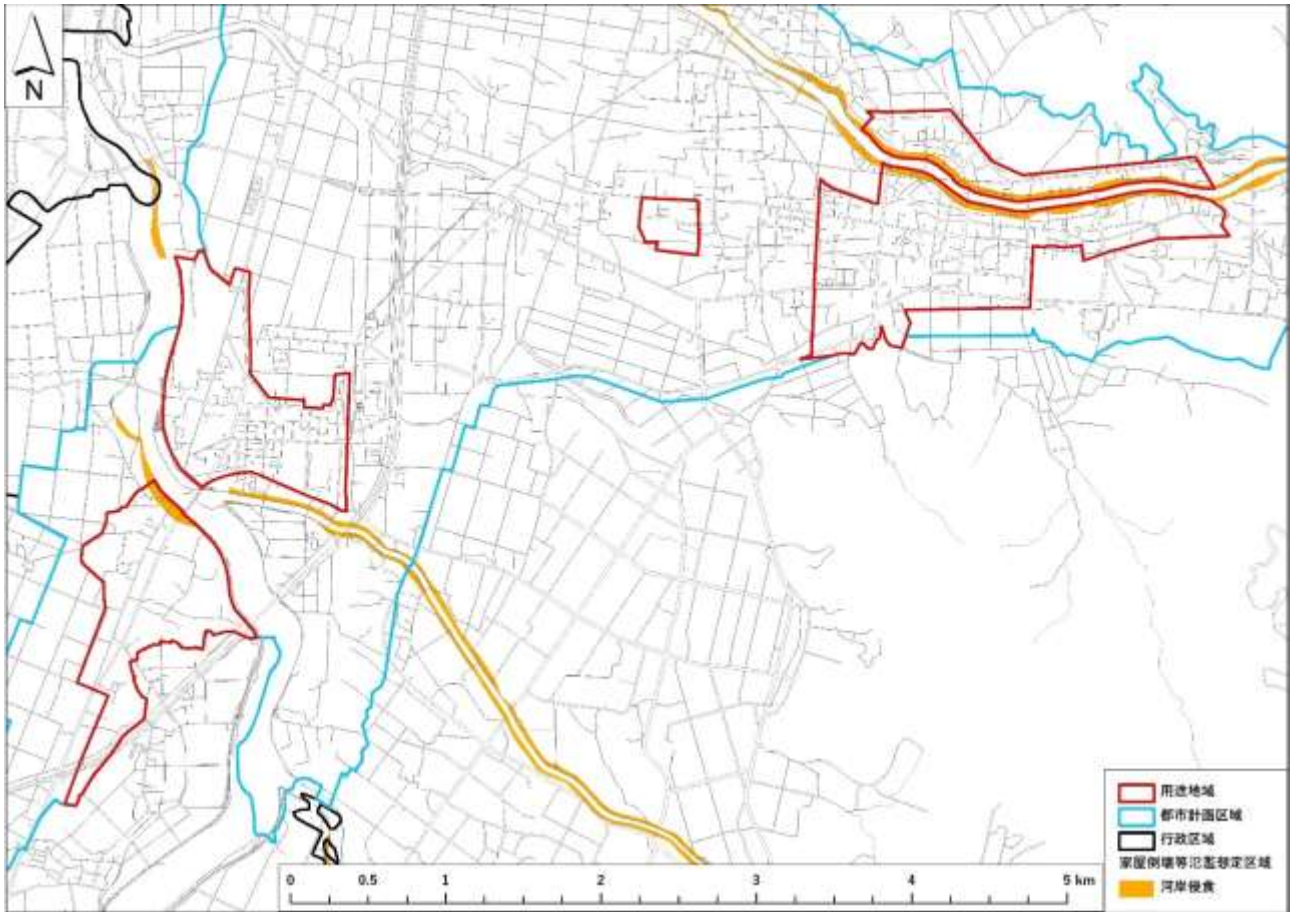


图 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）拡大図

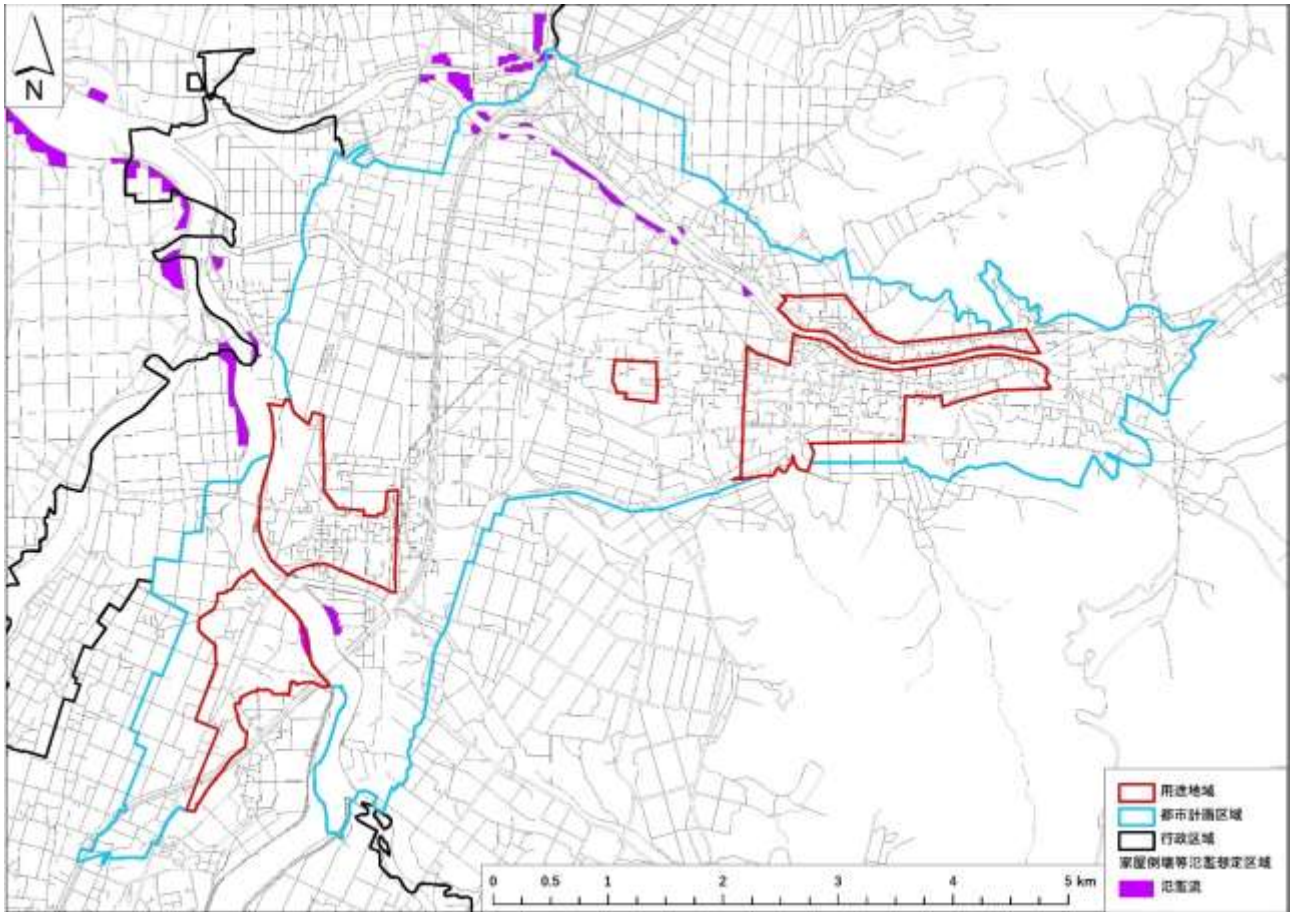


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

資料：平成 31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

※砂川と鬼面川には家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の指定はありません。

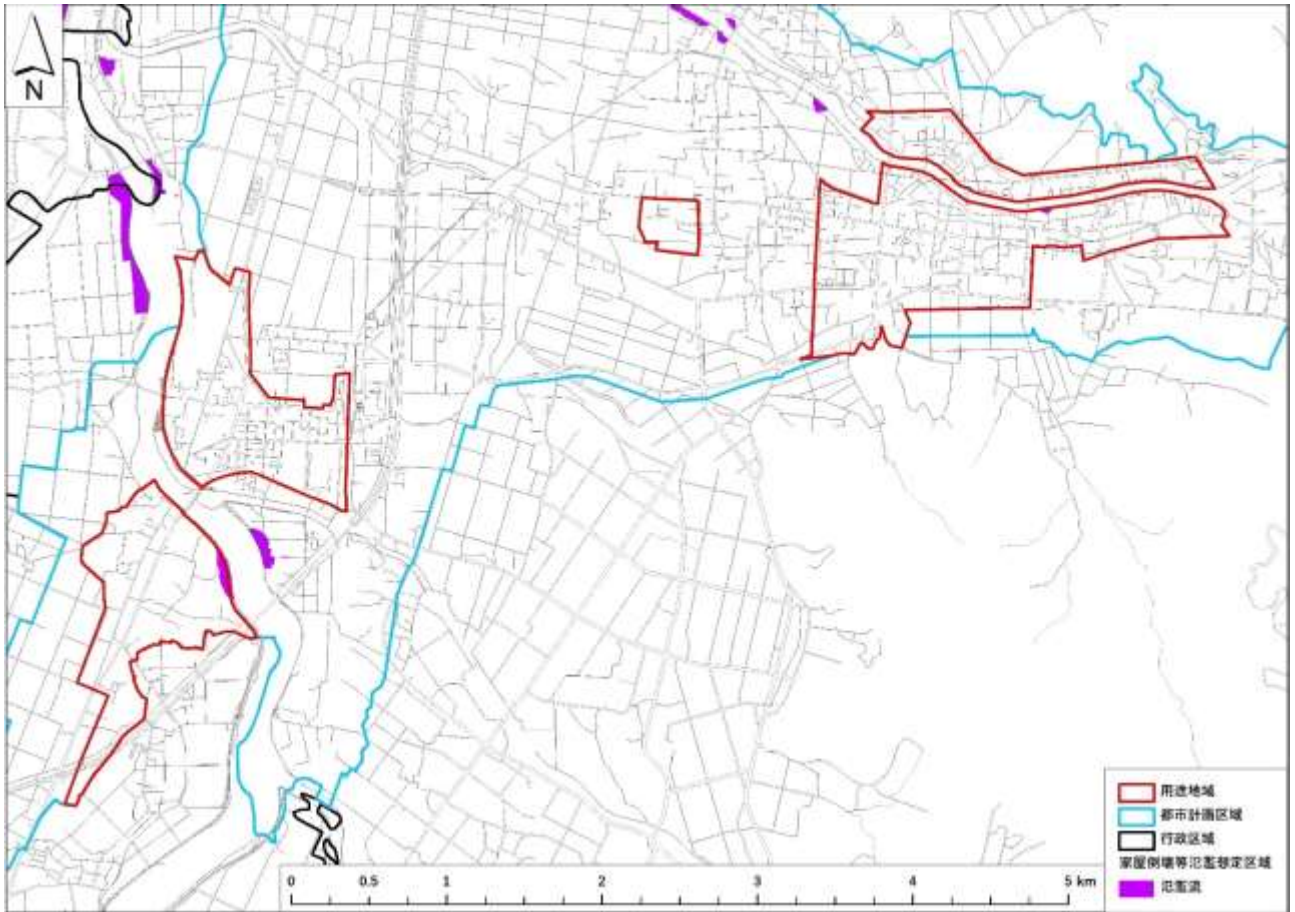


图 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）拡大図

(5) 災害注意エリア

■高畠地区に災害注意エリアが多くみられる

- 災害注意エリアは道路冠水や住宅浸水のおそれがあるエリアになります。
- 用途地域内では高畠地区に災害注意エリアが多くみられます。

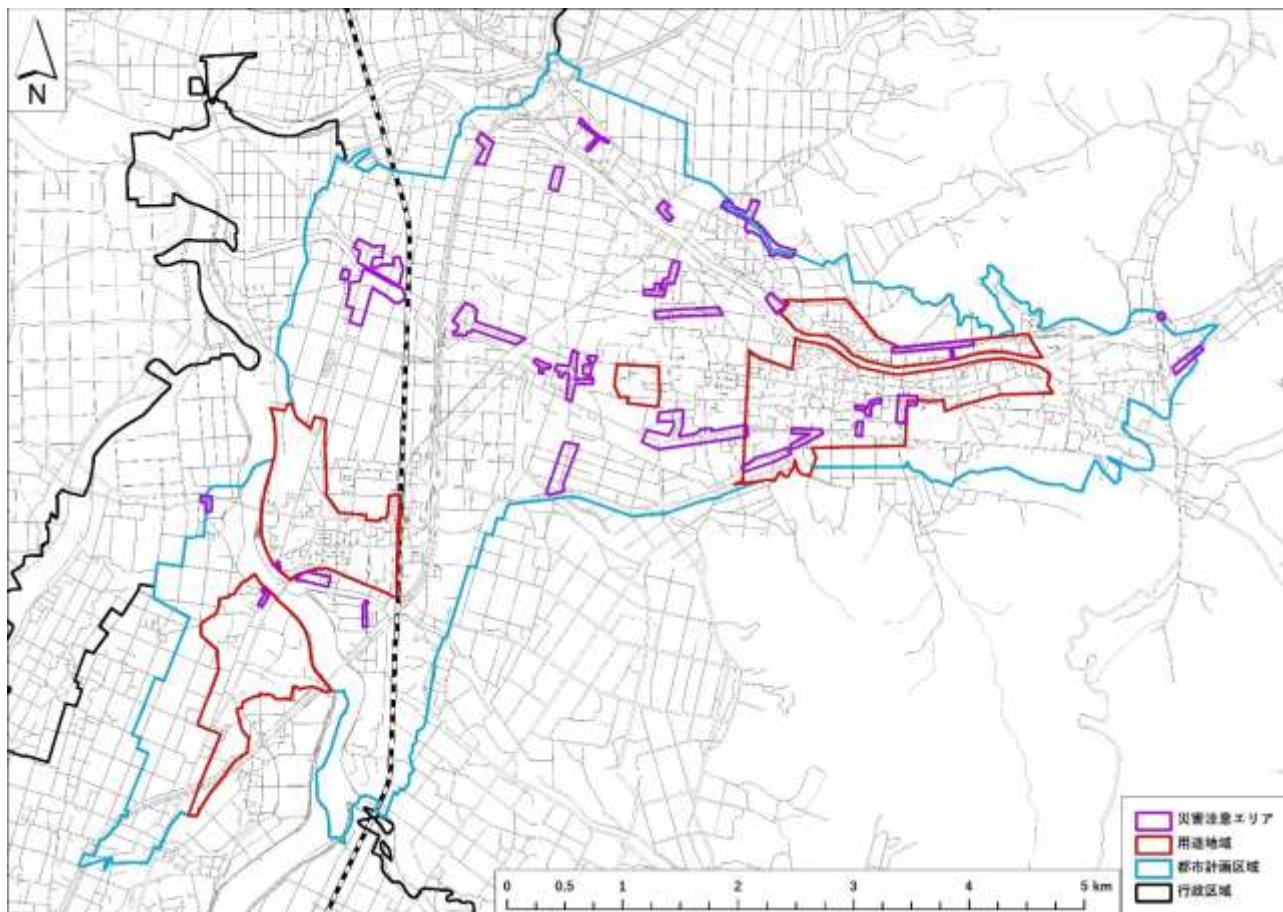


図 災害注意エリア

資料：高畠町防災マップ 2021 年版より作成

1-1-7 経済、財政等の整理

①商業

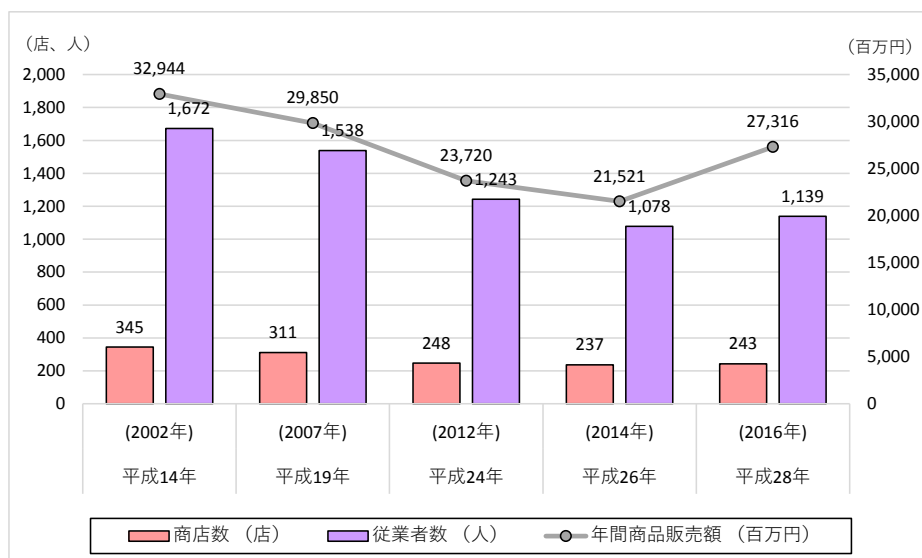
■商店数、年間商品販売額はともに減少傾向

- 平成 28 年（2016 年）の商店数は 243 店舗で、平成 14 年（2002 年）から 102 店舗減少しています。
- 平成 28 年（2016 年）の従業者数は 1,139 人で、平成 14 年（2002 年）から 533 人減少しています。
- 平成 28 年（2016 年）の年間商品販売額は 27,316 百万円で、平成 14 年（2002 年）から 5,628 百万円減少しています。また近年減少傾向にあります。

図表 商店数、従業者数、年間商品販売額の推移

	商店数 (店)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
平成14年 (2002年)	345	1,672	32,944
平成19年 (2007年)	311	1,538	29,850
平成24年 (2012年)	248	1,243	23,720
平成26年 (2014年)	237	1,078	21,521
平成28年 (2016年)	243	1,139	27,316

資料：商業統計調査、経済センサス活動調査
 ※令和 4 年 6 月時点で公表されているデータは平成 28 年が最新



②工業

■近年では事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに横ばいの状況

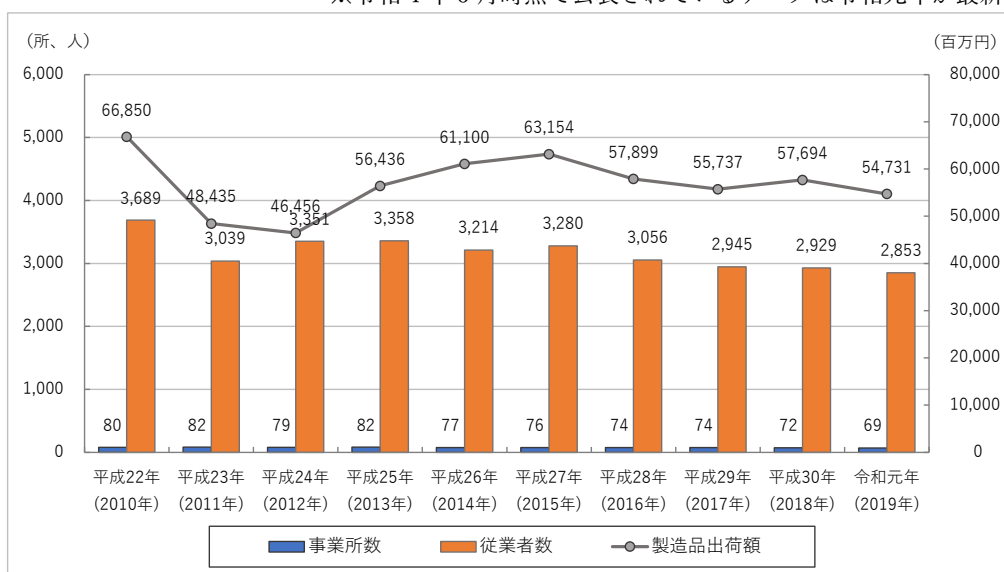
- 令和元年（2019年）の事業所数は69事業所で、平成22年（2010年）から11事業所減少しています。
- 令和元年（2019年）の従業者数は2,853人で、平成22年（2010年）から836人減少しています。
- 令和元年（2019年）の製造品出荷額は54,731百万円で、平成22年（2010年）から12,119百万円減少しています。
- 近年の平成29年（2017年）以降は事業所数、従業者数、製造品出荷額ともに横ばいの状況が続いています。

図表 事業所数、従業者数、製造品出荷額の推移

	事業所数 (所)	従業者数 (人)	製造品出荷額 (百万円)
平成22年 (2010年)	80	3,689	66,850
平成23年 (2011年)	82	3,039	48,435
平成24年 (2012年)	79	3,351	46,456
平成25年 (2013年)	82	3,358	56,436
平成26年 (2014年)	77	3,214	61,100
平成27年 (2015年)	76	3,280	63,154
平成28年 (2016年)	74	3,056	57,899
平成29年 (2017年)	74	2,945	55,737
平成30年 (2018年)	72	2,929	57,694
令和元年 (2019年)	69	2,853	54,731

資料：工業統計調査

※令和4年6月時点で公表されているデータは令和元年が最新



③財政

■歳入は国庫支出金が増加、歳出では総務費、商工費、災害復旧費が増加

○本町の財務状況（一般会計）は、令和元年（2019年）度の歳入は約14,588百万円、歳出は約13,931百万円となっています。

○令和元年（2019年）度では、歳入歳出ともに増加しています。

○歳出では、民生費、災害復旧費が増加傾向にあります。また、総務費、商工費はコロナウイルス感染症対策により令和2年（2020年）度に急増しています。

表 歳入決算額（一般会計）の推移（百万円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	
自主財源	町税	2,255	2,323	2,363	2,375	2,463	2,412
	諸収入	443	301	271	303	285	226
	繰越金	489	403	334	496	449	572
	分担金・負担金	92	83	79	92	48	54
	使用料・手数料など	125	112	113	91	86	62
	繰入金	230	259	311	360	290	352
	小計	3,634	3,480	3,470	3,717	3,621	3,677
依存財源	地方交付税	3,913	3,919	3,921	3,741	4,009	3,888
	国庫支出金	1,039	1,122	1,062	1,184	1,143	4,484
	町債	1,624	1,391	654	1,880	1,072	689
	県支出金	737	748	759	784	841	969
	地方消費税交付金	431	383	404	435	409	504
	地方譲与税	151	149	149	150	152	154
	その他の交付金	113	82	107	112	115	222
小計	8,008	7,795	7,056	8,287	7,741	10,911	
合計	11,642	11,275	10,525	12,004	11,362	14,588	

資料：高島町HP（町の財政状態）より

表 歳出決算額（一般会計）の推移（百万円）

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
民生費	3,038	3,147	3,242	3,653	3,334	3,525
公債費	987	1,033	944	1,015	1,066	1,114
総務費	1,426	1,337	1,290	1,328	1,503	3,760
教育費	1,854	1,753	1,020	1,855	1,230	1,205
労働費	60	51	51	51	46	45
土木費	982	990	1,124	1,011	1,008	1,047
農林水産業費	768	507	497	565	535	555
衛生費	1,021	879	887	1,134	988	1,031
諸支出費	0	0	0	0	0	0
消防費	476	698	455	440	450	512
議会費	144	129	129	127	126	124
商工費	419	410	378	374	376	741
災害復旧費	63	7	11	0	129	271
合計	11,239	10,941	10,029	11,555	10,790	13,931

資料：高島町HP（町の財政状態）より

1-2 上位関連計画の整理

1-2-1 東南置賜圏域都市計画区域マスタープラン

策定年次	平成 30 年 4 月
目標年次	令和 17 年 (2035 年)
基本理念	県境を超えた新たなネットワークにより、次世代の産業創出に向けた活力と魅力あふれる、人・歴史・文化が織りなす産業都市圏
市街地像	「広域連携」～都市間連携を推進する都市づくり～ 「多様な交流」～都市の魅力を活かした活力ある都市づくり～ 「まちなか賑わい」～賑わいあるコンパクトな都市づくり～ 「安全・安心」～いのちを守る都市づくり～
主要な都市計画の決定の方針(土地利用)	<p>1 主要用途の配置の方針</p> <p>主要用途機能は、既存の土地利用を基本とし、業務・商業地、工業地、住宅地に分類します。</p> <p>○拠点の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務や商業の中心地区や駅周辺地区を拠点に位置づけ配置します。 →高島地区、糠野目地区 <p>○土地の利用分類</p> <p>I) 業務・商業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の商業系用途地域を商業・業務地として位置づけ、土地の高度利用を図りながら、買い物、業務の利便性の向上を図るとともに、飲食や文化・スポーツ・教養等の機能の充実を図り、中心商業地の形成を推進します。 →高島地区、糠野目地区等 <p>II) 工業地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の工業系用途地域を工業地として位置づけ、周辺環境との調和に配慮しつつ、工業外に立地する既存工場の移転・集約化を図りながら、機能の維持・増進を図ります。 →国道 13 号沿いの工業地等 <p>III) 住宅地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行の住居系用途地域を住宅地として位置づけ、居住環境の向上を図ります。 ・住宅地に配置すべき人口等を適切に収容し得る規模とし、人口の減少が予測されている場合には、規模の拡大は極力避ける必要があります。一方、世帯数の増加の状況や適正な人口密度の設定についても十分考慮し、適切に配置します。 ・地域の特性や地域の目指すまちづくりのニーズに応じた良好な住宅環境を確保するため、必要に応じて地区計画制度の活用などにより、目指すべき土地利用を図ります。

<p>主要な都市計画の決定の方針(土地利用)</p>	<p>2 市街地の土地利用の方針</p> <p>○土地の高度利用に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境の確保や業務の利便性を向上する適正な土地利用を誘導するため、用途地域を適切に指定します。 ・既成市街地において、地区計画や特別用途地区等を重層的に指定するなど、地域地区を有効に活用することで、防災性向上、まちなみ景観形成及び空き家・空き地等の対策強化等を図り、地区の特性に応じたきめ細かな土地利用の規制・誘導を進めます。 ・中心市街地での集合住宅や複合施設の立地を促進し、土地の有効利用を図ります。 ・まちなかにある遊休施設等の既存インフラの有効活用を図る土地利用を進めます。 ・大規模集客施設については、立地適正化計画で位置づける都市機能誘導区域等への誘導を図ります。 <p>○居住環境の改善又は維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・織物業や醸造業などの地場産業を育成すべき区域などにおいては、特別用途地区、地区計画などを必要に応じて適切に活用することにより、ものづくりと生活環境の共存・調和を図ります。 ・住居系に特化した地域では、地区特性をふまえたきめ細かな用途地域見直しや地区計画制度の活用により住環境を保全します。 ・まちなか住環境保全のため、高度地区の指定等、建物高さのルールづくりを促進します。 <p>○都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歴史的建造物は、地域の文化遺産として保存・活用に努めます。また、眺望、景観を妨げないように、建築物の無秩序な高層化や意匠を抑制します。 ・公共施設の緑化と併せて、計画的な市街地整備を行う地区などでは、地区計画制度、緑地協定、等を活用して、緑を増やしていきます
<p>主要な都市計画の決定の方針(都市施設)</p>	<p>1 交通施設</p> <p>○主要な施設の配置の方針</p> <p>基本指針に基づき、都市計画道路を中心に以下のとおり配置します。</p> <p>I) 自動車専用道路(圏域内外の広域的な連携)</p> <p>→東北中央自動車道 [(都) 高島南陽線]、新潟山形南部連絡道路 [(都) 梨郷深沼線]</p> <p>II) 主要幹線道路(圏域内の連絡)</p> <p>→国道 113 号 [(都) 深沼旭町線]、(都) 本町幸町線</p> <p>III) 都市幹線道路(主要幹線道路への接続)</p> <p>→(都) 竹森中里線、(都) 相森小郡山線、(都) 中央通り線、(都) 下町本町線、(都) 高島川西線、(都) 入生田深沼線</p> <p>IV) 駅前広場(交通結節機能) →高島駅</p> <p>○主要な施設の整備目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・概ね今後 10 年以内に優先的に実施する予定の事業は次のとおりとします。 (都) 南陽上山線(東北中央自動車道) 区間: 南陽高島 IC 付近 (都) 下町本町線 区間: 高島町下町~高島町駅前

主要な都市計画の決定の方針(都市施設)

2 下水道及び河川

○主要な施設の配置の方針

・河川、汚水及び雨水排水施設の各整備計画と整合を図りながら、治水安全性の向上及び生活環境の改善を図ります。

○主要な施設の整備目標

・概ね今後10年以内に優先的に実施する予定の事業は以下のとおりとします。

I) 下水道

→高畠都市計画公共下水道

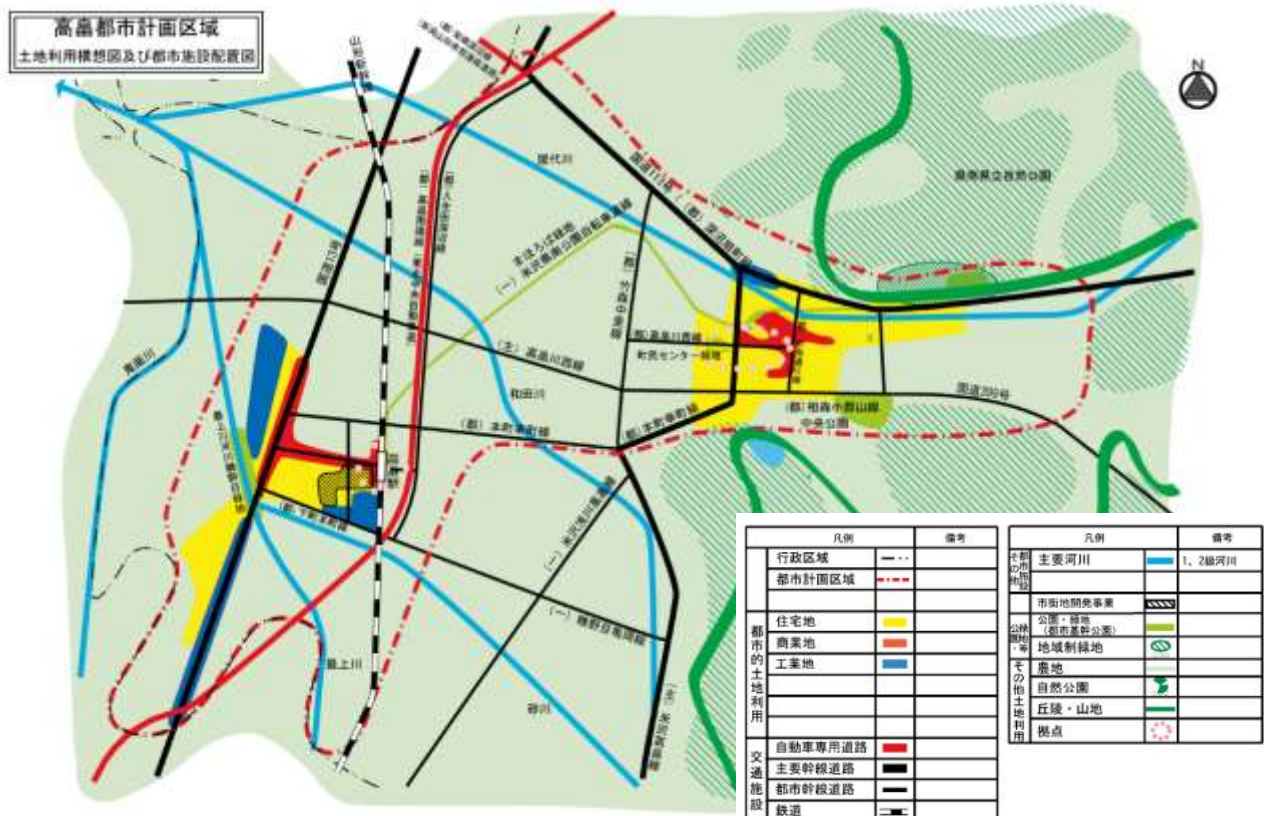
II) 河川

→屋代川河川改修事業

3 その他の都市施設

・医療施設や高齢者福祉施設、子育て施設等の配置計画を策定し、都市計画に位置づけることを促進します。なお、施設等の建替え・増築等に当たっては、公有地や公共施設の活用を検討するとともに、まちなか等の利便性の高い地域への誘導を図ります。

・子育て環境の充実を図るため、子育て関連施設については駅や学校周辺等利便性の高い地域への誘導を図ります。



1-2-2 第6次高島町総合計画

計画名	第6次高島町総合計画	
策定年次	平成31年3月	
目標年次	平成31年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までの10年間	
将来像	<p>ゆきかう「またね∞」 あふれる「うふふ∞」</p> <p>笑顔でのんびり暮らせるまち、</p> <p>人生のお手本となるカッコいい大人がたくさんいるまち、</p> <p>いつまでも住み続けられるまち・・・</p> <p>（中略）</p> <p>一人ひとりがめざすもの、大切に想うことはさまざまであっても、しあわせを感じている心のありようや、未来の高島町の姿を表現しました。</p>	
3つの視点	<p>（1）「うふふ」を生み出す視点（楽しむ）</p> <p>・町に住む町民の幸せをひろげる取り組みとして「うふふ」があふれるプロジェクト 【テーマ】協同のまちづくり、食育、地域コミュニティづくり など</p> <p>（2）「またね」を活かす視点（つながる）</p> <p>・町を多く知ってもらい、移住・定住、交流、関係、応援それぞれの人口を増やす取り組みとして「またね」がゆきかうプロジェクト 【テーマ】交流、高島の魅力発信、プロモーション など</p> <p>（3）「∞無限大」につづく視点（未来へつなぐ）</p> <p>・町民も町外の人もみんなでつながって、未来に向かって町の活力を増やす取り組みとして無限大∞に未来へつなぐプロジェクト 【テーマ】若者応援、空き家活用、人口減少対策 など</p>	
まちづくりの基本方針	ライフステージ1	<p>「生まれてくる」ひとのために</p> <p>めざす町の姿1「高島町で子どもを生み育てたい人が増えている」</p> <p>基本目標① 新しい家庭を築き、家族を増やすことを応援する</p> <p>基本目標② 心して子どもを産める環境やサポート体制を整える</p>
	ライフステージ2	<p>「育つ」ひとのために</p> <p>めざす町の姿2「みんなが楽しみながら子どもを大切に育てている」</p> <p>基本目標③ 子どもが健康にすくすく育つ環境を整える</p> <p>【都市計画に関する事項】公園のリニューアル整備</p> <p>基本目標④ 子育ての負担を軽減する環境やサービスを増やす</p> <p>基本目標⑤ 課題を抱える子を育てる親が安心できる環境を整える</p>
	ライフステージ3	<p>「学ぶ」ひとのために</p> <p>めざす町の姿3「学びの場が充実して、魅力ある”高島人”が育っている」</p> <p>基本目標⑥ 子どもたちの中にある力を伸ばす教育を行う</p> <p>基本目標⑦ 学ぶ気持ちを大切にし、地域の教育力をアップさせる</p> <p>基本目標⑧ 「ちがい」を認めることができる人を増やす</p>

まちづくりの基本方針	ライフステージ4	<p>「働く」ひとのために</p> <p>めざす町の姿4 「技の継承と新たな取組で、産業に活力が生まれている」</p> <p>基本目標⑨ 若者があこがれる「かっこいい」産業を増やす</p> <p>基本目標⑩ 資源や人のつながりで、地域産業をもりあげる</p> <p>めざす町の姿5 「夢や希望が実現しライフスタイルに合った働き方ができている」</p> <p>基本目標⑪ 一人ひとりの生活にあった多様な働き方の選択肢を増やす</p> <p>基本目標⑫ 新しいビジネスを創出しやすい環境を整える</p>
基本方針	ライフステージ5	<p>「暮らす」ひとのために</p> <p>めざす町の姿6 「安心して生活できる環境があり、心豊かに暮らしている」</p> <p>基本目標⑬ 自然とともに、心豊かな暮らしを楽しむ人を増やす</p> <p>基本目標⑭ 安心して快適に生活できる環境を整える</p> <p>【都市計画に関する事項】公園のリニューアル整備、安全な通学路対策、空き家バンク事業</p> <p>基本目標⑮ みんなで地域に気を配り「もしも」の時に助け合えるしくみを広げる</p> <p>めざす町の姿7 「一人ひとりが健やかで、ゆるやかに支え合っている」</p> <p>基本目標⑯ 生涯にわたって健康で活動的に生活できる人を増やす</p> <p>基本目標⑰ 地域の中でゆるやかに支え合うしくみを広げる</p>
基本方針	ライフステージ6	<p>「年を重ねた」ひとのために</p> <p>めざす町の姿8 「年を重ねても誰もが自分らしくいきいきと暮らしている」</p> <p>基本目標⑱ 生きがいを持ち人生を楽しんでいる人を増やす</p> <p>基本目標⑲ 住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる環境を整える</p>
基本方針	ライフステージ7	<p>「次世代の」ひとのために</p> <p>めざす町の姿9 「みんなで未来に向けたまちづくりを進めている」</p> <p>基本目標⑳ 地域の自然や生態系を守る活動を広げる</p> <p>【都市計画に関する事項】下水道未接続世帯数減、合併浄化槽整備向上</p> <p>基本目標㉑ 持続可能な環境づくりに取り組む人を増やす</p> <p>基本目標㉒ 歴史、文化遺産を守り活用し、伝承する人を増やす</p> <p>基本目標㉓ 夢や志を持ち活躍する若者を増やす</p> <p>基本目標㉔ 協働でまちづくりを進めるための環境を整える</p>
基本方針	ライフステージ8	<p>「町外に暮らす」ひとのために</p> <p>めざす町の姿10 「高島町の魅力が伝わり、訪れる人、戻る人、移り住む人が増えている」</p> <p>基本目標㉕ 町内外に町の魅力を効果的に発信する</p> <p>基本目標㉖ 高島町ならではの発想による観光を生み出し、訪れる人を増やす</p> <p>基本目標㉗ 交流力を高め、高島町を応援する人や地域を増やす</p> <p>基本目標㉘ 移住・定住しやすい環境を整え、戻ってくる人、移り住む人を増やす</p>

1-2-3 第5次高島町国土利用計画 土地利用マスタープラン

計画名	第5次高島町国土利用計画 土地利用マスタープラン
策定年次	令和4年3月
目標年次	令和13年(2032年)
策定の趣旨	町の最上位計画である第6次高島町総合計画の基本構想に即しながら、基本構想に掲げる“みんなでめざす町の将来像”ゆきかう「またね∞」あふれる「うふふ∞」の実現を目指そうとするものであり、他の個別法に基づいて策定する諸計画と十分に整合を図るよう調整するものである。
土地利用の考え方	<p>① 自然保全ゾーン</p> <p>県南県立自然公園区域など貴重な自然資源を有している森林地域は積極的に環境保全を図る。国有林及び民有林は国土保全、水源かん養、自然環境保全等の公益的機能に配慮し、適正な維持・保全に努める。大規模な土地の改変を伴う開発を抑制する。</p> <p>② 田園環境保全ゾーン</p> <p>「まほろばの里」をイメージする水田・樹園地等の農用地、農村風景など田園・里山景観が広がる地域を田園環境保全ゾーンと位置づけ、優良農用地や田園環境の維持・保全を基本に、必要に応じて農業基盤整備を図る。営農環境の向上とゆとりある田園集落の環境整備を図るとともに、地域の資源を生かした観光や交流などを進める。</p> <p>③ 自然活用ゾーン</p> <p>良好な自然景観や農山村風景に恵まれている地域、めずらしい動植物が生息する地域や里山地域を自然活用ゾーンとし、自然とのふれあいを生かした観光やグリーンツーリズム、レクリエーション、町民の憩いの場として利用を図る。</p> <p>④ 市街地・居住ゾーン</p> <p>用途地域とその周辺からなる地域を市街地・居住ゾーンとし、都市機能の集積を推進するとともに、計画的な土地利用による機能的な市街地の形成を図る。安全で安心な暮らしやすいまちづくりを推進し、良好な生活環境の整備を図る。</p> <p>⑤ 文教・居住ゾーン</p> <p>市街地に隣接し、町役場や公立高島病院などの公共施設に近く、統合中学校が立地される周辺地域を文教・居住ゾーンと位置づける。統合中学校を核とした道路整備や計画的な宅地の確保を図り、教育環境を考慮した定住化と活性化に向けた土地利用を図る。</p> <p>⑥ 生活交流ゾーン</p> <p>高島地区と糠野目地区の2つの市街地の連携を図り、それぞれの役割や利便性を高めるため、県立高島高等学校を含む都市計画道路本町幸町線沿線周辺を生活交流ゾーンと位置づける。交通環境の確保、生活基盤の整備を図り、住宅地や商業・業務地の計画的な集約・誘導を推進する。</p>

<p>土地利用の考 え方</p>	<p>⑦ 産業創造ゾーン 既存の工業地域を拠点とし、東北中央自動車道路のインターチェンジや高規格道路、JR 高畠駅等の周辺地域を交通の利便性を生かした企業誘致や産業の創造振興を図るゾーンと位置づける。田園環境との調和・調整を図りながら、幹線道路周辺及び産業団地の整備など効果的な土地利用を推進する。</p> <p>⑧ 歴史伝承ゾーン 安久津八幡宮や亀岡文殊堂などの文化財や公園、文化施設などが存在し、その資源を保存・継承していくゾーンと位置づける。周辺の自然環境や既存空間を維持・保全し、開発を制限する区域とする。</p>
----------------------	---

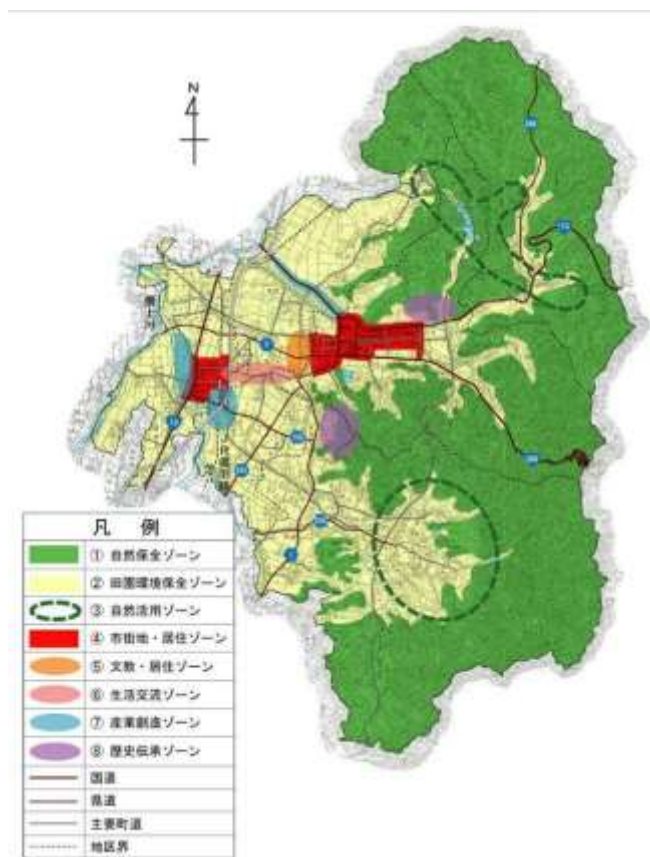


図 土地利用マスタープラン図

1-2-4 第2期たかはた未来創生総合戦略

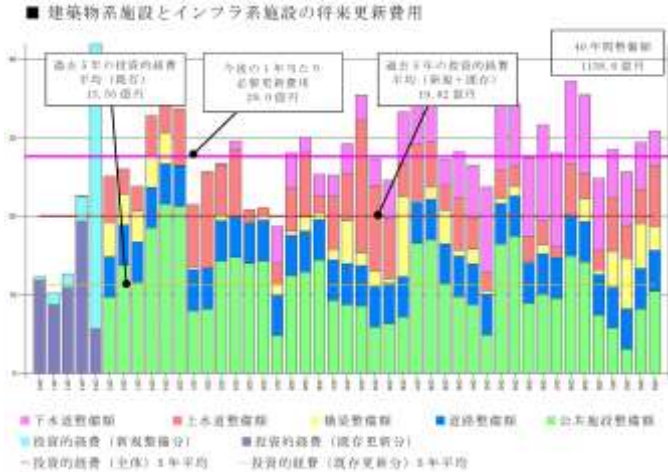
計画名	第2期たかはた未来創生総合戦略
策定年次	令和2年4月
人口ビジョンの目標	令和22年(2040年)に2万人、令和42年(2060年)年に1.8万人の人口水準を目指す
総合戦略の基本目標・施策	<p>基本目標1 「たかはた」の未来を担う若者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者・子育て世代への定住支援の充実 ・結婚を望む若者への出会いや交流の場づくりを支援 ・妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援 ・子育ての負担軽減を図り、子育てしやすい環境の実現 ・仕事と生活との調和(ワーク・ライフ・バランス)の促進 <p>基本目標2 「たかはた」の資源を活かした産業・雇用の創出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなしごとや雇用を創出するための包括的支援 ・農業分野への新たな担い手づくりを支援 ・地域経済を支える中小・中堅企業の成長をサポート ・魅力ある地域資源を活用した観光交流を促進 ・新しいしごとに結び付く人材育成と交流活動を支援 <p>基本目標3 未来につなぐ安全・安心な「たかはた」らしい環境の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に対する「誇り」を醸成し、地域づくりを推進 ・県や周辺自治体との広域連携を促進 ・地域経済を支える社会基盤整備と公共施設等の民間資金による導入 ・空き家を利活用した地域活性化の促進 ・住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる環境整備 ・安全安心な暮らしを守るための防災体制の整備 <p>基本目標4 「たかはた」への多彩なひとの流れをつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たかはたの魅力を活かした住民主体の「にぎわい」の創出 ・若者の参画による持続可能なまちづくりへの取組み ・若者の地元就職・地元回帰への支援 ・地域の特色を活かした都市との交流促進と移住へ向けた取組み ・都市圏からの遠隔地勤務者の受け入れ体制の整備 ・「人」や「モノ」の流れをさらに大きくする環境の整備

1-2-5 第2次高島町都市計画マスタープラン

計画名	第2次高島町都市計画マスタープラン
策定年次	令和2年3月
目標年次	令和22年(2040年)
策定の目的	<p>県が策定した「東南置賜圏域都市計画区域マスタープラン」や町の上位計画である「第6次高島町総合計画」と整合を図り、町全体及び地区ごとの風土・歴史文化、産業などの特性を見極め、課題を捉えるとともに、これから概ね20年間(令和22年(2040年))を目標)にわたる町の目指すべき姿や町民にわかりやすいまちづくりの方針を示すことを目的とします。</p>
基本目標	<p>① 生活の利便性が高く、持続可能な都市構造の形成をめざします</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2極化した市街地の位置づけの明確化 ○コンパクト・プラス・ネットワークの考えに基づいた都市構造の形成 <p>② 地域の活性化、雇用の促進につながる産業基盤の形成をめざします</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要産業である農業の振興 ○計画的な土地利用誘導による産業拠点の形成 <p>③ 豊かな自然を保全し、共生する生活環境の維持・向上をめざします</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地などの自然の保全・活用 ○公園・緑地の維持・保全 ○集落の生活環境の維持・向上 <p>④ 地域資源を生かした観光・交流の促進、景観の形成をめざします</p> <ul style="list-style-type: none"> ○観光・交流のネットワークの形成 ○貴重な歴史資源や伝統を生かした景観づくりの推進
土地利用の方針	<p>① 住居系ゾーン</p> <p>住宅地は、自然と調和するとともに、子育て世代や高齢者、女性をはじめとする全ての住民が安全で安心して暮らせる住宅地の形成を図ります。</p> <p>また、街なか居住を推進し、商業地に隣接した地域では適正な土地利用の規制・誘導により、生活利便性の高い住環境の整備を図ります。</p> <p>工業地に隣接した地域では、その利便性を活かすとともに、工業地と調和のとれた住宅地の形成を図ります。</p> <p>② 商業系ゾーン</p> <p>商業地は、地域ごとの利便性や特色を活かしながら、住民ニーズに対応した商業施設の立地や商店の充実により活性化を図ります。</p> <p>幹線道路沿道には、周辺の住環境に配慮しながら、沿道型の商業・サービス機能が集積した沿道型商業地の形成を図ります。</p> <p>③ 工業系ゾーン</p> <p>工業地は、就労の場の確保のため、周辺環境との調和を図りつつ、今後の需要に応じて、現在の工業地域で開発が滞っている場所を見直しつつ、実現可能な新たな工業地を見出し、企業誘致に向けた環境整備を図ります。</p> <p>既存の工業団地を中心に優良企業の誘致を推進します。</p>

計画名	第2次高畠町都市計画マスタープラン
	<p>④ 農地・集落ゾーン</p> <p>農地は、農業生産を振興する地域として優良農地を確保しながら、現在の良好な田園景観の保全に努めます。</p> <p>また、町の特産物の生産や、農業を通して地域住民や来訪者が交流できる場としての活用を図ります。</p> <p>集落地は、市街地縁辺部の無秩序な開発を抑制し、集落地の生活環境と農業基盤の生産環境を維持します。また、歴史ある農村集落の景観を保全します。</p> <p>⑤ 自然保全ゾーン</p> <p>森林は、地球温暖化防止や水源かん養、生物多様性保全など森林の持つ多面的機能の発揮を含めた森林資源の適切な維持管理を進めます。</p>

1-2-6 高畠町公共施設等総合管理計画

計画名	高畠町公共施設等総合管理計画
策定年次	平成 28 年 3 月
	<p>このまま公共施設等を全て保有し続けた場合、今後 40 年間で必要な更新費用は 1,158.6 億円、年平均 29.0 億円となり、過去 5 年の投資的経費の年平均 19.62 億円と比較して 1.48 倍になります。</p> 
基本方針	<p>(1) 建築物系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有する公共施設を、人口減少や人口構造の変化を見据え縮減します。 ・新規の施設整備事業については、単独施設の新規整備は行わず、施設の複合化・集約化、廃止・統合を基本とします。 ・廃止した施設で、売却・貸付等が見込めず、周辺の環境や治安に悪影響を与えないよう、除却を基本とします。 ・施設によって既に策定されている「長寿命化計画」は、当計画との整合性を図り、適宜見直しを行います。 <p>(2) インフラ系施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造物の状態を客観的に把握・評価し、中長期的にコスト縮減を目指したアセットマネジメントによる取り組みを行います。 ・今後の財政推計を十分踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施する事により、健全な状態を維持しながら長寿命化を図り、維持管理経費の縮減に努めます。

第2章 将来の見通し

2-1 将来人口の見通し

2-1-1 上位計画による推計値

■将来的にも人口減少が続くものと見込まれる

- 国立社会保障・人口問題研究所による本町の人口推計結果をみると、今後も人口減少が続き、2040年（令和22年）では18,141人まで減少するものと見込まれています。
- 高畠町人口ビジョン（平成27年11月策定）では、将来の人口減少を抑え、2040年（令和22年）の展望人口を20,341人としています。

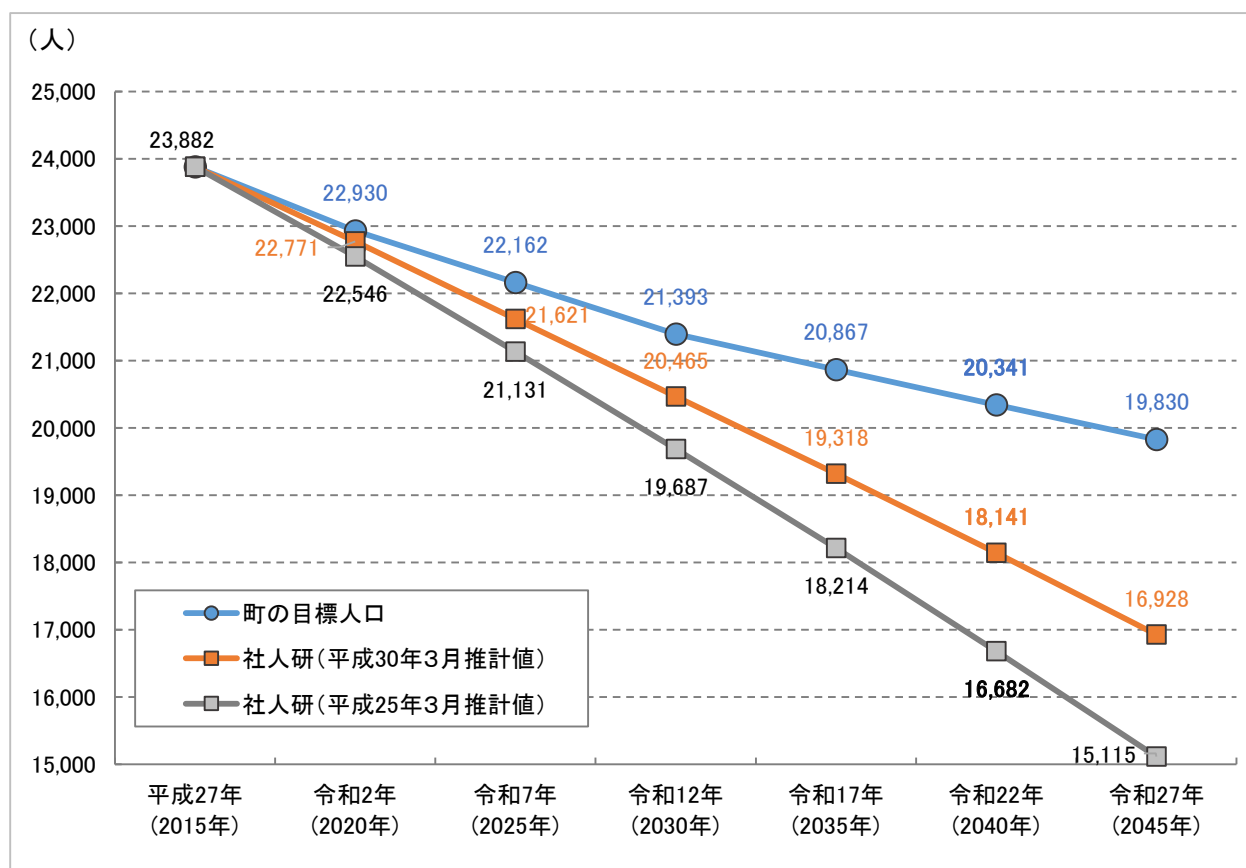


図 人口の将来推計（第2次高畠町都市計画マスタープラン）

出典：第2次高畠町都市計画マスタープラン



図 町人口の将来展望（人口ビジョン）

出典：たかはた未来創生人口ビジョン

2-1-2 地域別の将来人口

国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」推計結果を基に、地域の人口動向を視覚的に展開します。

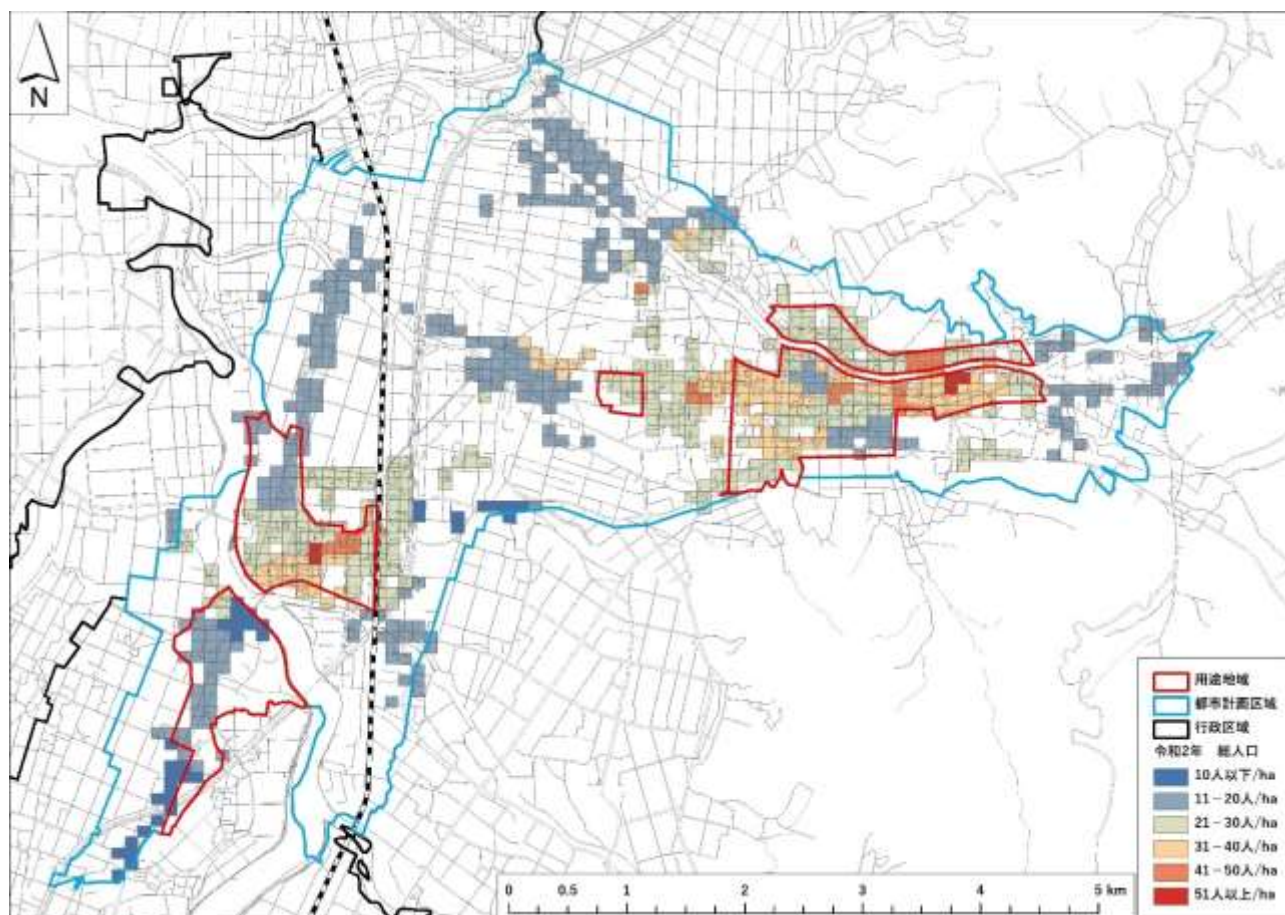


図 地区別将来人口（令和2年（2020年））

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

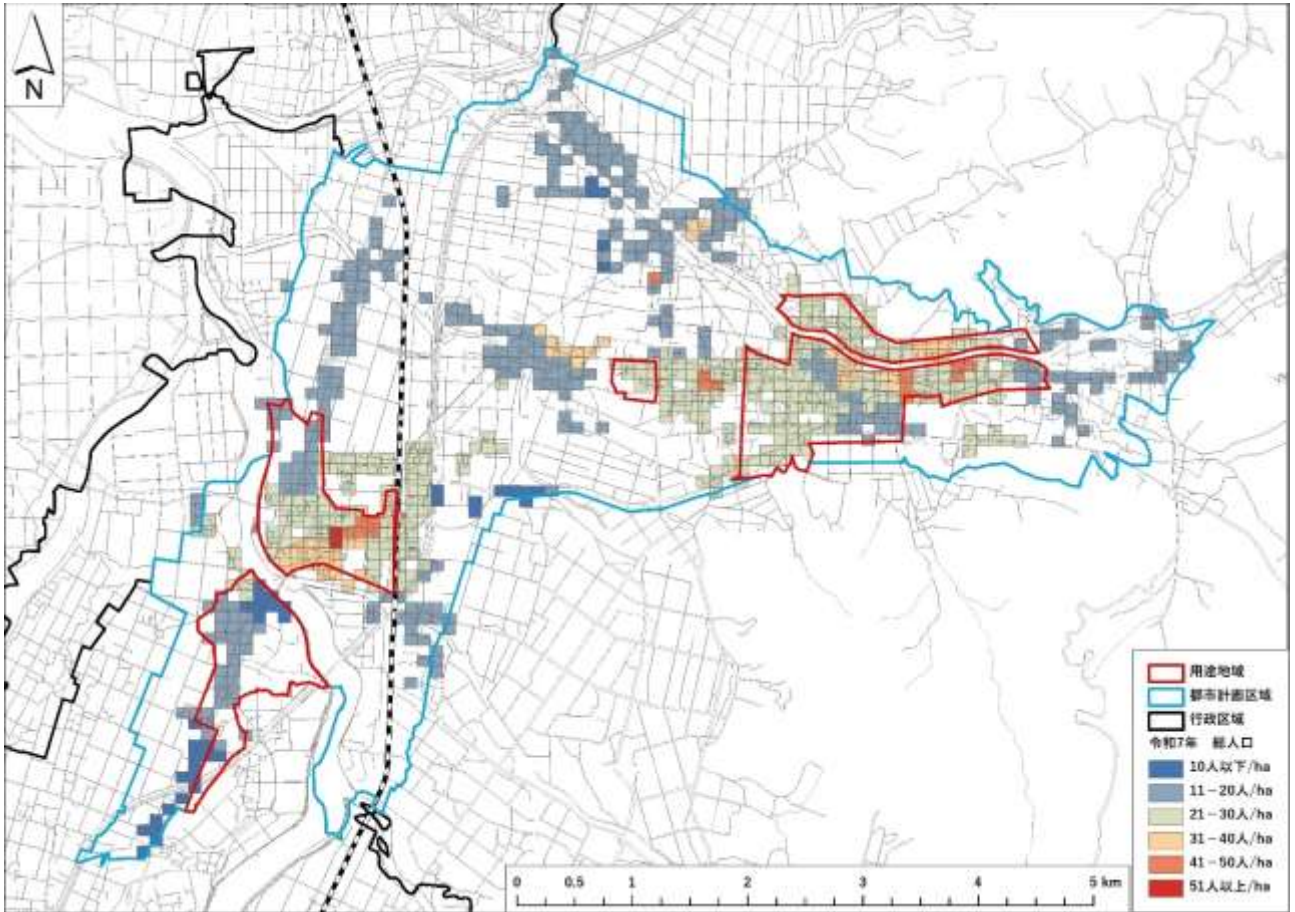


図 地区別将来人口（令和7年（2025年））

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

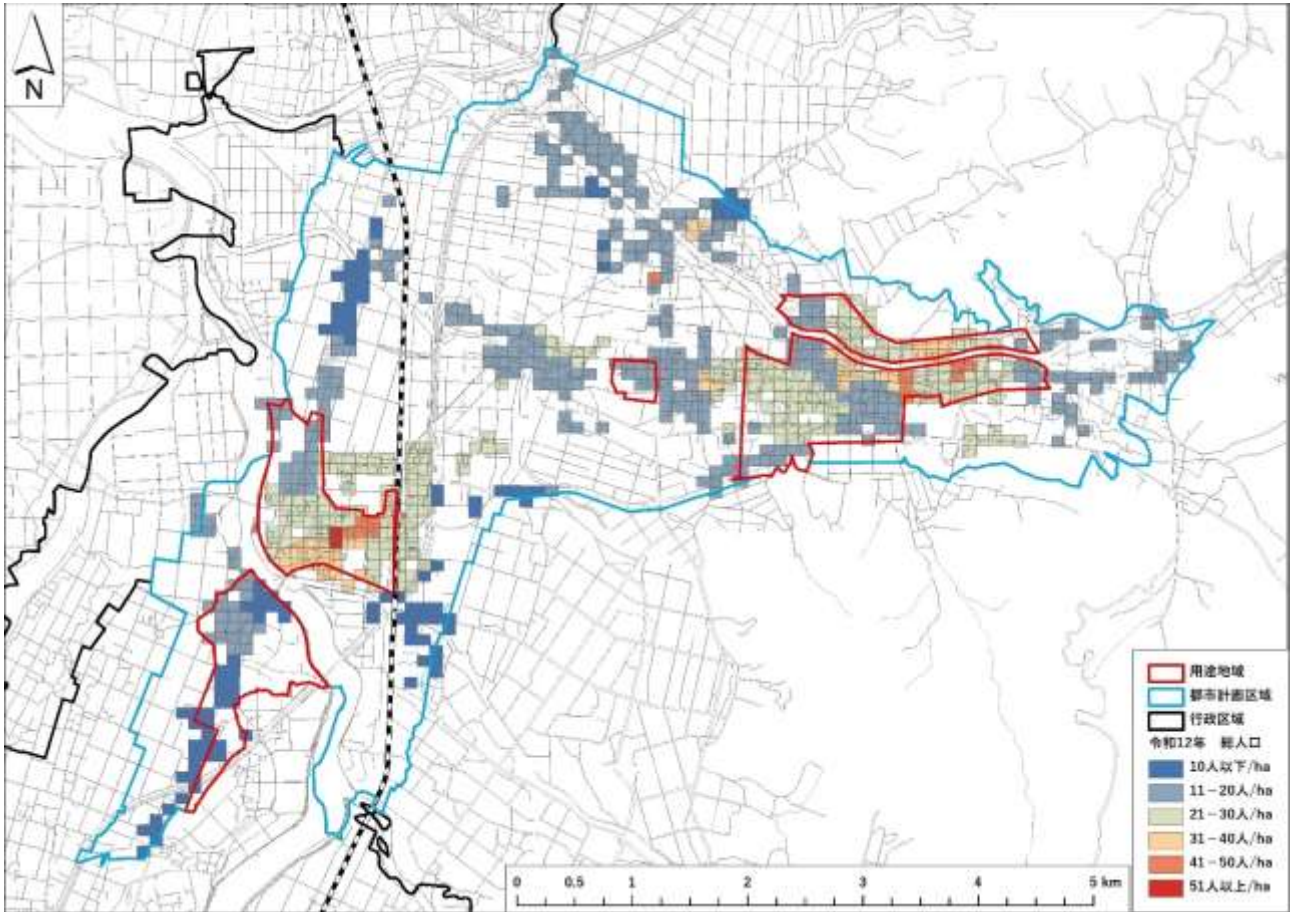


図 地区別将来人口（令和 12 年（2030 年））

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

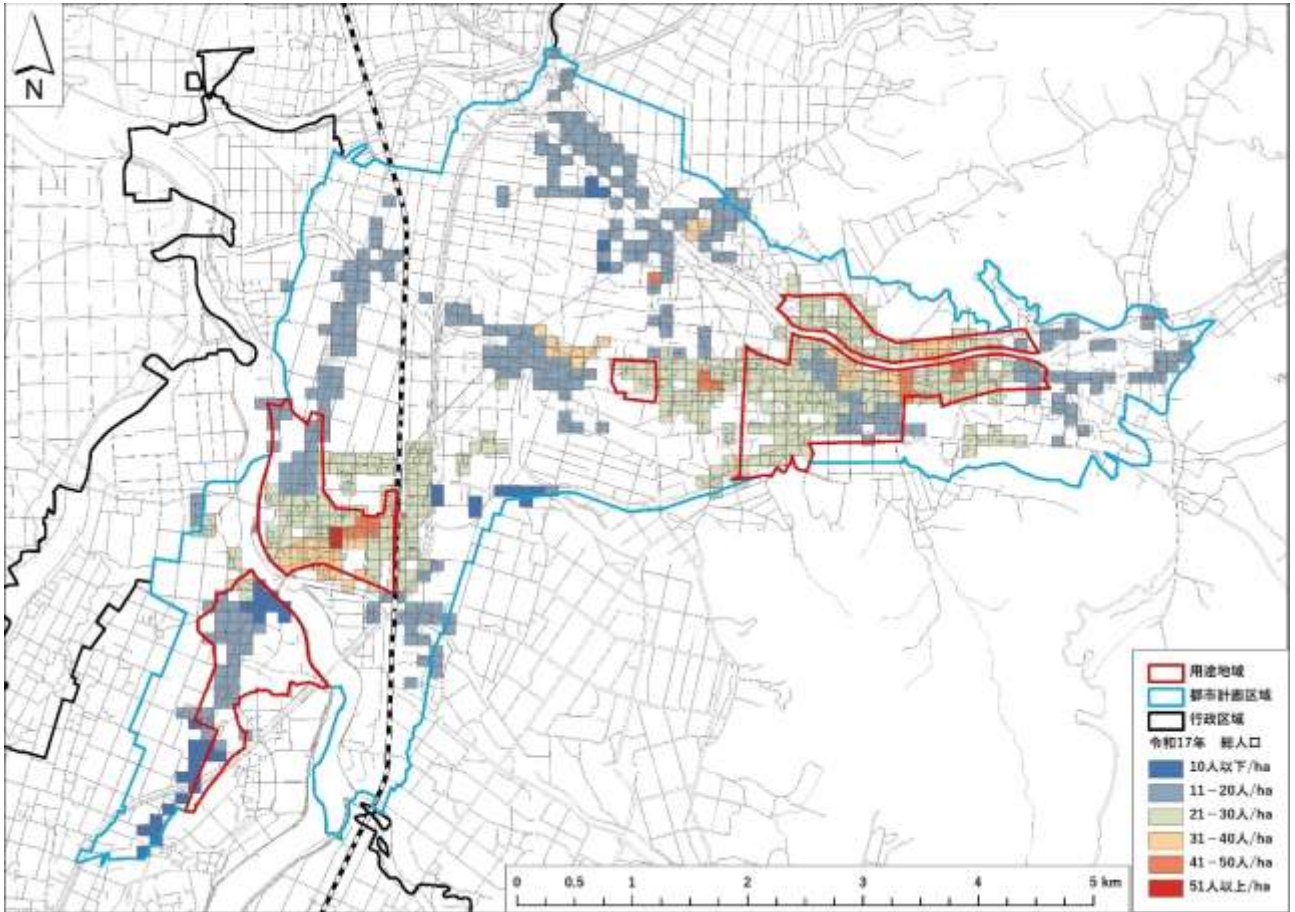


図 地区別将来人口（令和 17 年（2035 年））

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

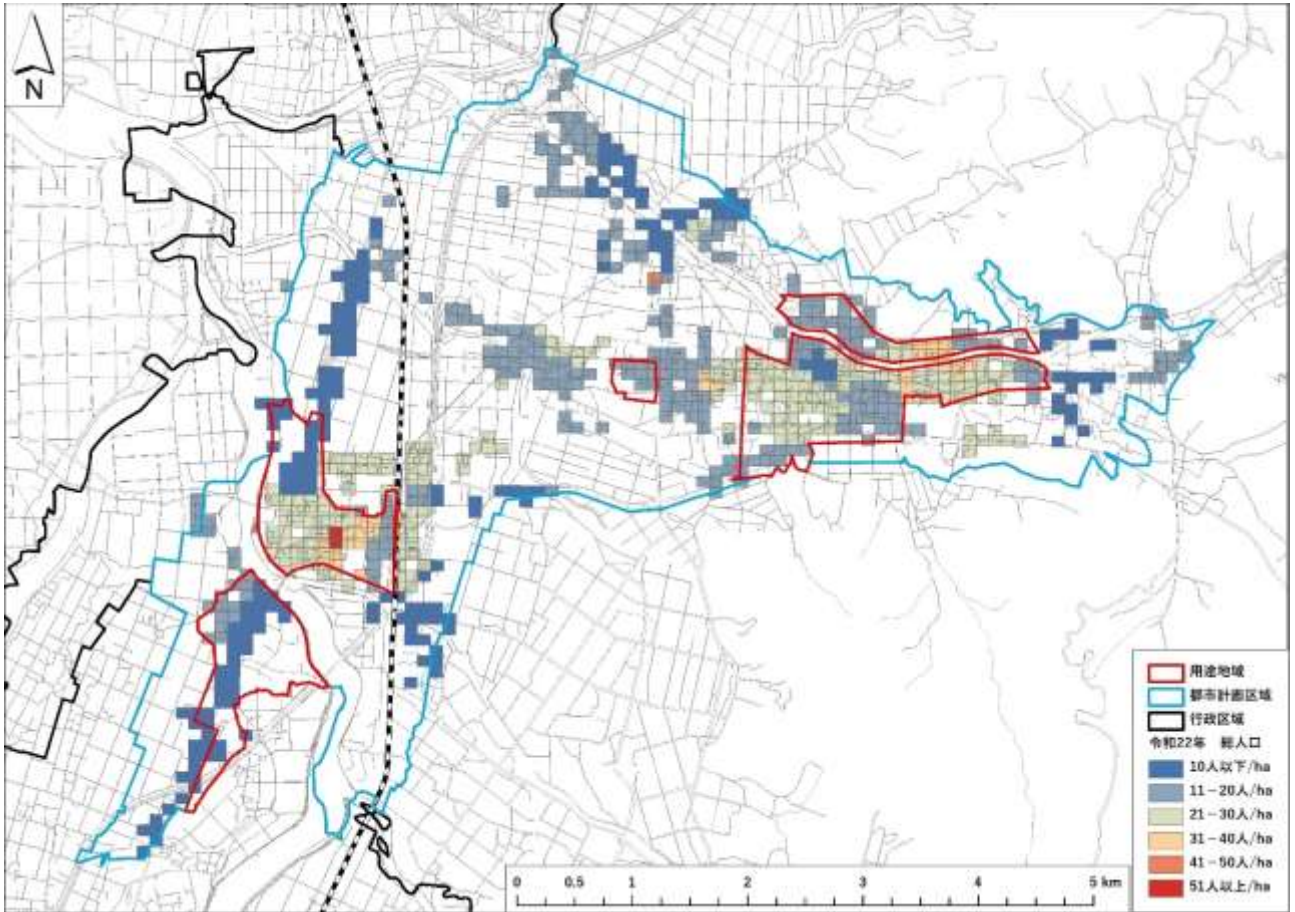


図 地区別将来人口（令和 22 年（2040 年））

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

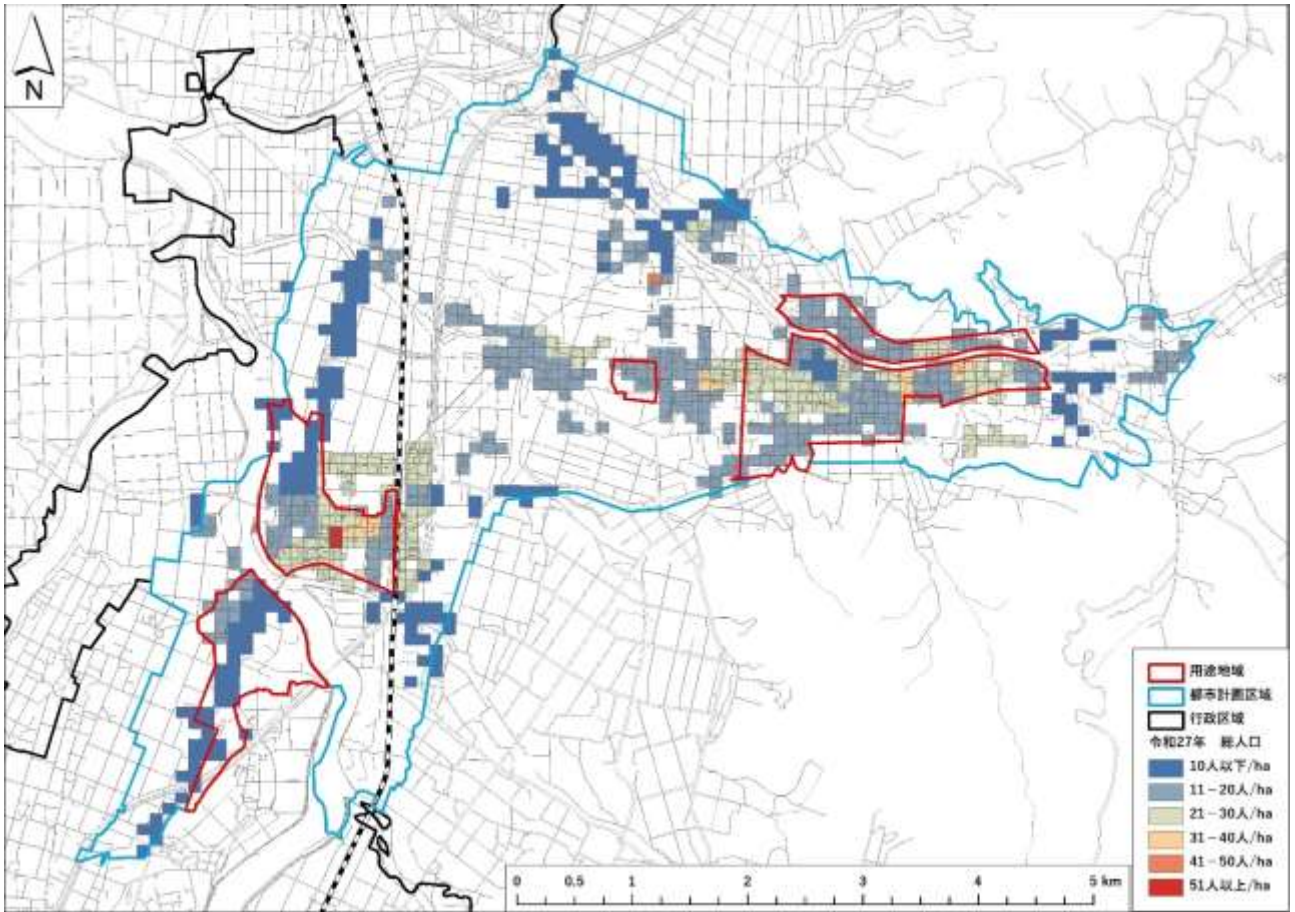


図 地区別将来人口（令和 27 年（2045 年））

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

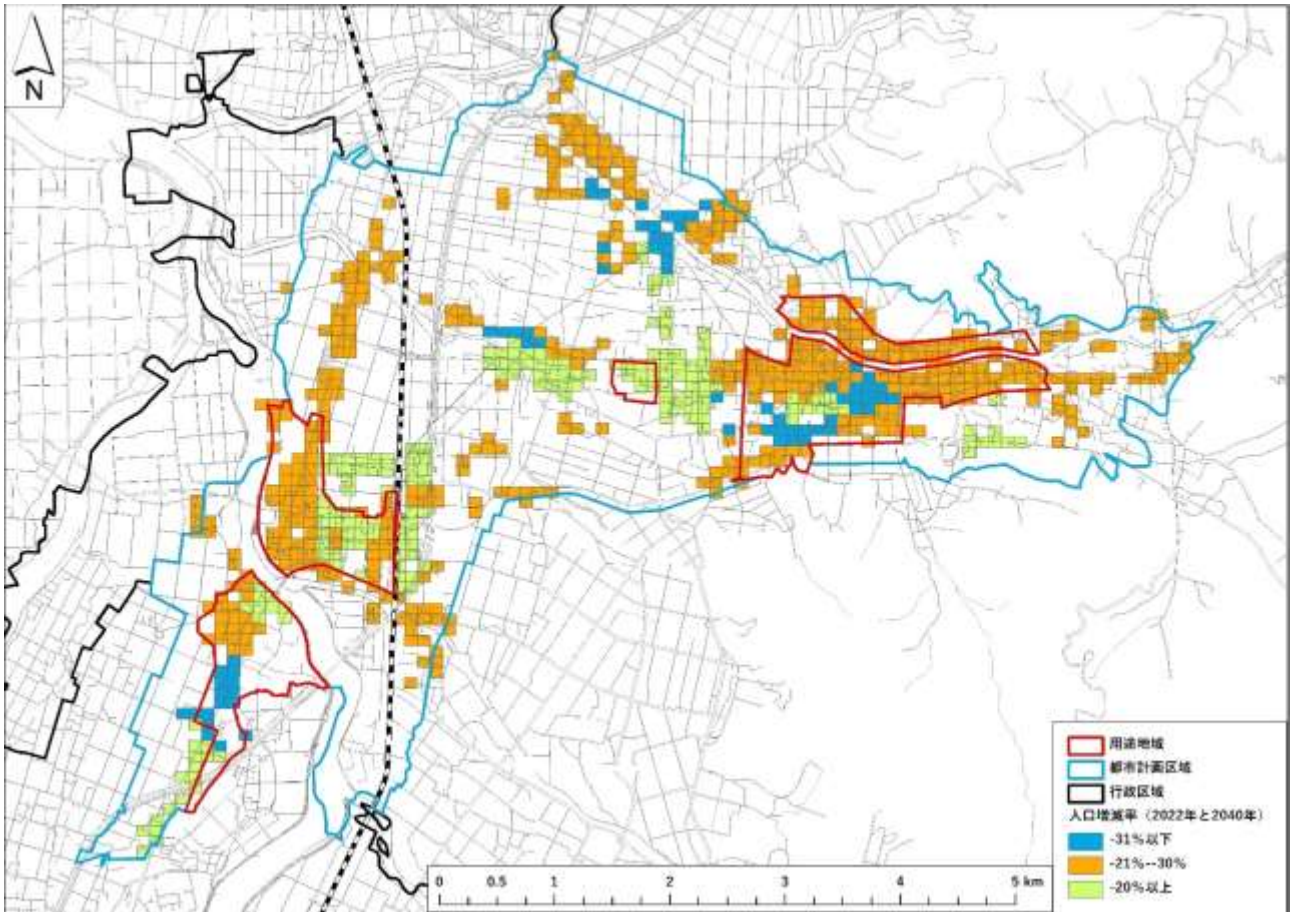


図 2020年と2040年将来人口の比較図

資料：国土技術政策総合研究所「将来人口・世帯予測ツール」より作成

第3章 課題の整理とまちづくり方針の検討

3-1 分野別の課題の抽出

3-1-1 人口動向にかかわる課題

- 本町の人口は、減少傾向が続いています。
- 町全体の年少人口・生産年齢人口は減少、老年人口は増加傾向にあります。
- 人口は用途地域内に集積しており、用途地域外では糠野目地区と高島地区に集積がみられます。
- 将来的には用途地域内においても人口減少が見込まれています。



【人口動向に係る課題】

■人口減少、少子高齢化の現状を見据えたまちづくり

- ・市街地を維持するための適正な人口密度を確保していく必要があります。
- ・少子高齢化、生産年齢人口の減少を見据え、高齢者や子育て世代の暮らしを支援するまちづくりを進めていく必要があります。
- ・更なる少子高齢化を見据えた都市機能の適正誘導を図っていく必要があります。
- ・高島駅周辺と高島地区周辺の既存集落の生活環境・地域コミュニティを維持していく必要があります。
- ・高齢化の進展に伴い、高齢者の生活を支援するまちづくりを進めていく必要があります。

3-1-2 まちづくり・土地利用にかかわる課題

- 公共施設などの日常生活の利便性に寄与する都市機能施設は、高島地区の用途地域内と高島駅周辺に集積しています。
- 都市機能施設の誘致圏を考慮した人口カバー率（P26を参照）は、おおむね46%前後となっています。
- 第6次高島総合計画には、空き家の利活用による地域活性化の施策、定住・移住促進のための施策が位置づけられています。



【まちづくり・土地利用に係る課題】

■都市機能・生活利便施設が集積する中心地づくり

- ・市街地拠点への住環境の整った住宅地を確保していく必要があります。
- ・市街地拠点としての役割を維持するため、都市機能施設・サービスの低下を抑制していく必要があります。
- ・居住や生活利便性に寄与する施設の立地を適正に誘導し、市街地拠点のにぎわい・活力を創出していく必要があります。

■地域拠点の生活環境の維持・向上

- ・住み慣れた地域で暮らし続けられるように集落の生活環境を維持していく必要があります。
- ・空き家の利活用を促進していく必要があります。

3-1-3 公共交通にかかわる課題

- 用途地域内においてデマンドタクシーが全域をカバーしています。
- 町の西側を山形新幹線の通る奥羽本線が南北に通っており、町内には新幹線の停車駅である JR 高島駅があります。
- 第2次高島町都市計画マスタープランには、公共交通の維持や新たな移動サービスの導入についての施策が位置づけられています。

【公共交通に係る課題】

■公共交通網の維持、ネットワークの再構築

- ・利用者ニーズの変化に対応した公共交通手段を確保していく必要があります。
- ・中心地と既存集落を効率的にネットワークする公共交通網を形成する必要があります。
- ・自動運転移動サービス活用実証実験運行の動向を注視しつつ、新たな交通ネットワークの構築を検討する必要があります。

3-1-4 防災にかかわる課題

- 用途地域の一部に、土砂災害警戒区域が指定されています。
- 用途地域内に 3.0m以上の浸水想定区域が指定されています。
- 第2次高島町都市計画マスタープランには、災害に強いまちづくりの推進の施策が位置づけられています。

【防災に係る課題】

■災害に強いまちづくり

- ・市街地拠点の浸水想定に対応した防災まちづくりを進めていく必要があります。
- ・安全性の高い市街地への適正な居住誘導と都市機能の配置を検討していく必要があります。

3-1-5 財政にかかわる課題

- 歳出のうち、民生費、災害復旧費が増加傾向にあります。また、総務費、商工費はコロナウイルス感染症対策により令和2年(2020年)度に急増しています。
- 将来的に、人口減少による地域経済規模の縮小や納税者数の減少等により、自主財源の減少が想定されています。
- 第6次高島総合計画には、公共施設の長寿命化の方針が位置づけられています。

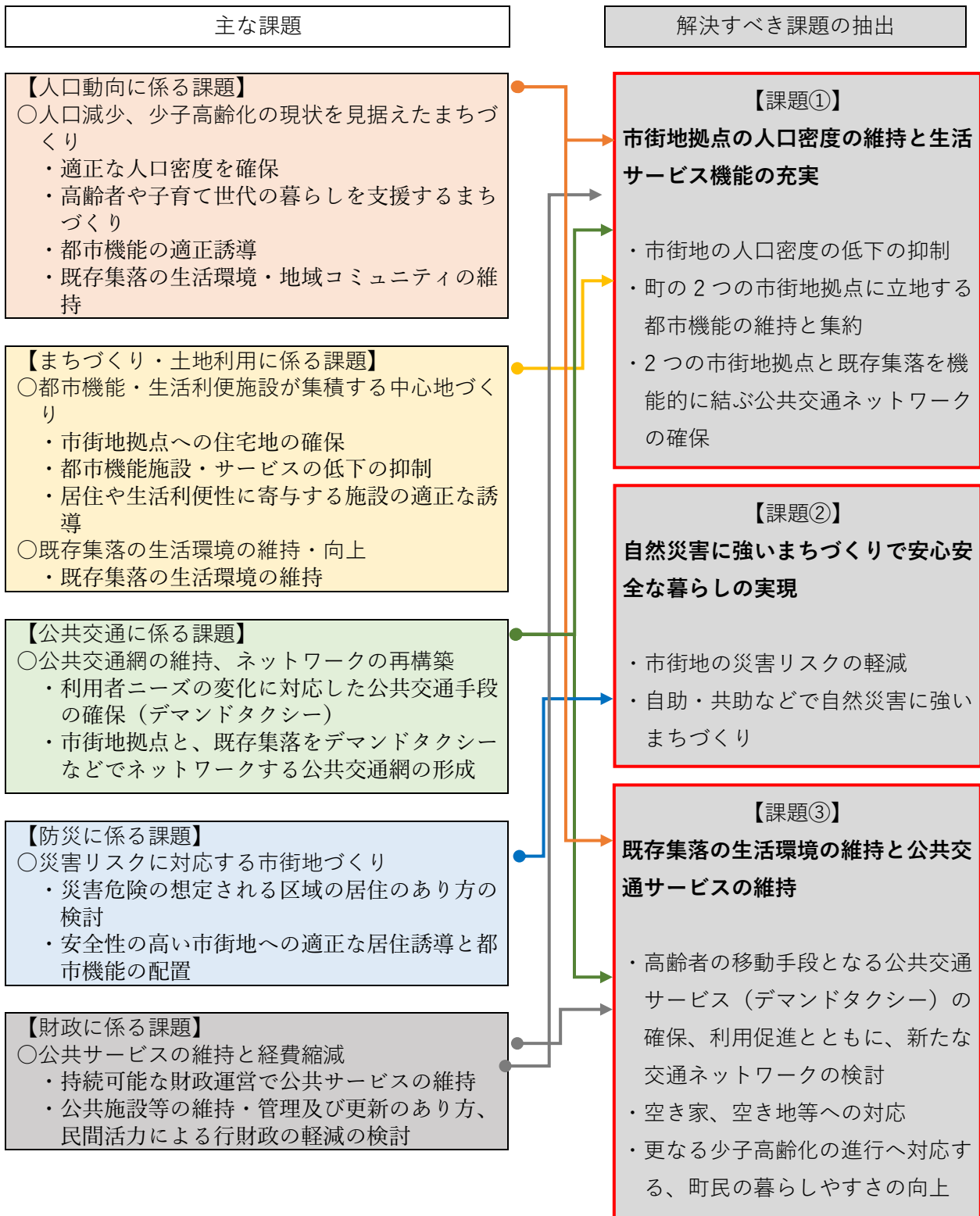
【財政に係る課題】

■公共サービスの維持と経費縮減

- ・自主財源の確保を図りながら、生活に必要な市民サービスを安定的に提供し続けられるように、持続可能な財政運営を図る必要があります。
- ・公共施設等の維持・管理及び更新のあり方や、民間活力による行財政の軽減を検討していく必要があります。

3-2 解決すべき課題の抽出

これまでの現況分析及び課題の整理を踏まえ、本計画において解決すべき課題を整理します。



第4章 目指すべき都市の骨格構造の検討

4-1 立地適正化計画におけるまちづくりの基本方針

4-1-1 都市の将来像

立地適正化計画におけるまちづくりの将来像は、第2次高島町都市計画マスタープランに定める将来都市像「活気に満ちた生活が実現できる持続可能なまちづくり」を継承し、この都市像のもと、まちづくりの課題の解決に取り組んでいきます。

【将来都市像】

活気に満ちた生活が実現できる持続可能なまちづくり

4-1-2 まちづくりの基本方針（ターゲット）

現状及び将来の見通しに基づく課題への対応や、上位計画における基本目標の実現などの観点から、本計画におけるまちづくりの基本方針（計画のターゲット）を以下に設定します。

基本方針① まちなかの住宅や都市施設の集約による、活力・にぎわいのあるコンパクトシティづくり

- ・高島駅周辺や高島地区には、それぞれの都市機能を維持・誘導することにより、市街地拠点にふさわしいまちなかづくりに取り組みます。
- ・市街地拠点としてふさわしい活力とにぎわいを創出し、町外からも人を呼び寄せ、「高島町の魅力が伝わり、訪れる人、戻る人、移り住む人が増えている」という町の姿を目指します。

基本方針② 災害に強く、安全性の高い居住環境づくり

- ・ハザードエリアに該当する地域では減災を図るため、住民や事業者等の防災意識を高めるとともに、避難体制の整備を図り、自助・共助を促進します。
- ・災害リスク情報の提供等により、災害リスクエリアへの居住抑制を図ります。

基本方針③ 誰にとっても暮らしやすい居住環境づくり

- ・日常生活において、健康づくりや生きがいづくりなど、充実した生活を過ごすことができ、住み慣れた地域で、快適で安全・安心に暮らし続けることができるように、豊かな自然環境や農地等との調和に配慮した居住環境の維持を図ります。
- ・市街地拠点と地域間を効率的に連絡し、すべての町民が利用しやすい公共交通ネットワークの維持を図ります。

4-2 都市の骨格構造

4-2-1 都市の骨格構造について

将来の骨格構造は、各地域の拠点やその周辺等の位置特性を踏まえ、第2次高島町都市計画マスタープランにおける将来都市構造を受けて、本町が目指す将来都市構造を示すものです。

本町の都市機能が集積する2つの市街地拠点と、集落のコミュニティを維持する地域拠点、そのほか地域の特性を生かした拠点を位置づけるとともに、これらを有機的に結び、都市の骨格を担う都市軸との連携により、持続可能な都市構造の形成を図ります。

4-2-2 都市拠点について

(1) 中心市街地拠点

高島地区の町役場周辺の公立高島病院、町立図書館、文化ホールなど公共施設が集積された場所を位置づけます。

公共公益機能、商業業務機能が集積し、人、物、文化が交流する本町の顔となる都市拠点の形成を図ります。

(2) 新市街地拠点

JR高島駅周辺を位置づけます。

本町の広域的な玄関口としてふさわしい、賑わいのある都市拠点の形成を図ります。

(3) 地域拠点

各地域の地区公民館周辺を位置づけます。

各集落のコミュニティを維持するとともに、町民の日常生活を支える機能が集約された地域拠点を形成し、町の中心部や周辺集落と連絡する公共交通の確保を図ります。

(4) 観光・レクリエーション拠点

まほろばの緑道を軸とし、JR高島駅周辺、浜田広介記念館や旧高島駅舎、道の駅たかはた周辺及び中央公園を位置づけます。

町民や来町者のレクリエーションや憩いの場となる拠点として維持、活用を図ります。

(5) 歴史文化拠点

安久津八幡宮、まほろば古の里歴史公園、県立うきたむ風土記の丘考古資料館、高島町郷土資料館、亀岡文殊、犬の宮猫の宮、瓜割石庭公園、地区に点在する古墳などの史跡を位置づけます。

本町の貴重な歴史文化の地域資源として、維持、活用を図ります。

(6) 産業拠点

高畠西工業団地、糠野目工業団地、西町西工業団地周辺を位置づけます。
製造業を主体とした本町の工業の中心となる拠点的な工業地を形成します。

4-2-3 都市軸について

(1) 広域連携軸

東北中央自動車道を位置づけます。

本町と米沢市、南陽市を結び、本町の発展を支える広域的な都市軸として位置づけ、その機能の維持を図ります。

(2) 拠点連携軸

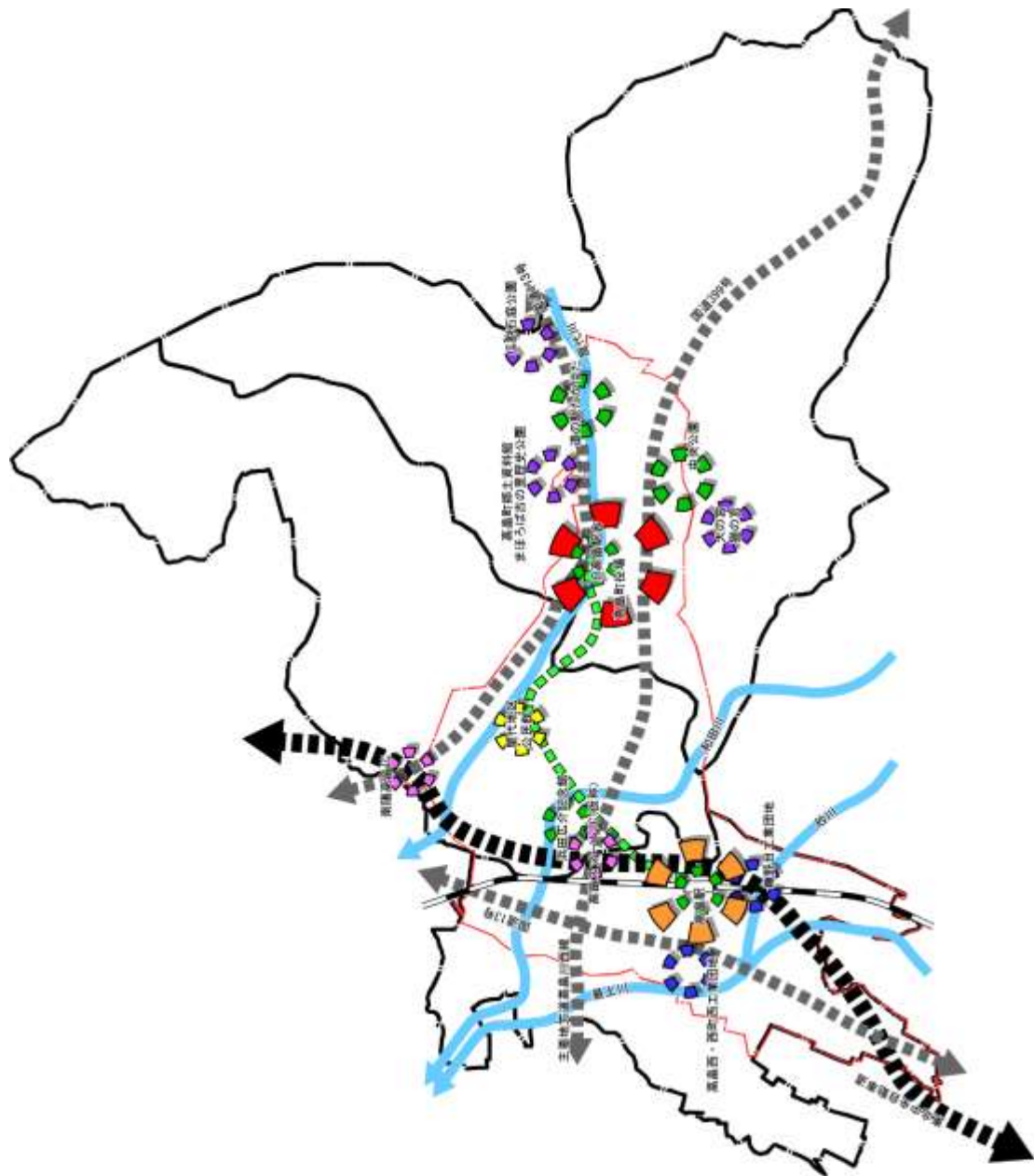
国道 13 号、国道 113 号、国道 399 号、主要地方道高畠川西線を位置づけます。

周辺都市及び町内の主要な拠点間の円滑な交通環境に寄与する都市軸として、その機能の維持、改善を図ります。

(3) 水辺の軸

最上川、屋代川、和田川、砂川を位置づけます。

本町にうるおいとやすらぎを与える水辺環境の維持、活用を図ります。



第5章 課題解決のための施策・誘導方針の検討

施策① 市街地拠点のにぎわいの形成

○市街地拠点の多様な機能の維持・充実

- ・町民が施設を利用しやすくするため、市街地拠点内における施設の集約化を維持するとともに、新たな交流や活力を創出し、市街地の魅力を高めるため、町民や観光客などが集まる空間を形成し、誰もが利用しやすい地域への立地誘導を図ります。
- ・役場及び高島駅周辺の土地利用を促進することにより、都市機能施設を集約し、徒歩でも地域生活に必要な施設を利用できるようなまちづくりを図ります。

○子育て世代が集える空間の形成、世代間交流の場の創出

- ・人口流出の抑制や本町への子育て世代の移住定住を促進するため、子育て世代が集える空間を維持・創出し、また、子どもから高齢者まで多世代が交流できる場の活用を図ります。

施策② 自然災害に対応した災害に強いまちの推進

○河川の浸水対策の強化

- ・市街地拠点は、浸水想定区域と家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されていることから、河川の改修、防災意識の向上、避難体制の整備などの推進を図ります

○地域住民が主体となった持続的な防災取組体制の形成

- ・地域住民自らが主体となった自主防災組織の形成により、防災情報の周知、防災訓練の実施や避難体制の形成を図ります。

施策③ 既存集落の生活環境の維持

○公共交通ネットワークの維持

- ・既存集落と市街地拠点との連携を維持するため、デマンドタクシーなど利用者ニーズの変化に対応した公共交通手段の維持・充実を図り、自動運転移動サービスの導入を検討します。

○空き家の利活用により地域が交流できる居場所の形成

- ・住民同士のゆるやかなつながりをつくるため、空き家の利活用で誰でも気軽に利用でき、交流できる多様な居場所づくりを推進します。

○医療や介護が必要になっても、住み慣れた地域で暮らせる体制の維持

- ・住み慣れた地域で最期のときまで生活できるよう、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を維持します。

第6章 居住誘導区域の検討

6-1 基本的な考え方

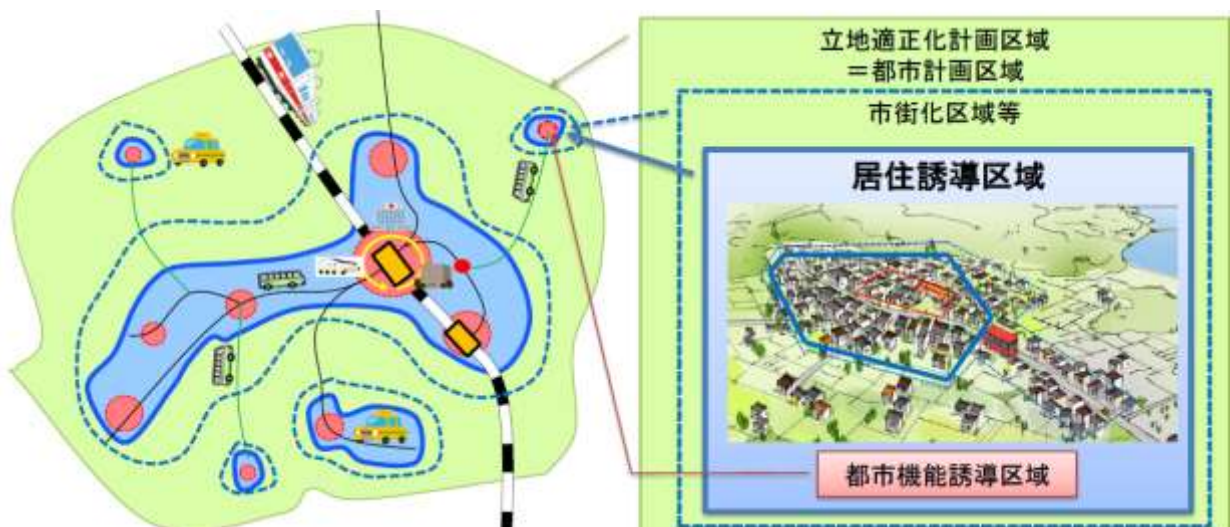
居住誘導区域は、人口の維持を図りながら居住地の密度を高め、市街地、居住地としての機能を維持、向上させつつ、地域における公共投資や公共公益施設の維持・運営など、都市経営を効率的に行うことを目的とした地域です。

本計画における居住誘導区域の対象地区は、用途地域が指定されている中心市街地とし、人口密度の動向や都市機能の立地状況、河川の氾濫などの災害想定区域等を勘案して区域を定めます。

また、居住誘導区域を定めない地域拠点周辺については、町民の日常生活に必要な機能の維持を目指し、居住と都市機能の適正な誘導を図ります。

【居住誘導区域の設定の基本的な考え方】

- ・用途地域（用途地域のうち工業地域及び工業専用地域を除く）が指定されている区域
- ・将来的に用途地域と同様の土地利用が見込まれる区域
- ・都市機能や居住地が集積している地域
- ・周辺地域からの公共交通によるアクセスが容易であり、都市機能の利用圏として一体的である区域
- ・土砂災害や浸水被害等の深刻な被害が発生するおそれのある箇所は、危険度の予測等をもとに指定された区域の現状を踏まえて区域を検討



出典：国土交通省

図 立地適正化計画制度における居住誘導区域のイメージ図

凡例

- 都市計画区域
- 用途地域（市街化区域等）
- 居住誘導区域
- 都市機能誘導区域

6-2 居住誘導区域の設定

6-2-1 居住誘導区域設定の流れ

居住誘導区域は基本的に用途地域内において定められるものであることから、本町における居住誘導区域の設定には、用途地域内 100mメッシュを用いて、以下に定める条件に該当するメッシュを加除し、用途地域の中から、居住誘導区域を設定する条件を満たすメッシュを抽出していくものとします。

居住誘導区域の候補検討のフロー及び候補検討に用いる項目、重みづけ（点数化）は以下のとおり設定します

また、居住誘導区域設定する条件を満たす候補メッシュのうち、区域境界の縁辺部に位置するメッシュについては、道路や水路など現況の地形地物、用途地域界を考慮して居住誘導区域を確定させるものとします。

【居住誘導区域に設定する条件（用途地域内）】

（1）重みづけによる結果の平均値より点数の高い地域

居住誘導区域の候補検討に用いる項目の合計点数が平均値より高い地区を設定します。

（2）災害危険性のある地域を除外

土砂災害警戒区域の指定を受けているメッシュを除外します。

家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食や氾濫流想定区域）及び 3.0m以上の浸水想定区域として指定されているエリアを除外します。

（3）住宅の立地が見込めない地域を除外

工業系用途地域として指定されているエリアを除外します。

将来的な土地利用を鑑み、今後、居住を誘導していく必要があると考えられるエリアを誘導区域に設定します。

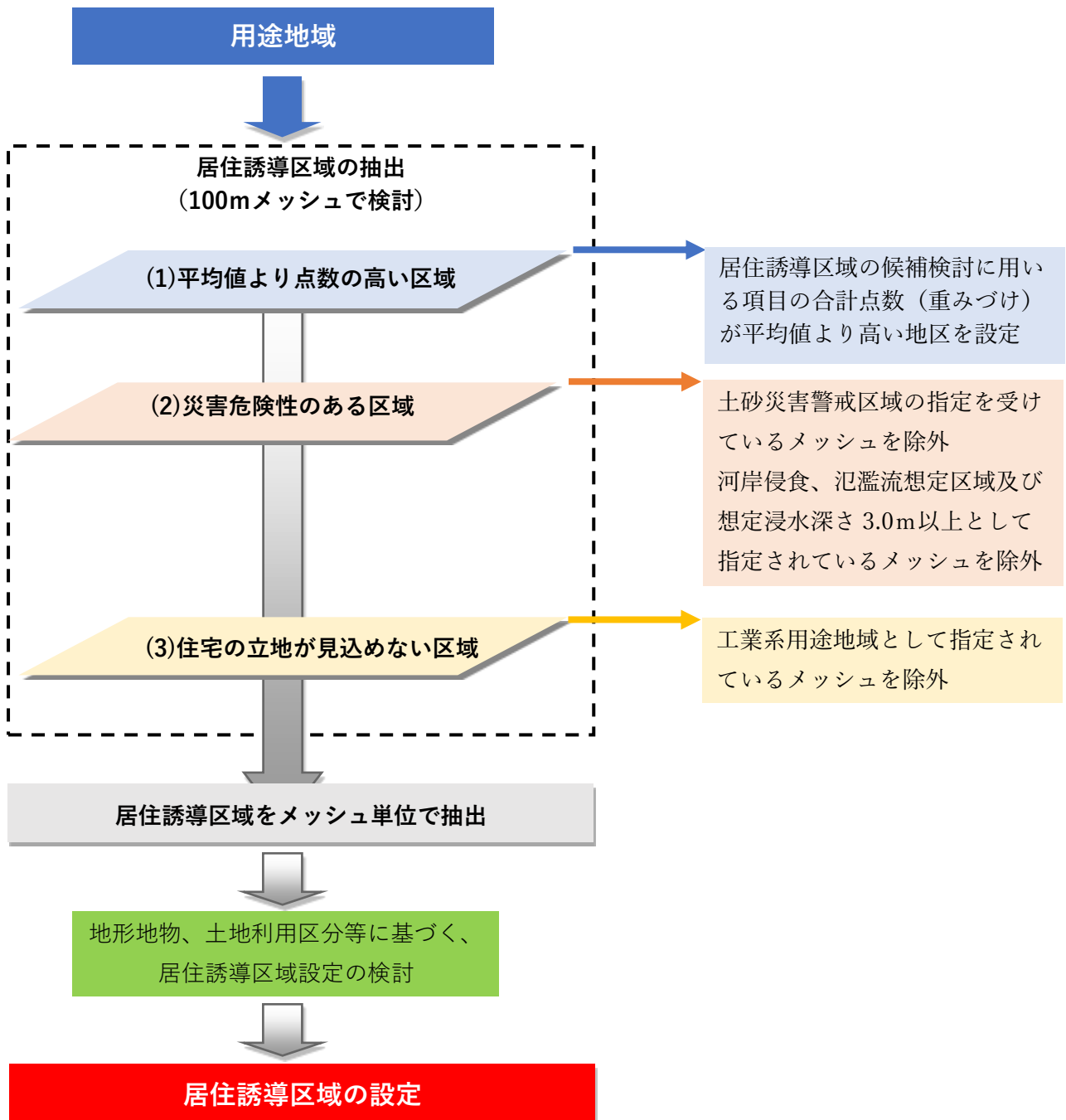


図 居住誘導区域の設定の流れ

表 居住誘導区域の候補検討に用いる項目

項目		重みづけ（点数化）	考え方
人口	①人口密度 100mメッシュ (平成 27 年 (2015 年))	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 人/ha 未満： 1 点 ・ 10～20 人/ha 未満： 2 点 ・ 21～30 人/ha 未満： 3 点 ・ 31～40 人/ha 未満： 4 点 ・ 41～50 人/ha 未満： 5 点 ・ 51 人/ha 以上： 6 点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人口密度維持の視点から、現行の人口密度の高い順に点数を付与する。
公共交通	②公共交通便利地域	<ul style="list-style-type: none"> ・ 駅から 800m 圏域： 1 点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンパクトシティ・プラス・ネットワークの視点から、公共交通の利便性が高い地域に点数を付与する。
都市機能増進施設	③公共施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設から 500m 圏域： 1 点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	④福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設から 500m 圏域： 1 点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	⑤子育て支援施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設から 500m 圏域： 1 点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	⑥教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設から 500m 圏域： 1 点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	⑦商業施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設から 500m 圏域： 1 点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	⑧医療施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設から 500m 圏域： 1 点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利便性の高い地域に点数を付与する。
	⑨金融施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設から 500m 圏域： 1 点 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の利便性の高い地域に点数を付与する。

※都市構造の評価に関するハンドブックに基づき、駅の誘致距離は 800m を採用し、施設の誘致距離は高齢者徒歩圏の半径 500m を採用します。

6-3 重みづけによる点数化結果

6-3-1 人口密度

現行人口密度の高い順に点数を付与した結果は以下のとおりです。

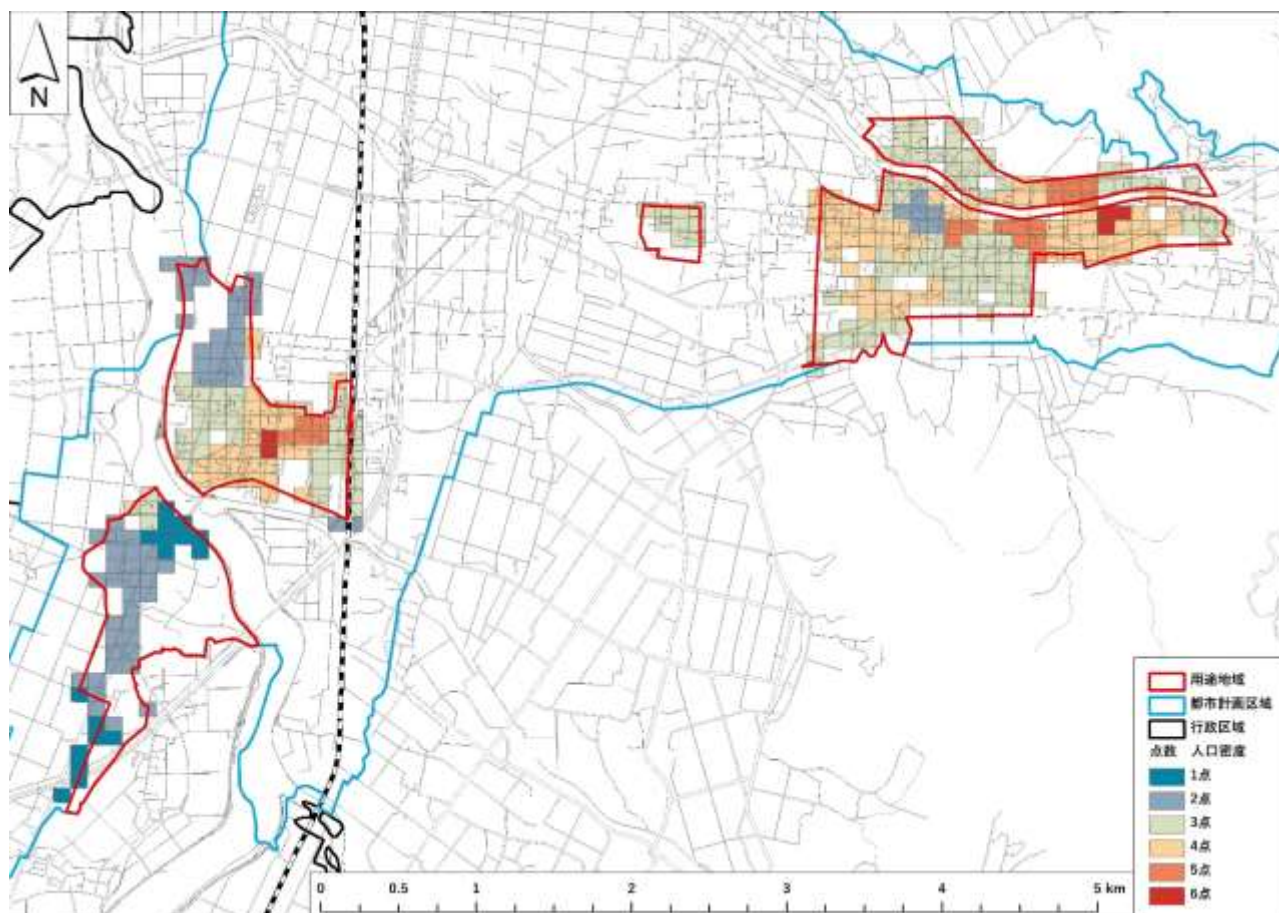


図 人口密度の点数化結果

6-3-2 公共交通便利地域

公共交通の便利が高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

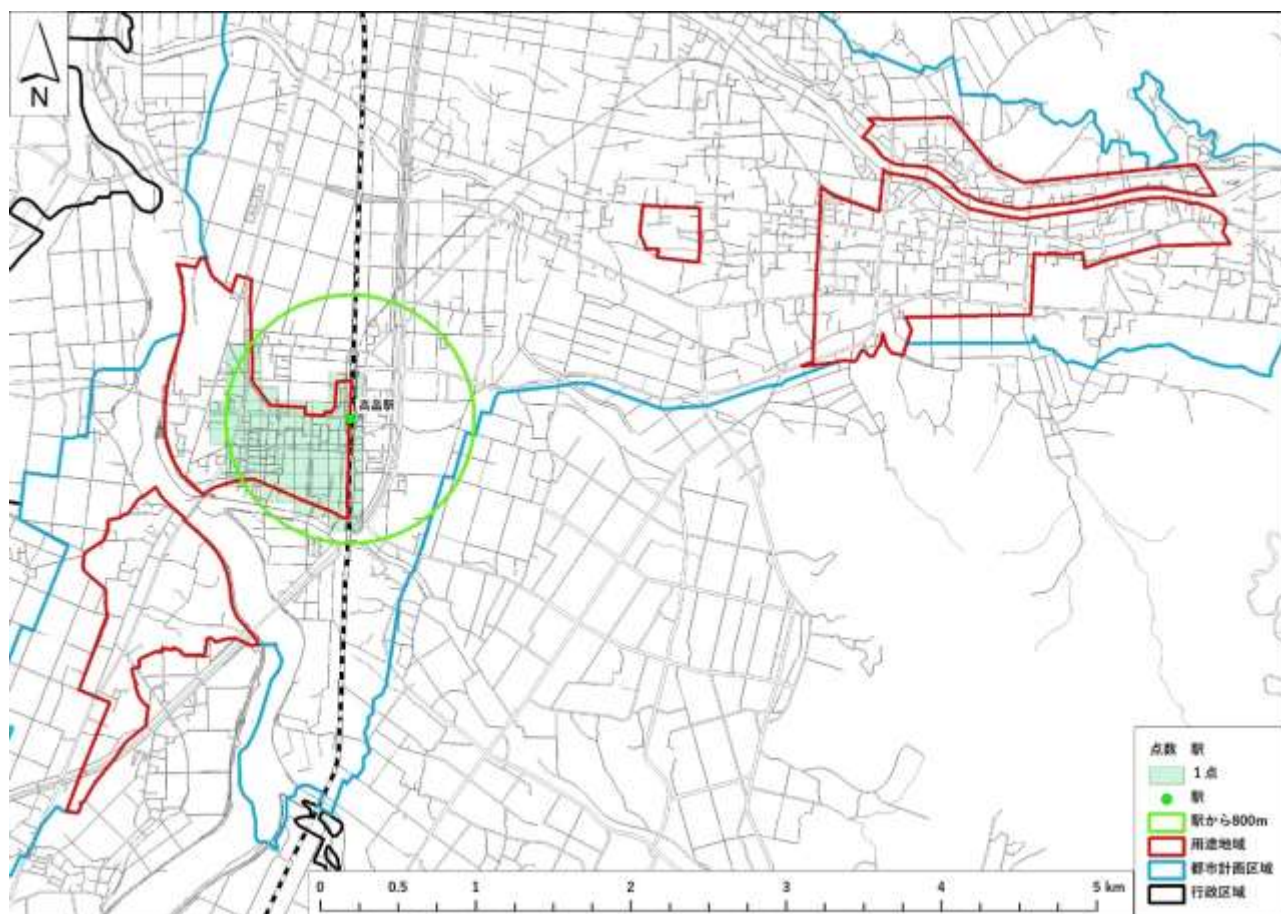


図 公共交通便利地域の点数化結果

6-3-3 公共施設

公共施設の利便性の高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

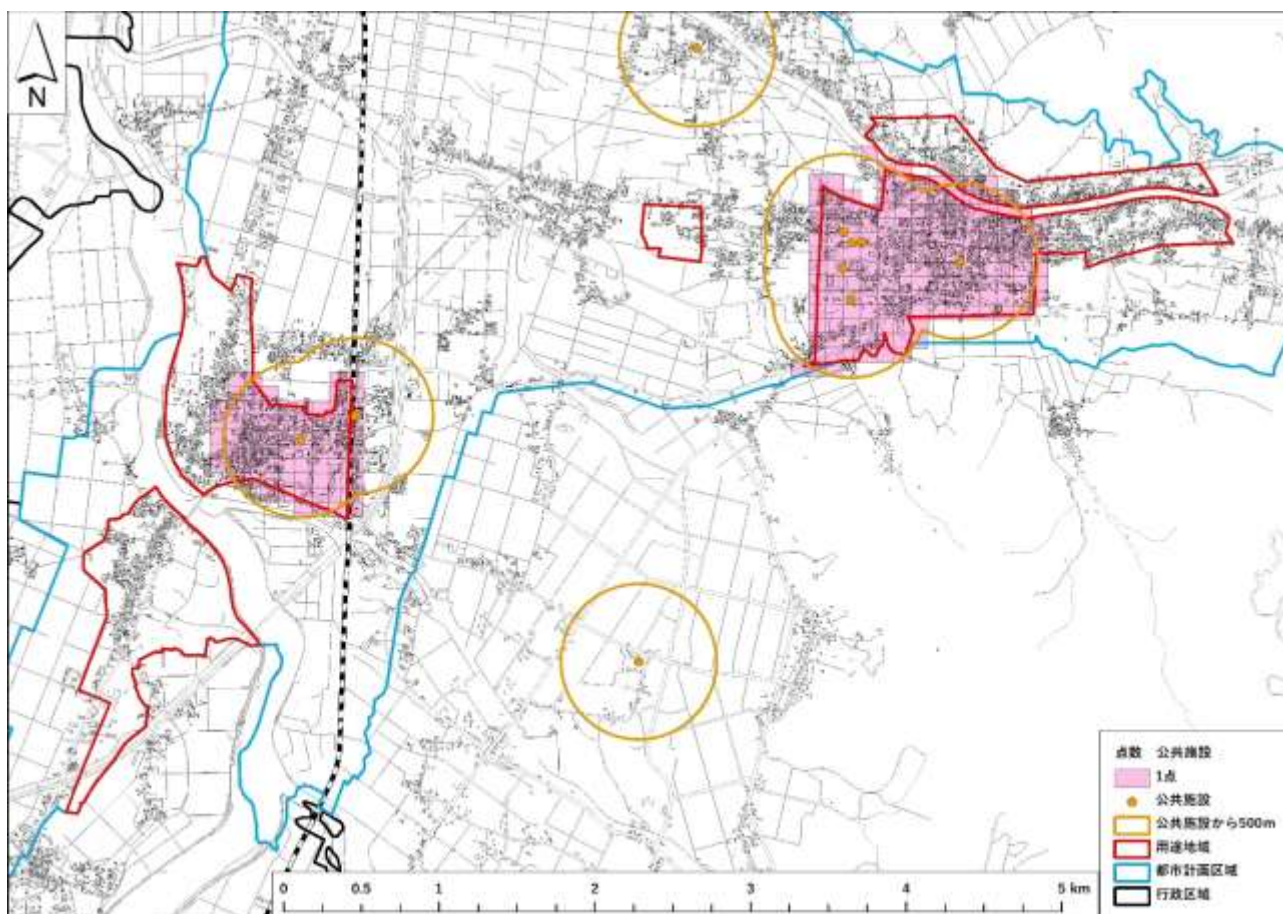


図 公共施設の点数化結果

6-3-4 福祉施設

福祉施設の利便性の高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

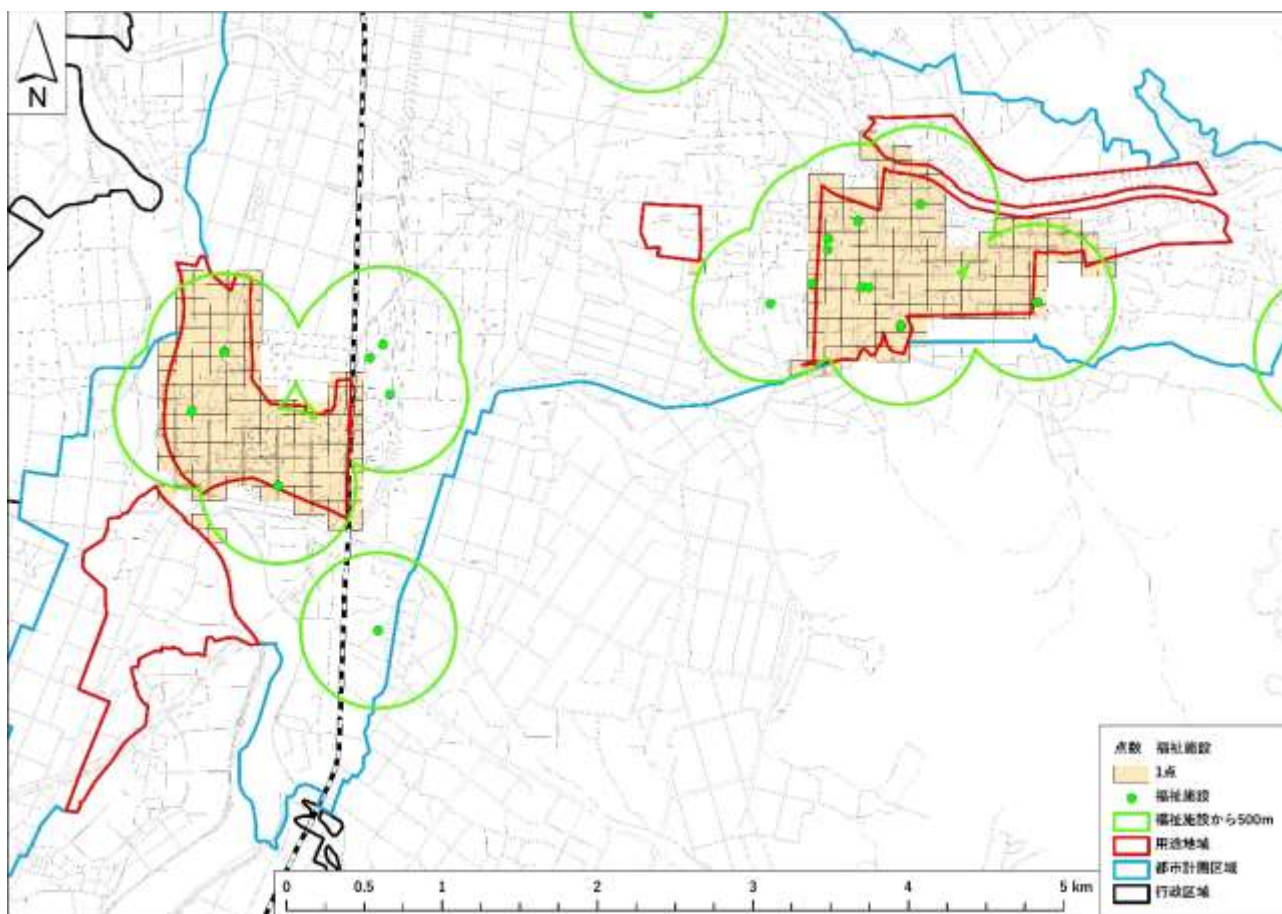


図 福祉施設の点数化結果

6-3-5 子育て支援施設

子育て支援施設の利便性の高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

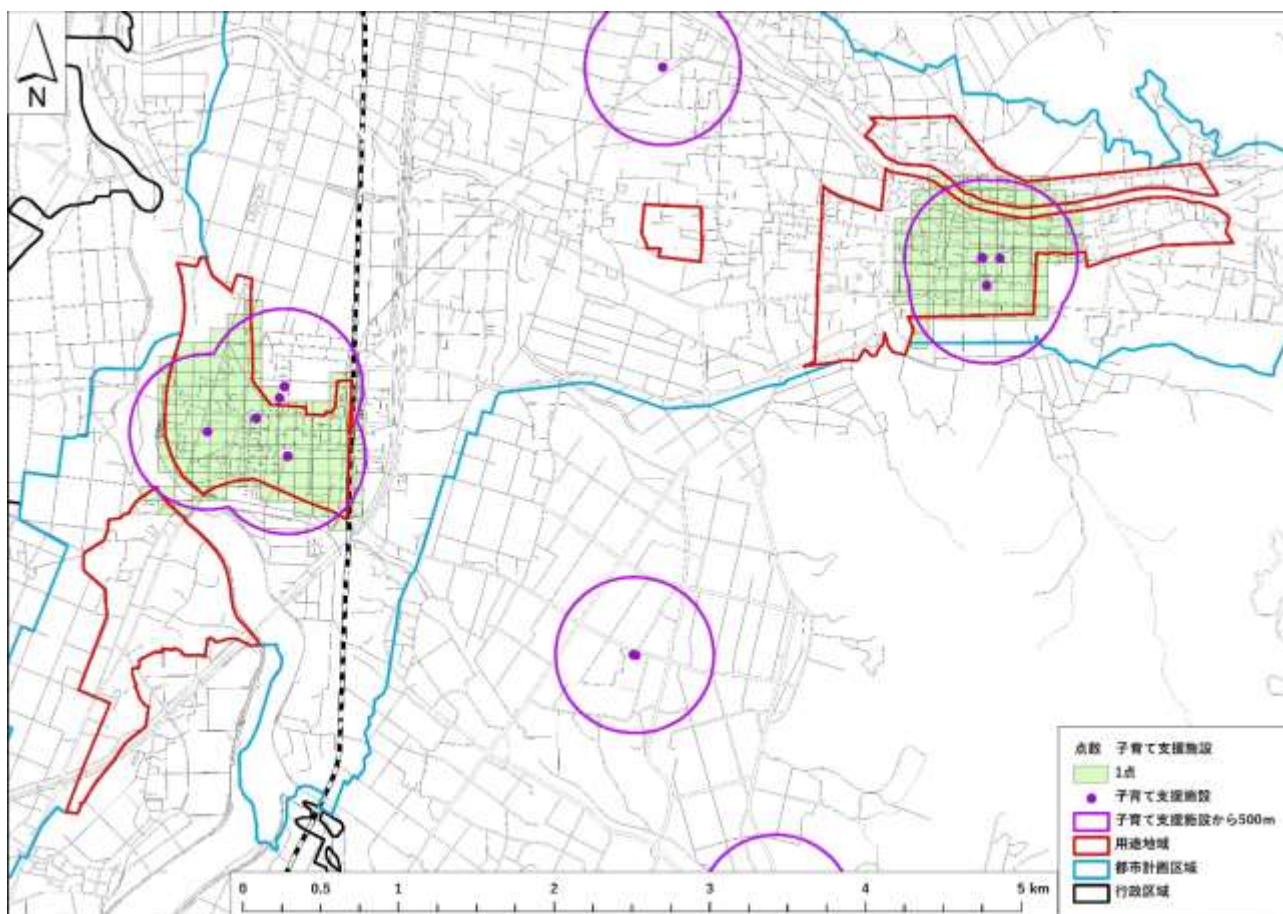


図 子育て支援施設の点数化結果

6-3-6 教育施設

教育施設の利便性の高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

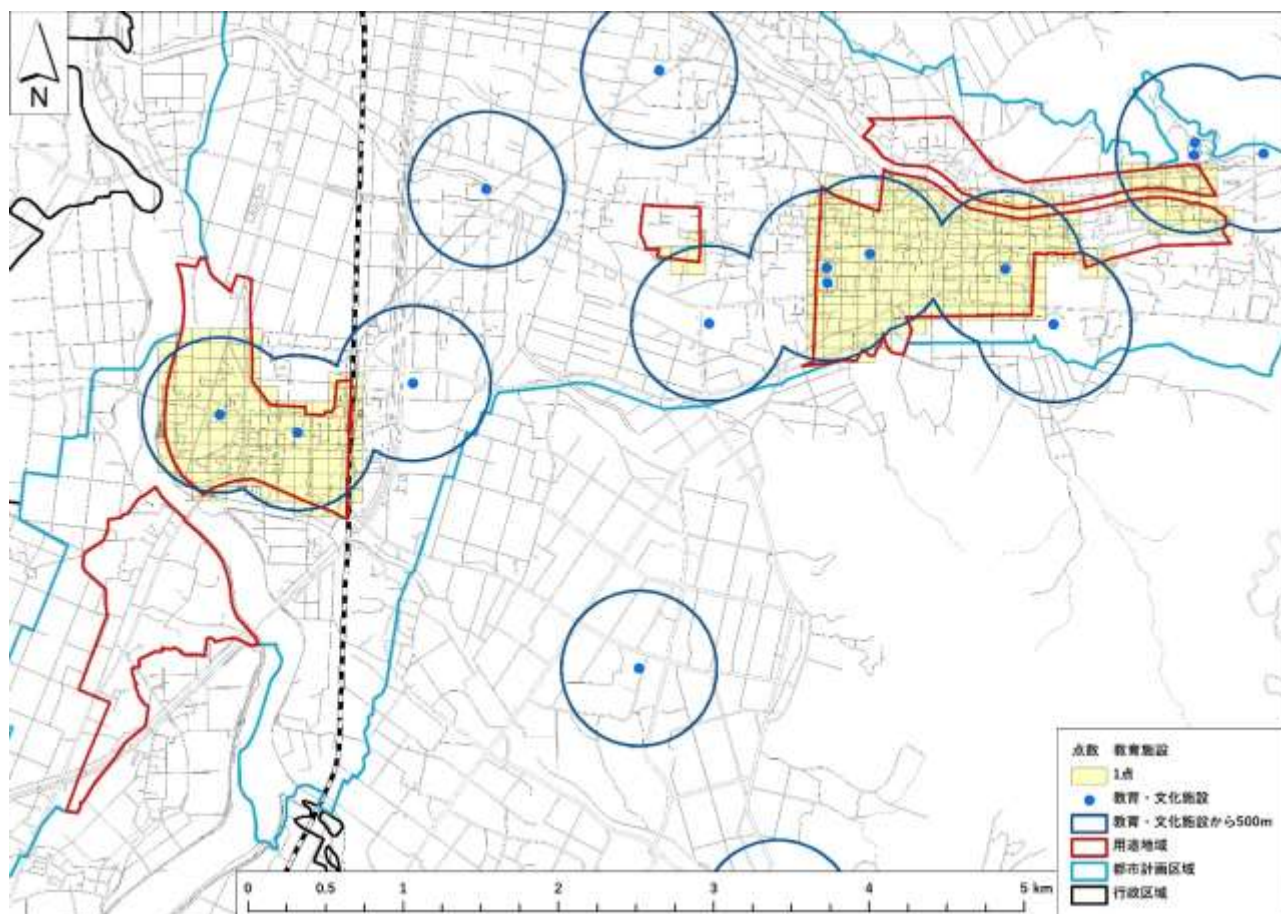


図 教育施設の点数化結果

6-3-7 商業施設

商業施設の利便性の高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

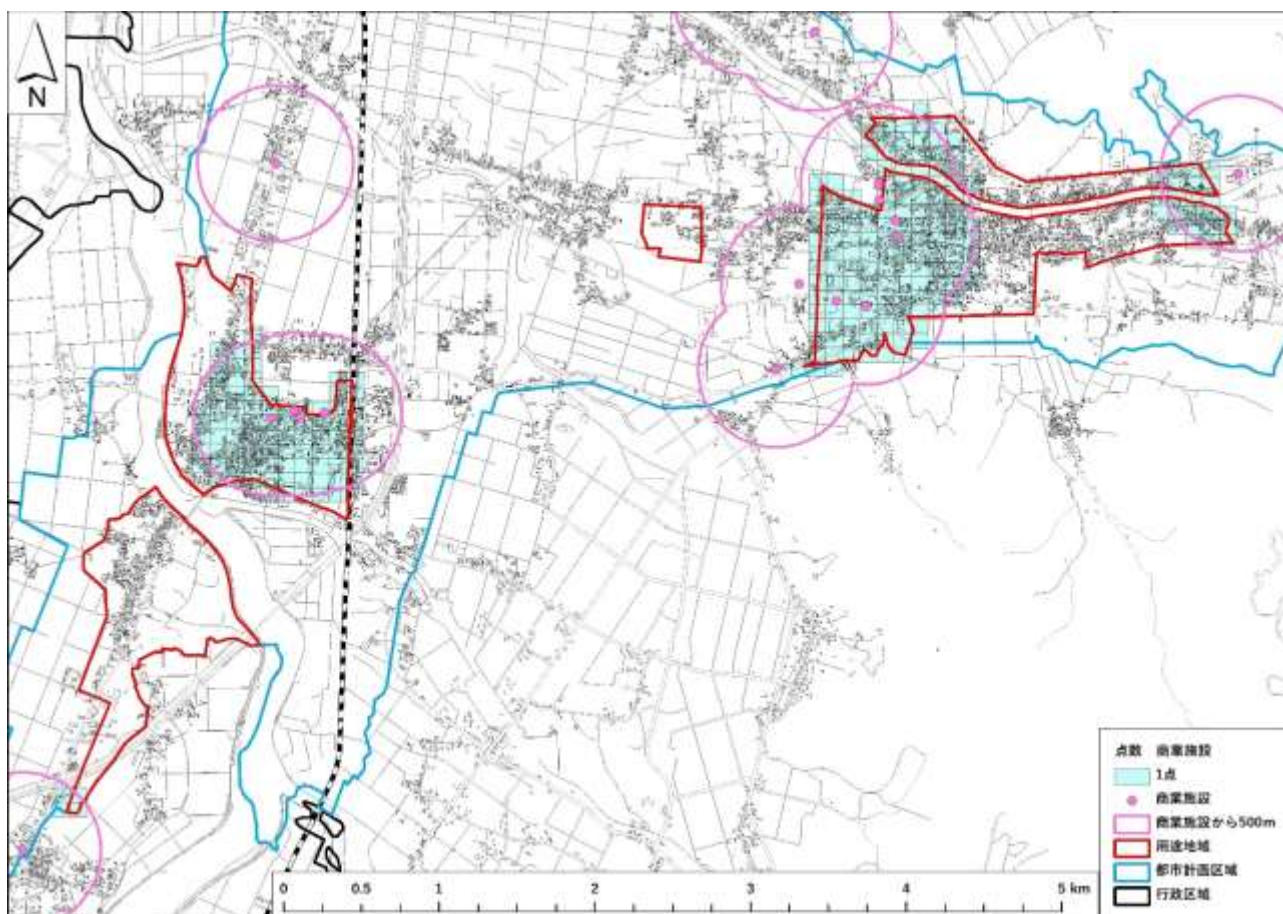


図 商業施設の点数化結果

6-3-8 医療施設

医療施設の利便性の高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

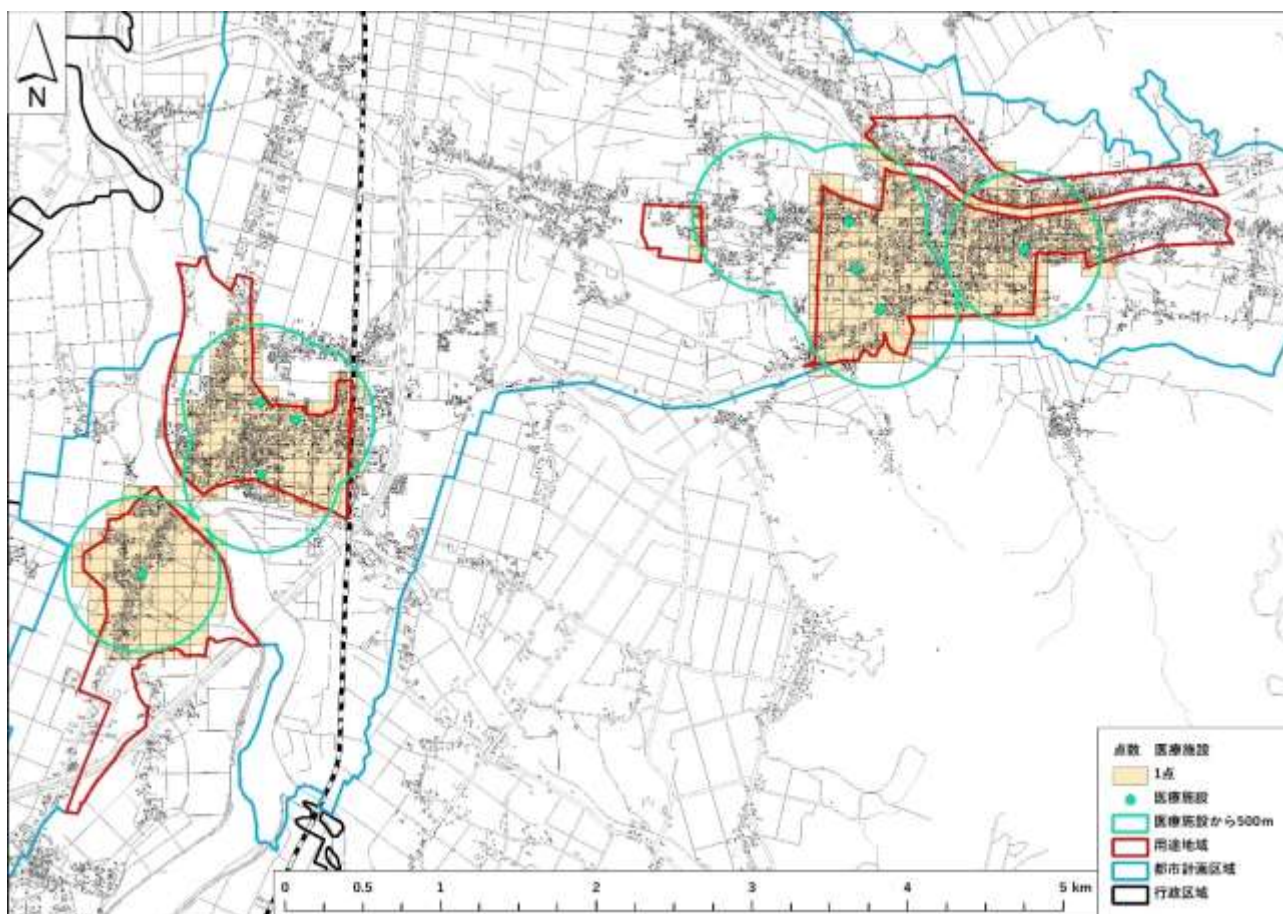


図 医療施設の点数化結果

6-3-9 金融施設

金融施設の利便性の高い地域に点数を付与した結果は以下のとおりです。

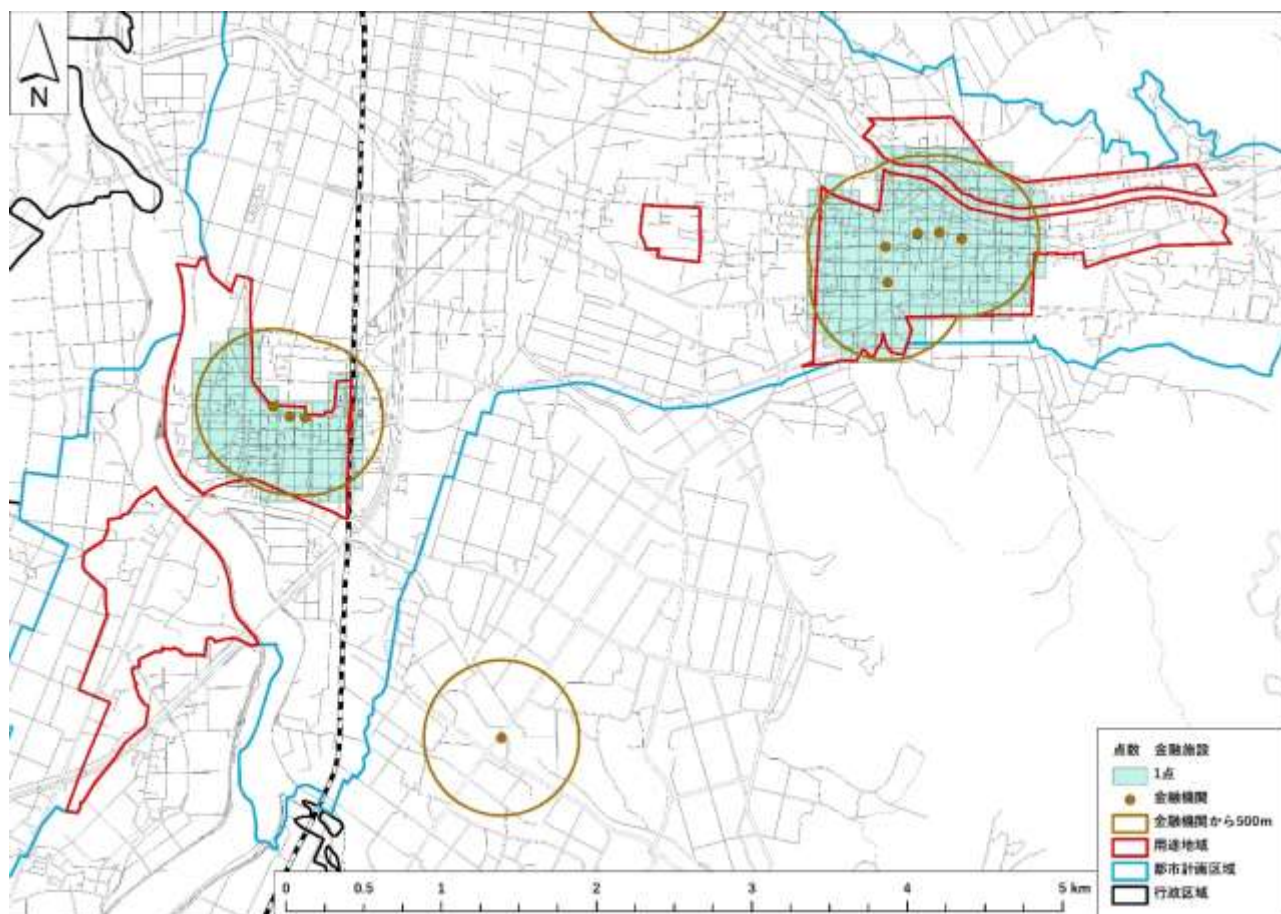


図 金融施設の点数化結果

6-4 総合評価

6-4-1 総合評価 (①～⑨の合計点数)

各項目の合計点数は以下のとおりです。

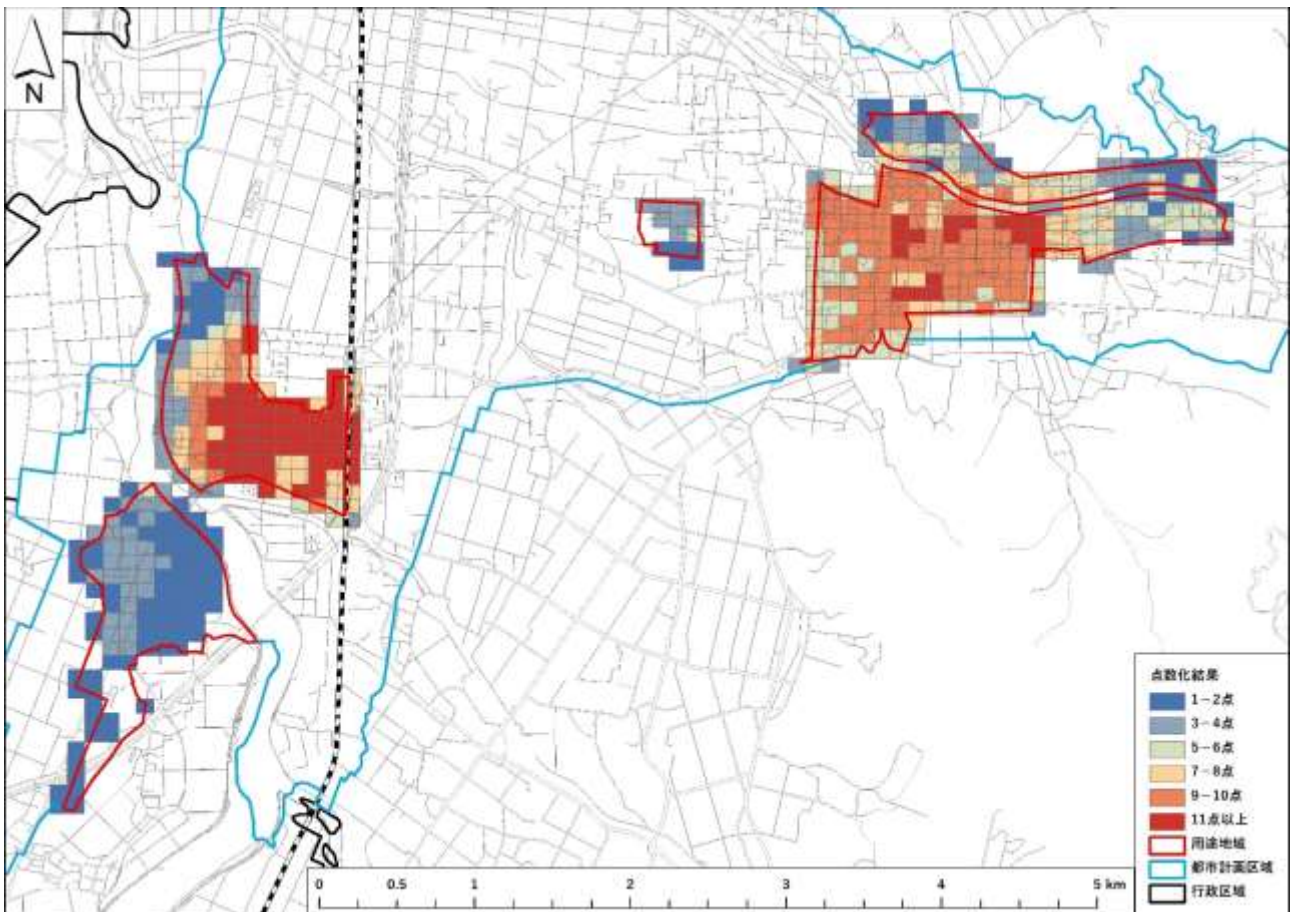


図 総合評価の結果

6-4-2 総合評価（合計点数 11 点以上）

合計点数が 11 点以上の箇所は以下のとおりです。

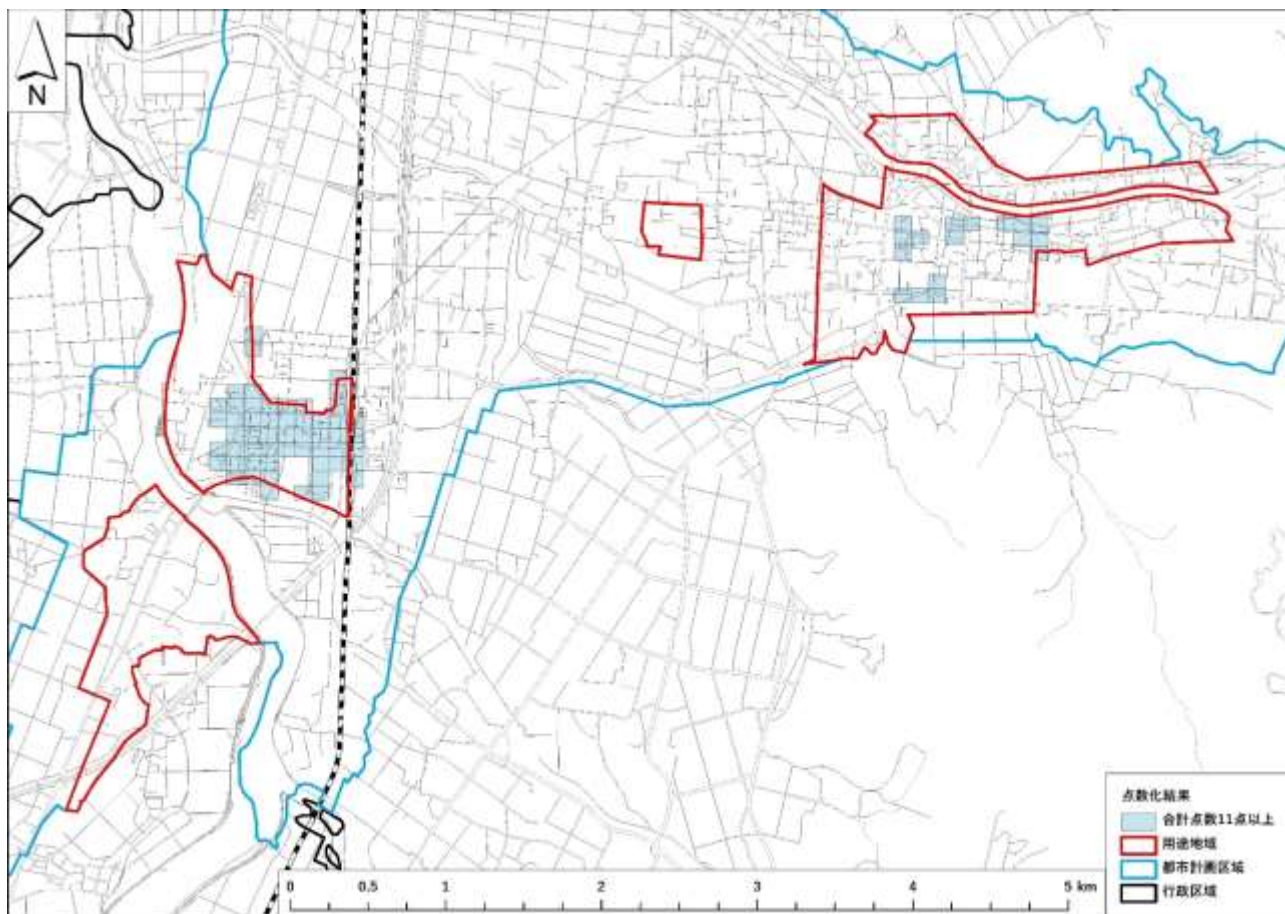


図 総合評価（合計点数11点以上）

6-4-3 総合評価（合計点数 10 点以上）

合計点数が 10 点以上の箇所は以下のとおりです。

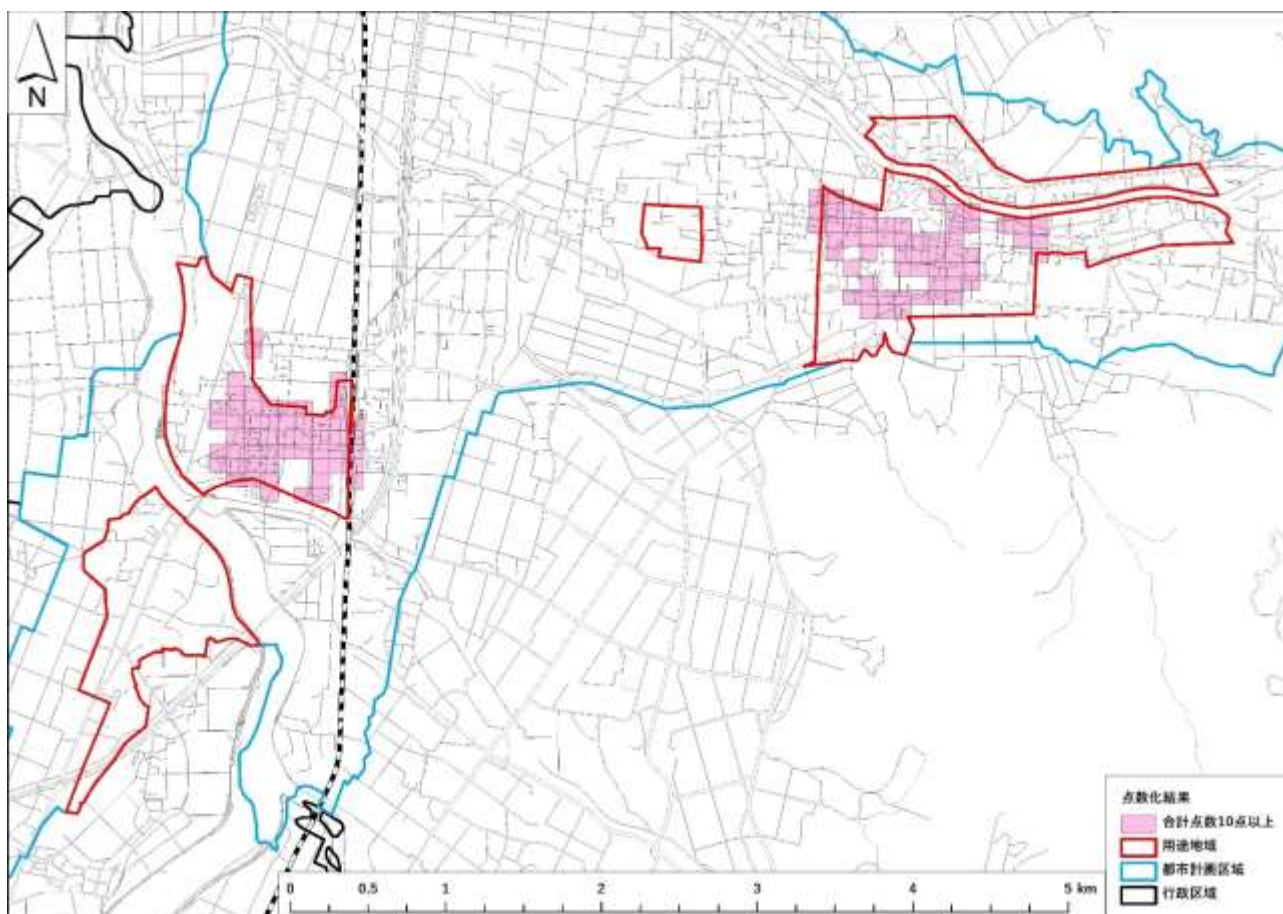


図 総合評価（合計点数10点以上）

6-4-4 総合評価（合計点数9点以上）

合計点数が9点以上の箇所は以下のとおりです。

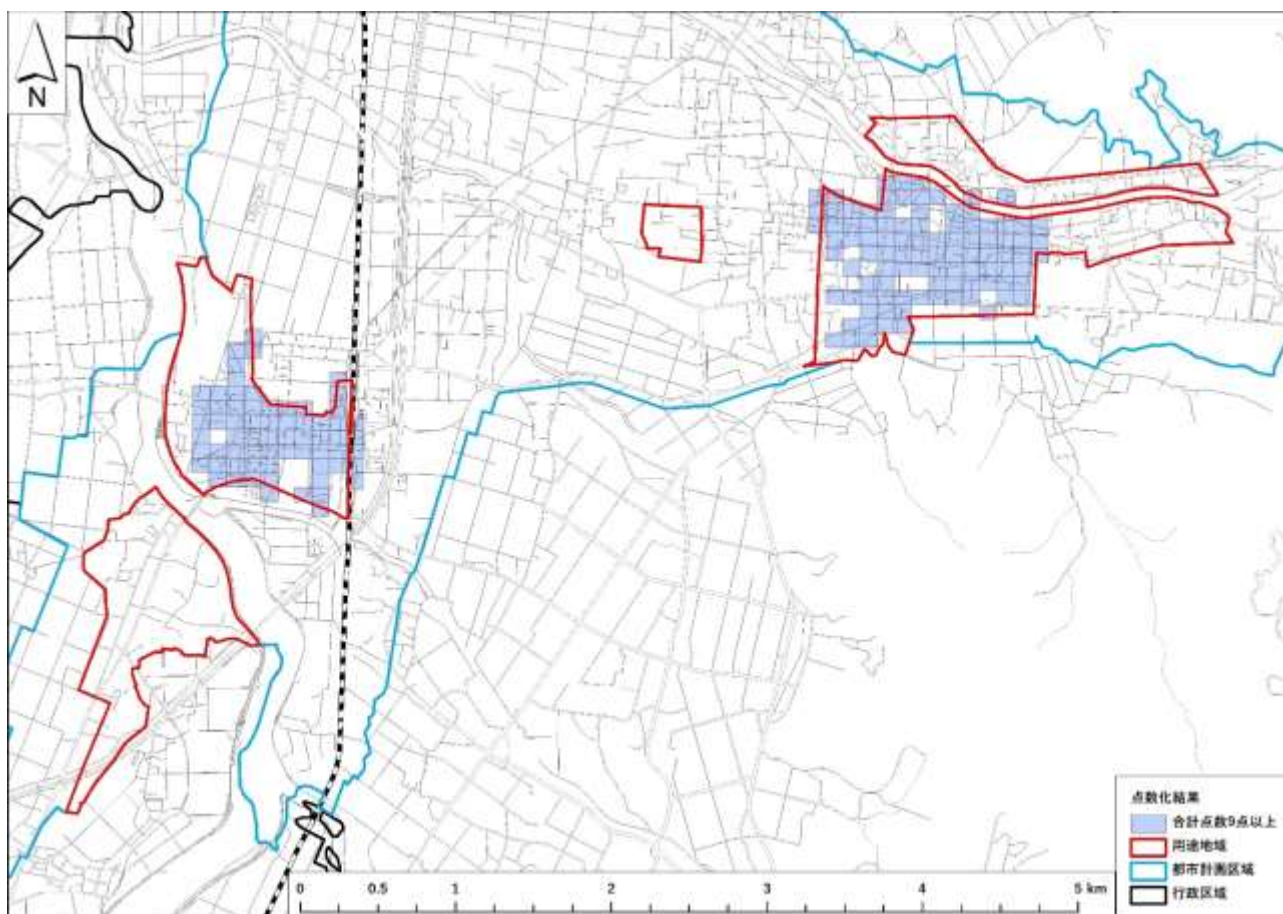


図 総合評価（合計点数9点以上）

6-4-5 総合評価（合計点数8点以上）

合計点数が8点以上の箇所は以下のとおりです。

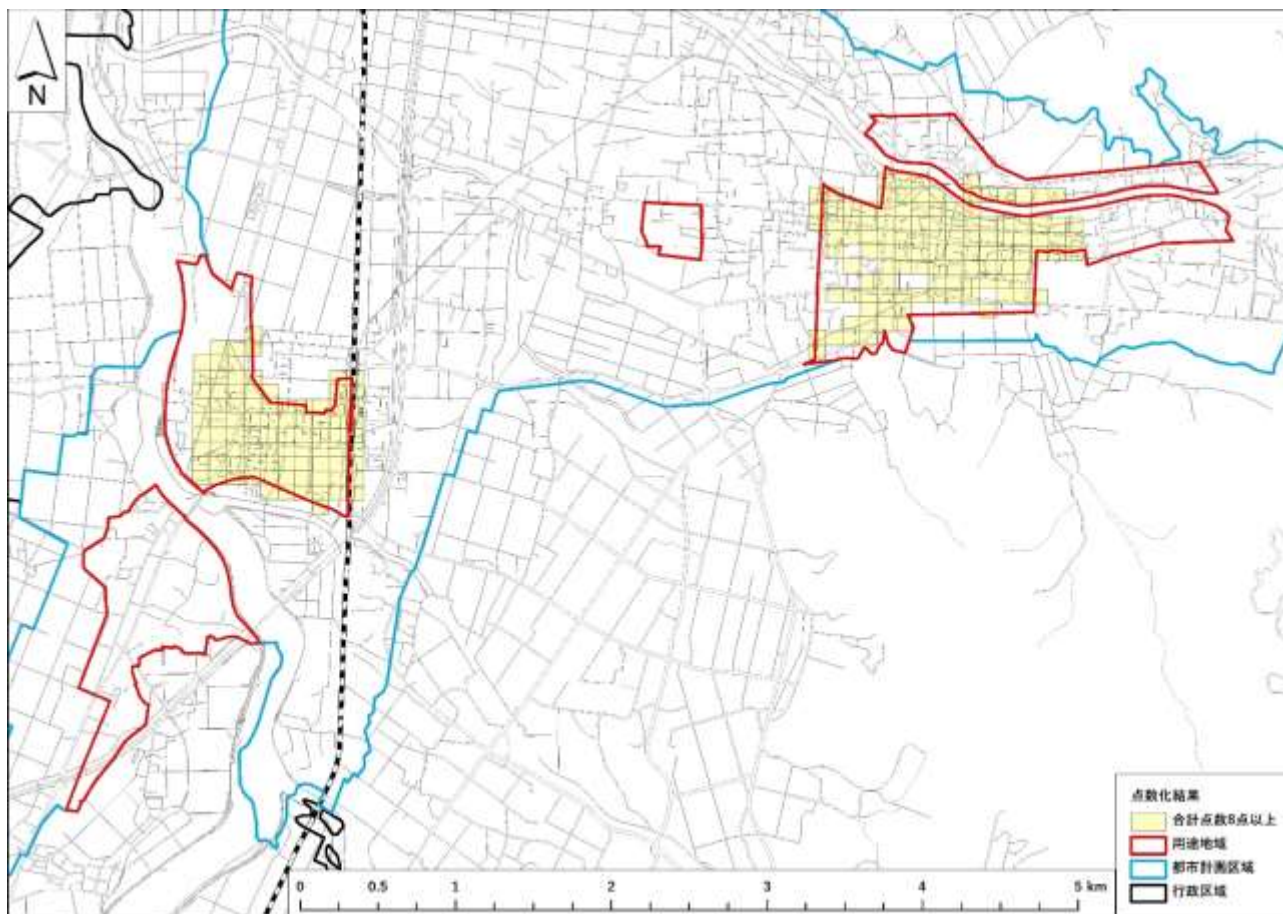


図 総合評価（合計点数8点以上）

6-4-6 総合評価（合計点数7点以上）

合計点数が7点以上の箇所は以下のとおりです。

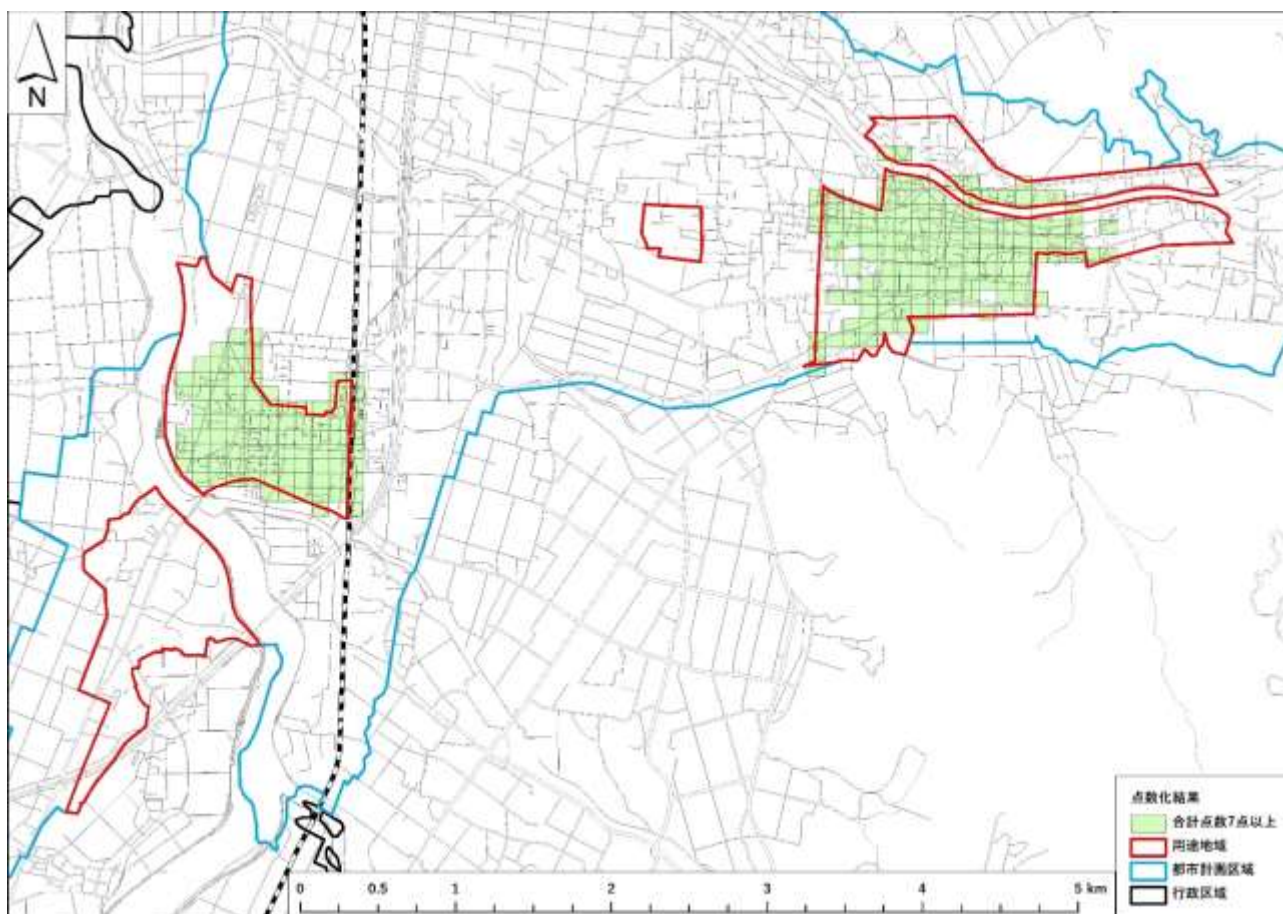


図 総合評価（合計点数7点以上）

6-4-7 総合評価（合計点数6点以上）

合計点数が6点以上の箇所は以下のとおりです。

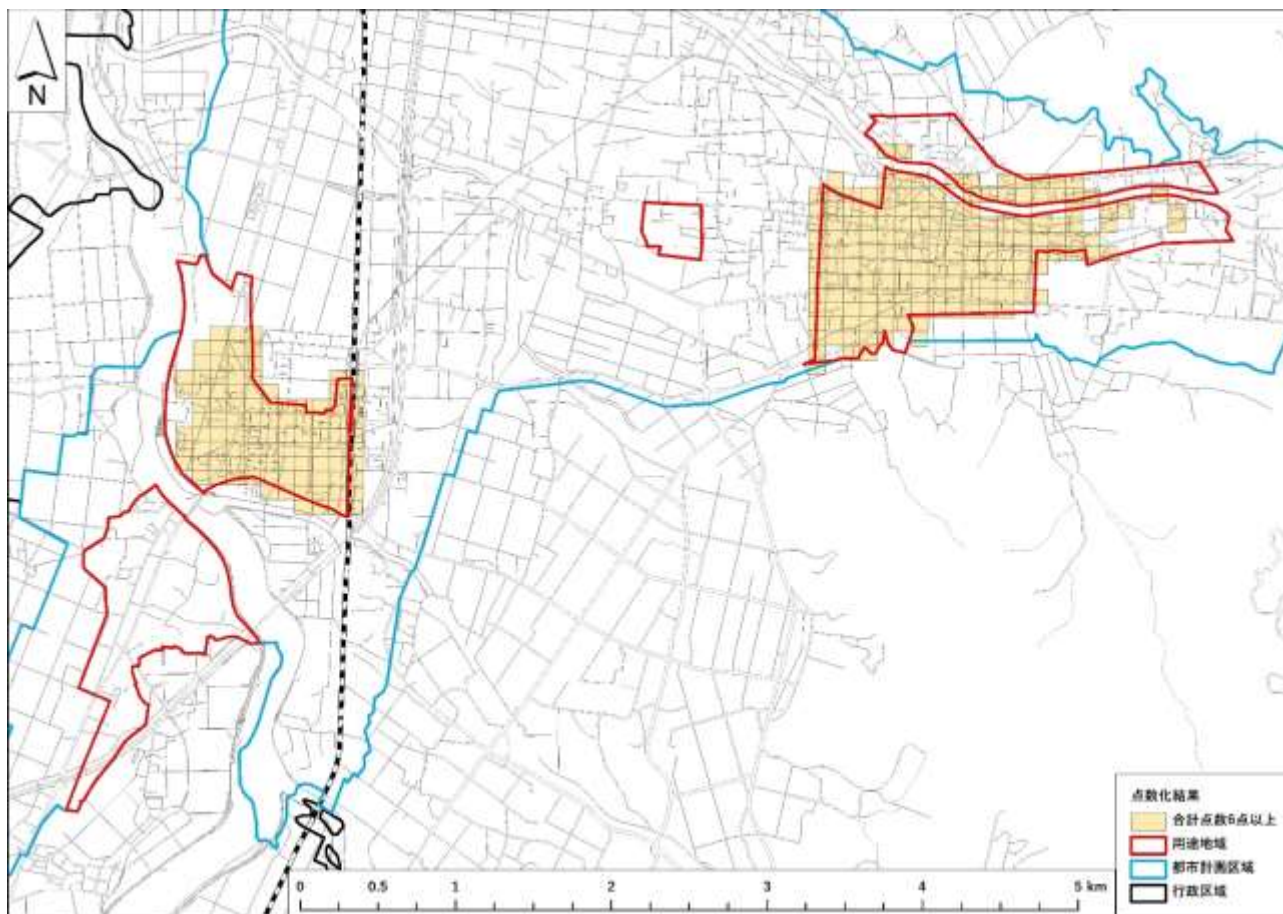


図 総合評価（合計点数6点以上）

6-5 重みづけによる点数化結果を踏まえた居住誘導区域の検討

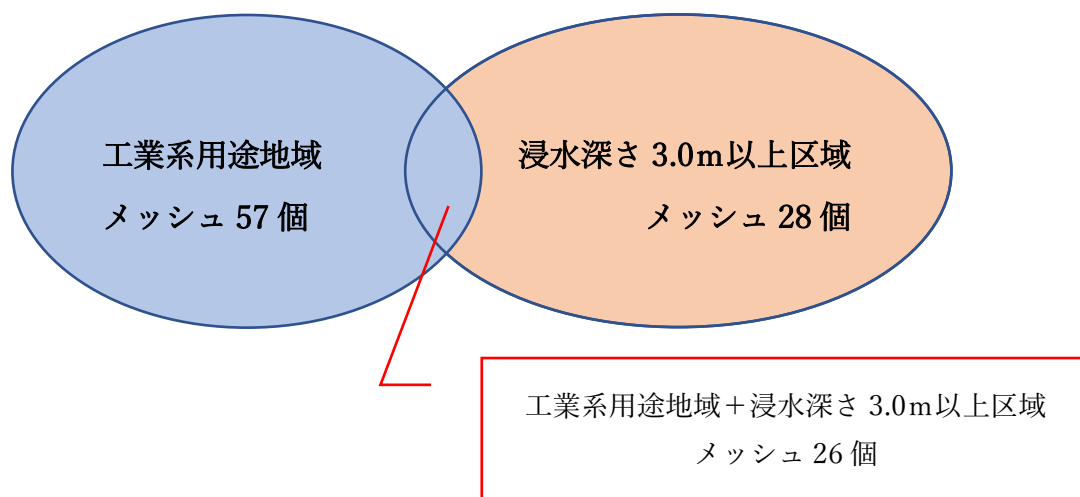
メッシュデータの重みづけ（点数化）の結果を踏まえ、居住誘導区域を設定します。

高島町の用途地域における 562 個メッシュの合計点数は 3,064 点となっていますが、下表の b) から e) までの居住誘導区域対象外地域のメッシュ個数と点数は除外します。ただし c) と e)の重複分は 2 重で差し引いているため足し戻しています。その結果、414 個メッシュの合計点数は 2,309 点となっており、その平均値で、総合評価の点数が **6 点以上** となったメッシュをもとに、地形地物等に沿って居住誘導区域を検討します。

表

地区属性	メッシュ個数	合計点数	平均値
a) 用途地域の総数	562	3,064	5.5
b) 土砂災害警戒区域	5	31	
c) 浸水深さ 3.0m以上区域	28	102	
d) 家屋倒壊想定区域	84	391	
e) 工業系用途地域	57	317	
f) 浸水深さ 3.0m以上区域+工業系用途地域	26	86	
g) 居住誘導区域候補地 (a-b-c-d-e+f)	414	2,309	5.6

居住誘導区域
対象外地域



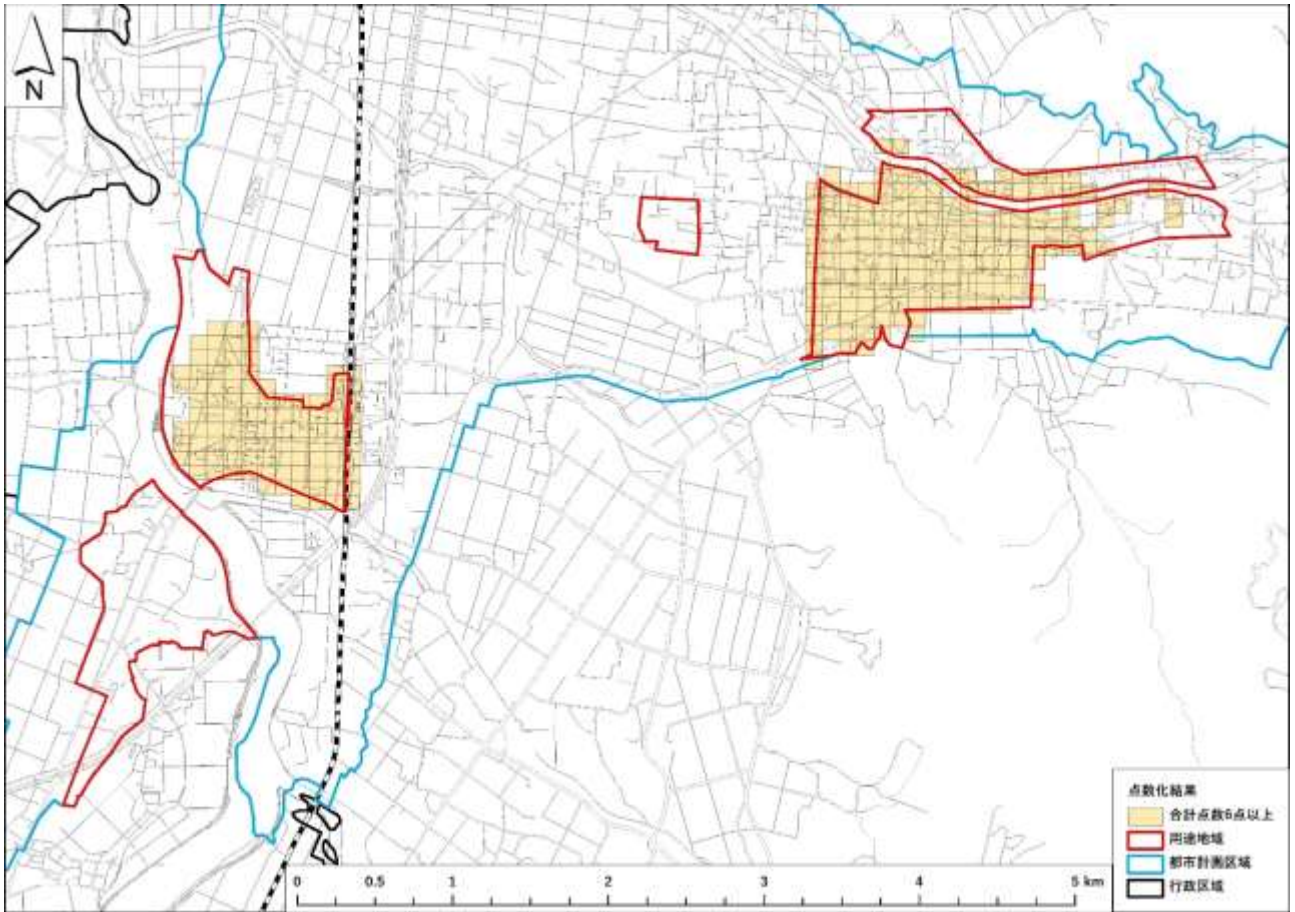


図 総合評価 (合計点数 6 点以上) (再掲)

6-6 居住誘導区域を含めるべきではない地域の設定

6-6-1 災害危険性のある区域

(1) 土砂災害警戒区域

用途地域内において、自然災害の危険性のある土砂災害警戒区域の指定範囲に該当するメッシュを対象とします。

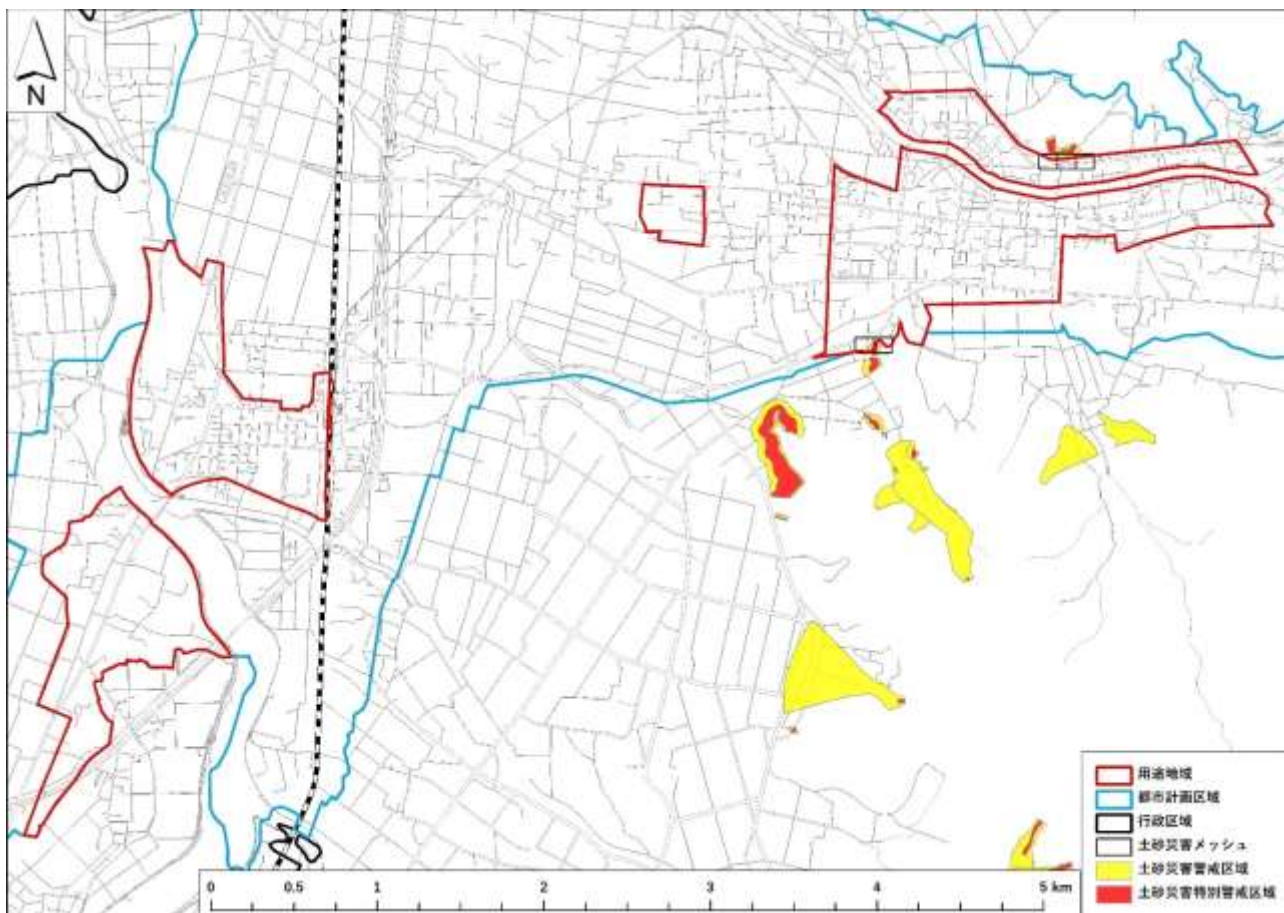


図 土砂災害警戒区域の指定状況

土砂災害警戒区域の指定状況を踏まえて、居住誘導区域候補地（合計点数6点以上の地域）と重なっている箇所を除外します。

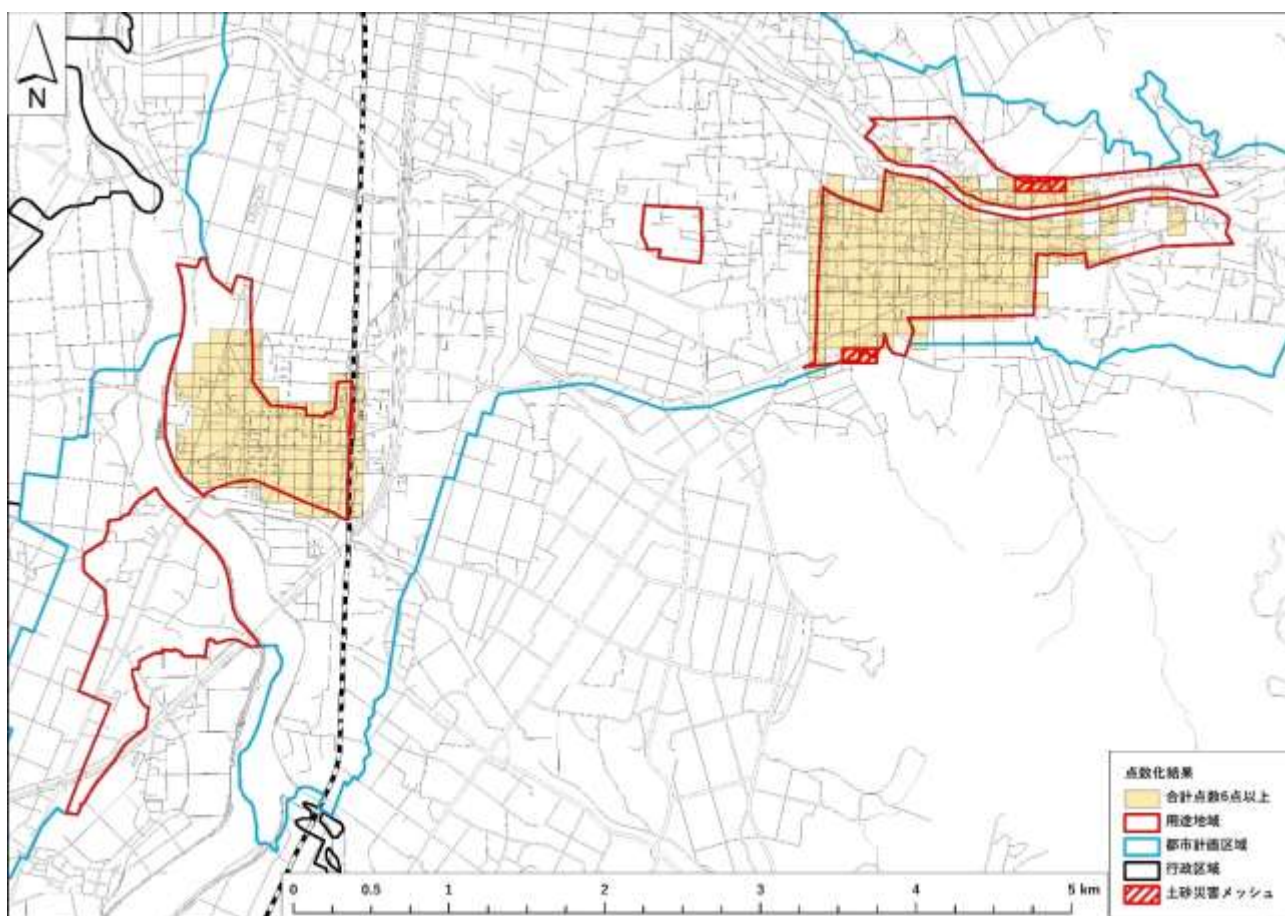


図 居住誘導区域候補地における土砂災害警戒区域の箇所（メッシュ）

(2) 浸水深さ 3.0m以上区域

用途地域内において、浸水深さ 3.0m以上区域に該当するメッシュを対象とします。

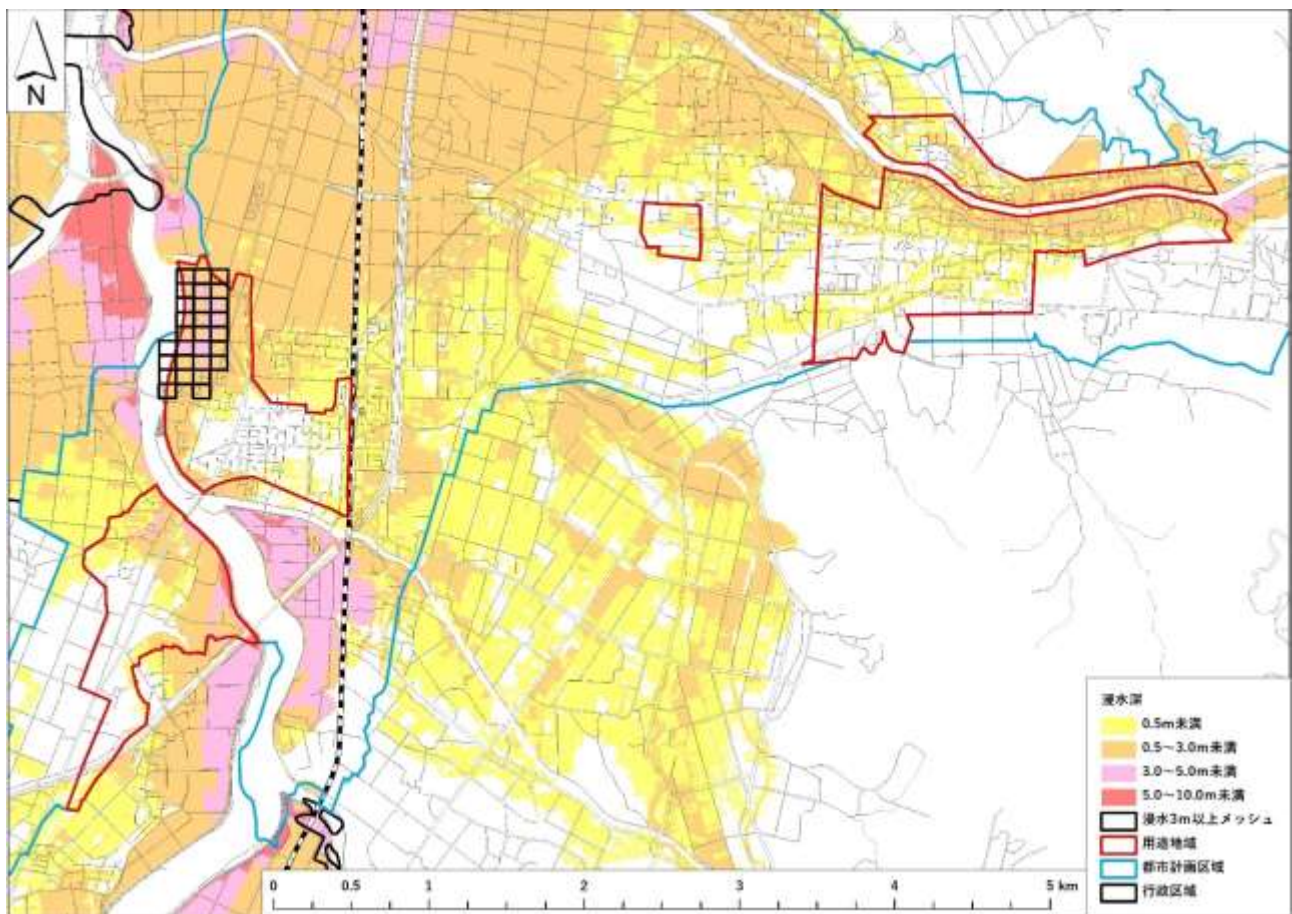


図 想定浸水深さの指定状況 (L2)

浸水深さ 3.0m以上の指定状況を踏まえて、居住誘導区域候補地（合計点数 6 点以上の地域）と重なっている箇所を除外します。

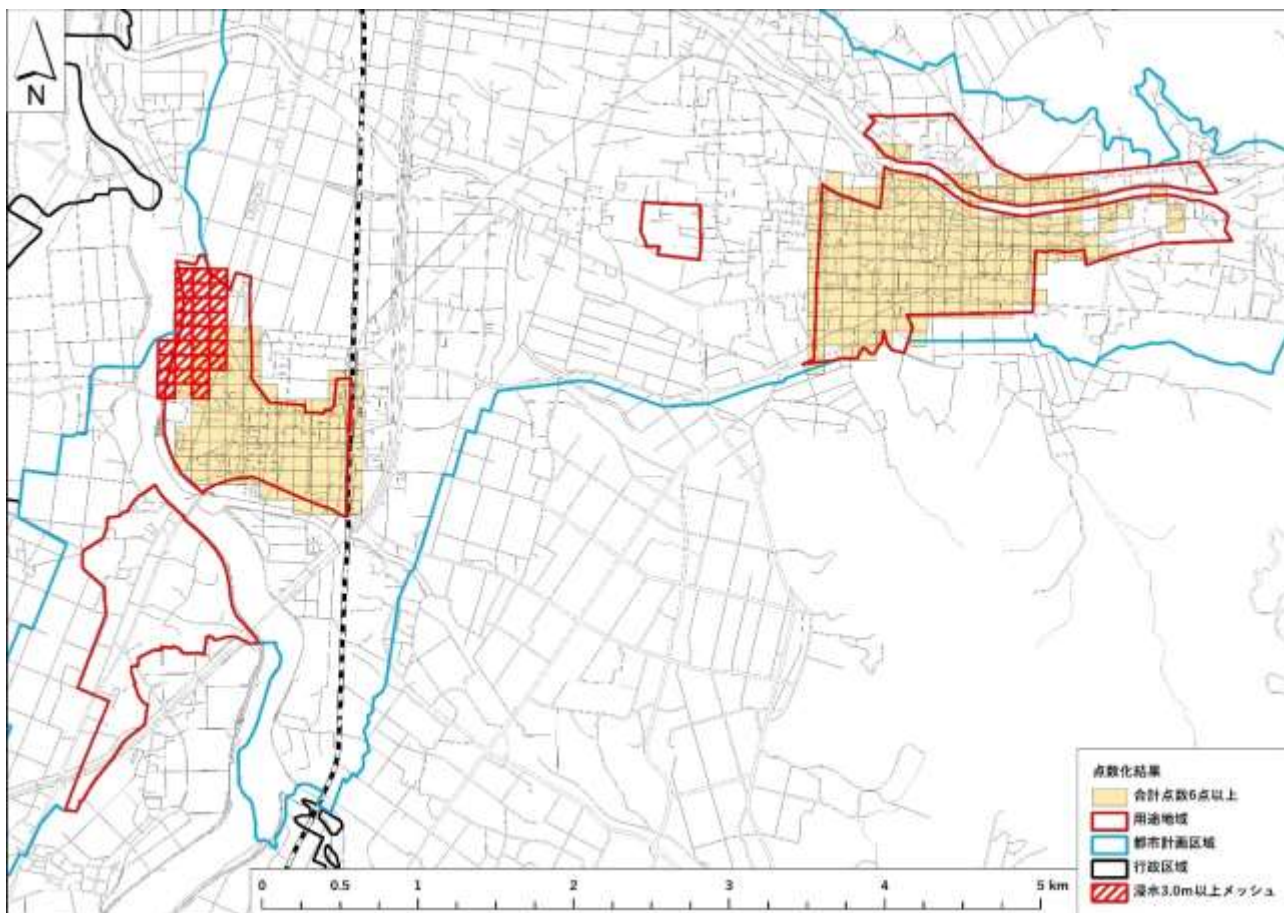


図 居住誘導区域候補地における浸水深さ 3.0m以上の箇所（メッシュ）

(3) 家屋倒壊等氾濫想定区域

用途地域内において、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食と氾濫流）に該当するメッシュを対象とします。

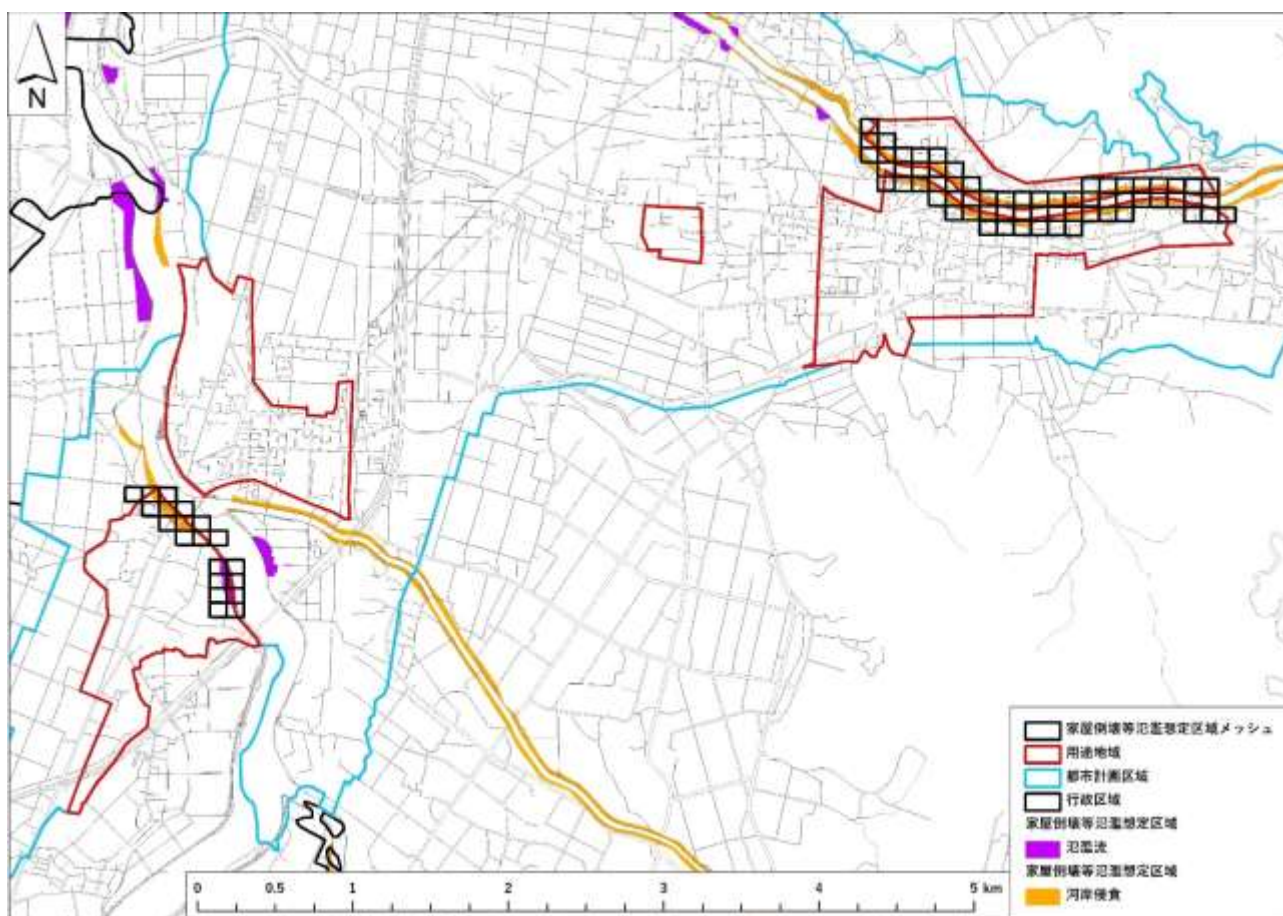


図 家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況

家屋倒壊等氾濫想定区域の指定状況を踏まえて、居住誘導区域候補地（合計点数6点以上の地域）と重なっている箇所を除外します。

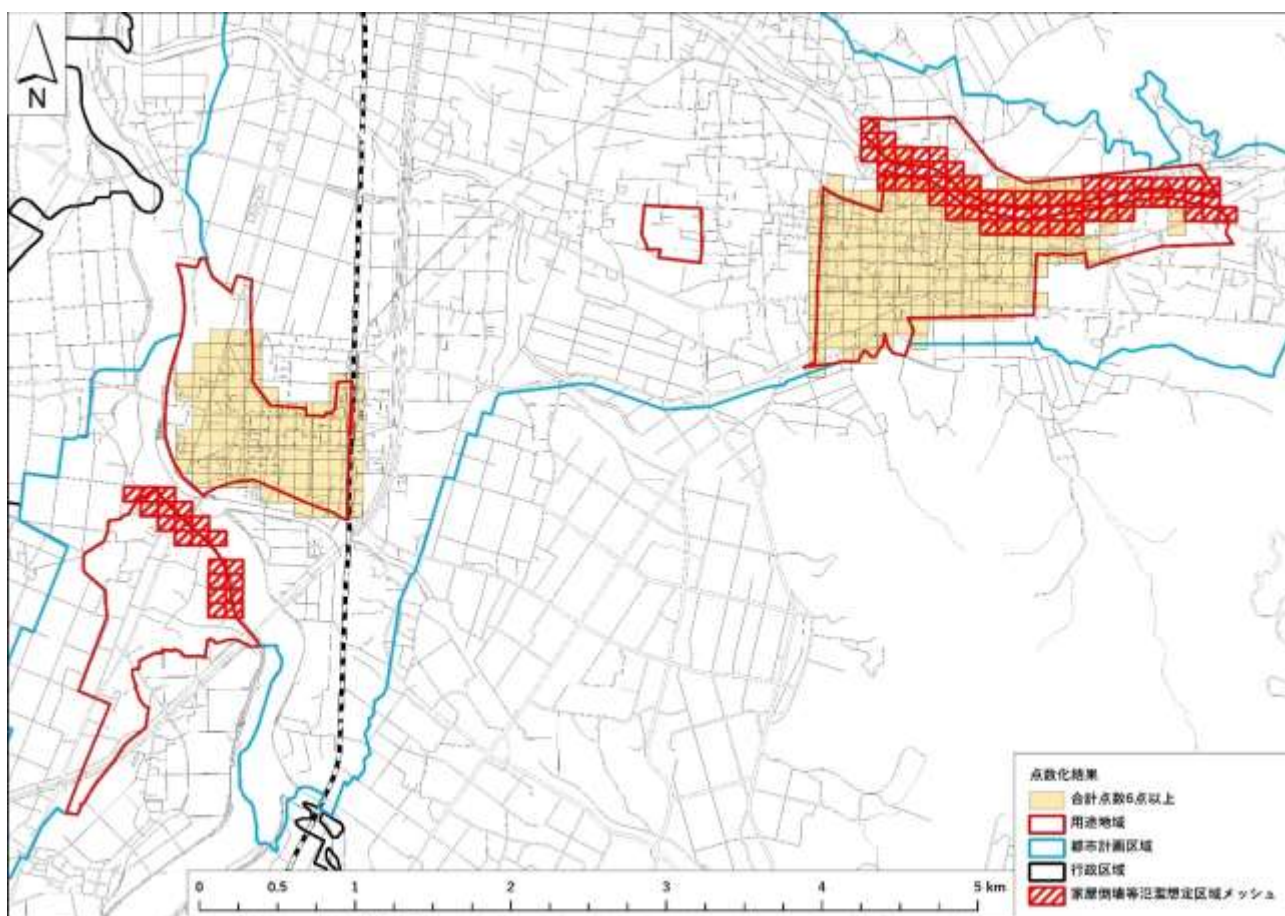


図 居住誘導区域候補地における家屋倒壊等氾濫想定区域の箇所（メッシュ）

6-6-2 住宅の立地が見込めない区域

糠野目地区の用途地域の西側と南東側は工業系用途地域に指定されています。当該するメッシュを除外します。

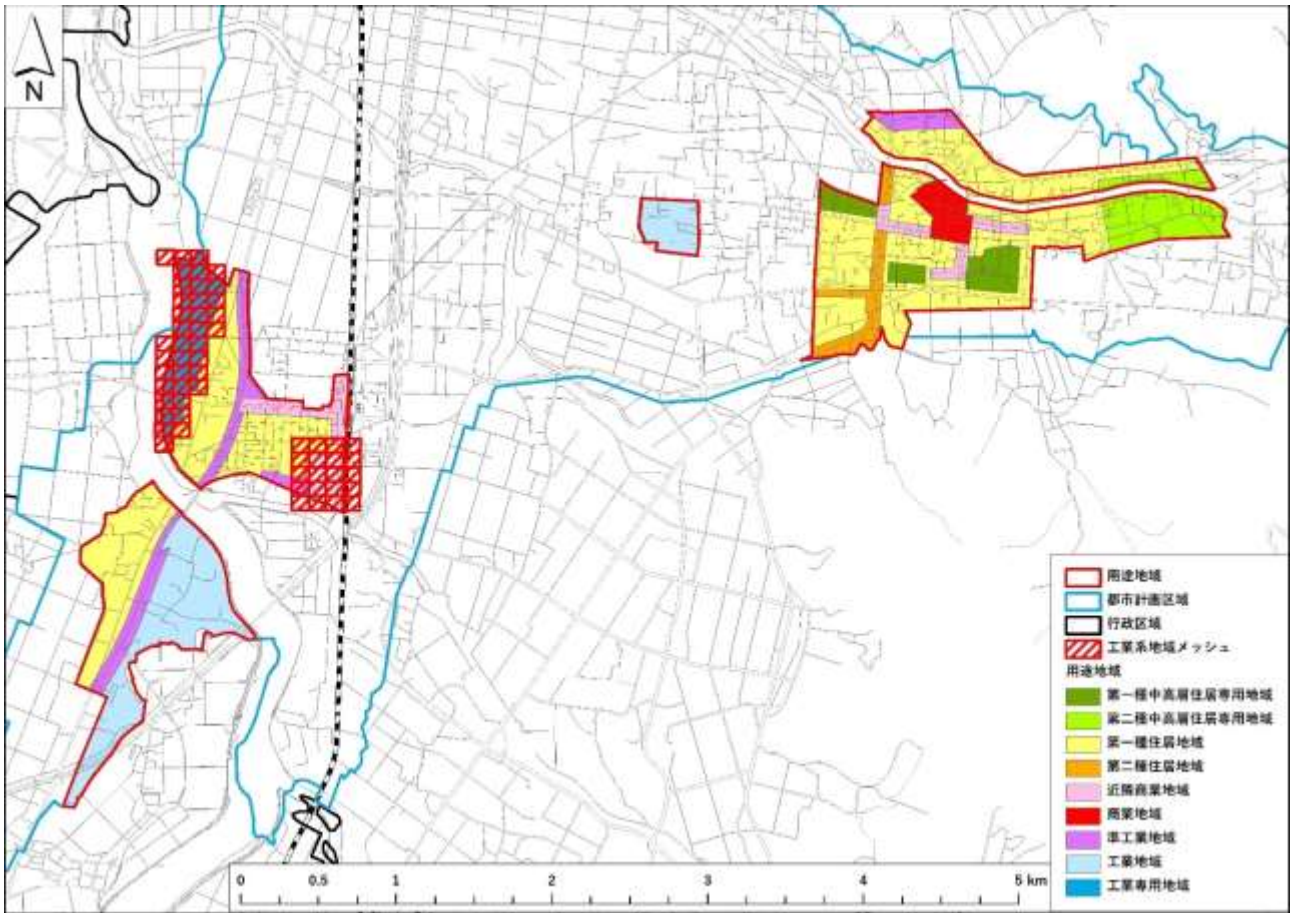


図 住宅の立地が見込めない区域

工業系用途地域の指定状況を踏まえて、居住誘導区域候補地（合計点数6点以上の地域）と重なっている箇所を除外します。

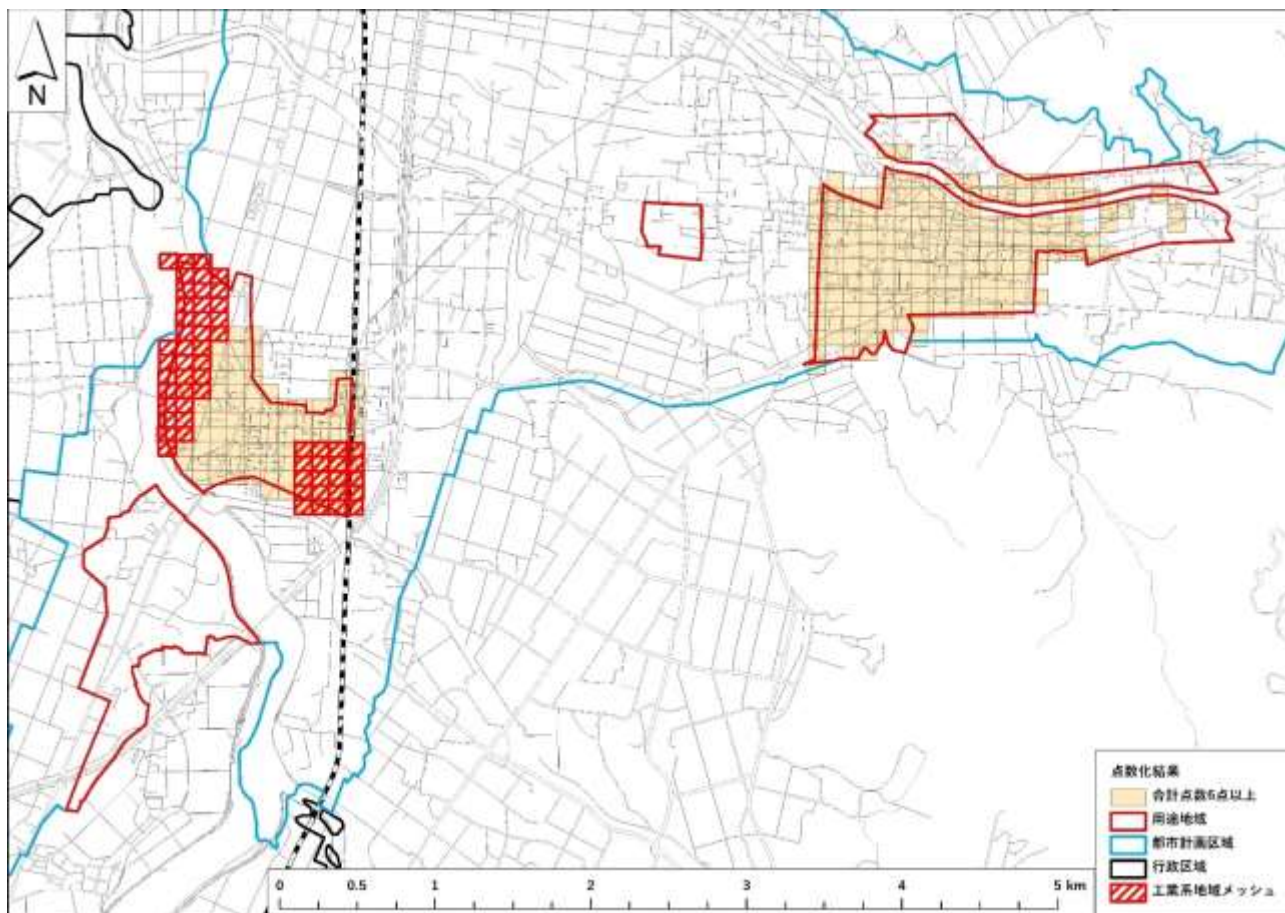


図 居住誘導区域候補地における工業系用途地域の箇所（メッシュ）

6-6-3 居住誘導区域を含めるべきではない地域の設定

土砂災害警戒区域、浸水深さ 3.0m以上区域、家屋倒壊等氾濫想定区域と工業専用地域の指定状況を踏まえて、居住誘導区域に含めるべきではない地域として抽出します。

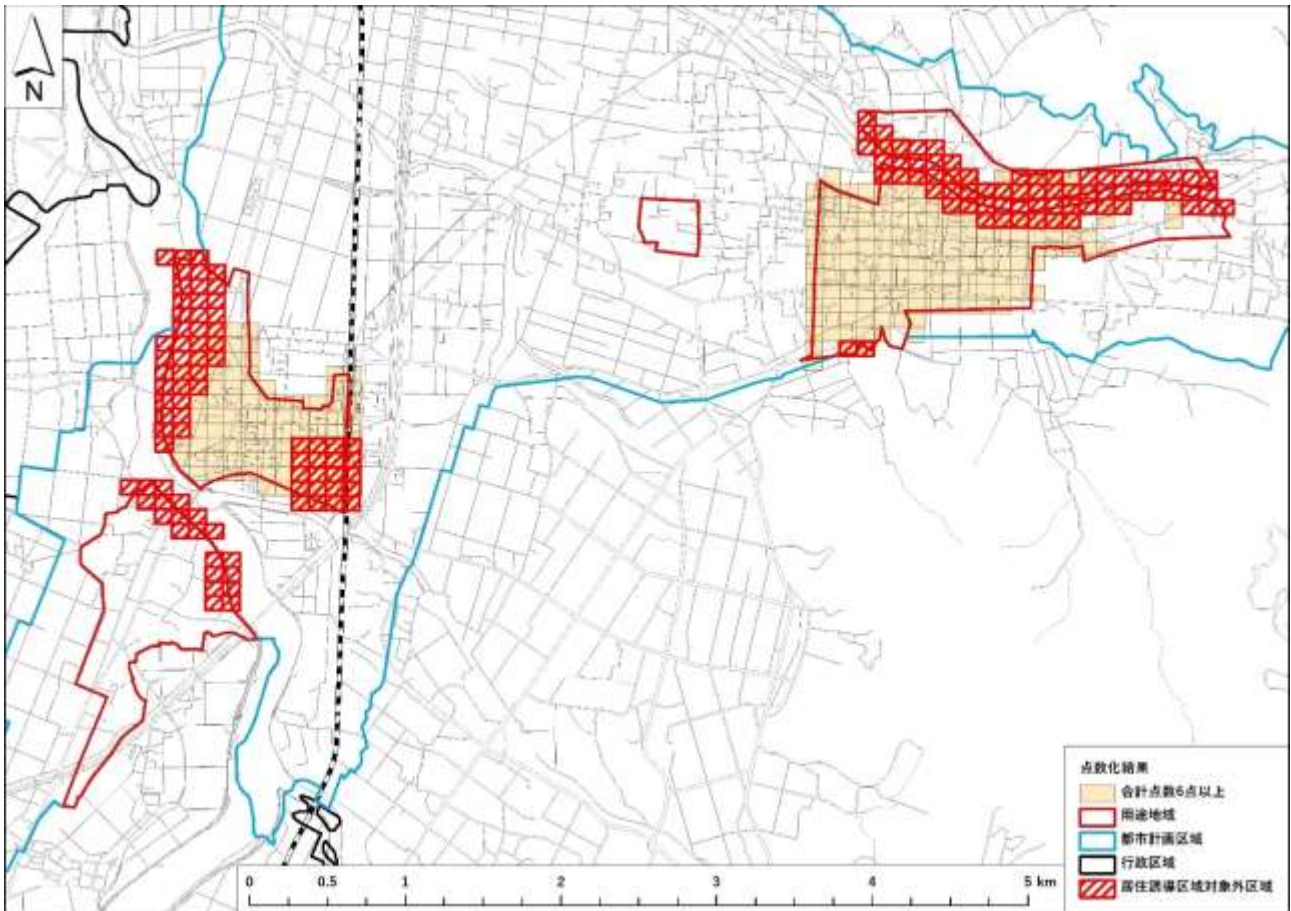


図 居住誘導区域に含めるべきではない地域として抽出されたメッシュ

6-7 居住誘導区域の設定

6-7-1 居住誘導区域として抽出されたメッシュ

6-3 から 6-6 の結果を踏まえて、居住誘導区域として、以下のメッシュが抽出されました。

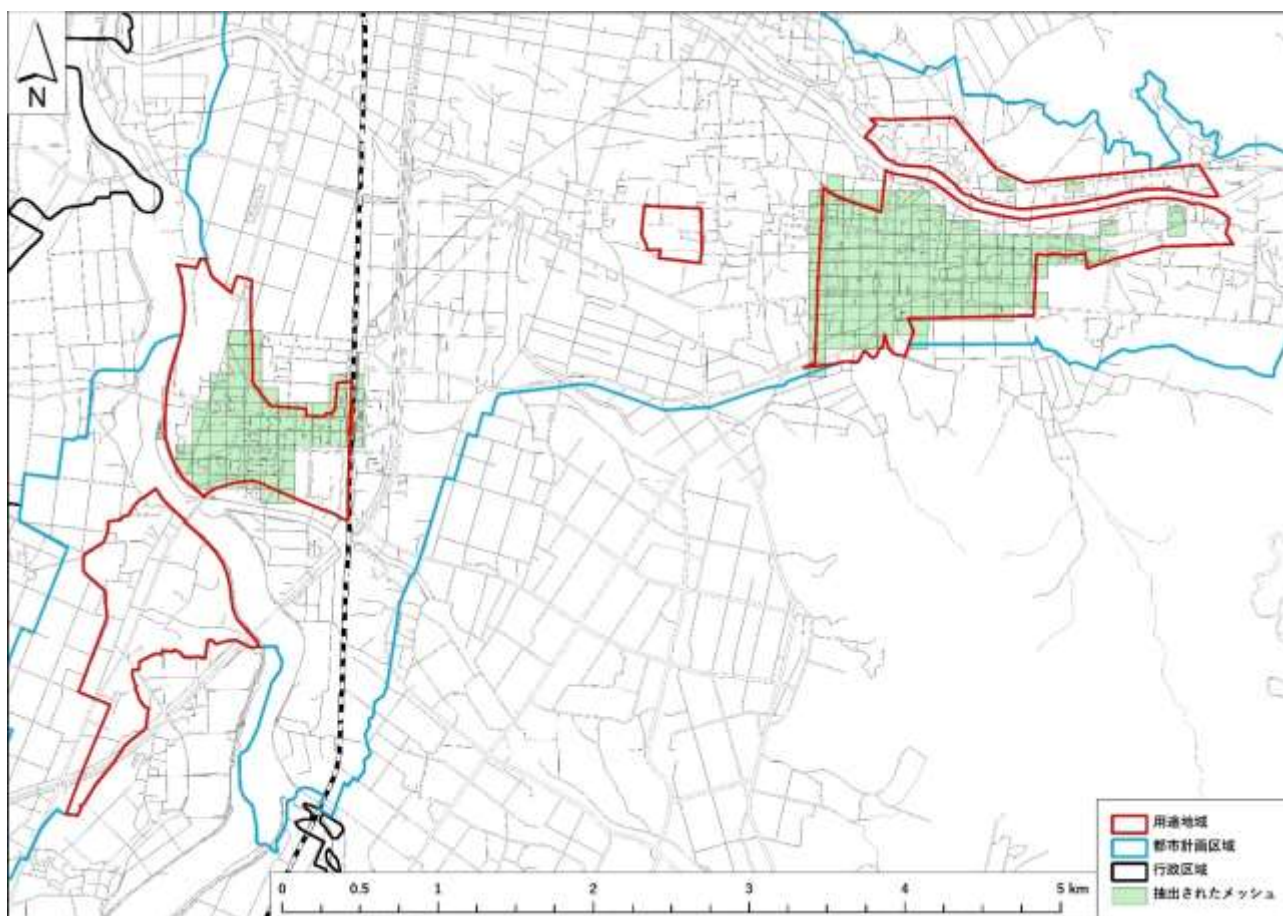


図 居住誘導区域として抽出されたメッシュ

6-7-2 居住誘導区域の設定

抽出されたメッシュをもとに、用途地域界、地形地物を考慮して、居住誘導区域を設定します。

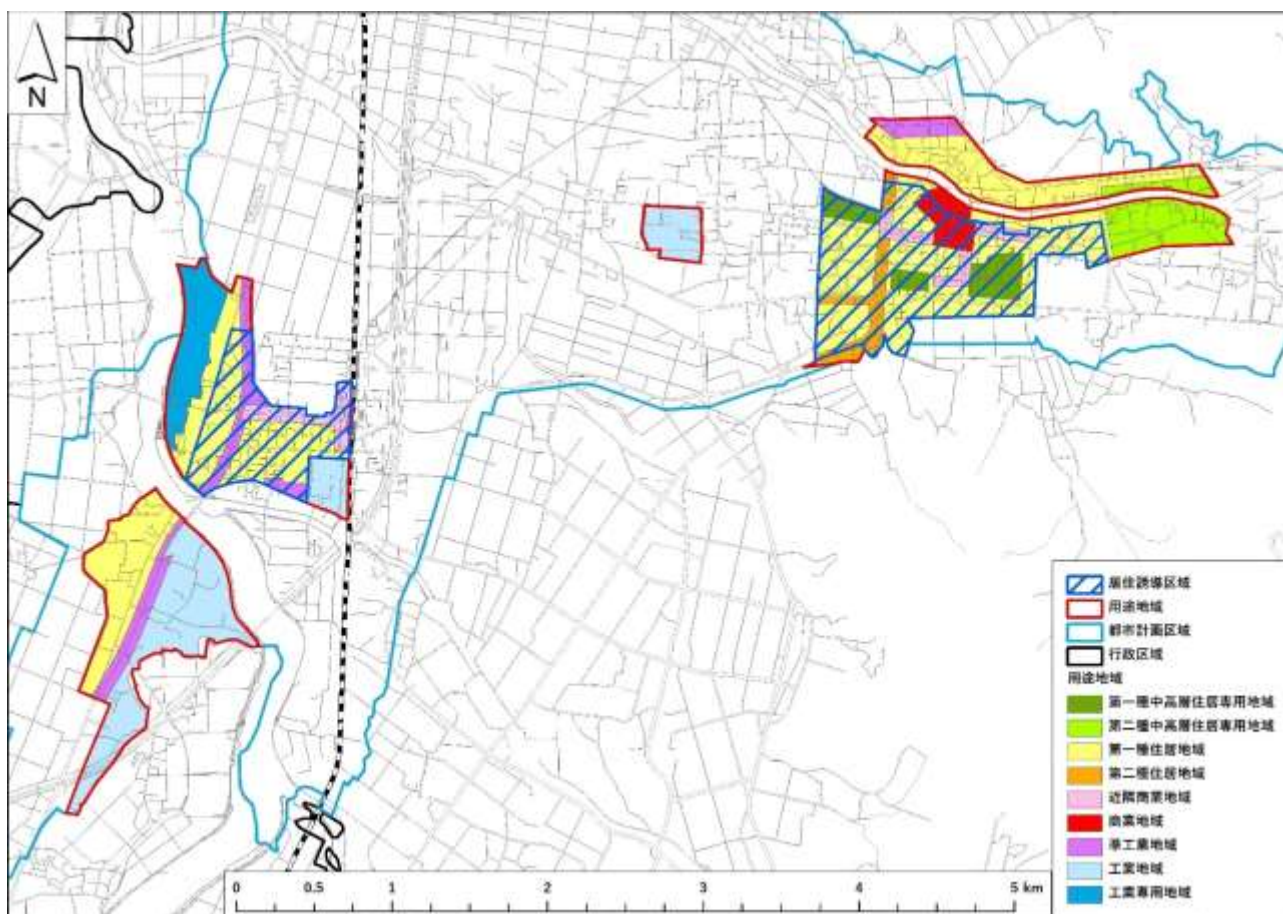


図 居住誘導区域

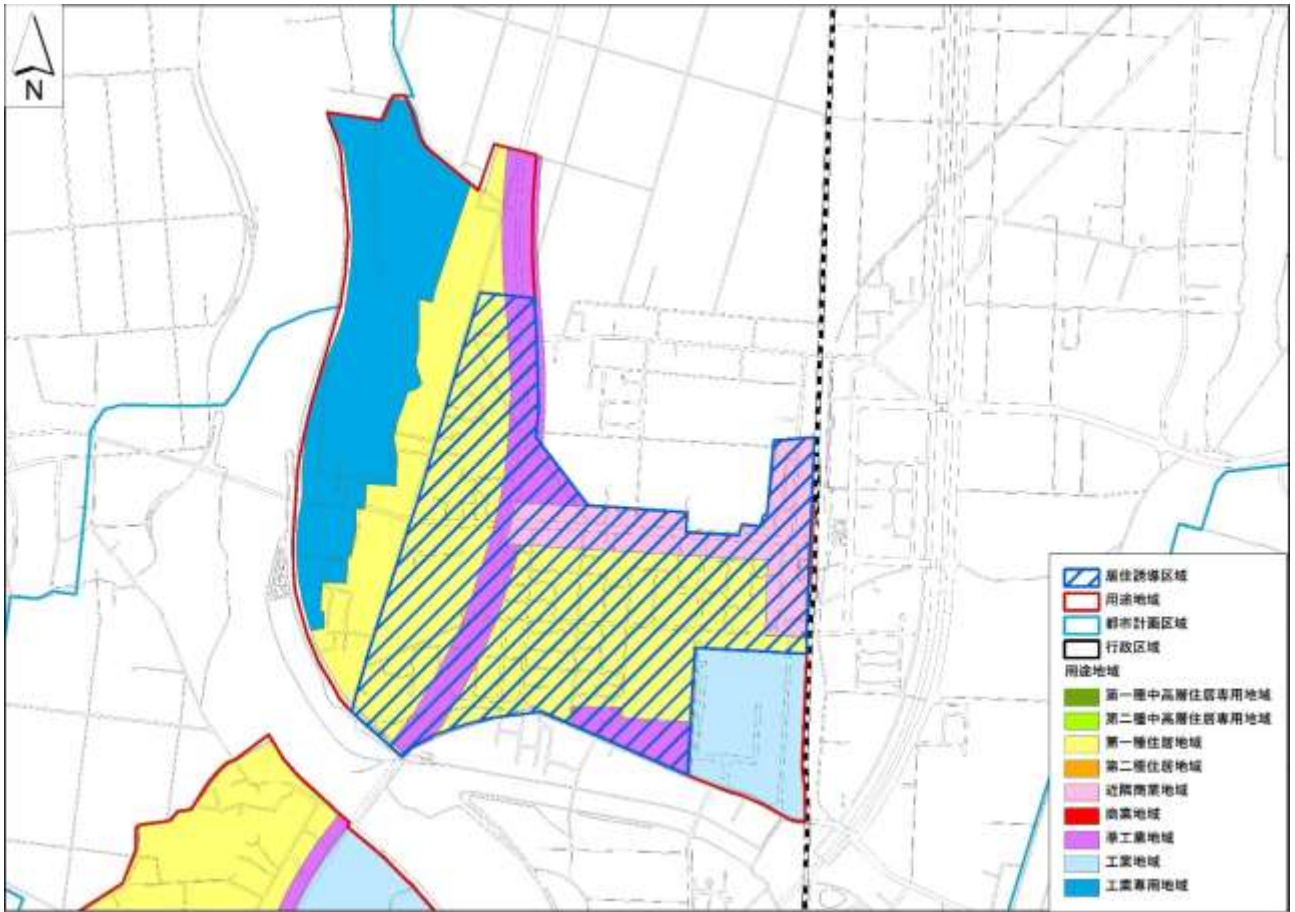


図 居住誘導区域（高畠駅周辺）拡大図

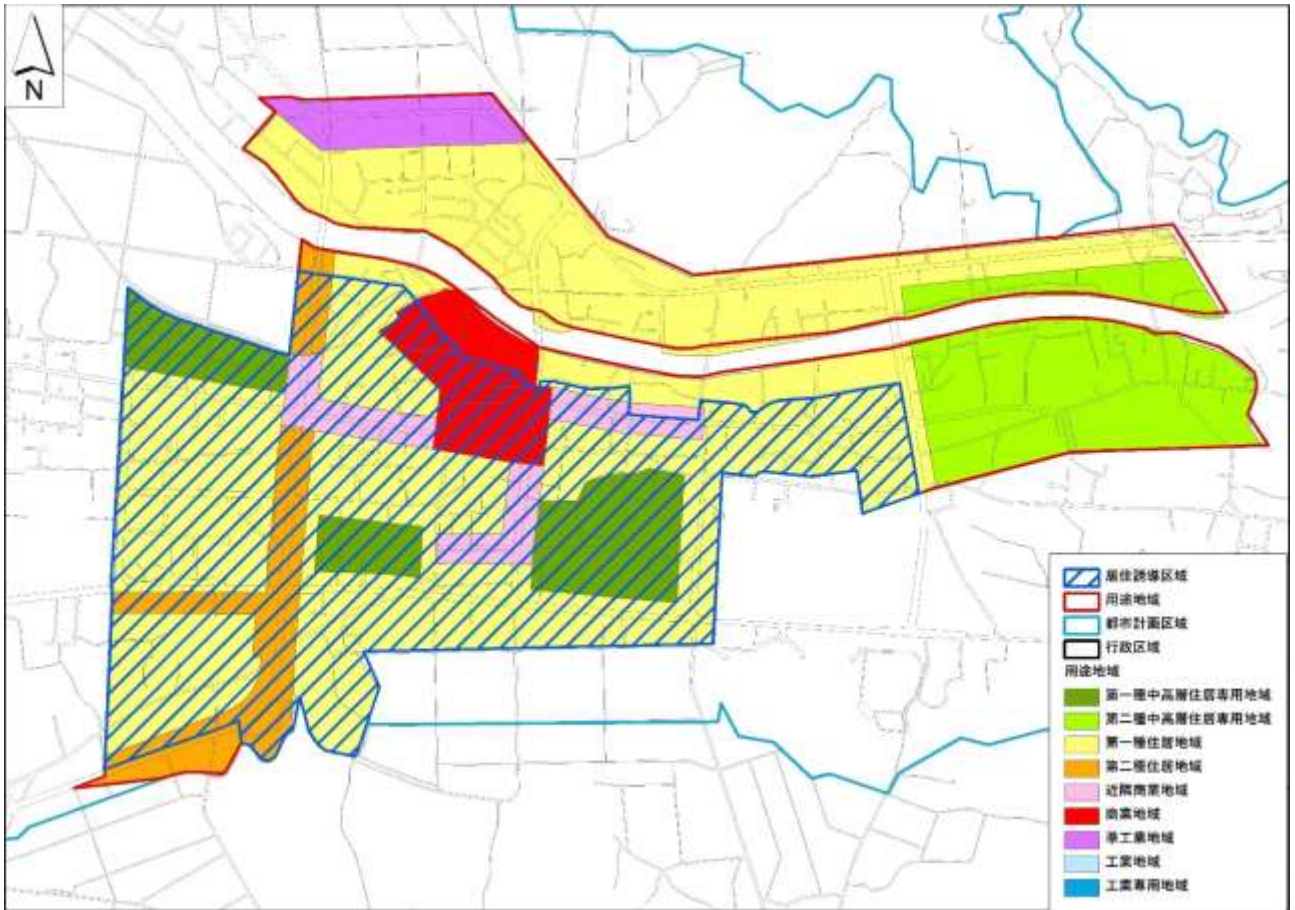


図 居住誘導区域（高島地区）拡大図

第7章 都市機能誘導区域の検討

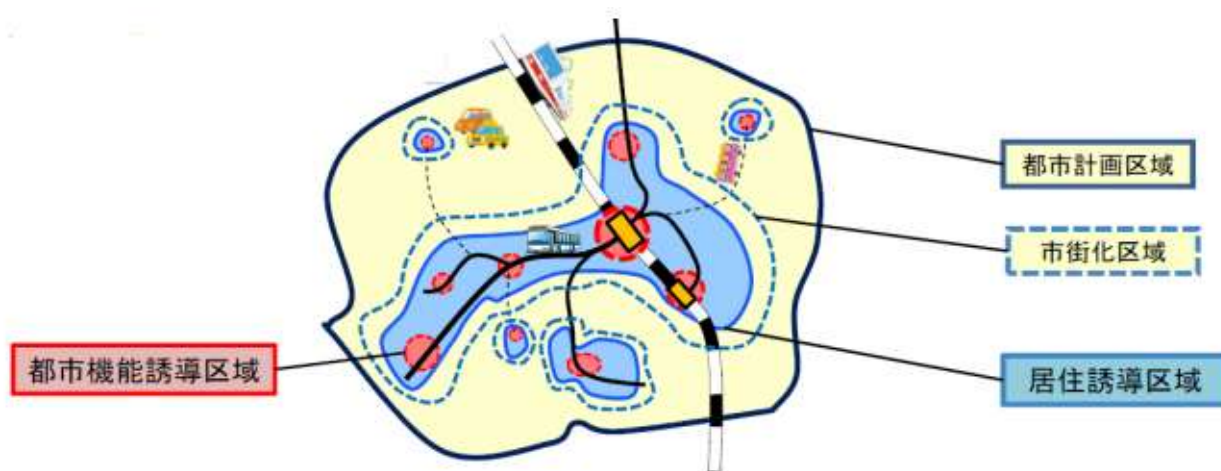
7-1 都市機能誘導区域の基本的な考え方

都市機能誘導区域は、医療、福祉、商業などの生活サービス施設の立地を図り、町全体が持続するために必要な拠点を形成するために設定する区域です。

都市機能誘導区域の位置は、商業・業務施設などの都市機能が充実しているエリアが想定されます。また、公共交通による周辺地域からのアクセスしやすい区域で、徒歩や自転車でも容易に移動できる範囲に定めることが想定されています。

【都市機能誘導区域の設定の基本的な考え方】





- ・ 居住誘導区域内に設定
- ・ 都市の拠点となるべき区域
- ・ 商業業務等が集積する地域で、これらの都市機能が一定程度充足している区域
- ・ 周辺地域からの公共交通アクセスの利便性が高い区域



出典：国土交通省

図 立地適正化計画制度における都市機能誘導区域のイメージ図

凡例

-  都市計画区域
-  用途地域（市街化区域）
-  居住誘導区域
-  都市機能誘導区域

7-2 都市機能誘導区域の設定

7-2-1 都市機能誘導区域設定の流れ

都市機能誘導区域は、居住誘導区域内に定められるものであり、公共施設、生活サービス施設などの都市機能を都市の拠点に誘導し、集約させることにより、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定めるものです。

都市機能誘導区域の設定にあたり、区域設定の要件や留意点等は、次のとおり考えられます。

《区域設定等の考え方》

- 都市の拠点となるべき区域
 - ・業務、商業などが集積する地域
 - ・都市機能が一定程度充実している区域
 - ・周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域 など
- 徒歩や自転車等により容易に移動できる範囲
- 医療・福祉・商業等の都市機能とあわせて、居住を誘導することが望ましい区域

上記の考え方を踏まえ、本町における都市機能誘導区域は、立地適正化計画で目指す将来都市構造の都市拠点で位置づけた「中心市街地拠点」と「新市街地拠点」に設定することとします。

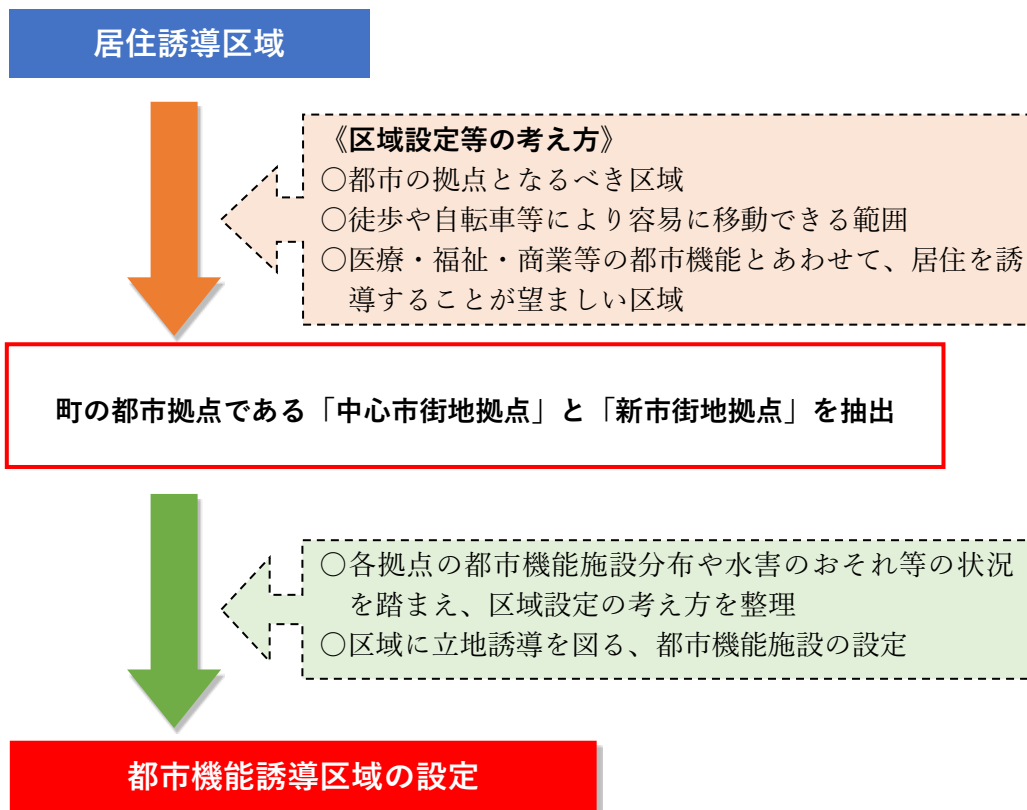


図 都市機能誘導区域の設定の流れ

都市機能誘導区域の設定の考え方を踏まえ、以下のフローに従い、都市機能誘導区域を設定します。

- 用途地域から、「①都市機能の誘導が考えられる区域」をメッシュ単位で抽出します。
- 「①都市機能の誘導が考えられる区域」の各検討より抽出されたメッシュを重ね合わせることで、都市機能誘導区域の候補となるメッシュを明確にします。
- 隣接するメッシュについて、土地・建物利用や街区形状、地形地物、用途地域界等の連続性を加味することによって、詳細な区域設定を検討します。

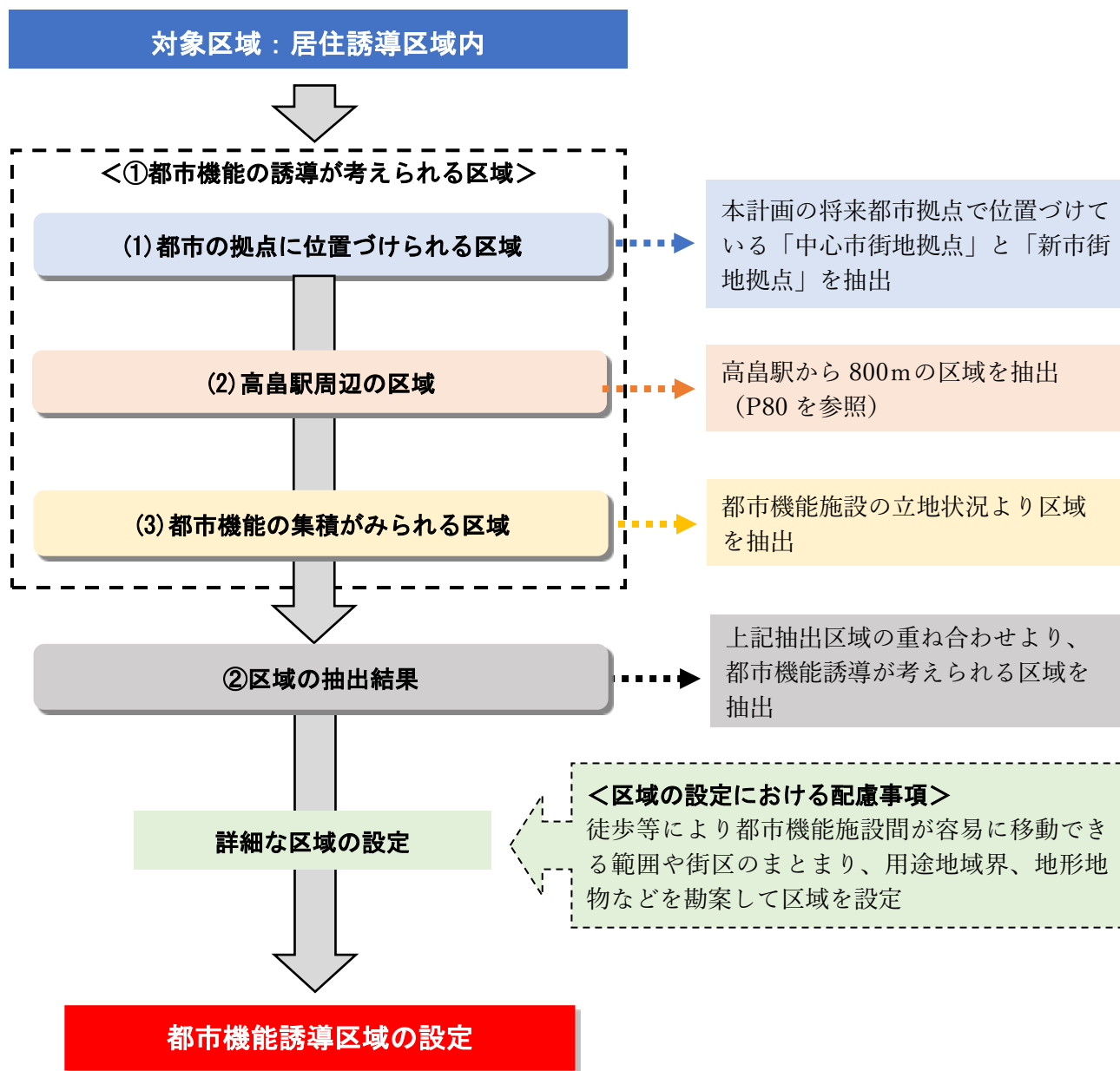


図 都市機能誘導区域の設定の検討フロー

7-3 都市機能誘導が考えられる区域の抽出

7-3-1 都市の拠点に位置づけられる区域

本計画で目指す将来の骨格構造に位置づけた「中心市街地拠点」と「新市街地拠点」を「都市の拠点に位置づけられる区域」として抽出します。

また、都市の拠点に位置づけられる区域内においては、バス交通でのアクセスが可能となっており、公共交通によるアクセスの利便性が高い区域となります。

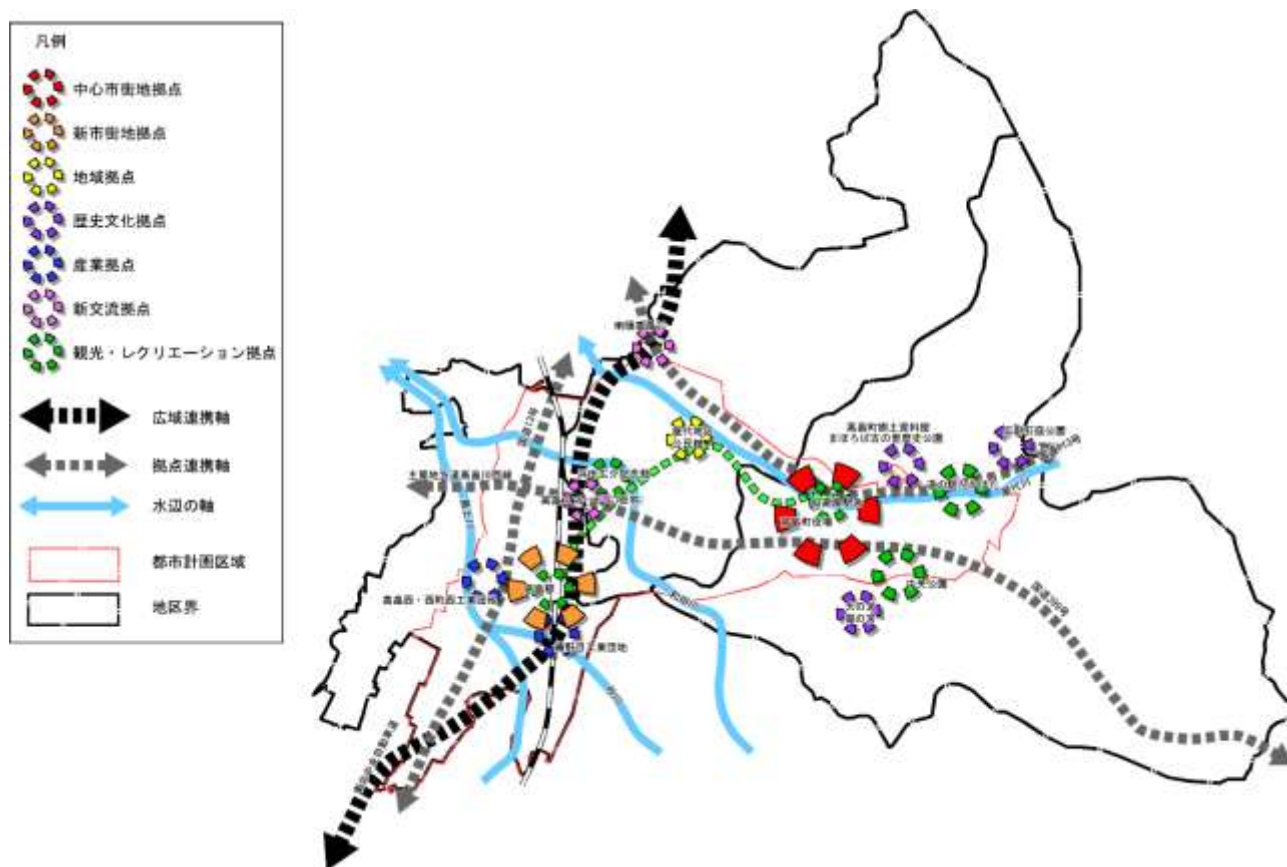


図 町の将来都市構造

引用：第2次高島町都市計画マスタープランにおける将来都市構造

町の将来都市構造を踏まえて、居住誘導区域における「中心市街地拠点」と「新市街地拠点」として位置づけられたメッシュを抽出します。

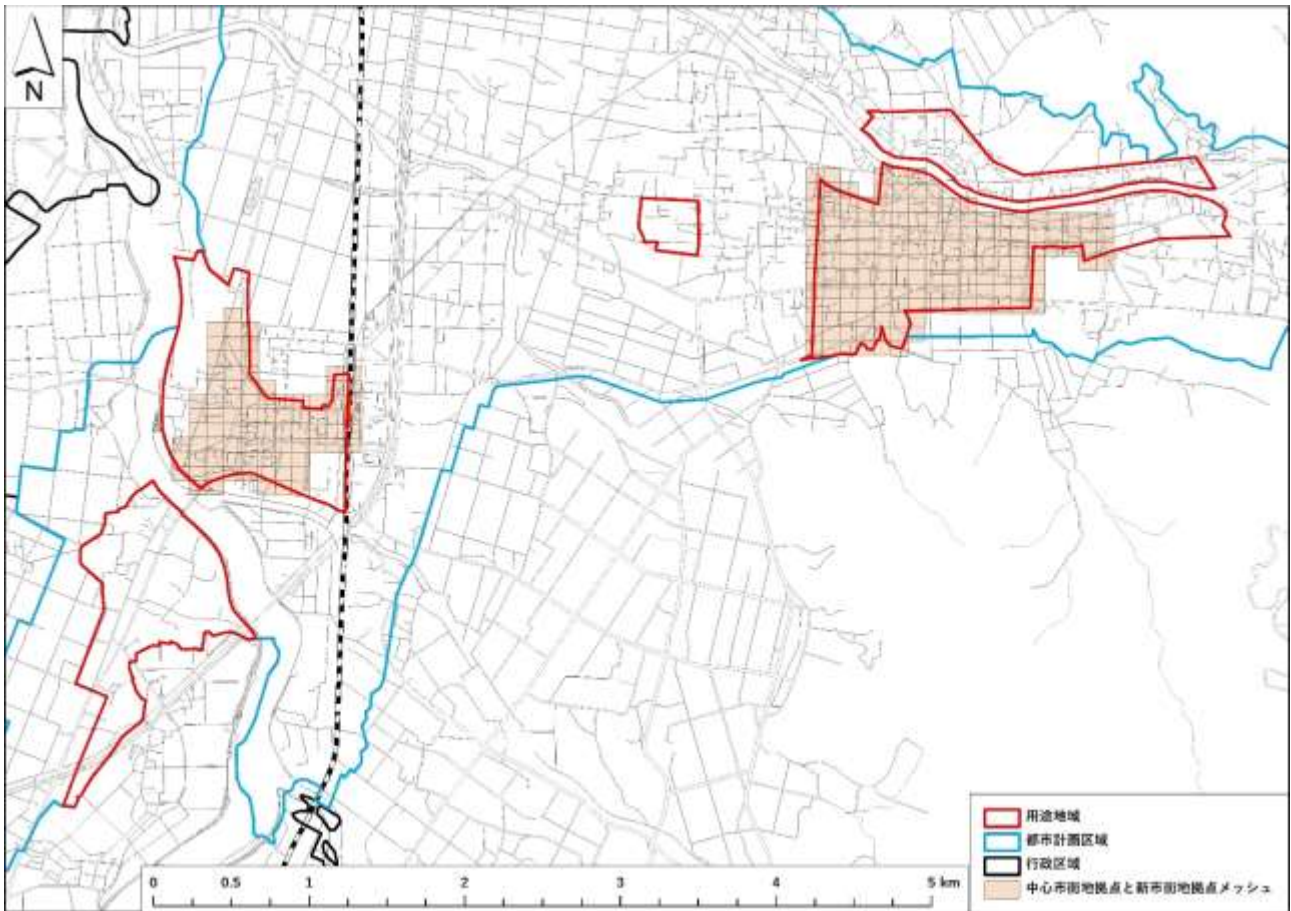


図 中心市街地拠点と新市街地拠点に位置づけられたメッシュ

7-3-2 高畠駅周辺の区域

高畠駅から 800m 以内の用途地域を抽出します。



図 高畠駅から 800m のメッシュ

7-3-3 都市機能が集積している区域

用途地域内において都市機能が集積している区域を抽出します。

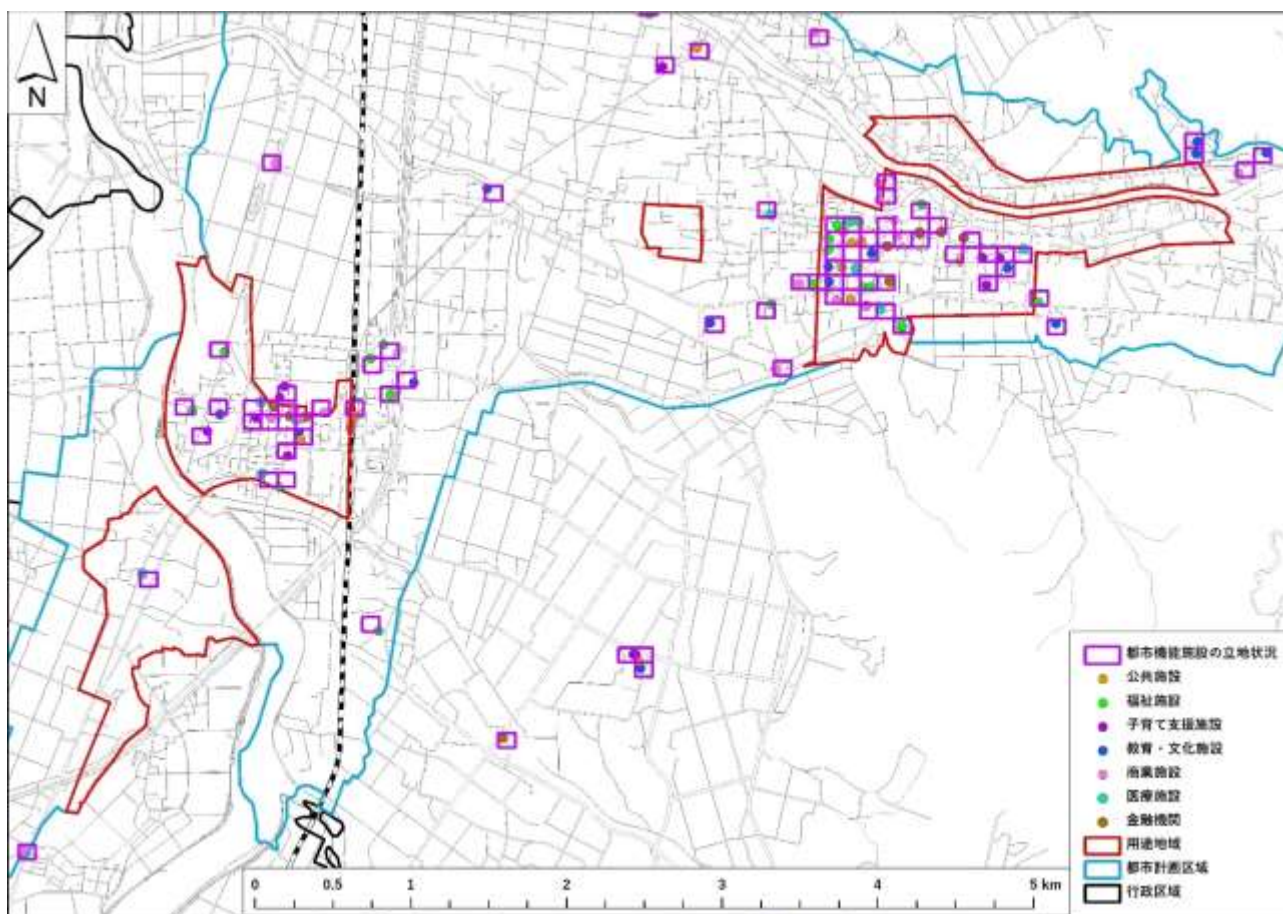


図 都市機能施設の立地状況

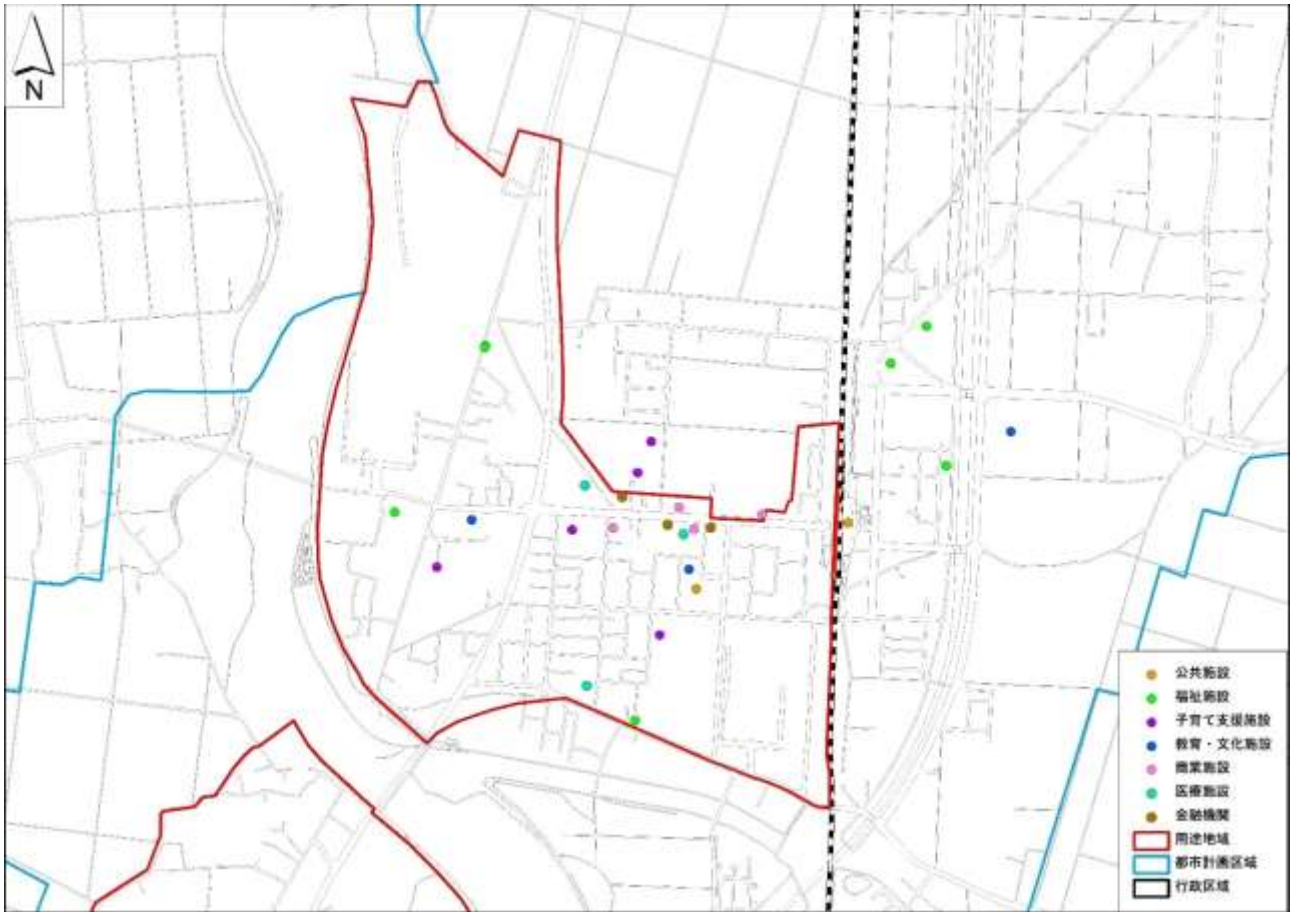


図 都市機能施設の立地状況（高島駅周辺の拡大図）

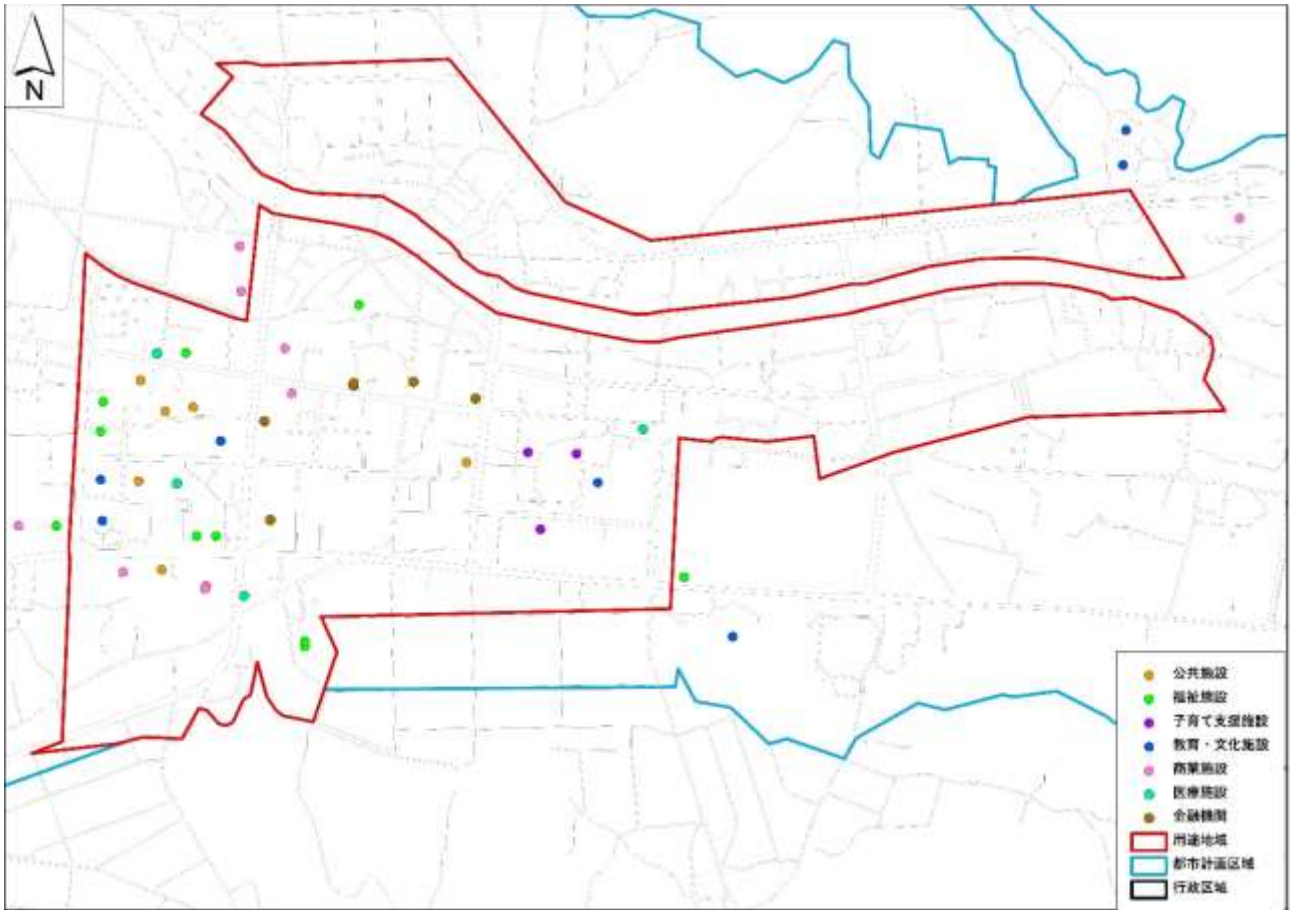


図 都市機能施設の立地状況（高島地区用途地域の拡大図）

7-4 都市機能誘導区域の設定

7-4-1 都市機能誘導区域として抽出されたメッシュ

7-3の結果を踏まえて、都市機能誘導区域として、以下のメッシュが抽出されました。

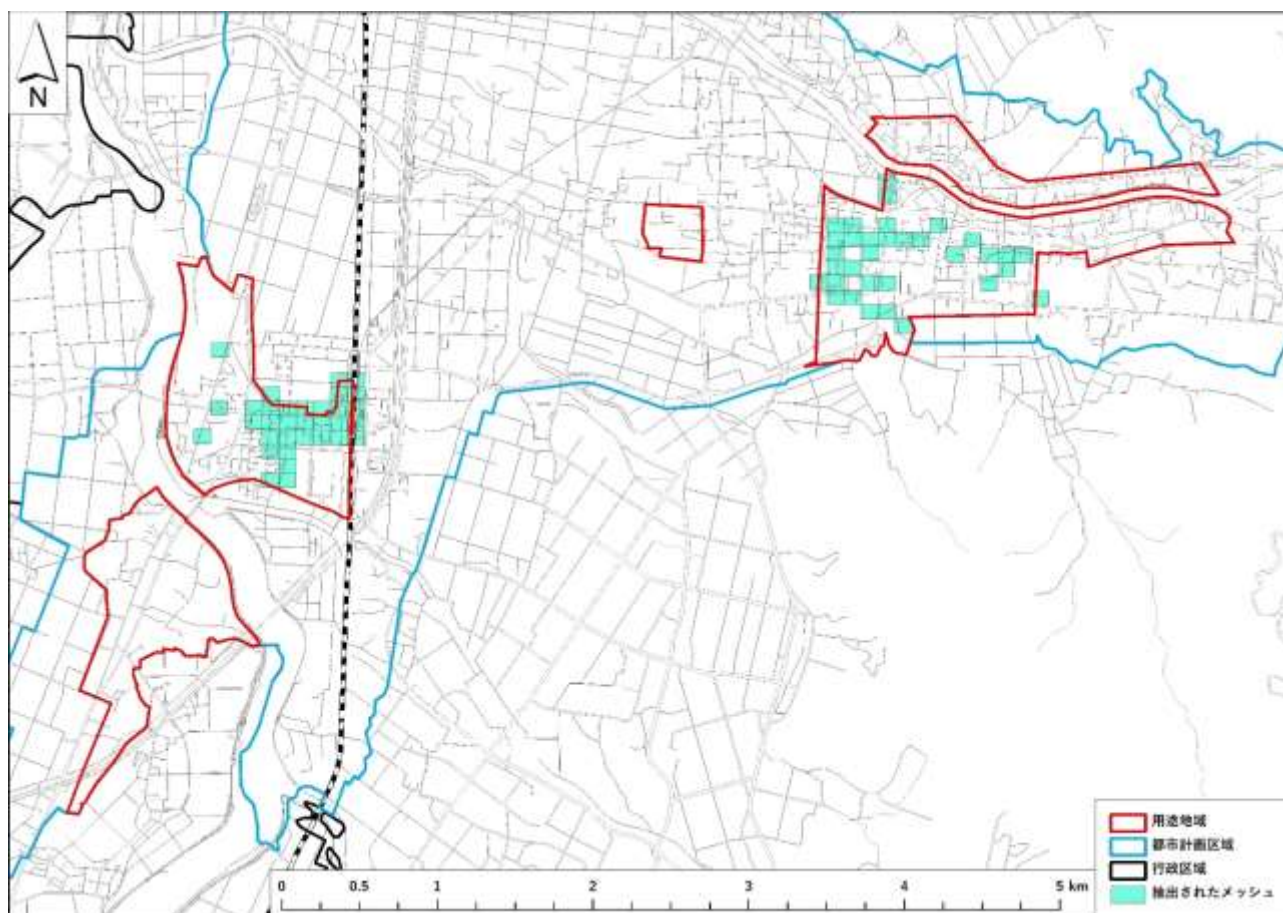


図 都市機能誘導区域として抽出されたメッシュ

7-4-2 都市機能誘導区域の設定

抽出されたメッシュをもとに、用途地域界、地形地物を考慮して、都市機能誘導区域を設定します。また、原則として各誘導区域は用途地域内となっていますが、将来的な用途変更を含めて、拠点間への誘導についても検討します。

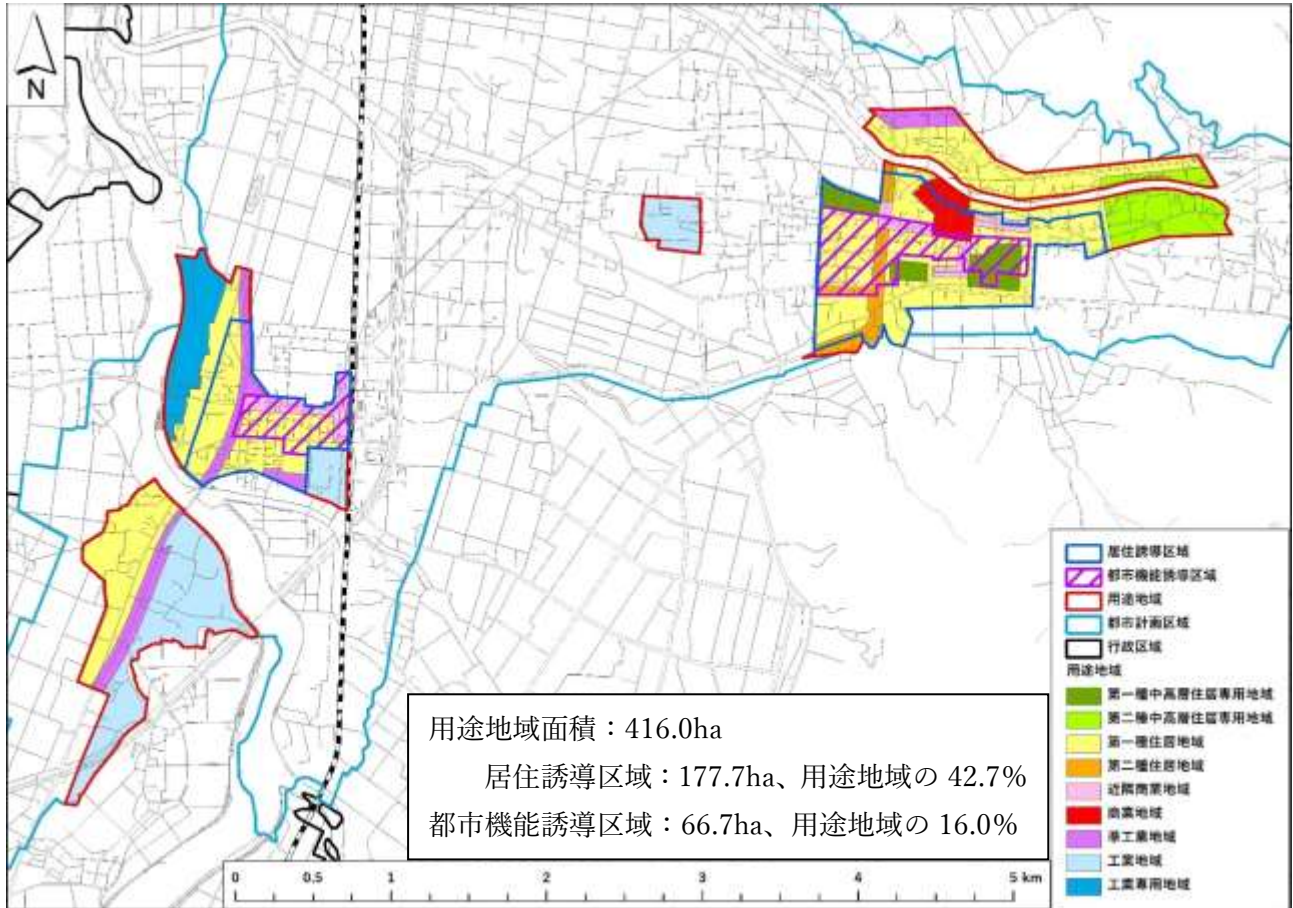


図 都市機能誘導区域

		H27	R22
用途地域	面積	416.0ha	
	人口	7,914 人	6,240 人
	人口密度	19.0 人/ha	15.0 人/ha
居住誘導区域	面積	177.7ha 用途地域の 42.7%	
	人口	5,320 人	3,895 人
	人口密度	30.0 人/ha	21.9 人/ha
都市機能誘導区域	面積	66.7ha 用途地域の 16.0%、居住誘導区域の 37.5%	
	人口	2,640 人	1,960 人
	人口密度	39.6 人/ha	29.4 人/ha

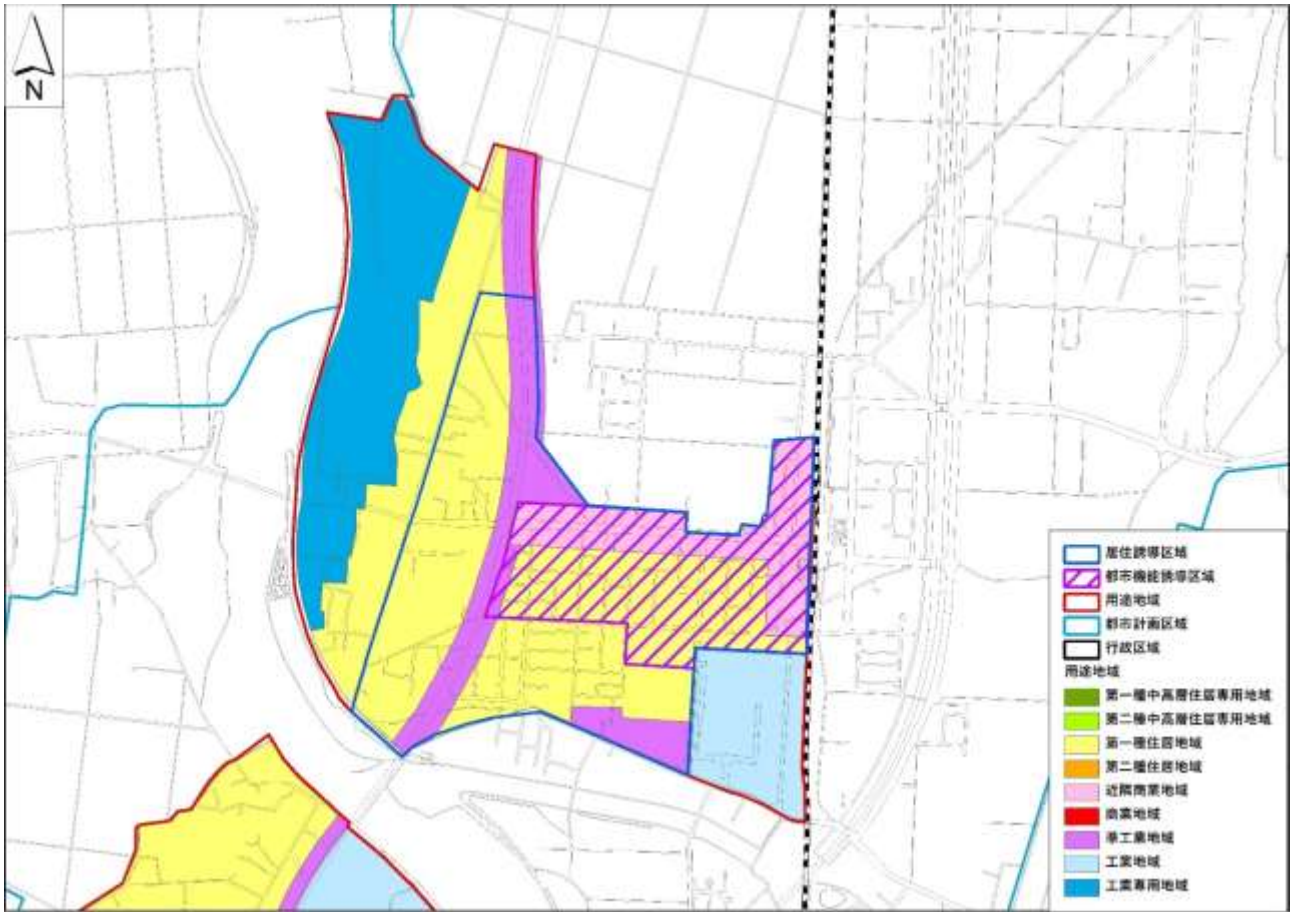


図 拡大図（高畠駅周辺）

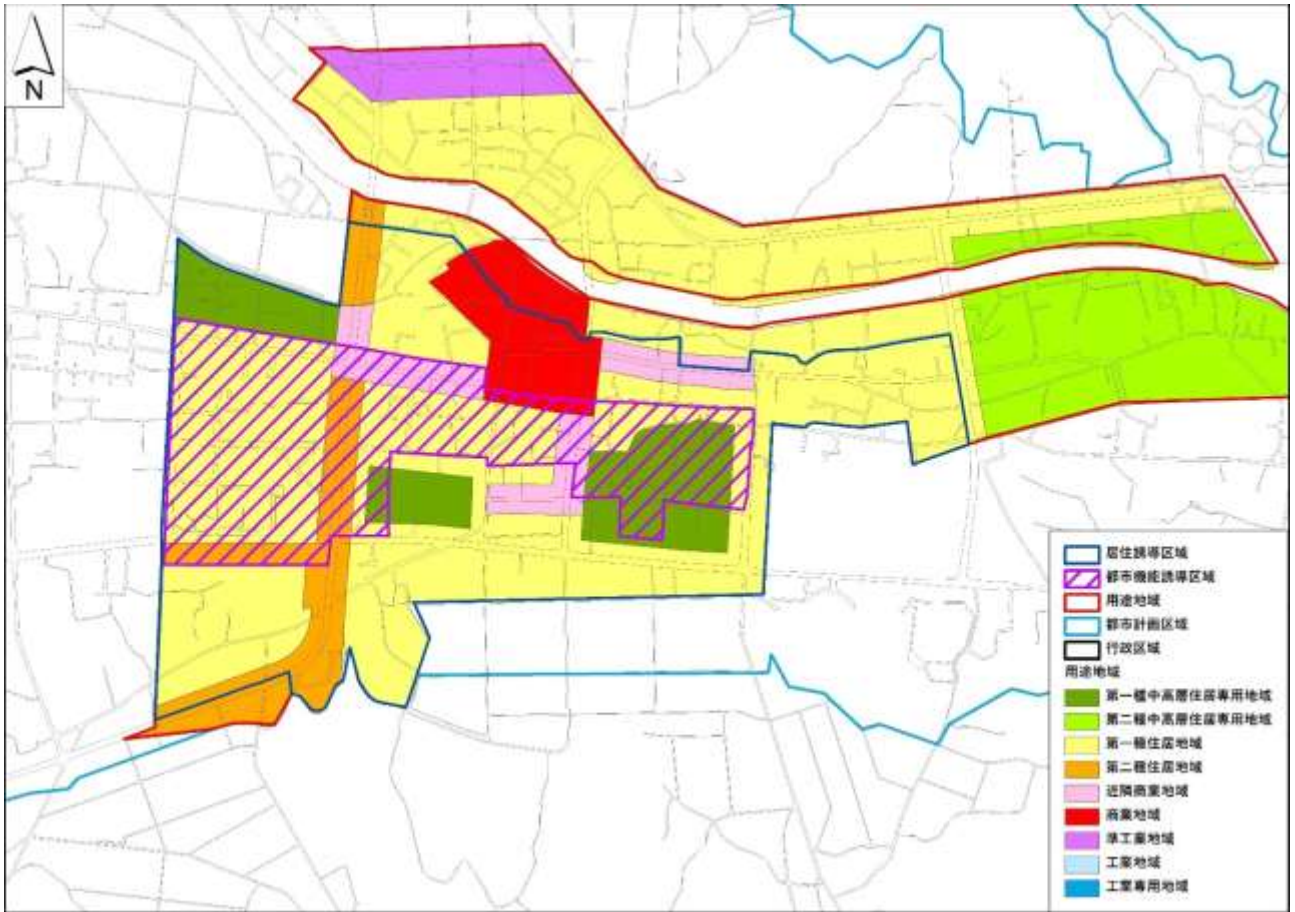


図 拡大図（高島地区）

第8章 誘導施設の検討

8-1 誘導すべき機能（誘導施設）整備方針の検討

誘導施設とは、生活利便性の向上を図るために維持・誘導を目指していく施設のことであり、都市機能誘導区域ごとに定めるものです。一般的には、行政、介護・福祉、子育て支援、商業、医療、金融、教育・文化といった機能を有する施設が考えられます。

<誘導施設の考え方>

都市機能誘導区域へ立地を誘導すべき都市機能増進施設（以下、誘導施設）は、都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設という観点から、

- ・病院・診療所の医療施設、老人デイサービスセンター等の社会福祉施設、小規模多機能型居宅介護事業所、地域包括支援センターその他の高齢化の中で必要性の高まる施設
 - ・子育て世代にとって居住場所を決める際の重要な要素となる幼稚園や保育所等の子育て支援施設、小学校等の教育施設
 - ・集客力がありまちの賑わいを生み出す図書館、博物館等の文化施設や集会施設、スーパーマーケット等の店舗や銀行等のサービス業を営む商業施設
 - ・行政サービスの窓口機能を有する町役場等の行政施設
- などを定めることが考えられる。

出典：国土交通省都市計画運用指針

また、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省都市局）」において、拠点類型ごとに想定される機能イメージを次のとおり示しており、これらを参照し、本町における誘導すべき都市機能を独自に設定します。

表 拠点類型ごとに想定される機能イメージ

機能分類	中心拠点	地域/生活拠点
行政機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中枢的な行政機能 例. 本庁舎 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等 例. 支所、福祉事務所など各地域事務所
介護・福祉機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 総合福祉センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 高齢者の自立した生活を支え、又は日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能 例. 地域包括支援センター、在宅系介護施設等
子育て機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 例. 子育て総合支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能 例. 保育園、こども園、放課後児童クラブ、子育て支援センター、児童館等
商業機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 時間消費型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能 例. 相当規模の商業集積、ドラッグストア 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能 例. 食品スーパー
医療機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合的な医療サービス（二次医療）を受けられることができる機能 例. 病院 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日常的な診療を受けられることができる機能 例. 診療所
金融機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 決済や融資などの金融機能を提供する機能 例. 銀行、信用金庫 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 日々の引き出し、預け入れなどができる機能 例. 郵便局
教育・文化機能	<ul style="list-style-type: none"> ■ 市民全体を対象とした教育・文化サービスの拠点となる機能 例. 文化ホール、図書館 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地域における教育・文化活動を支える拠点となる機能 例. 図書館支所、公民館

出典：「立地適正化計画作成の手引き」を参考に作成

本町における誘導すべき機能（誘導施設）整備方針を次のとおりに設定します。

表 誘導施設の整備方針

機能分類	整備（誘導）の方針	誘導施設の想定
行政機能	◆町役場庁舎は、現在の機能を恒久的に維持していく。	《行政が主体》 ○町役場本庁舎
介護・福祉機能	◆高齢者や障がい者等の生きがい、豊かな生活に寄与する施設として立地を誘導する。 ◆公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。 ◆医療や子育て施設などの関連する他機能との連携に配慮した立地とする。	《行政が主体》 ○地域包括支援センター ○福祉相談窓口 地域保健法第4章第18条に規定する施設 《民間施設を誘導》 ○デイサービス施設 介護保険法第8条に規定する施設
子育て機能	◆子育て世代を支援する機能を有する施設として立地を誘導する。 ◆公共交通利用によるアクセス性や各種送迎の効率性などを考慮した立地とする。 ◆認定こども園などの同種機能との連携に配慮した立地とする。	《民間施設を誘導》 ○子育て支援施設 ○保育施設 ○一時預かり託児施設 児童福祉法第6条に規定する施設または、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する施設
商業機能	◆町民の生活利便性や来訪者へのサービス、本町内への雇用創出などに寄与する機能として立地を誘導する。 ◆町民の生活の中心となる生活拠点において、拠点の機能特性に見合った業種業態の施設を誘導する。	《民間施設を誘導》 ○床面積1,000m ² 以上のスーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター ○日常生活に必要な店舗 ○観光・来訪者向け店舗
医療機能	◆町民の健康維持等に必要な施設である診療所を誘導施設として維持する。	《行政が主体》 ○診療所 医療法第1条の5第2項に規定する診療所
金融機能	◆町民の生活に必要なサービス機能であるが、地方銀行などの金融機関が市街地内に立地し、市街地内をほぼカバーしていることから、現存する施設の維持に努めていく。	(本計画における誘導施設に設定しない)
教育・文化機能	◆学生や来訪者等を対象とした文化的な機能を有する施設の立地を誘導する。	《行政または民間による施設運営》 ○観光・情報発信施設 ○交流センター・集会施設

第9章 誘導施策の検討

9-1 居住誘導区域における講ずべき施策

居住誘導施策は、居住誘導区域への居住や住宅の立地が促進されるよう、身近な拠点への都市機能の維持・確保や交通利便性の向上などの誘導施策を行うものです。

誘導施設への利便性・アクセス性を確保しつつ、居住誘導及び町全域からのアクセスが可能となる各種施策・事業を計画的かつ段階的に展開していきます。

表 想定される施策

	事業名
国の支援を受けて町が実施する施策	<ul style="list-style-type: none">・優良建築物等整備事業・住宅市街地総合整備事業・スマートウェルネス住宅等推進事業・空き家再生等推進事業 等
町が独自に講じる施策	<ul style="list-style-type: none">・高島町若者定住促進事業・雪国生活支援事業・地域づくり支援事業・高島町創業支援事業・(仮称) 起業家育成支援補助金 等

※「第6次高島町総合計画（平成31年3月）」における基本目標“ライフステージ8「町外に暮らす」ひとのための具体的施策

9-2 都市機能誘導区域への施設に立地を誘導するために町が講ずべき施策

都市機能誘導区域への施設の立地誘導は、誘導すべき機能（誘導施設）の整備方針を踏まえて、誘導すべき機能ごとに町が講ずべき施策・事業を抽出します。

9-2-1 介護・福祉機能

【支援施策・事業】

- 都市機能立地支援事業
- 都市再生整備計画事業
- スマートウェルネス住宅等推進事業
- バリアフリー環境整備促進事業

9-2-2 子育て機能

【支援施策・事業】

- 都市機能立地支援事業
- 都市再生整備計画事業

9-2-3 商業機能

【支援施策・事業】

- 新規商業者支援奨励金交付事業
- 地域資源を活用した観光振興事業
- 個性ある店づくりの促進
- 都市機能立地支援事業

9-2-4 医療機能

【支援施策・事業】

- 都市機能立地支援事業
- 都市再生整備計画事業
- 医療施設等の建替等のための容積率等の緩和

9-2-5 教育・文化機能

【支援施策・事業】

- 都市機能立地支援事業
- 公共施設等の適正管理に係る地方債措置（公共施設等の集約化・複合化、老朽化対策等）

第10章 防災指針の検討

10-1 防災指針の検討の流れ

10-1-1 検討のフロー

防災指針の検討については、次のフローに基づき進めていきます。

本検討の対象範囲は、本町の都市計画区域とします。

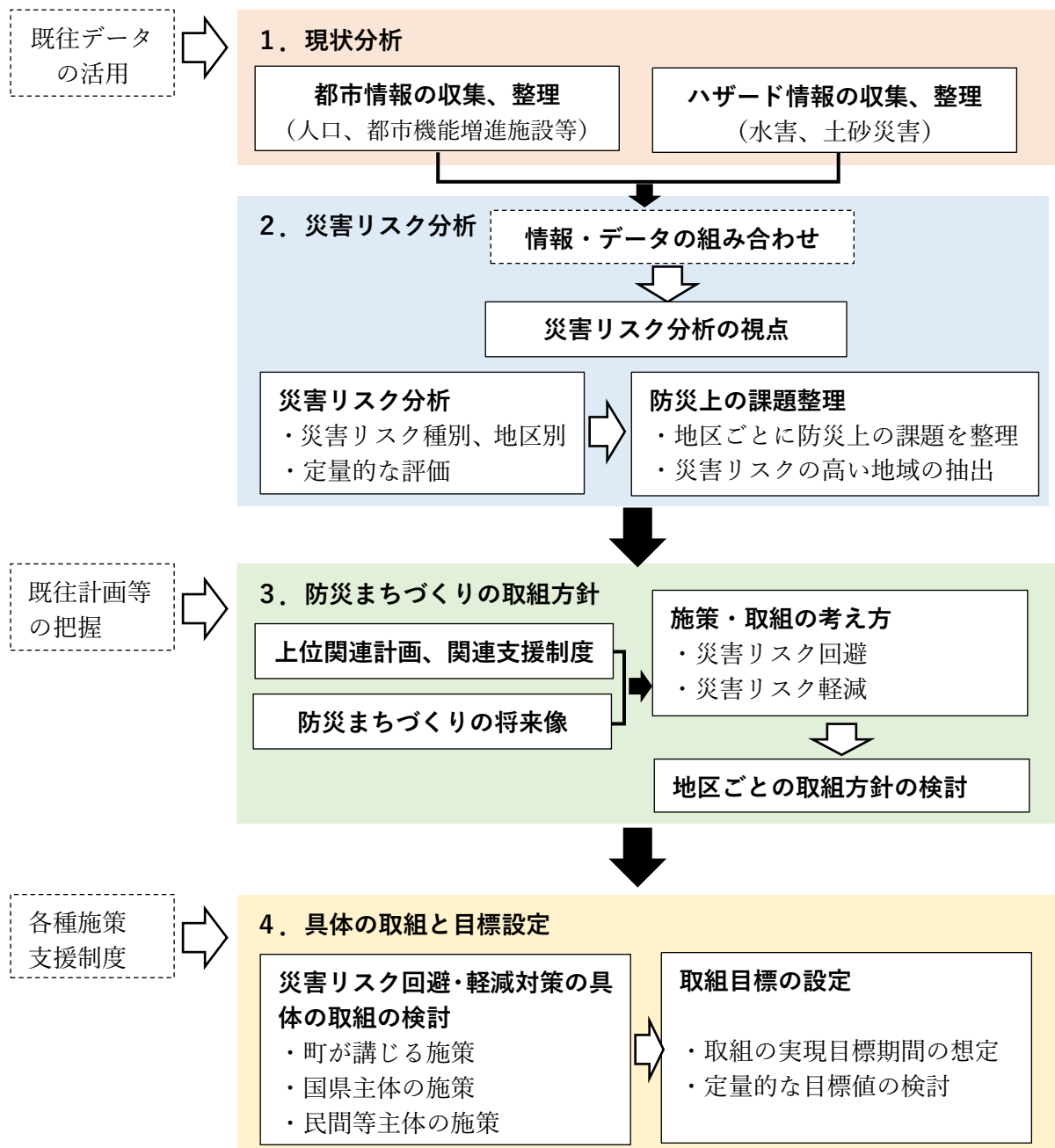


図 防災指針の検討の流れ

10-2 現状分析

10-2-1 ハザード情報の収集、整理

災害ハザード情報は以下のとおりです。

なお、収集する資料の範囲は、本町の都市計画区域を対象とします。

表 収集した災害ハザード情報

種別	ハザード情報		備考
洪水	<ul style="list-style-type: none"> 浸水想定区域 (最上川、吉野川、砂川、 屋代川、鬼面川) 	計画規模 (L1)	・数10年～数100年に1度程度の規模の大雨で河川が氾濫した場合に浸水が想定される浸水区域
		想定最大規模 (L2)	・1000年に1度程度の降雨量を上回る規模の大雨で河川が氾濫した場合に浸水が想定される浸水区域
	<ul style="list-style-type: none"> 浸水継続時間 (最上川、吉野川、砂川、屋代川、鬼面川) 		・想定最大規模(L2)の降雨に伴う洪水により、浸水深50cmに達してから、水が引くまで(浸水深が50cmを下回るまで)の時間
	<ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域(氾濫流) (最上川、吉野川、砂川、屋代川、鬼面川) 		・想定最大規模(L2)の降雨に伴う洪水氾濫流により、家屋が流失・倒壊するおそれがある範囲
土砂災害	<ul style="list-style-type: none"> 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食) (最上川、吉野川、砂川、屋代川、鬼面川) 		・想定最大規模(L2)の降雨に伴う洪水時の河岸侵食により、家屋が流失・倒壊するおそれがある範囲
	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 		・がけ崩れ等が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域

※天王川の浸水想定区域は高島町の都市計画範囲外となっているため、対象河川から外します。

(1) 浸水想定区域

①計画規模 (L1)

各河川の氾濫による計画規模 (L1) の浸水想定として、浸水深 0.5m～3.0mを中心として浸水想定区域が指定されています。

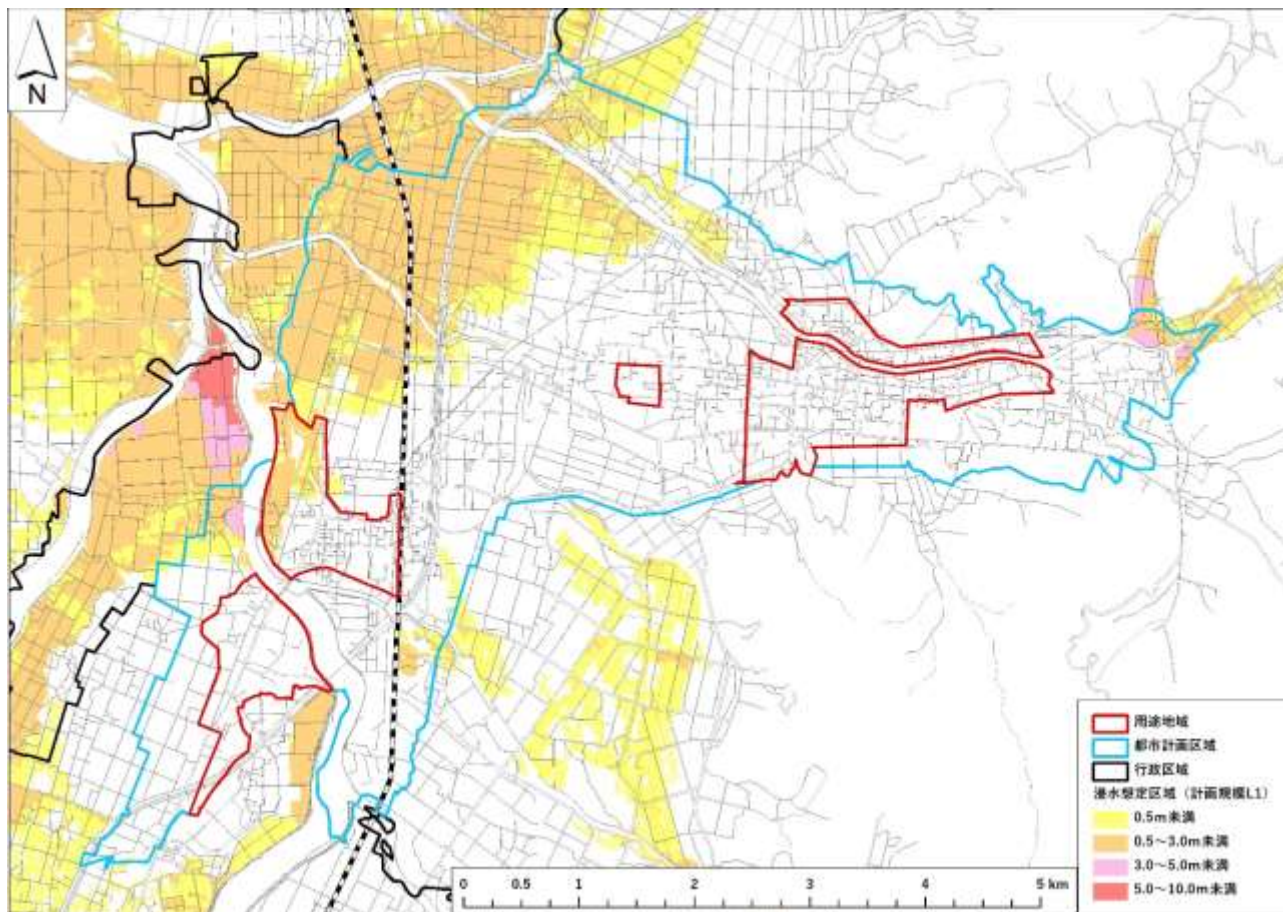


図 浸水想定区域 (計画規模 L1)

資料：平成 30、31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

②想定最大規模（L2）

各河川の氾濫による想定最大規模（L2）の浸水想定として、最大で浸水深 3.0m以上の浸水想定区域が指定されています。

用途地域では屋代川より南側、最上川より東側と鬼面川より南西川を中心に浸水想定区域が指定されています。

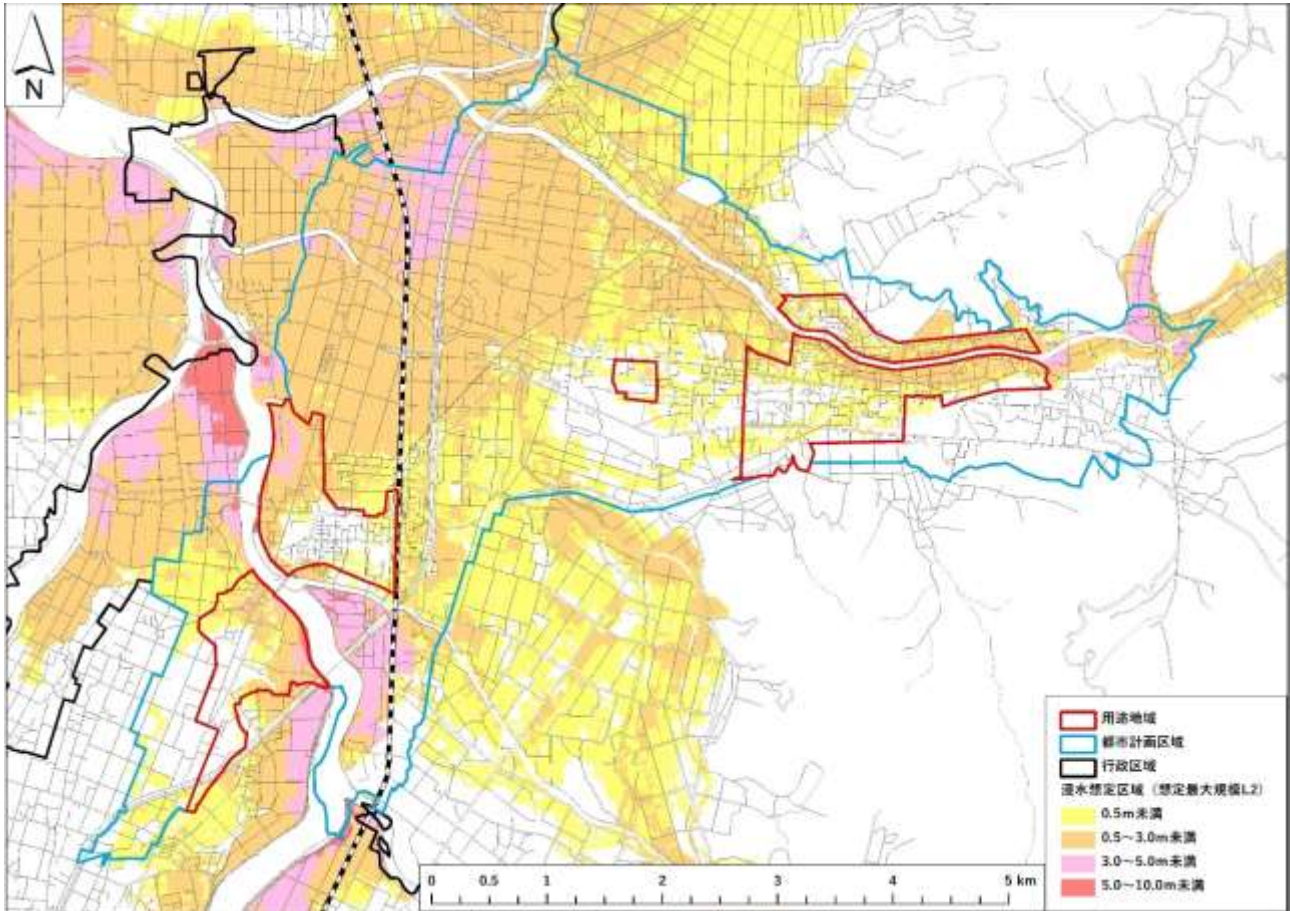


図 浸水想定区域（想定最大規模 L2）

資料：平成 30、31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

(2) 浸水継続時間

浸水継続時間は、洪水時に避難が困難となる一定の浸水深を上回る時間の目安を示すものであり、浸水深 0.5m に達してからその水深を下回るまでにかかる時間を示しています。

各河川における浸水継続時間は、最大で 168 時間（一週間）未満の箇所がみられます。

なお、住民の避難生活に必要な食料等の備蓄が不足し、健康障害の発生や、生命に関わる危機が生じるおそれのある、浸水継続時間 72 時間（3 日間）以上の箇所はみられます。

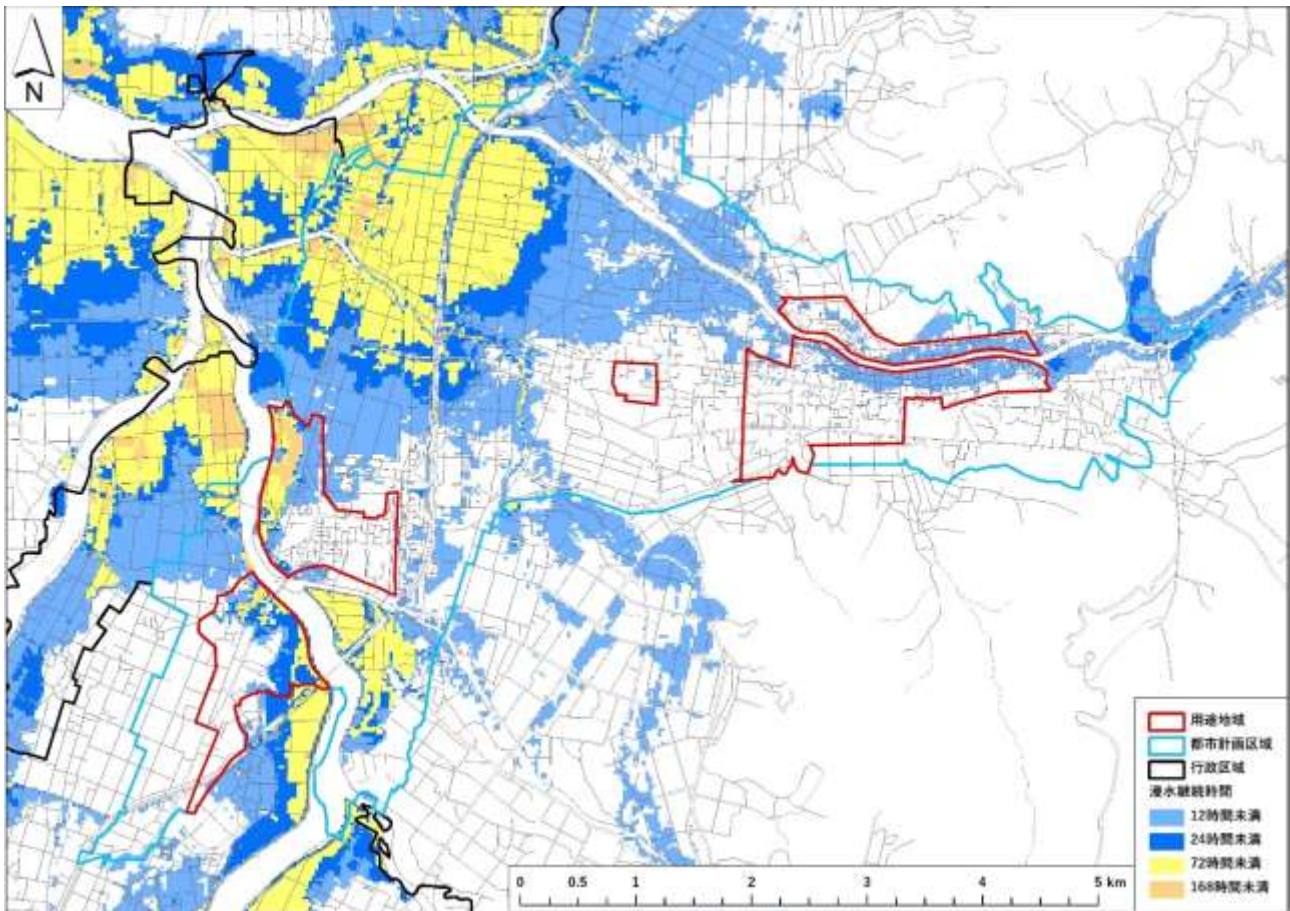


図 浸水継続時間

資料：平成 30、31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

(3) 家屋倒壊等氾濫想定区域

家屋倒壊等氾濫想定区域は、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)により、近傍の堤防が決壊等した場合に、洪水氾濫流または河岸侵食により一般的な建築物が倒壊・流出する等の危険性が高い区域のことです。

屋代川と砂川において、氾濫が発生するおそれがある家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）が河川沿いにみられます。

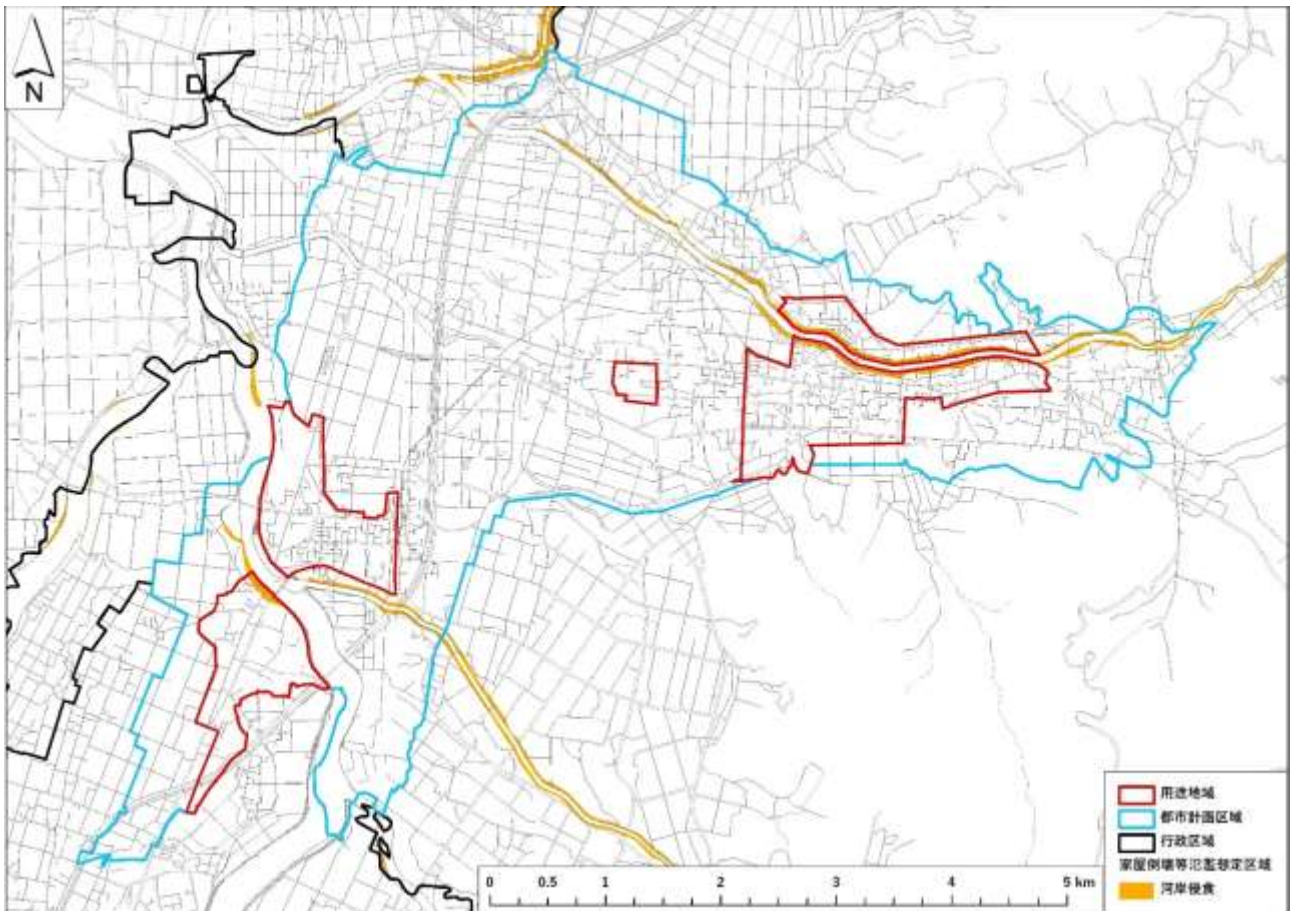


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）

資料：平成 30 年、31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

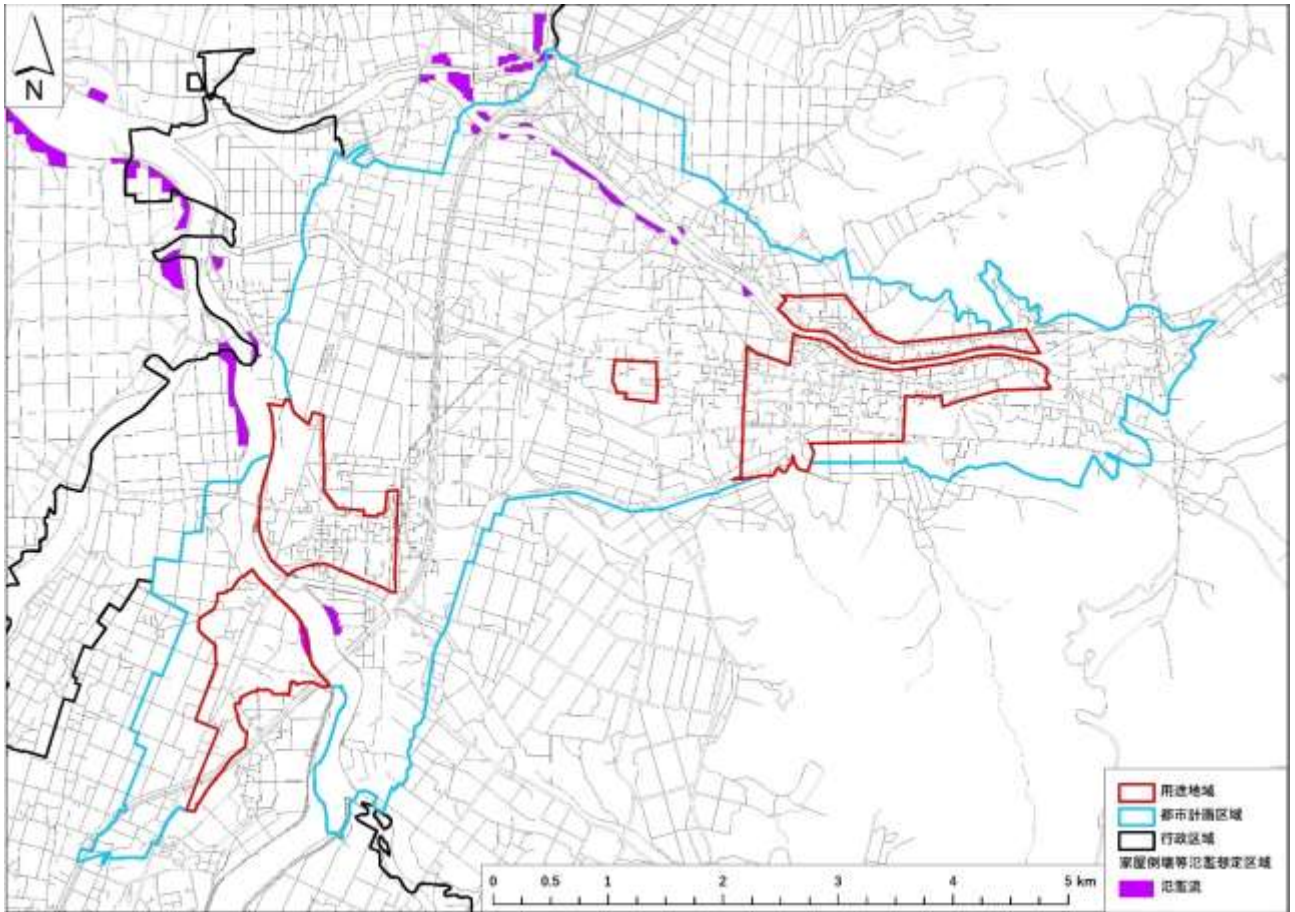


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）

資料：平成 31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

※砂川と鬼面川には家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の指定はありません

(4) 土砂災害警戒区域

高畠地区の用途地域の南側縁辺部に、土砂災害警戒区域がありますが土砂災害特別警戒区域はありません。

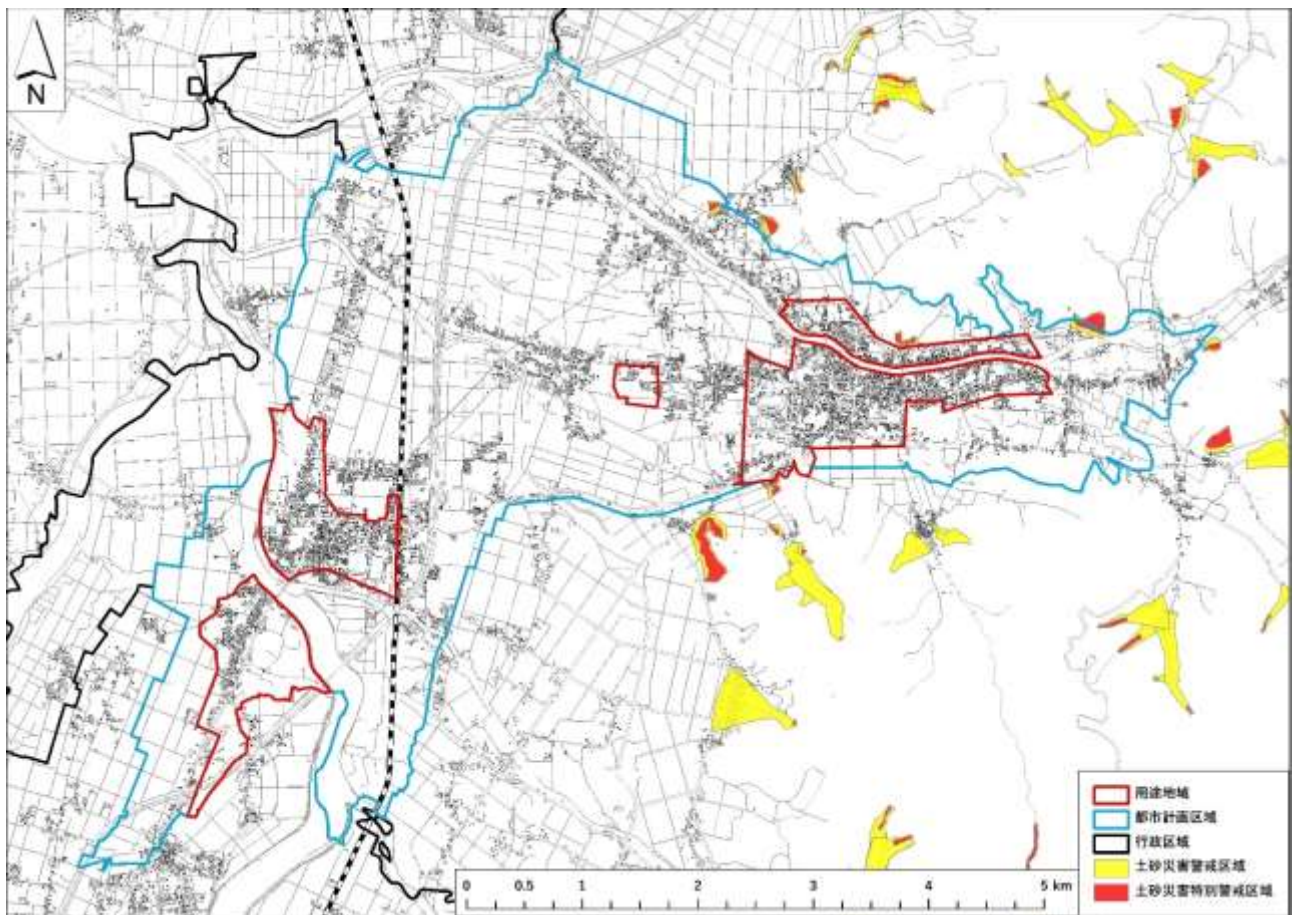


図 土砂災害警戒区域

資料：国土数値情報より作成

(5) 災害注意エリア

高島地区の一部は災害注意エリアとして指定されています。

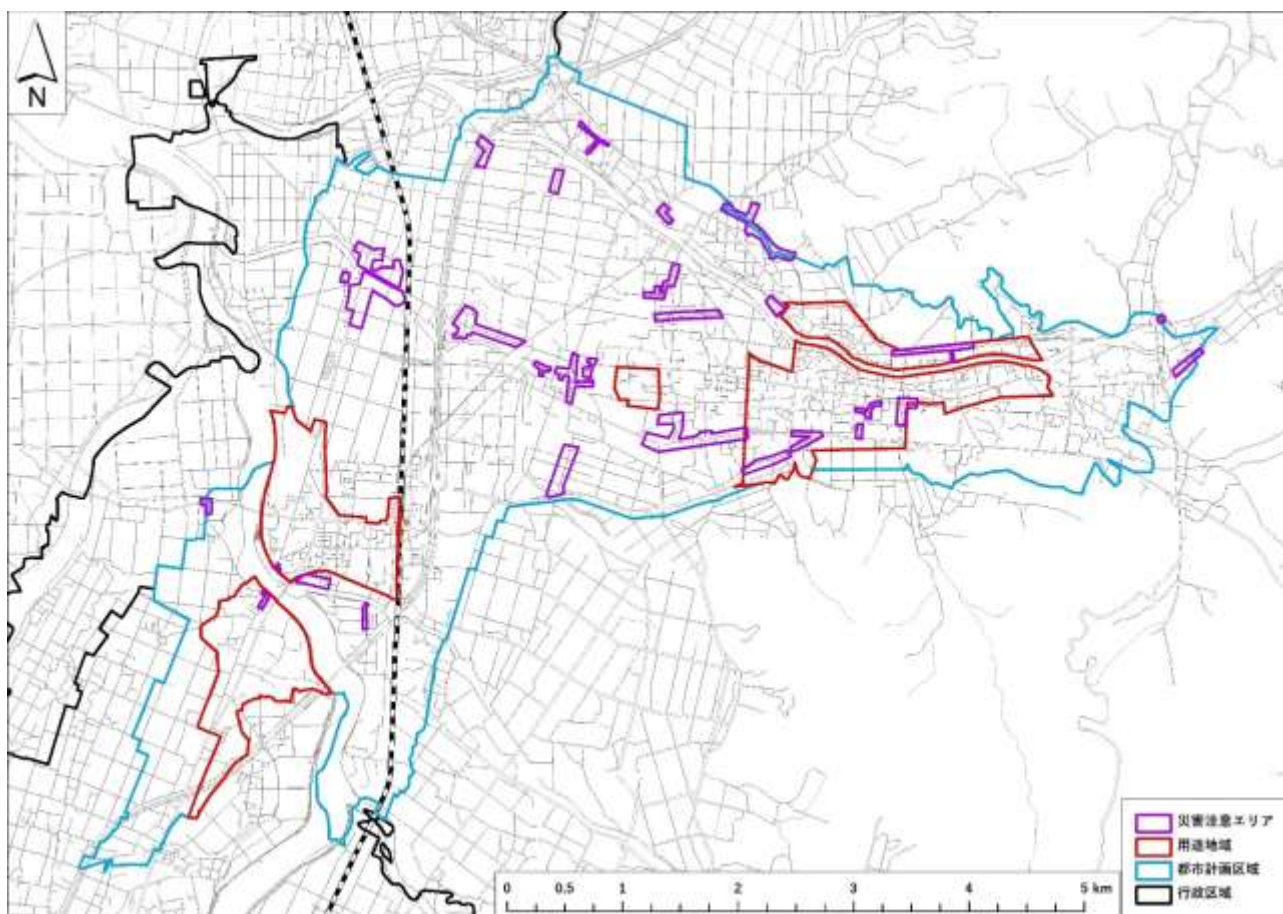


図 災害注意エリア

資料：高島町防災マップ 2021 年版より作成

10-2-2 都市情報の収集、整理

(1) 防災機能

高島町の指定避難所は以下のとおりです。

表 指定避難所一覧

No	施設・場所
1	高島小学校
2	旧第一中学校体育館
3	高島町中央公民館
4	高島町営体育館
5	高島町武道館
6	高島町総合交流プラザ
7	県立考古資料館
8	二井宿小学校
9	二井宿地区公民館
10	高島中学校
11	旧時沢小学校
12	屋代小学校
13	県立高島高等学校
14	屋代地区公民館
15	亀岡小学校
16	亀岡地区公民館
17	和田小学校
18	上和田交流館
19	町営第二体育館
20	和田地区公民館
21	糠野目小学校
22	高島町屋内遊戯場
23	糠野目生涯学習センター

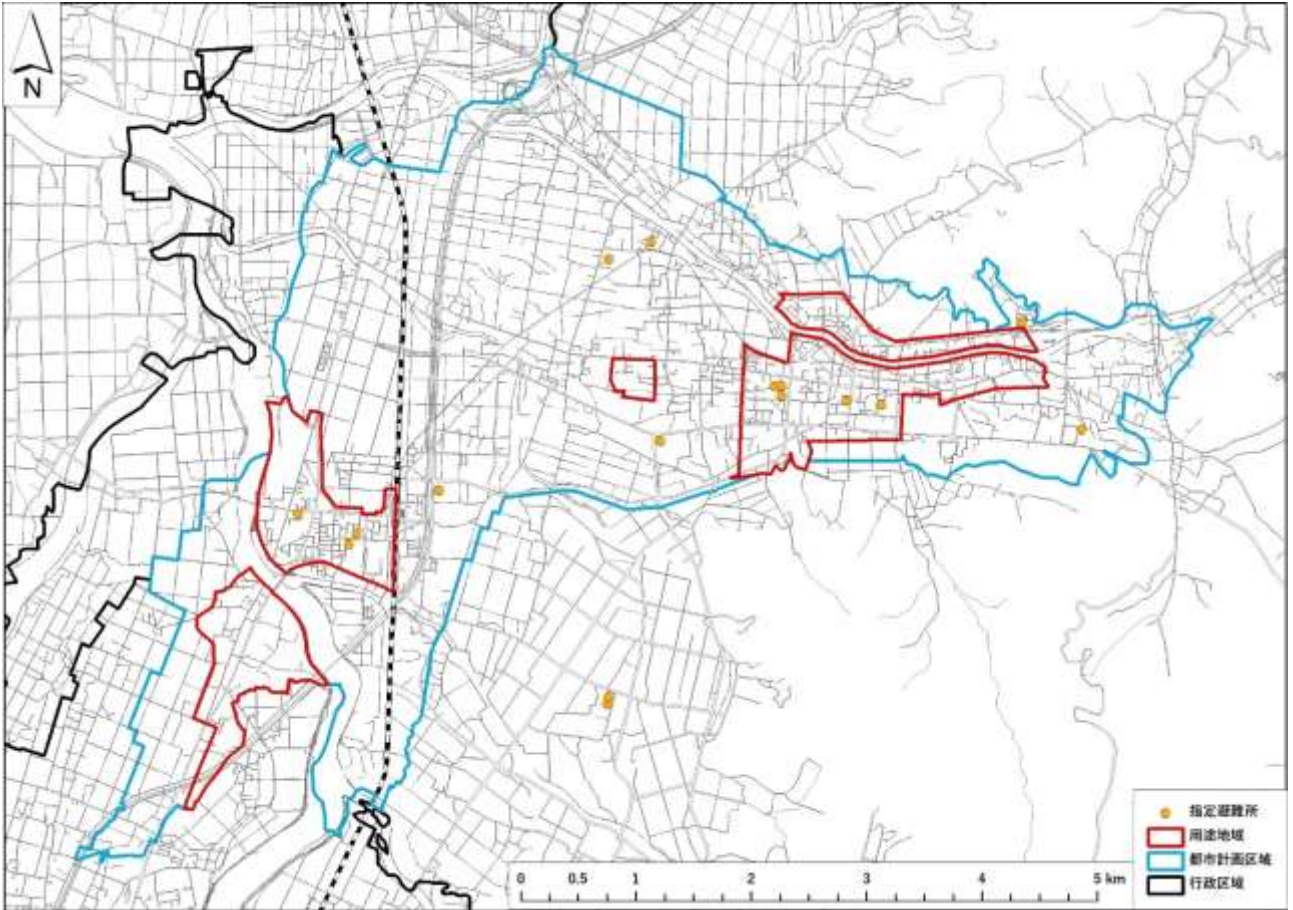


図 指定避難場所の分布

資料：高島町防災マップ 2021 年版より作成

10-3 災害リスク分析と防災・減災まちづくりに向けた課題の抽出

10-3-1 災害リスク分析

(1) 災害リスク分析の視点

ここでは、災害ハザード情報に人口や建物の分布状況等を重ね合わせ、様々なパターンのリスク分析を行います。

表 重ねる情報

	ハザード情報	重ねる情報	分析の視点
①	浸水想定区域(想定最大規模 L2)	人口密度(平成 27 年国勢調査)	浸水のおそれのある居住地の分析
②	浸水想定区域(想定最大規模 L2)	都市機能増進施設	浸水のおそれのある施設の分析
③	浸水継続時間	人口密度(平成 27 年国勢調査)	浸水が継続するエリアと居住地の分析
④	浸水継続時間	指定避難所	浸水が継続するエリアと指定避難所の誘致圏の分析
⑤	家屋倒壊等氾濫想定区域	人口密度(平成 27 年国勢調査)	氾濫流等により、倒壊のおそれがある居住地の分析
⑥	家屋倒壊等氾濫想定区域	都市機能増進施設	氾濫流等により、倒壊のおそれがある施設の分析
⑦	災害注意エリア	人口密度(平成 27 年国勢調査)	道路冠水や住宅浸水のおそれのある居住地の分析
⑧	災害注意エリア	都市機能増進施設	道路冠水や住宅浸水のおそれのある施設の分析

①浸水想定区域（想定最大規模（L2））× 人口密度

各河川の氾濫による浸水想定区域（想定最大規模（L2））と平成27年の人口メッシュを以下に示します。

最上川寄り側と屋代川寄り側の居住誘導区域に浸水深さ3.0m未満の箇所がみられます。

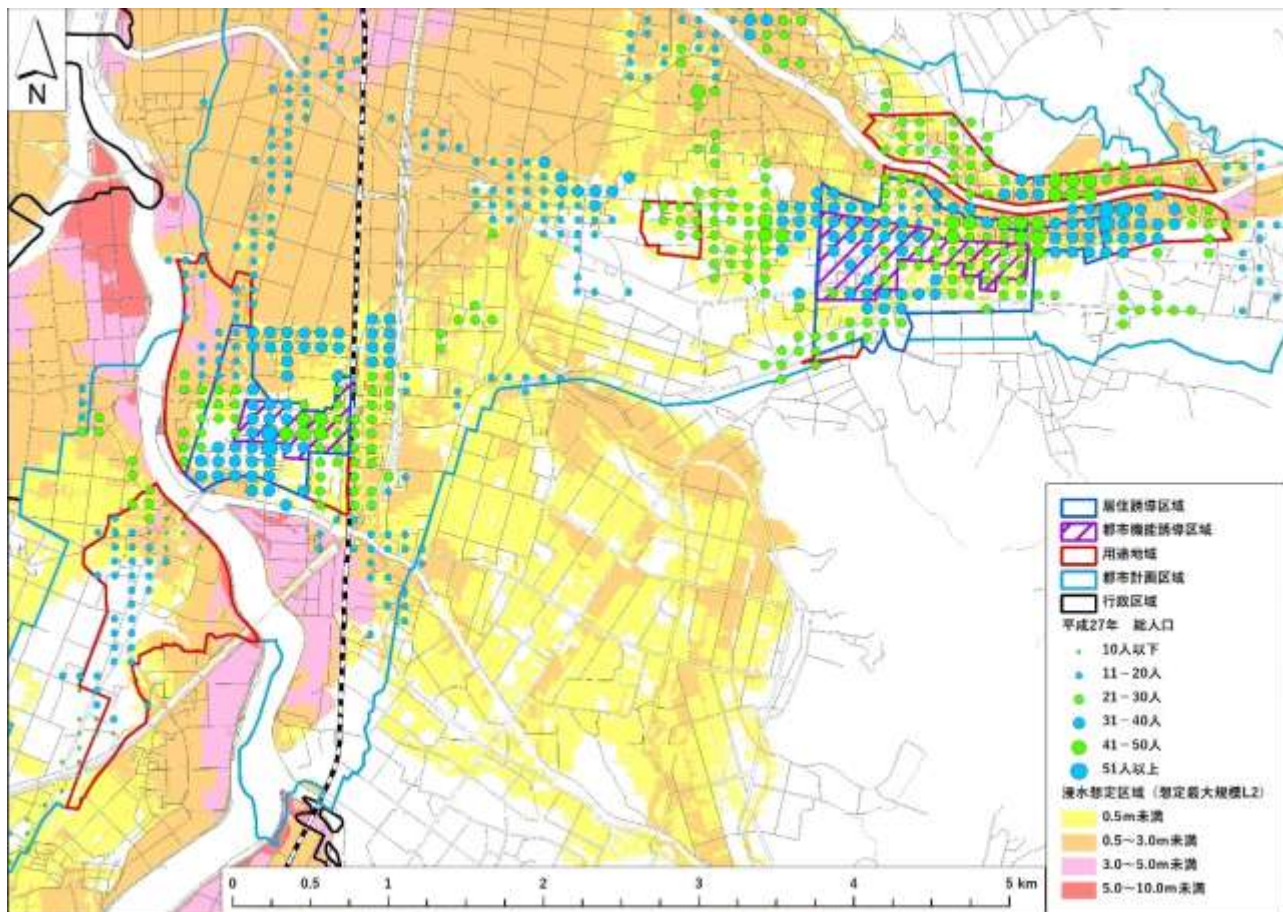


図 浸水想定区域と人口密度（想定最大規模（L2））

資料：平成30、31年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

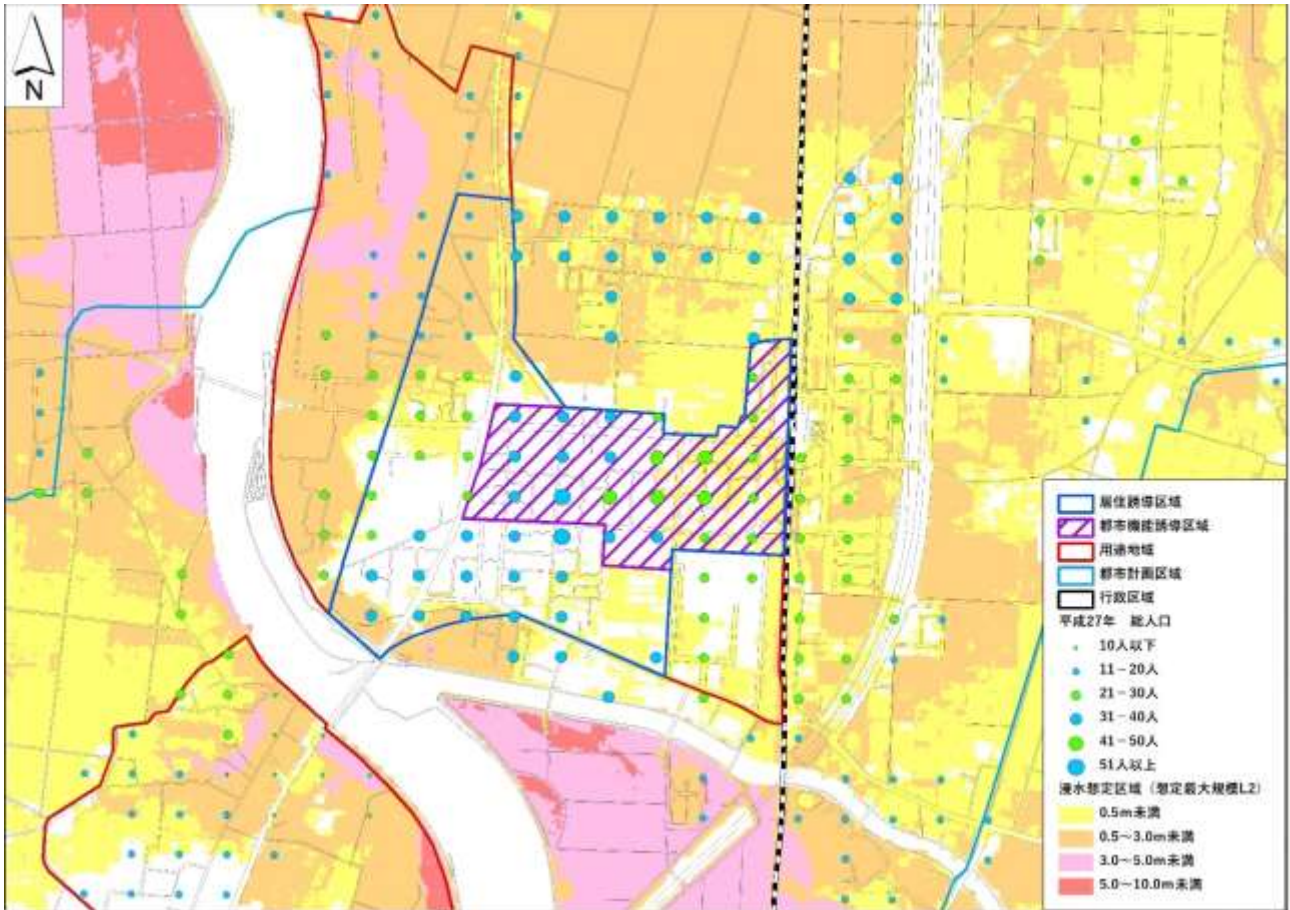


図 浸水想定区域と人口密度 (想定最大規模 (L2)) (高島駅周辺 拡大図)

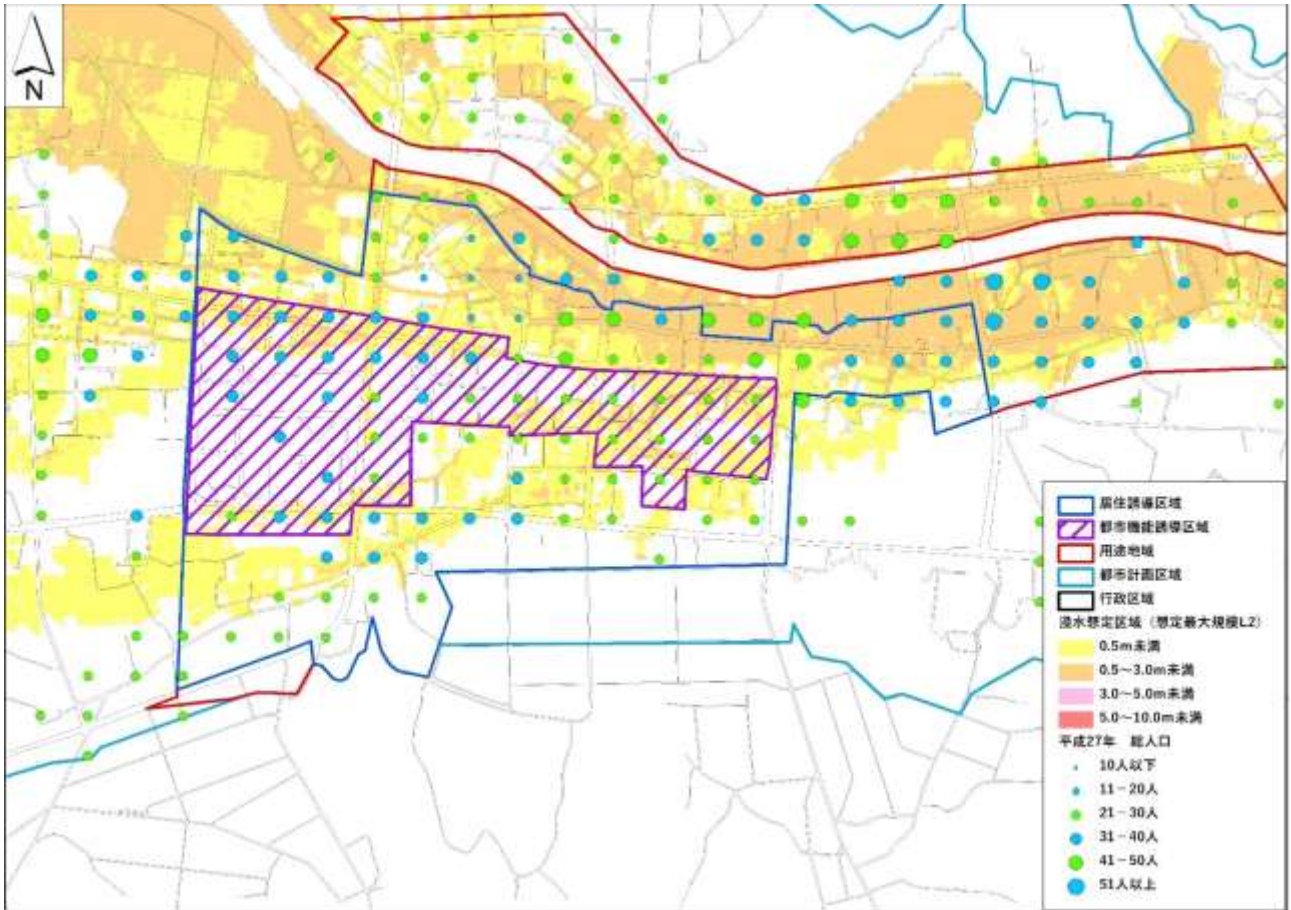
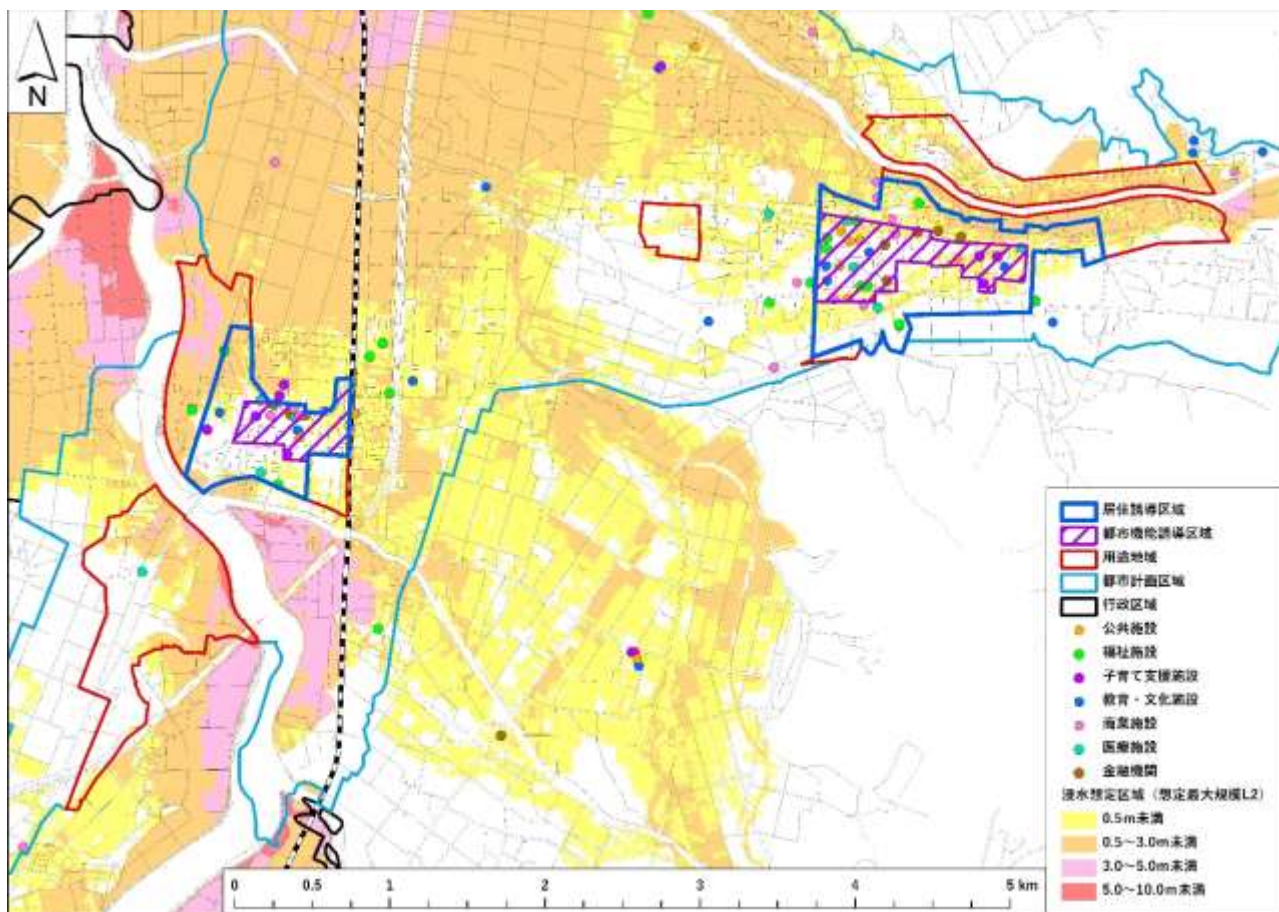


図 浸水想定区域と人口密度（想定最大規模（L2））（高島地区 拡大図）

②浸水想定区域（想定最大規模（L2））× 都市機能増進施設

各河川の氾濫による浸水想定区域（想定最大規模（L2））と都市機能増進施設の分布状況を以下に示します。

およそ半分の都市機能誘導区域は浸水想定区域となっており、0.5m-3.0mの区域にある都市機能増進施設はあります。



資料：平成 30、31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

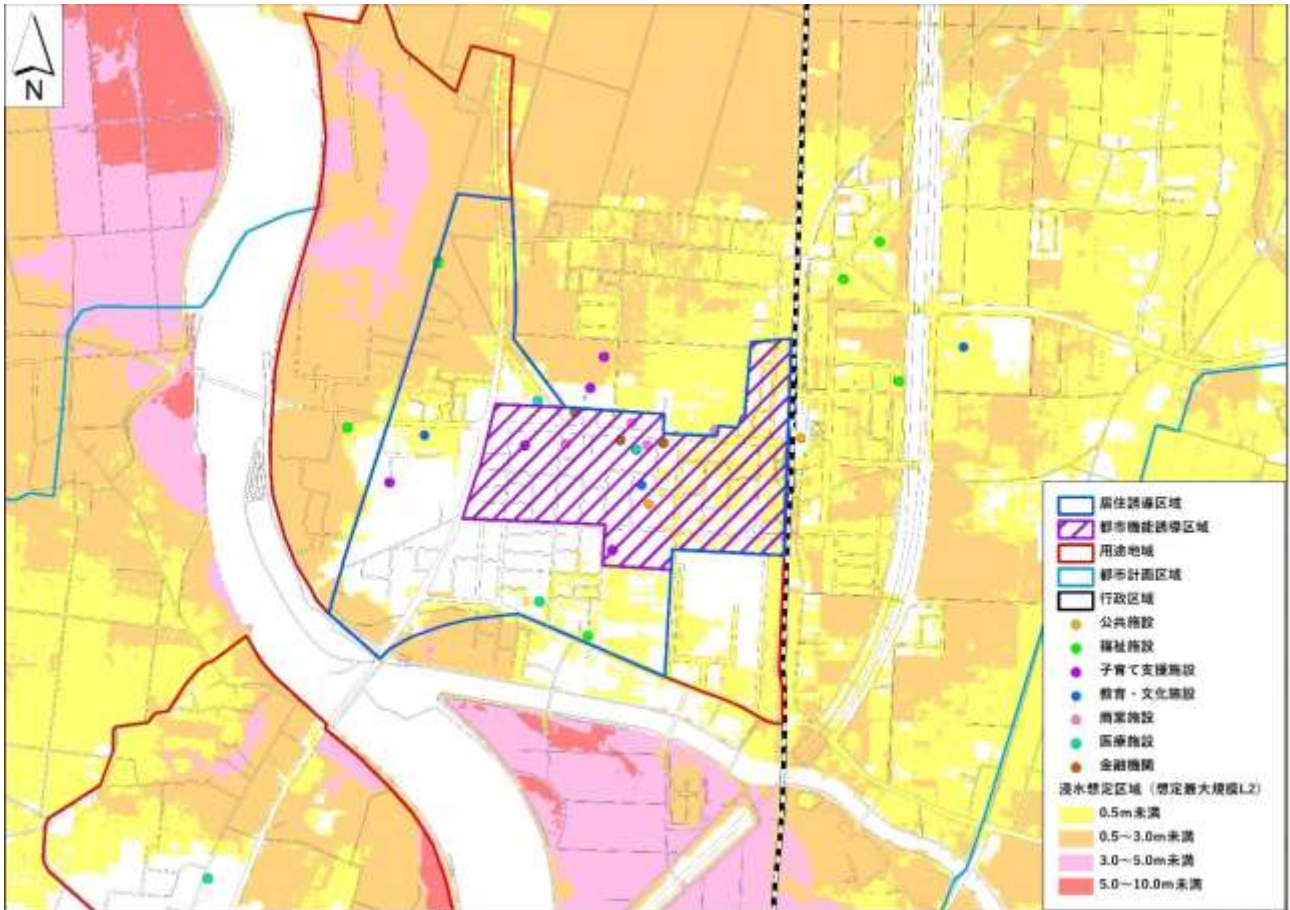


図 浸水想定区域と都市機能増進施設（想定最大規模（L2））（高島駅周辺 拡大図）

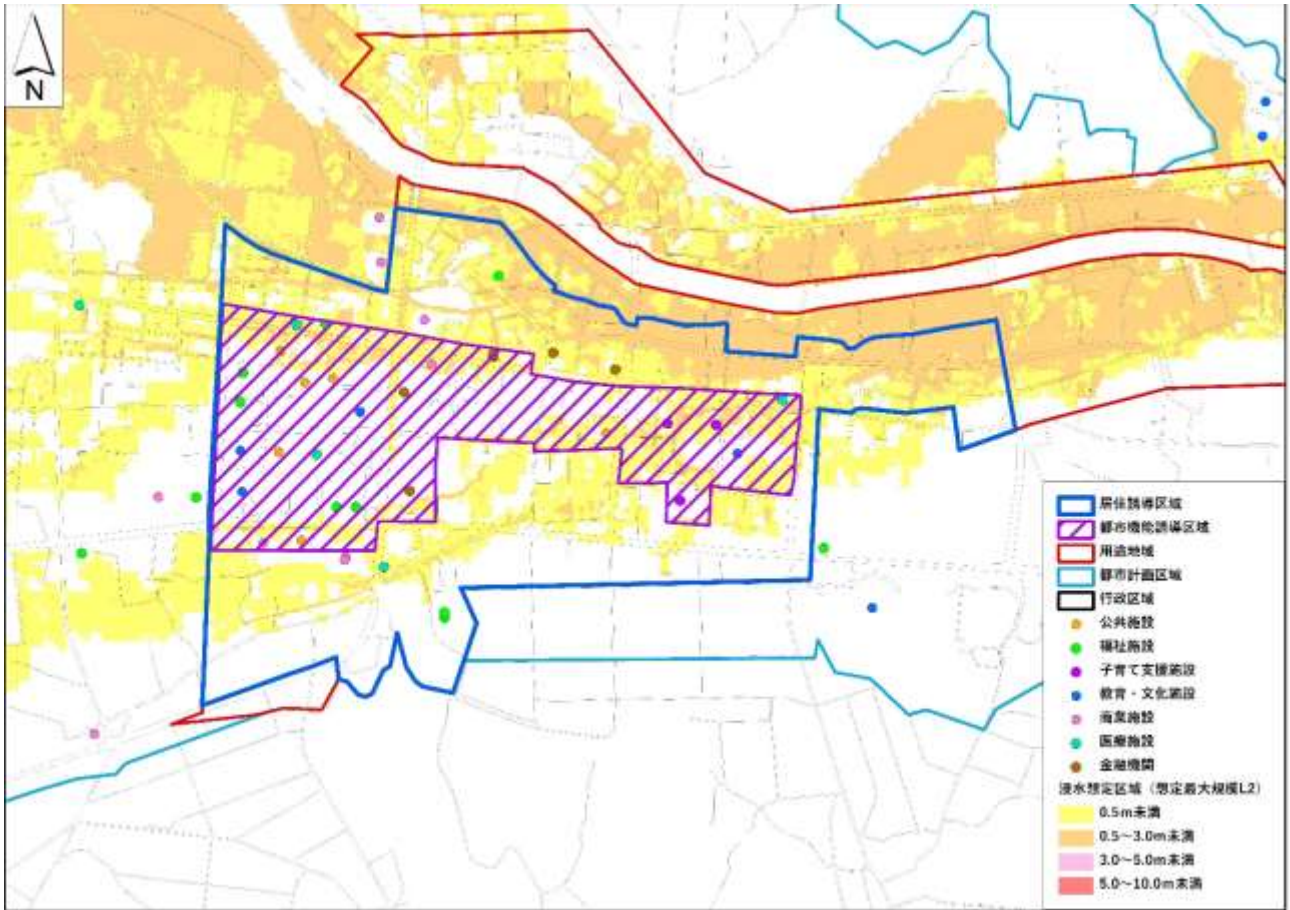


図 浸水想定区域と都市機能増進施設（想定最大規模（L2））（高島地区 拡大図）

③浸水継続時間 × 人口密度

各河川氾濫による浸水継続時間と平成 27 年の人口メッシュを以下に示します。

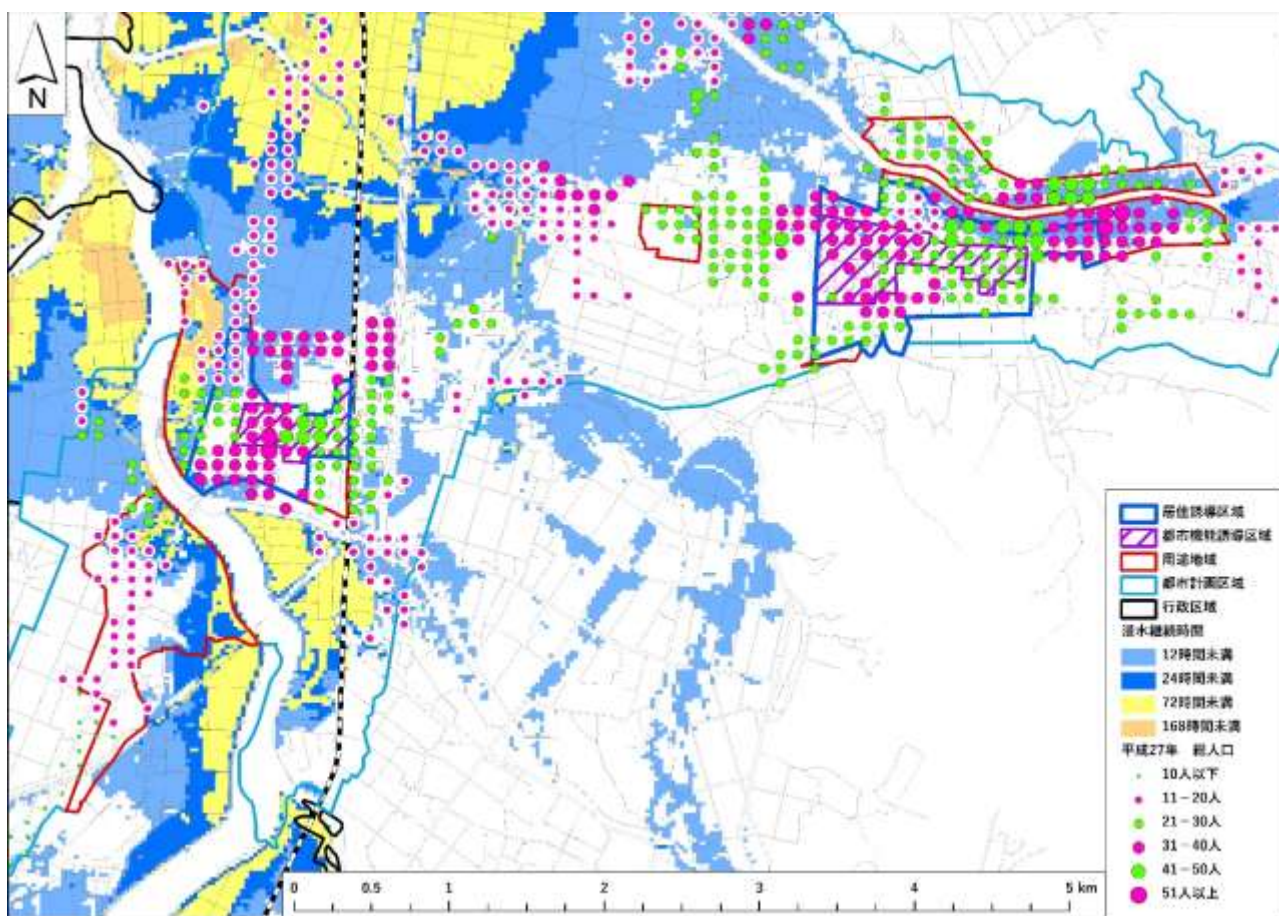


図 浸水継続時間と人口密度

資料：平成 30、31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

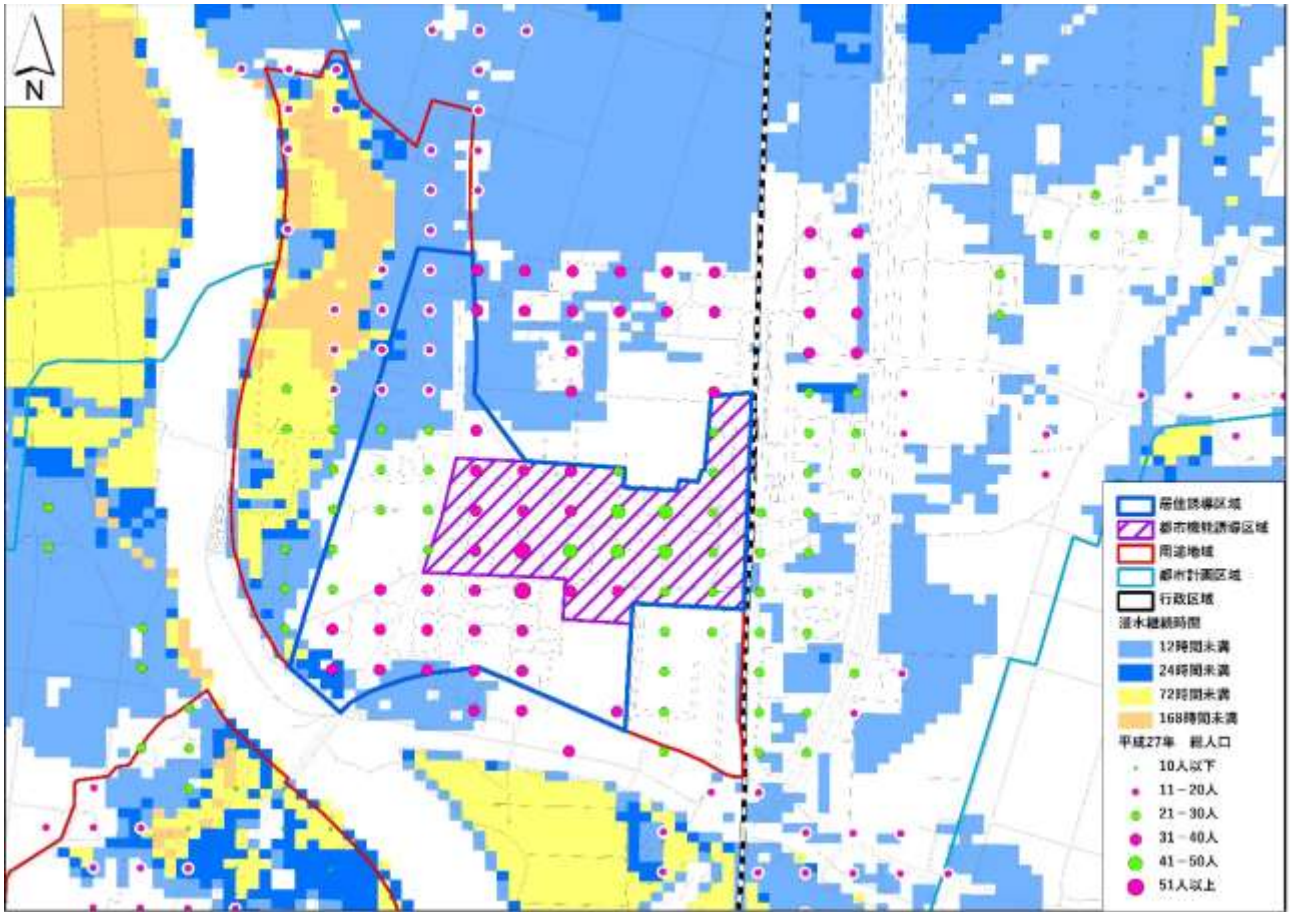


図 浸水継続時間と人口密度（高島駅周辺 拡大図）

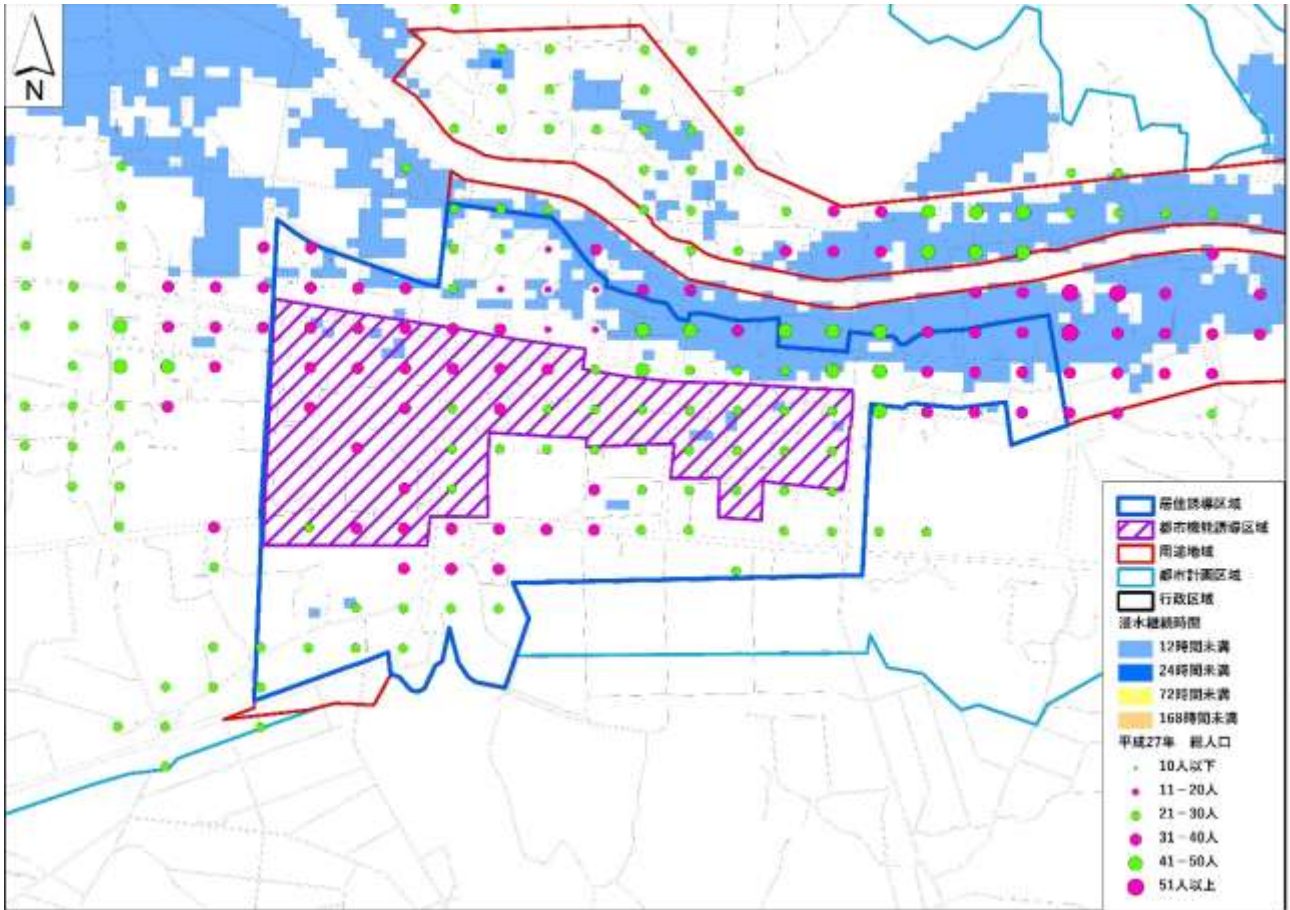


図 浸水継続時間と人口密度（高畠地区 拡大図）

④浸水継続時間 × 指定避難所

各河川の氾濫による浸水継続時間と指定避難所を以下に示します。

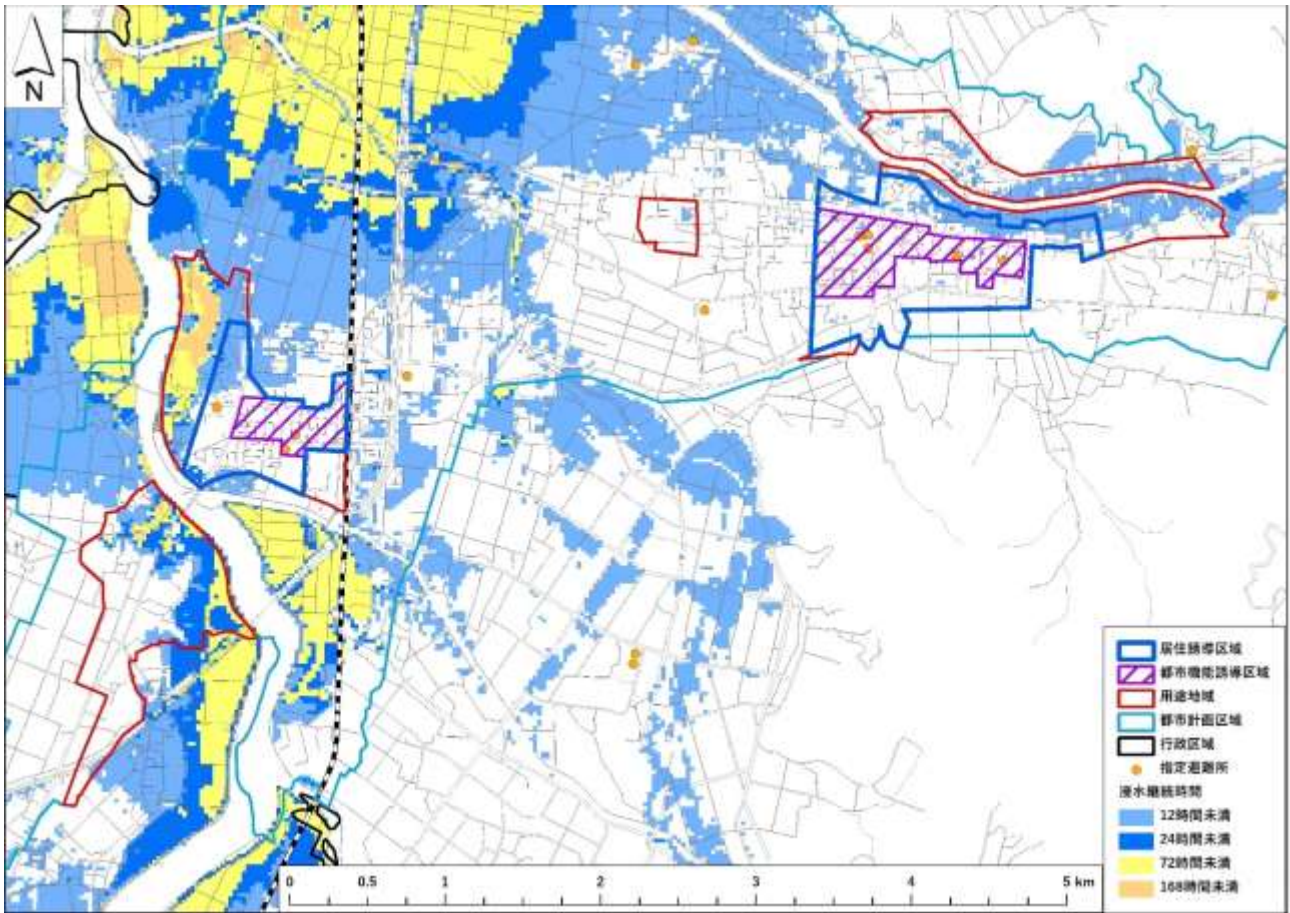


図 浸水継続時間と指定避難所

資料：平成 30、31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

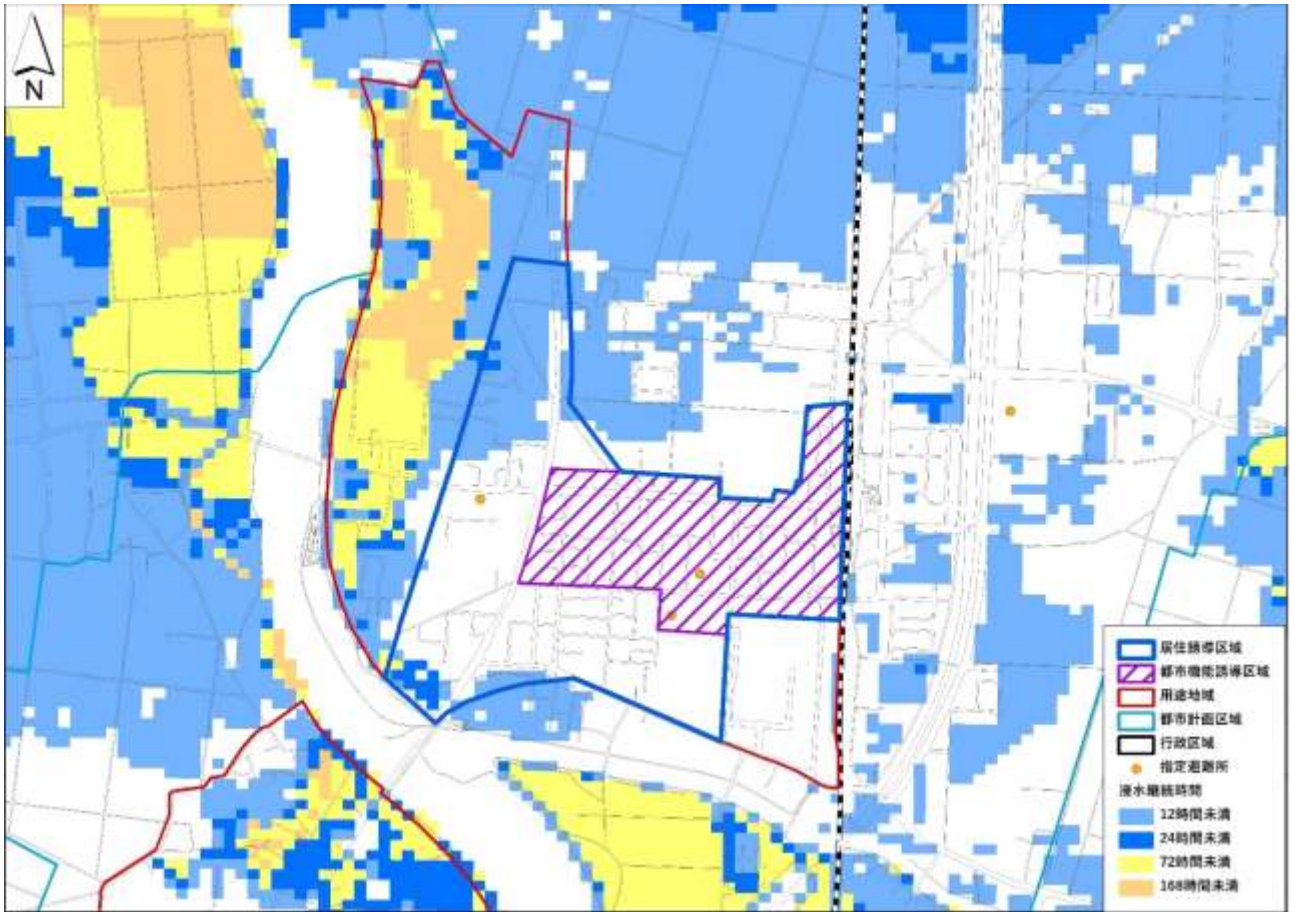


図 浸水継続時間と指定避難所（高島駅周辺 拡大図）

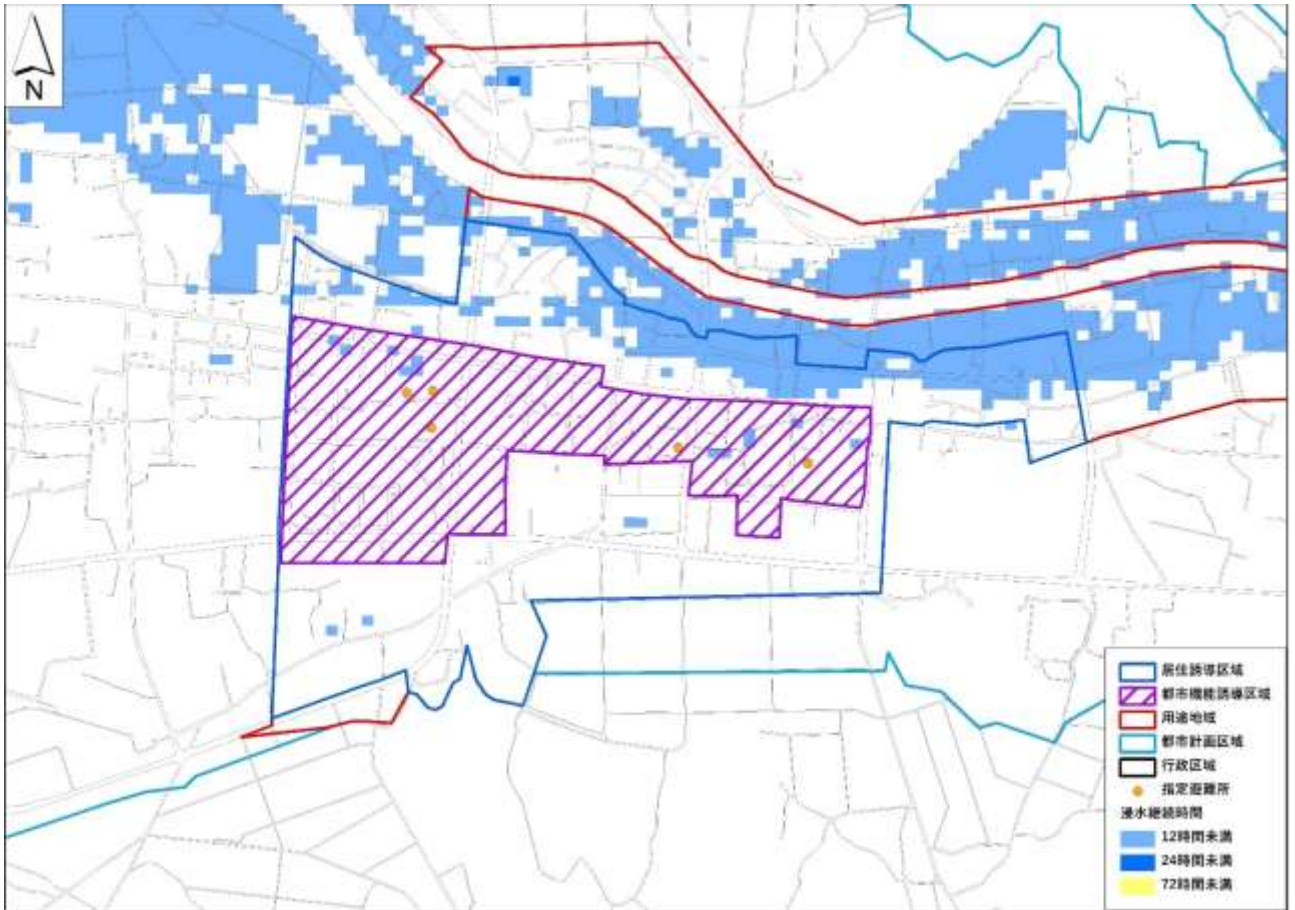


図 浸水継続時間と指定避難所（高畠地区 拡大図）

⑤家屋倒壊等氾濫想定区域 × 人口密度

各河川の氾濫による家屋倒壊等氾濫想定区域と平成 27 年の人口メッシュを以下に示します。

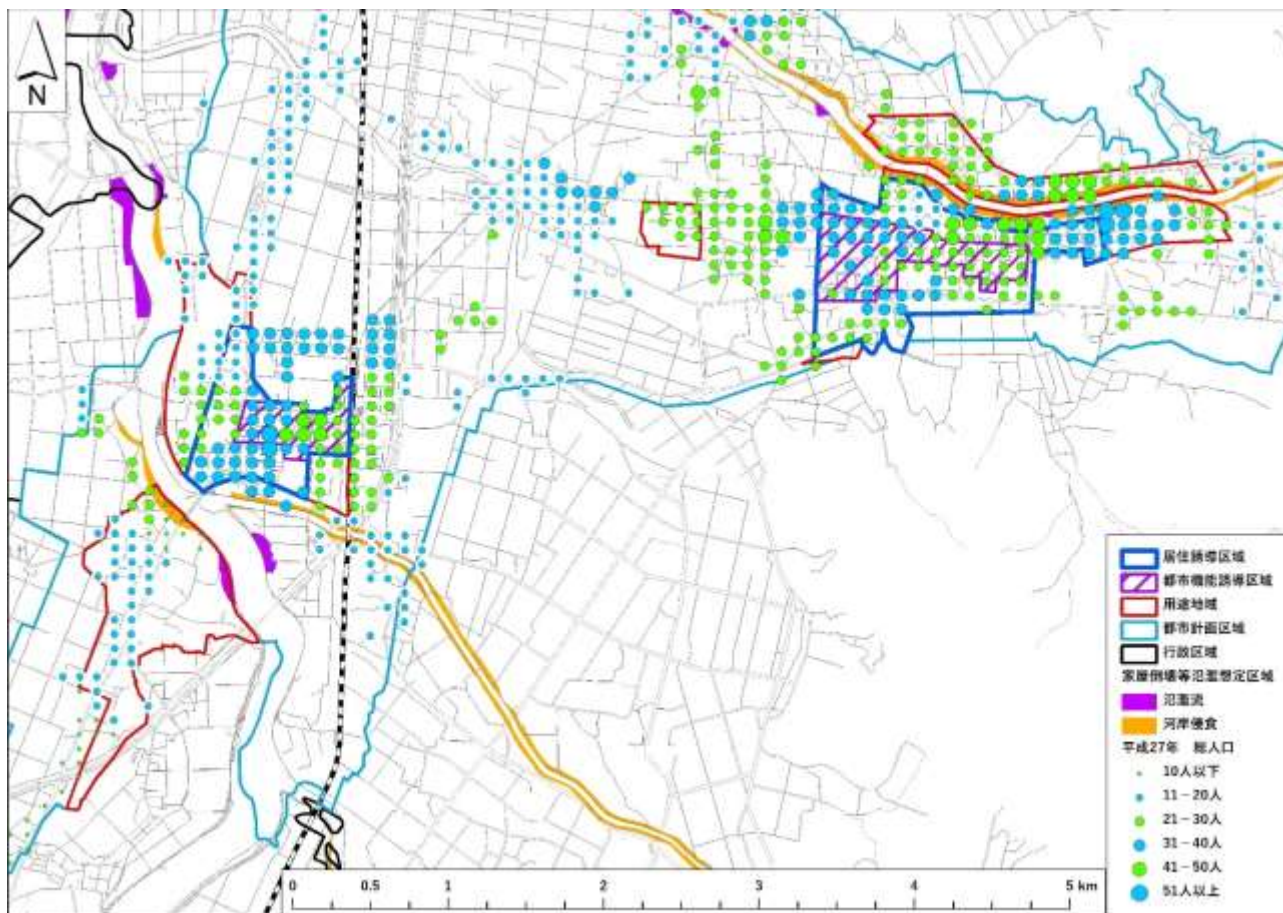


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）と人口密度

資料：平成 30、31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

※砂川と鬼面川には家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の指定はありません。

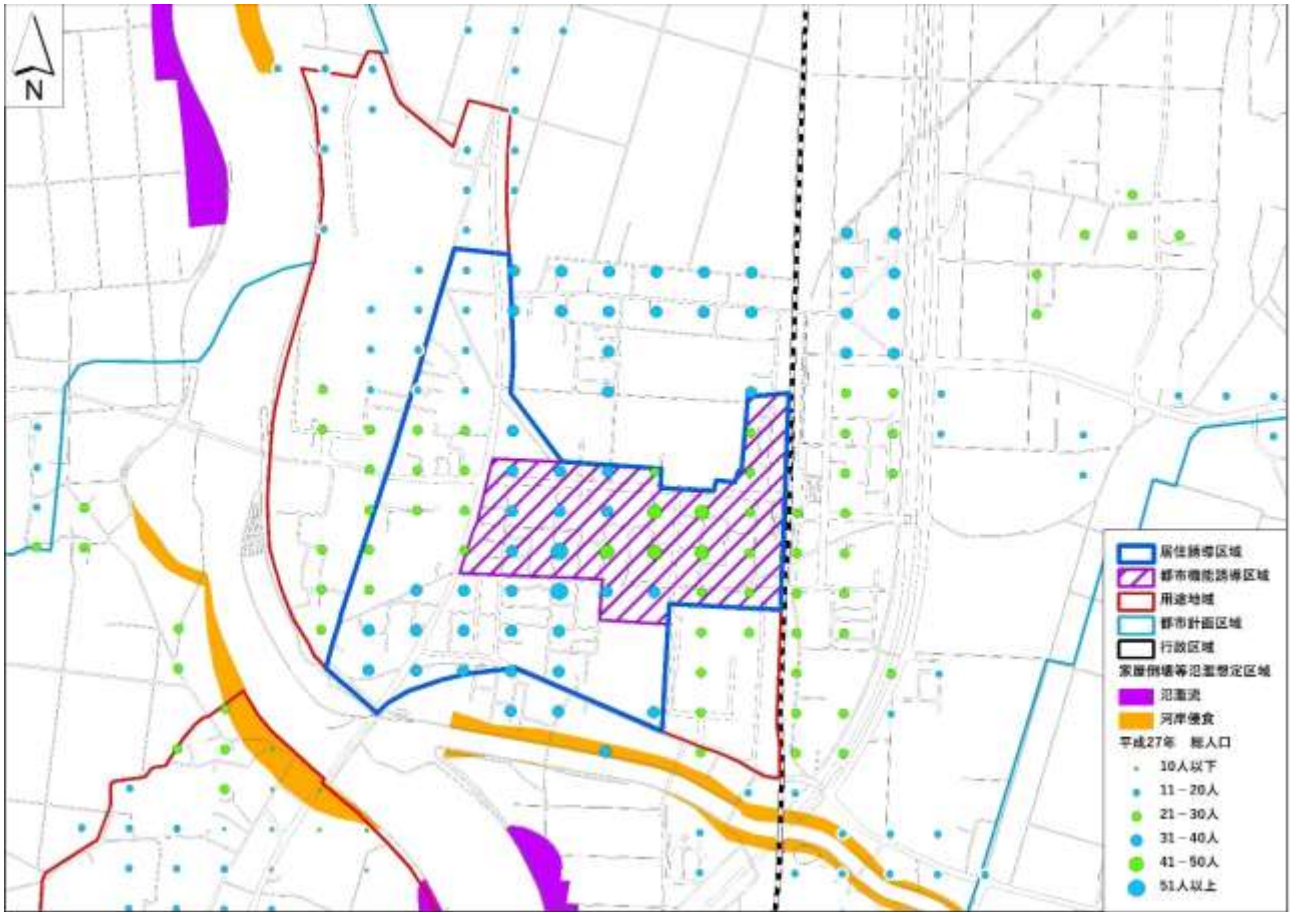


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）と人口密度（高島駅 拡大図）

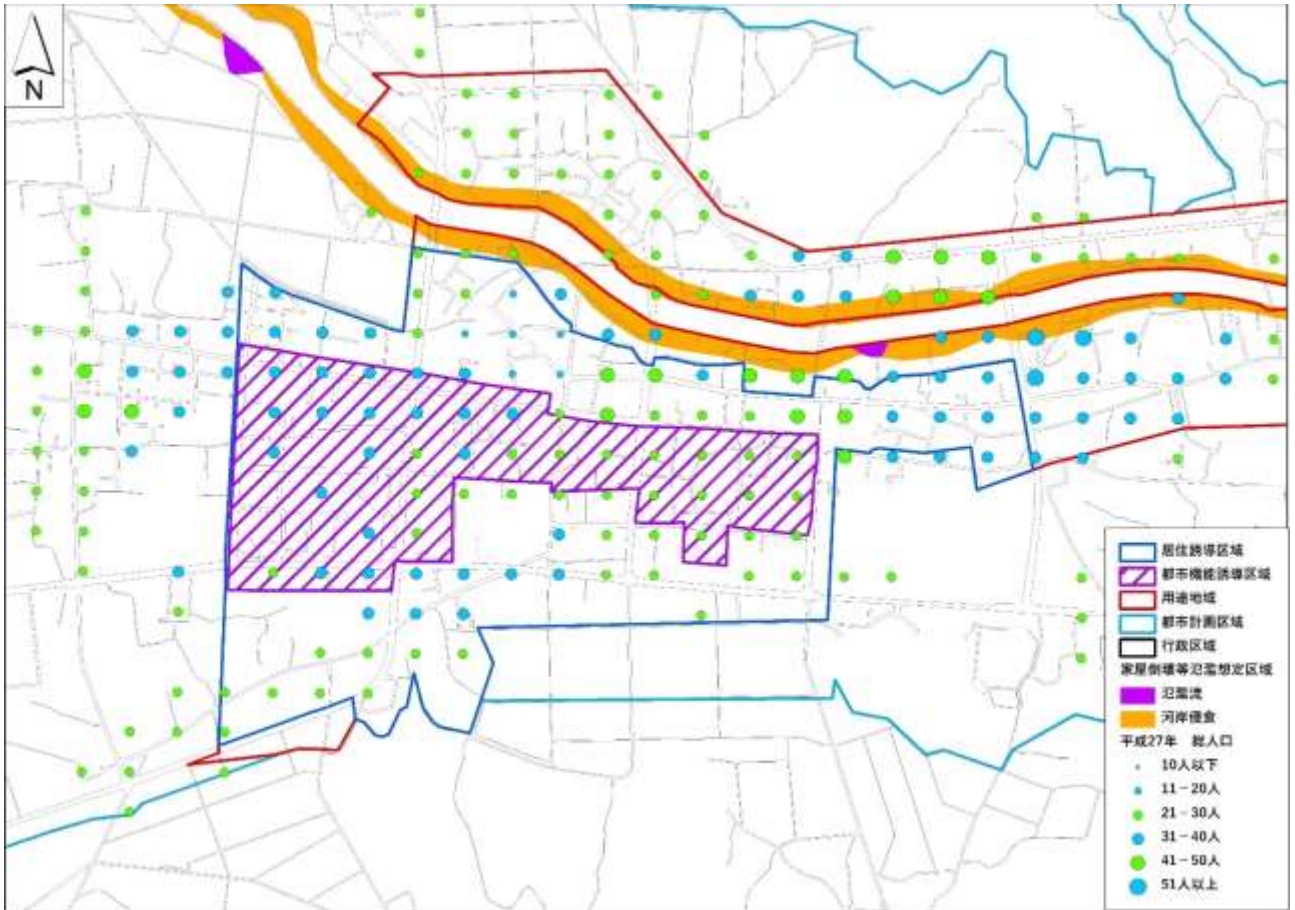


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食、）と人口密度（高島地区 拡大図）

⑥家屋倒壊等氾濫想定区域 × 都市機能増進施設

各河川の氾濫による家屋倒壊等氾濫想定区域と都市機能増進施設の分布状況を以下に示します。

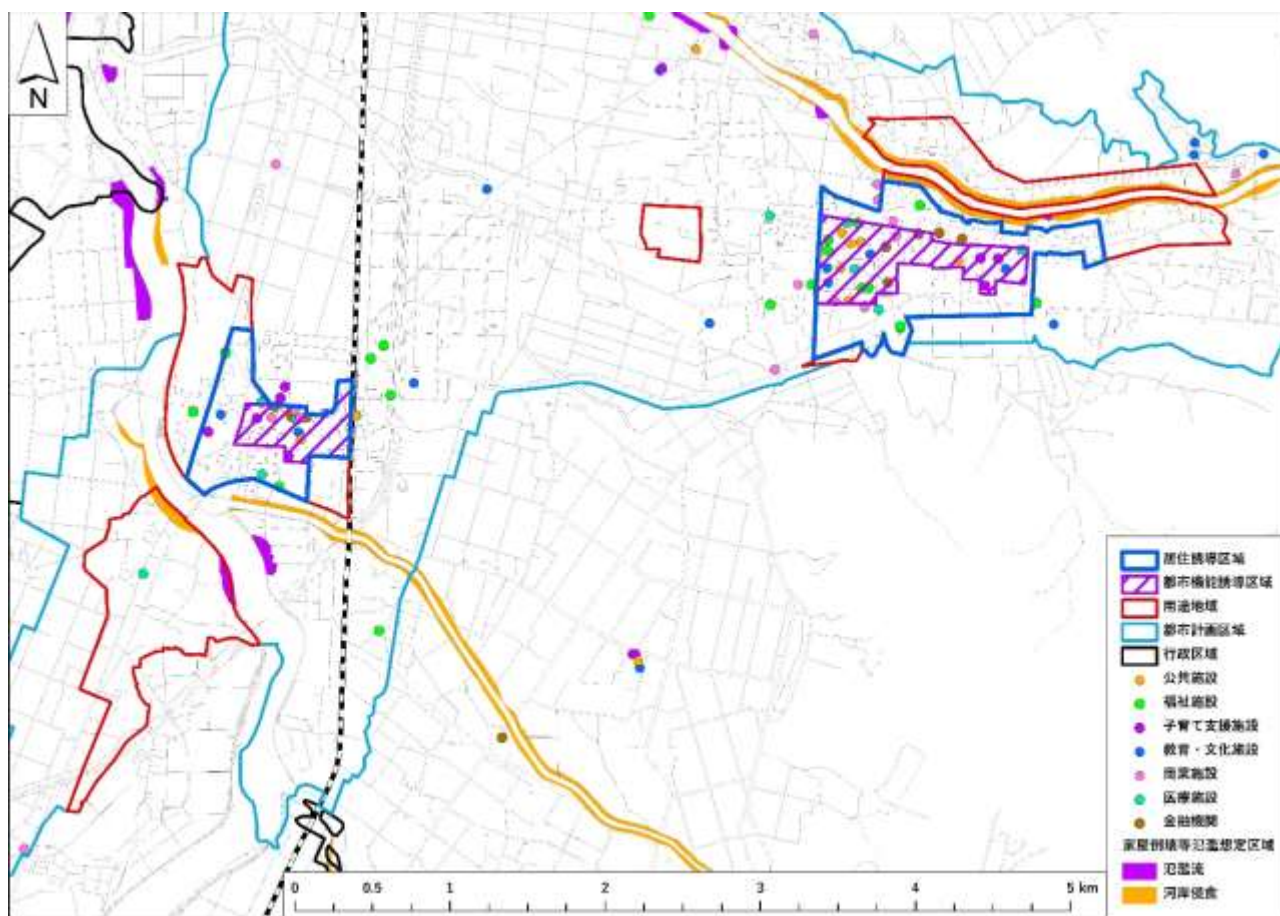


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）と都市機能増進施設

資料：平成 30、31 年と令和元年の洪水浸水想定区域図より作成

※砂川と鬼面川には家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）の指定はありません。

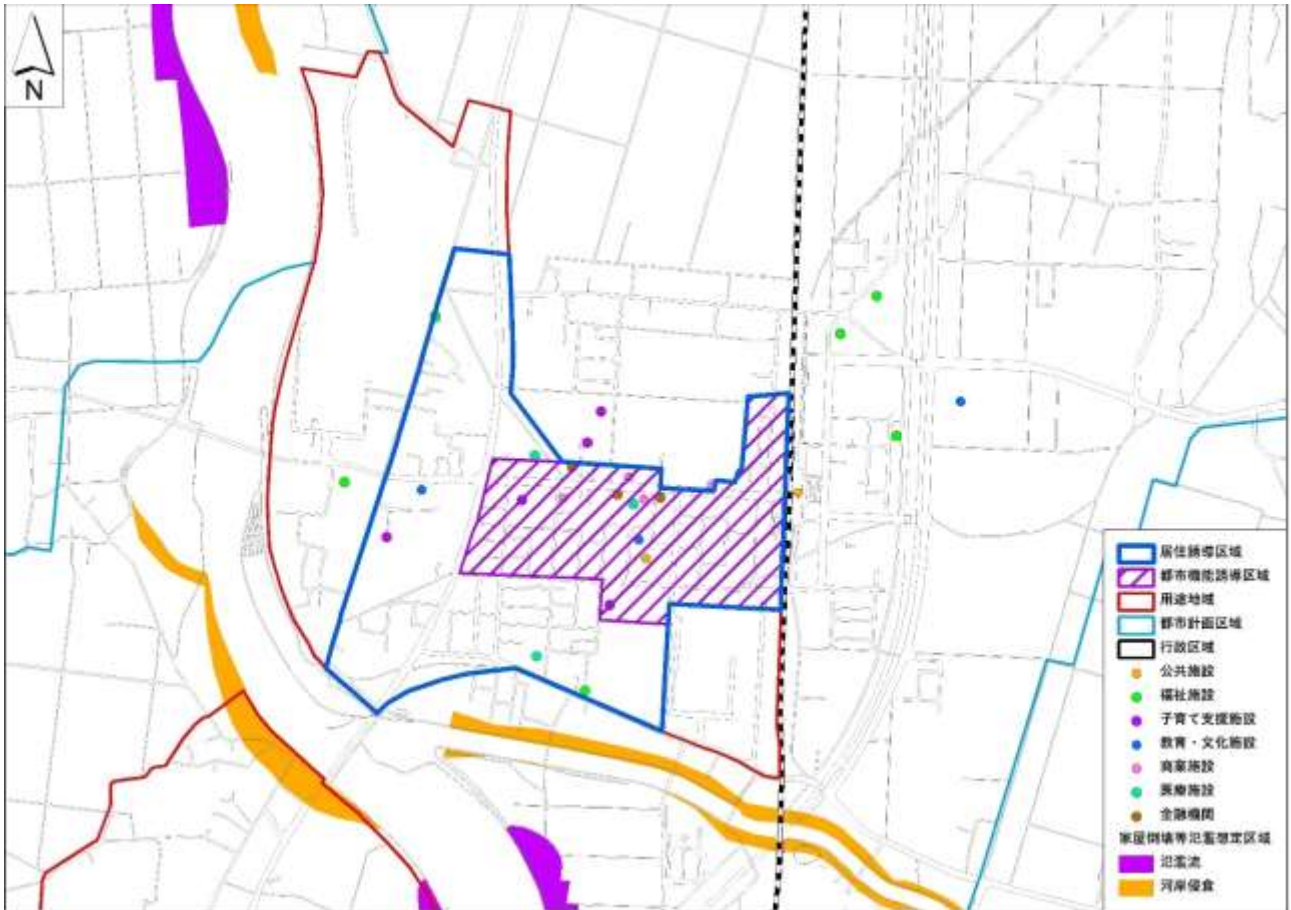


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）と都市機能増進施設（高畠駅 拡大図）

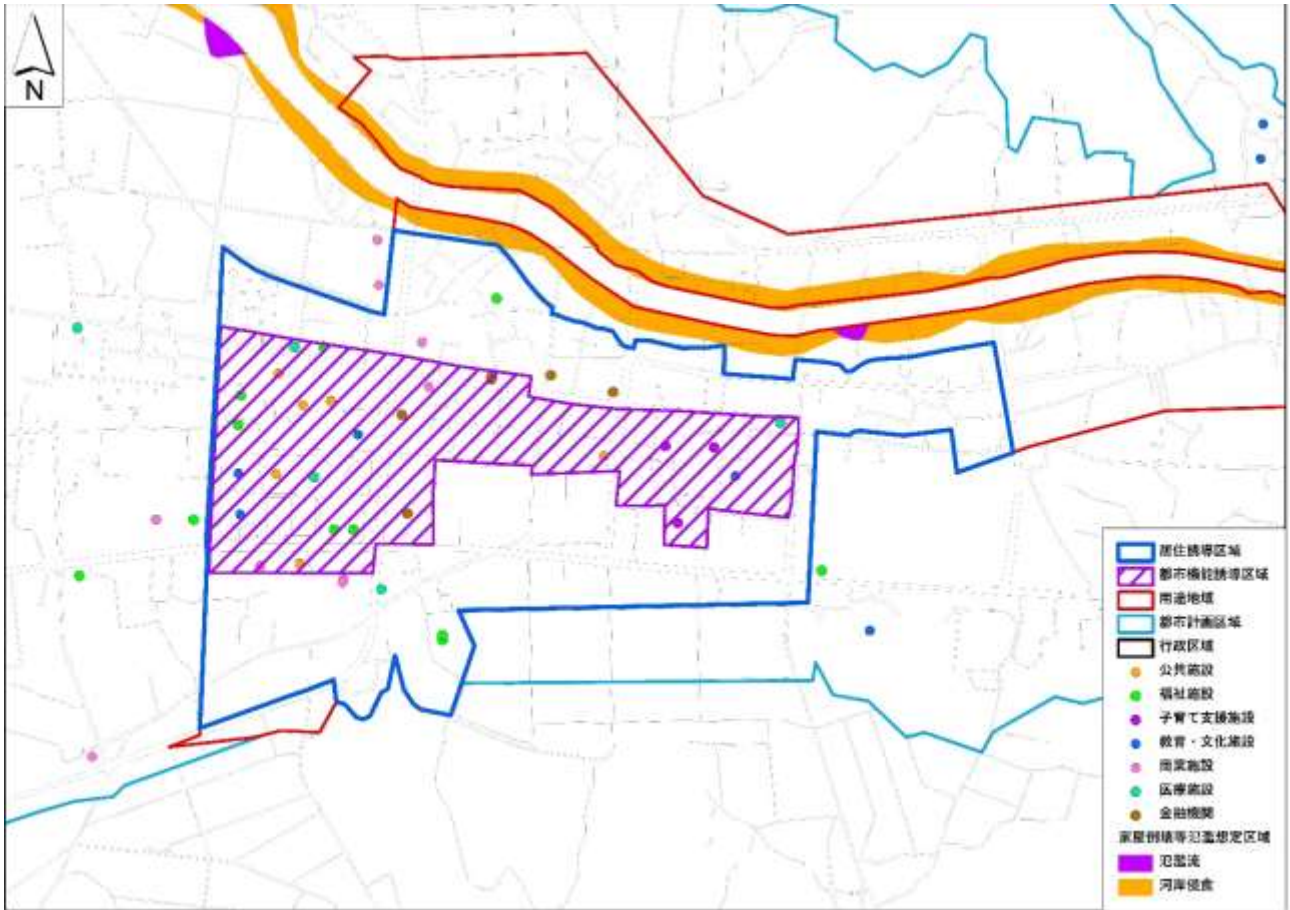


図 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）と都市機能増進施設（高島地区 拡大図）

⑦災害注意エリア x 人口密度

道路冠水や住宅浸水のおそれがある災害注意エリアと平成 27 年の人口メッシュを以下に示します。

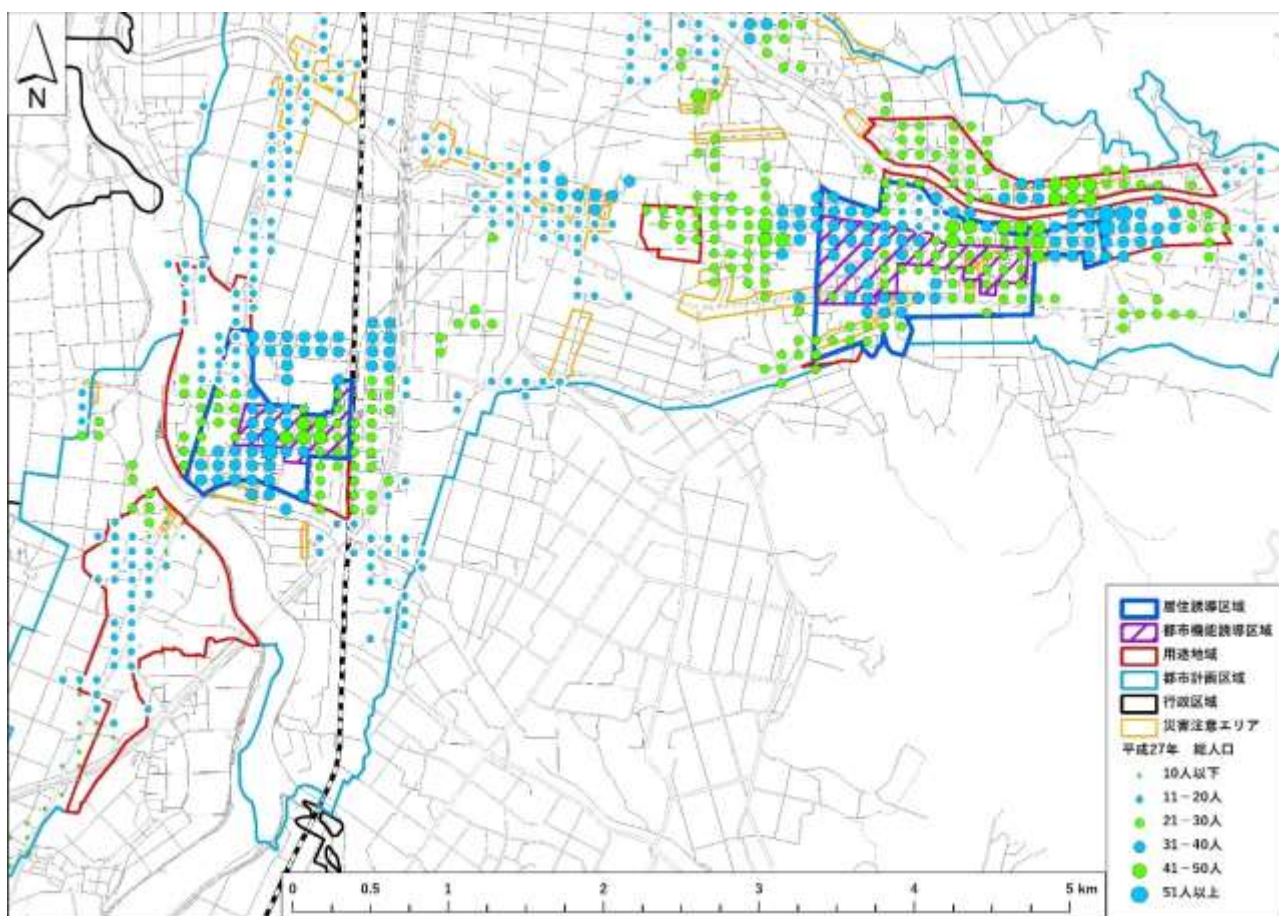


図 災害注意エリアと人口密度

資料：高島町防災マップ 2021 年版より作成

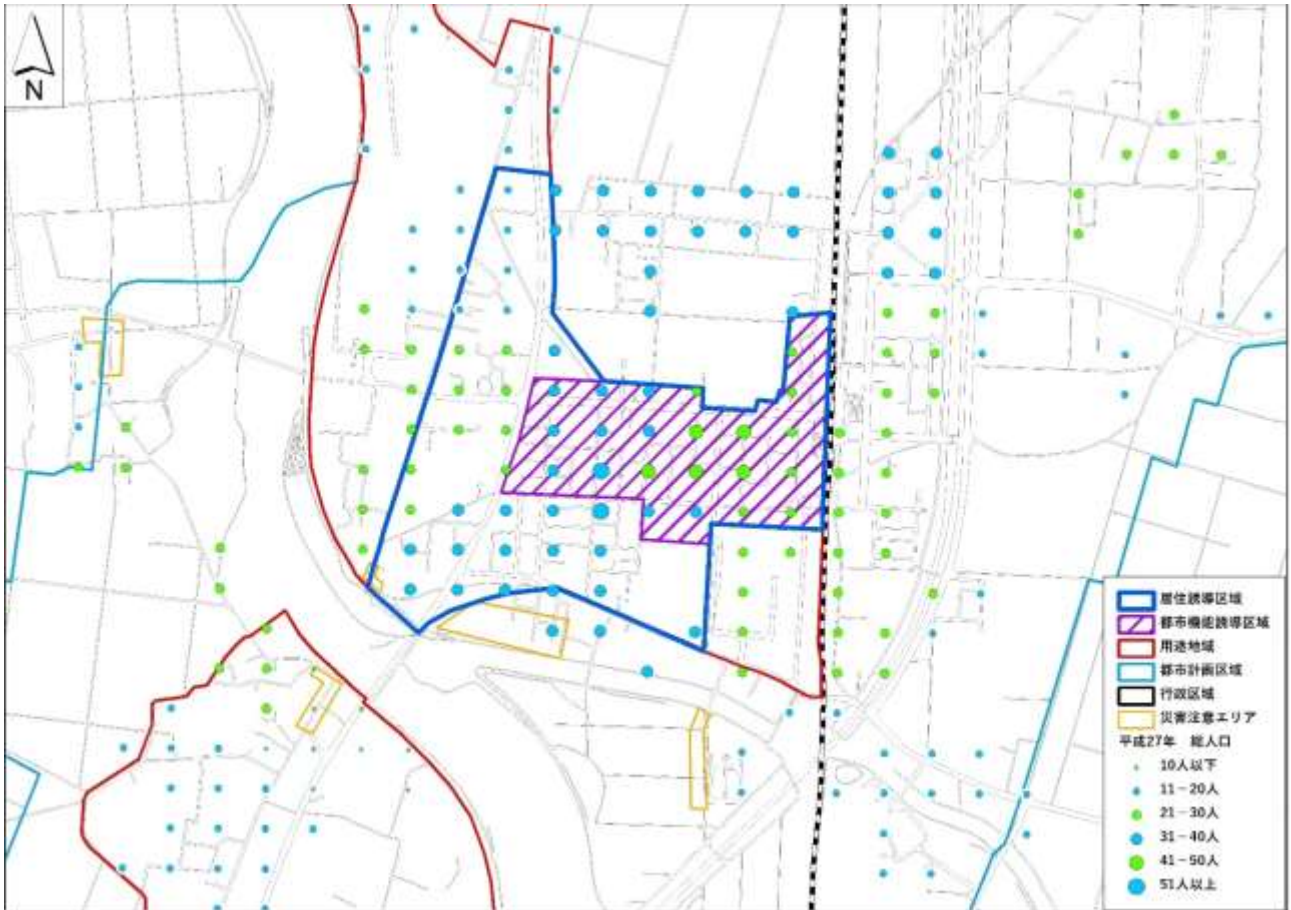


図 災害注意エリアと人口密度（高島駅 拡大図）

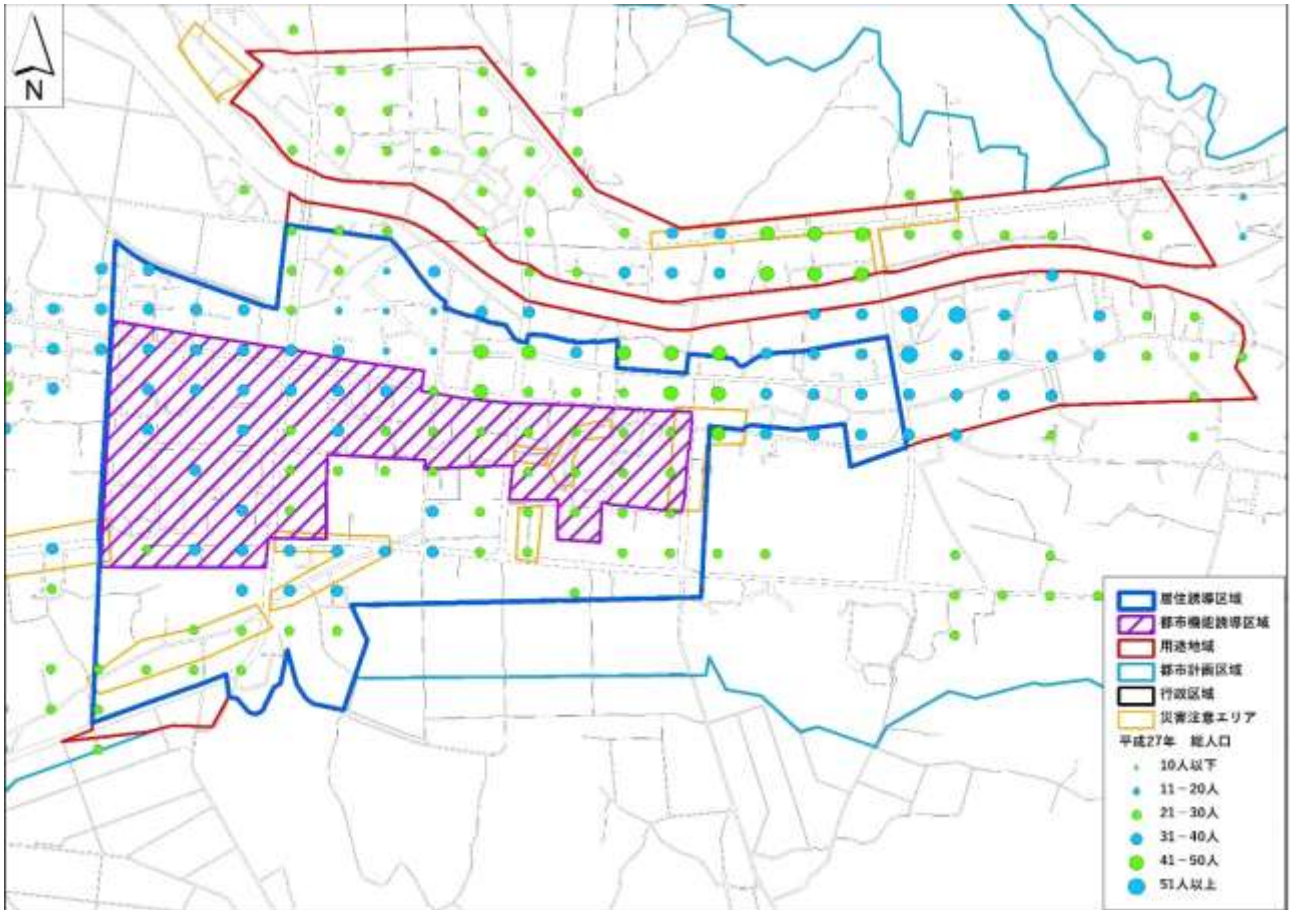


図 災害注意エリアと人口密度（高畠地区 拡大図）

⑧災害注意エリア x 都市機能増進施設

道路冠水や住宅浸水のおそれがある災害注意エリアと都市機能増進施設の分布状況を以下に示します。

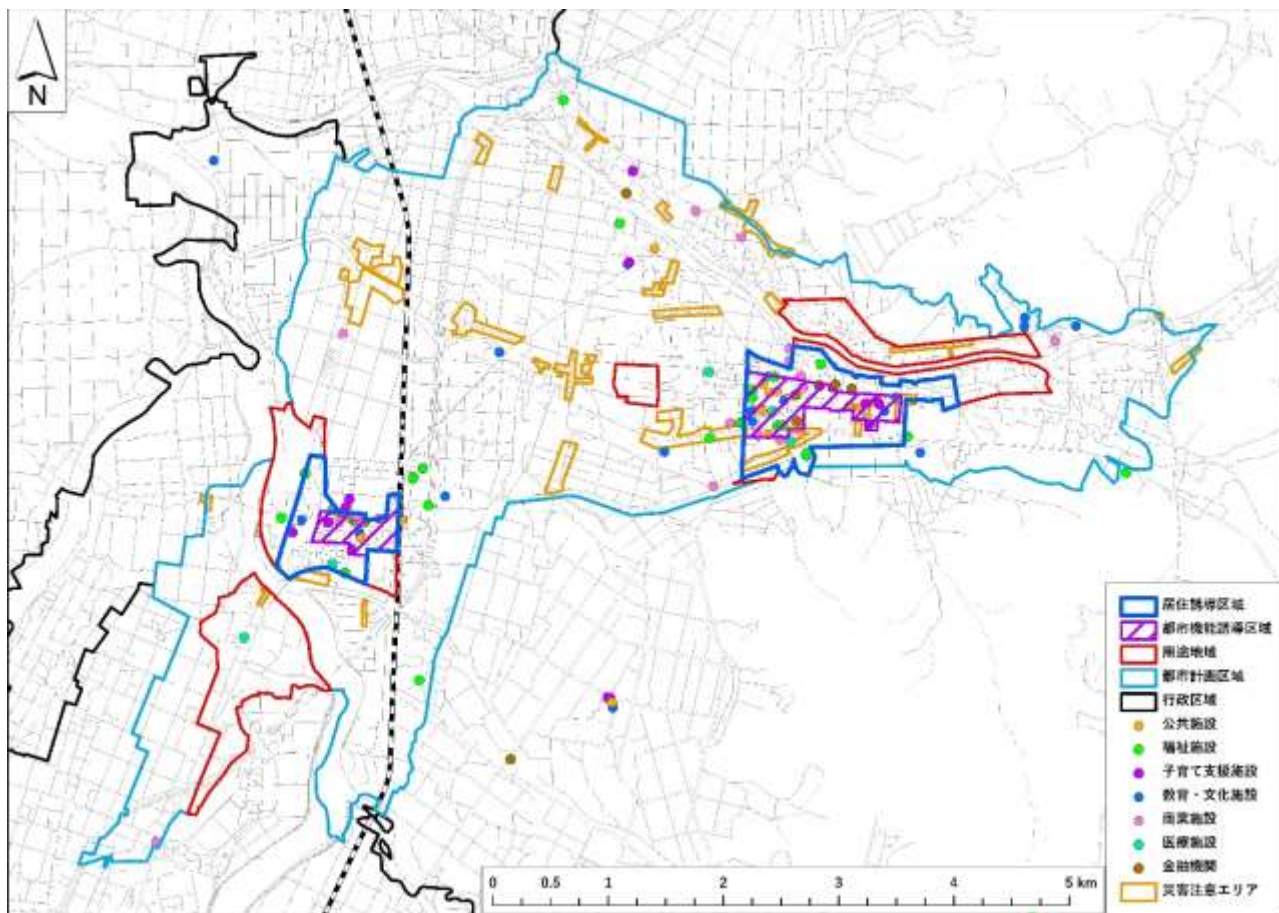


図 災害注意エリアと都市機能増進施設

資料：高島町防災マップ 2021 年版より作成

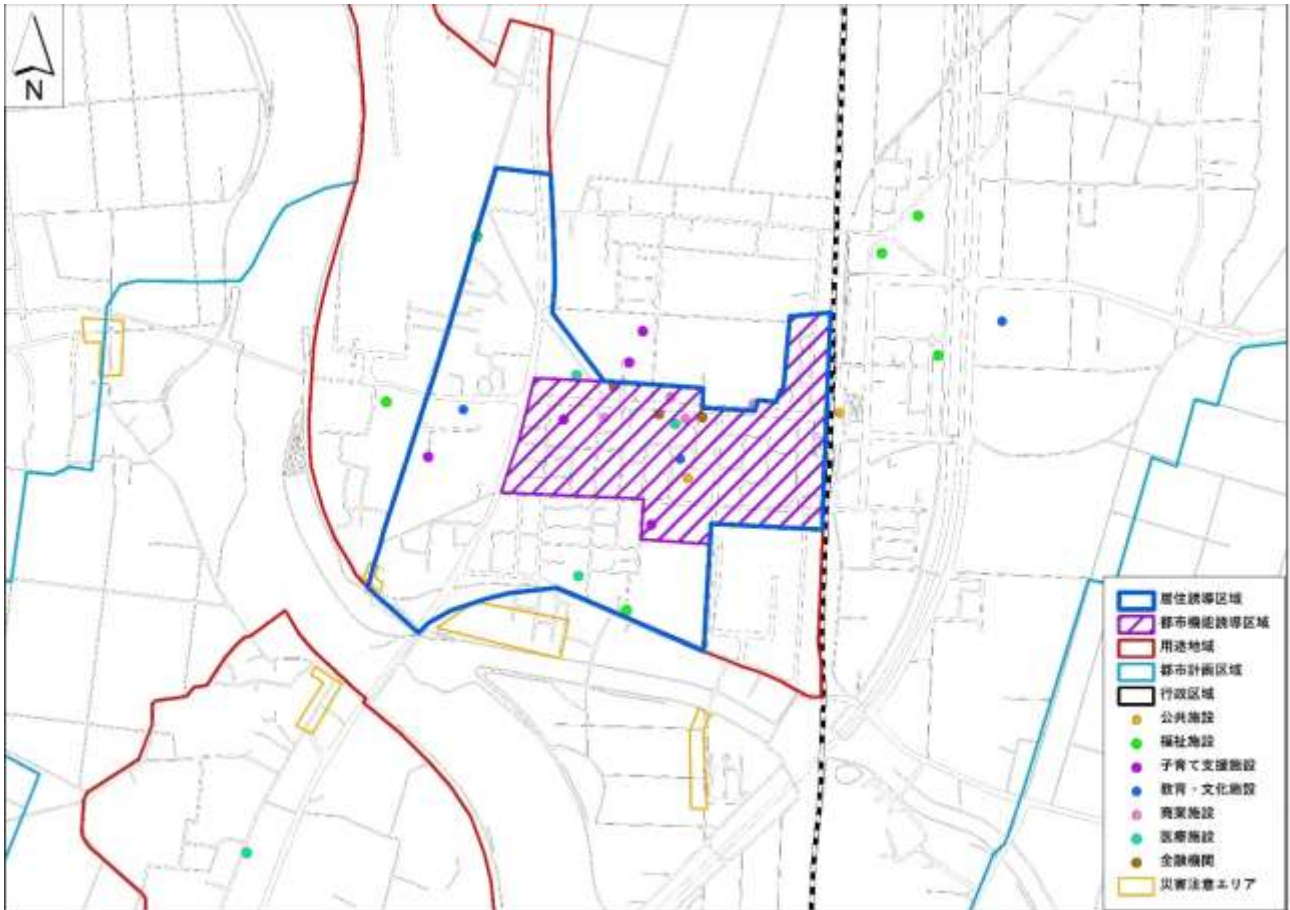


図 災害注意エリアと都市機能増進施設（高島駅 拡大図）

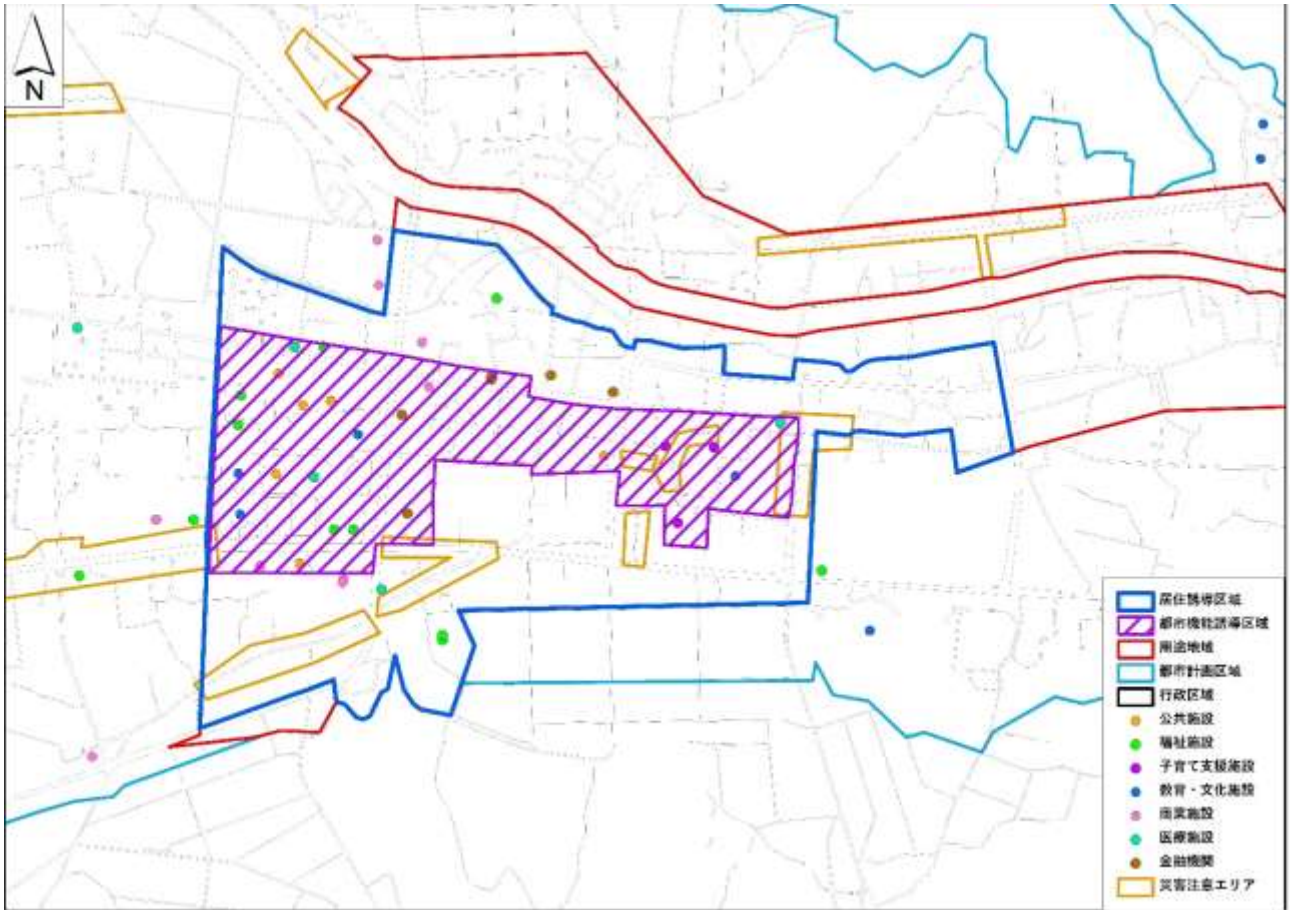


図 災害注意エリアと都市機能増進施設（高島地区 拡大図）

10-3-2 防災上の課題の整理

災害ハザード情報や災害リスクの分析により、防災上の課題を次のとおり整理します。

なお、浸水想定区域は10-100年に1度の計画規模(L1)、1000年に1度の想定最大規模(L2)が想定されています。災害発生の可能性が高い計画規模(L1)は居住誘導区域及び都市機能誘導区域にほとんど影響を及ぼさないため、ここでは最大規模(L2)の浸水想定区域を対象として整理します。

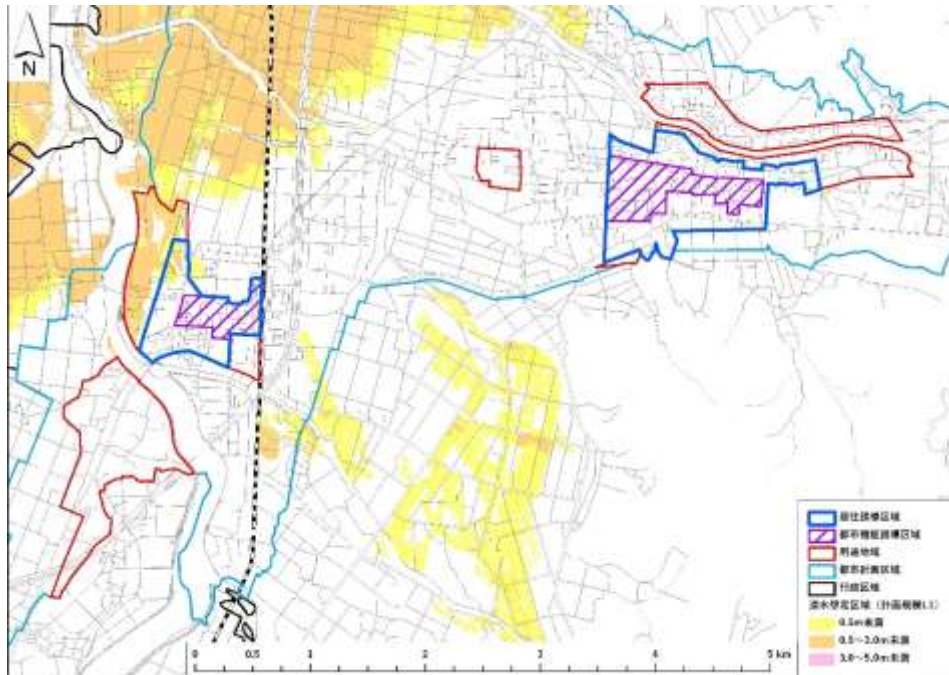


図 浸水想定区域 (計画規模 L1)

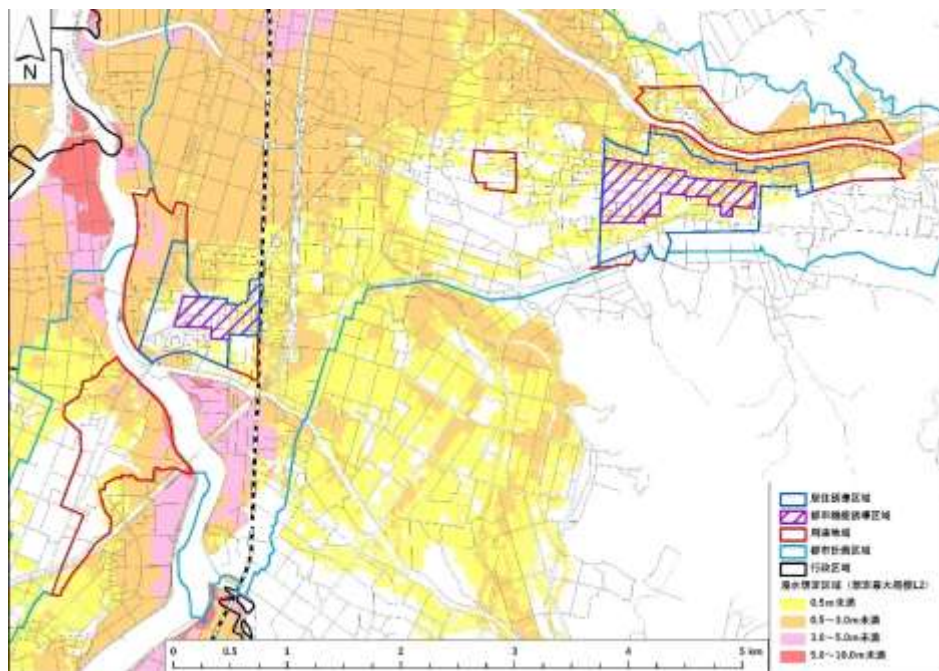


図 浸水想定区域 (計画規模 L2)

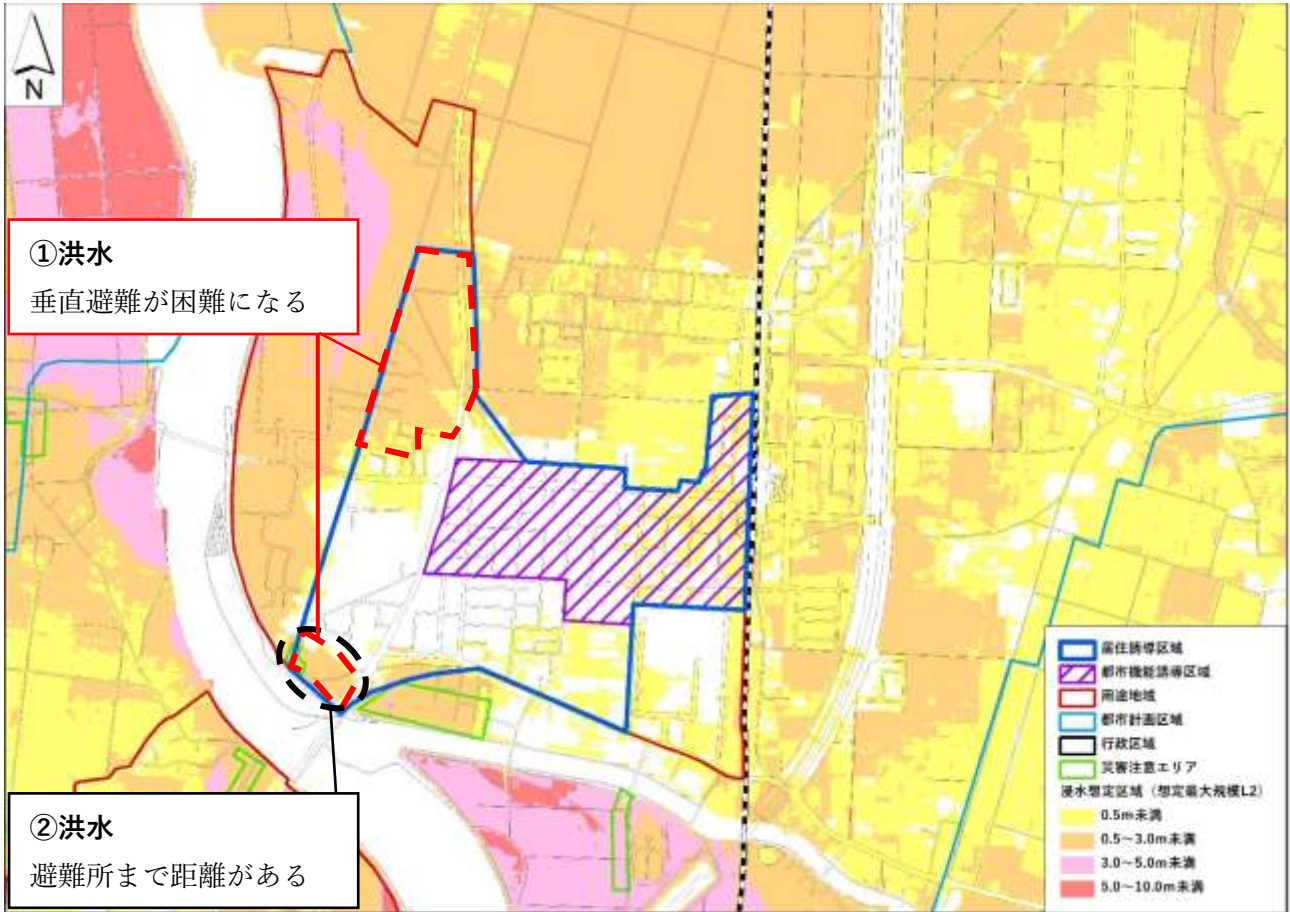


図 防災上の課題 (高島駅周辺)

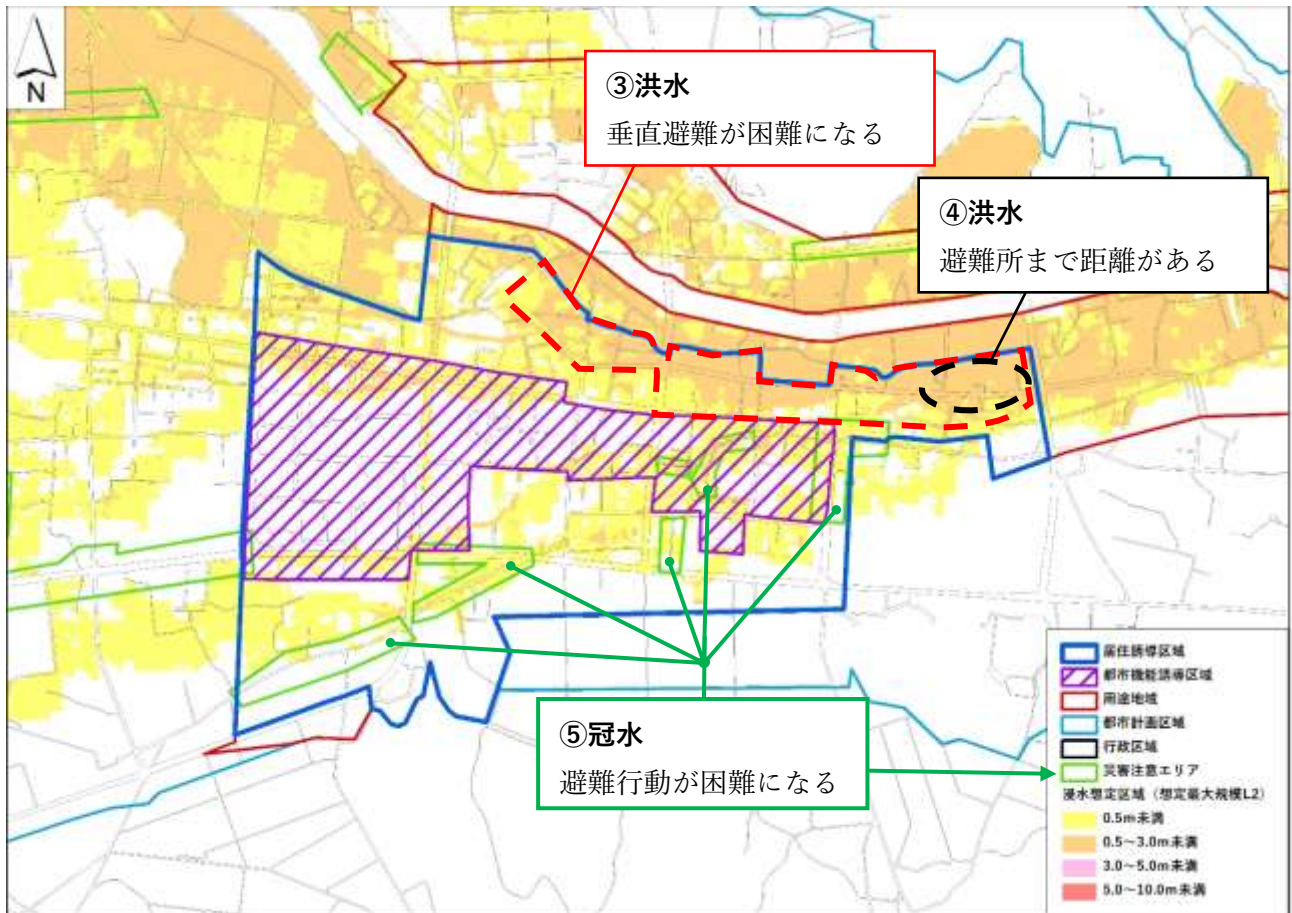


図 防災上の課題（高島地区）

表 防災上の課題

災害	地域	No	課題
洪水	高島駅周辺	①	浸水深 0.5m - 3.0m は一般的な家屋の 1 階が水没する恐れがあるため、平屋建てなどは垂直避難が困難になることが想定される。
		②	垂直避難が困難になることに加え、指定避難所までの距離があり、避難行動にリスクが伴う。
	高島地区	③	浸水深 0.5m - 3.0m は一般的な家屋の 1 階が水没する恐れがあるため、平屋建てなどは垂直避難が困難になることが想定される。
		④	垂直避難が困難になることに加え、指定避難所までの距離があり、避難行動にリスクが伴う。
冠水	高島地区	⑤	道路冠水のおそれがあることにより、避難行動にリスクが伴う。

1 0-3-3 防災まちづくりの将来像

課題の整理で示しているとおり、高畠駅周辺区域と高畠地区において洪水による浸水が想定されています。そのため、本計画における防災まちづくりでは、各種の対策による災害リスクの低減を図ることにより、地域住民の安全・安心な社会を構築することを目指します。

1 0-3-4 取組方針

防災まちづくりの将来像の実現に向け、各地区の取組方針を以下のとおりとし、災害リスクの低減に努めます。

表 取組方針

地区	災害	課題	方向性	方針
A	洪水	平屋建てでは垂直避難が困難	低減	・災害情報を周知するとともに、浸水深を考慮した階層の建築を促す。
B	洪水	指定避難所までの距離が遠い	低減	・避難計画を強化する。
C	洪水	平屋建てでは垂直避難が困難	低減	・災害情報を周知するとともに、浸水深を考慮した階層の建築を促す。
D	洪水	指定避難所までの距離が遠い	低減	・避難計画を強化する。
E	冠水	避難行動が困難	低減	・避難計画を強化する。

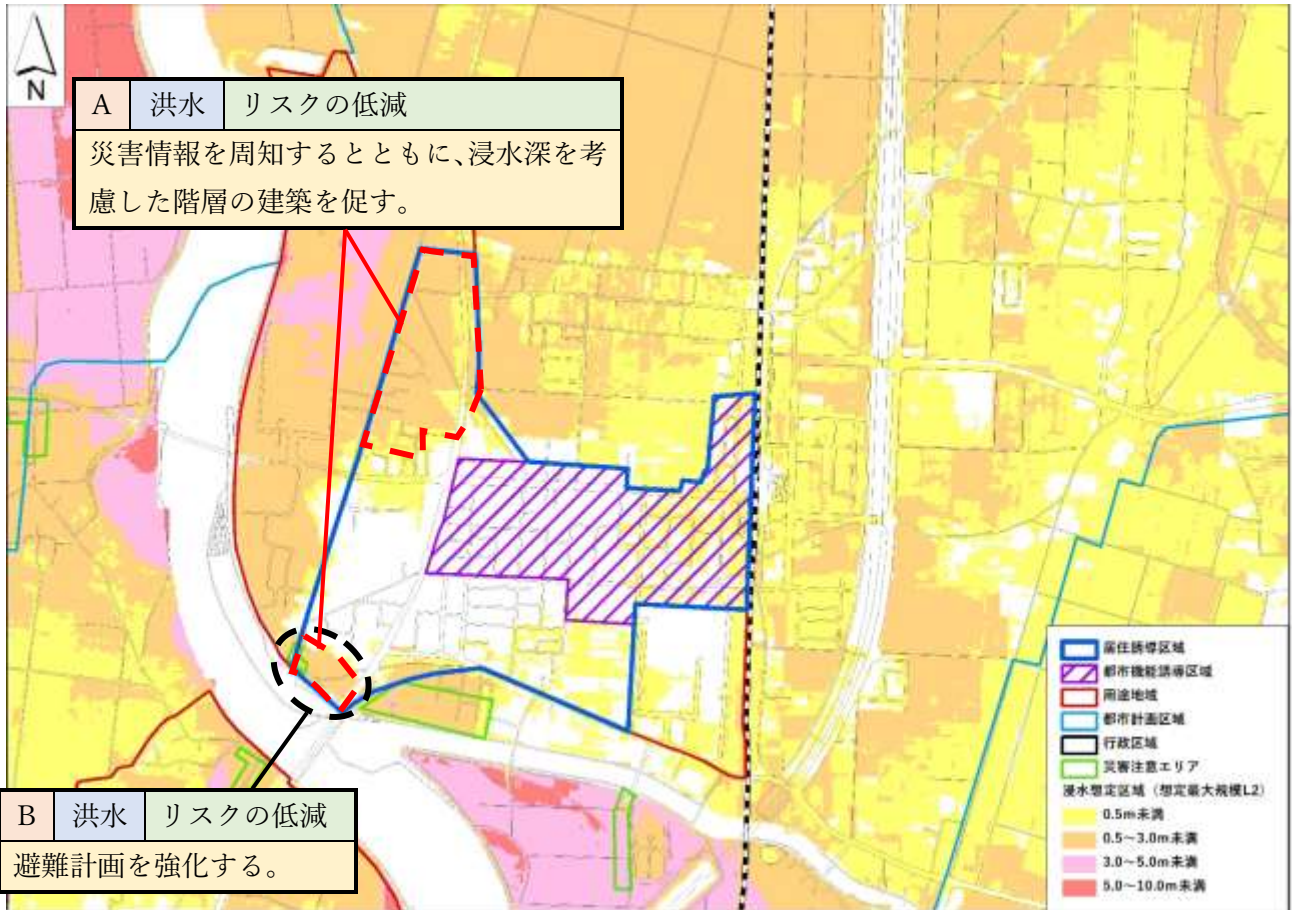


図 取組方針（高島駅周辺）

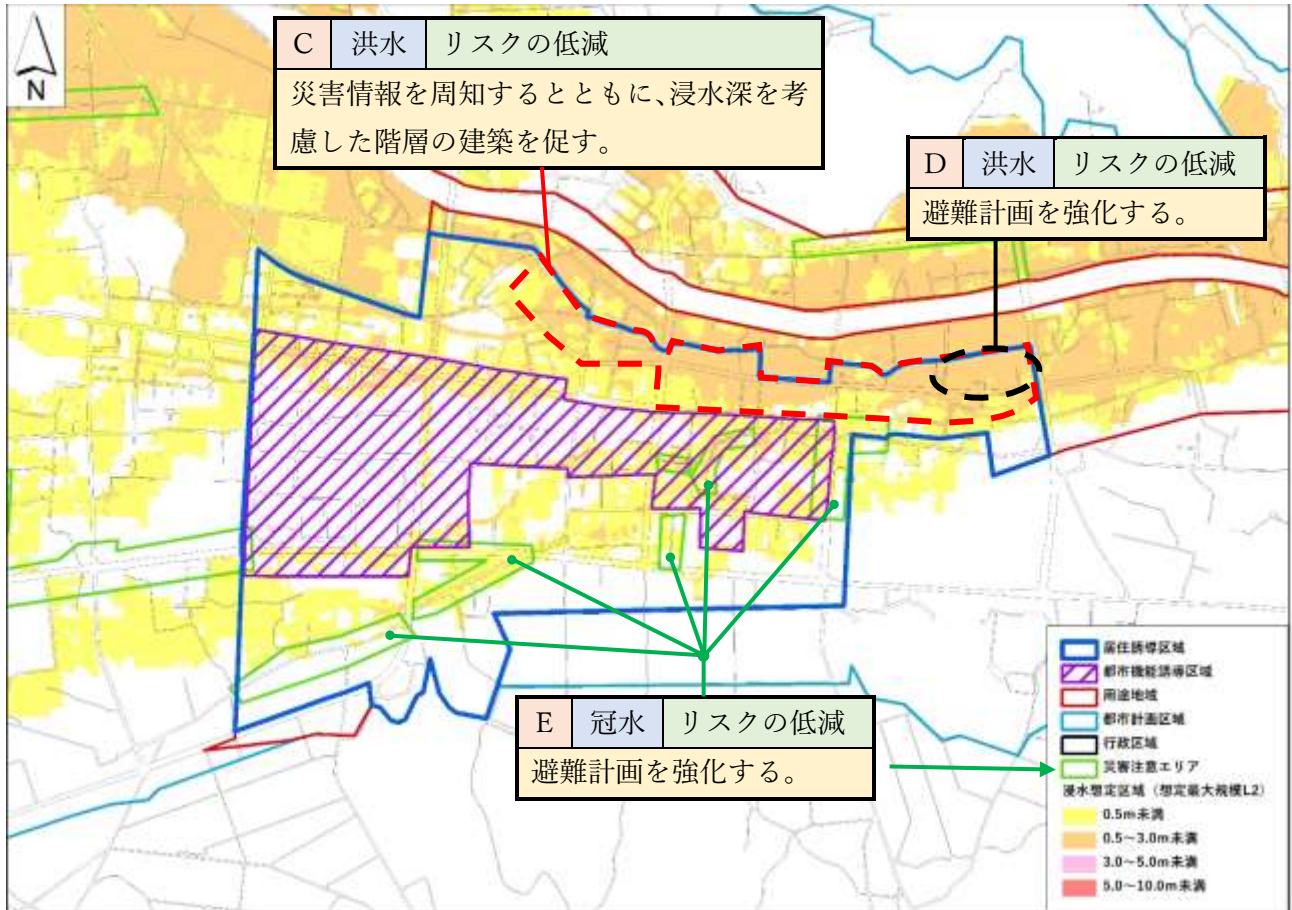


図 取組方針（高島地区）

10-4 具体的な取組、スケジュール、目標値の検討

10-4-1 防災に関する具体的な取組とスケジュール

取組方針に基づく具体的な取組とスケジュールを、以下のように設定します。

表 具体的な取組とスケジュール

地区	具体的な取組	実施時期		
		短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
A	・ 浸水時に安全に利用可能な避難ルートの設定	→		
	・ 洪水に対する安全な建築物の情報提供	→		
	・ 浸水深を考慮した階層の建築を促す	→		
	・ 災害時の危険情報の早期発信	→		
	・ 防災マップの周知による災害危険性の認識向上	→		
B	・ マイタイムラインの作成による避難計画の強化	→		
C	・ 浸水時に安全に利用可能な避難ルートの設定	→		
	・ 洪水に対する安全な建築物の情報提供	→		
	・ 浸水深を考慮した階層の建築を促す	→		
	・ 災害時の危険情報の早期発信	→		
	・ 防災マップの周知による災害危険性の認識向上	→		
D	・ マイタイムラインの作成による避難計画の強化	→		
E	・ マイタイムラインの作成による避難計画の強化	→		

10-4-2 目標値の設定

本計画における防災指針の目標値は、以下のように設定します。

表 防災指針の目標値

指標	定義	基準値	目標値 (R22)
総合防災訓練の実施	町が実施する総合防災訓練の回数	年1回	年1回開催の継続
水防訓練の実施	消防団が主体となり実施する訓練の実施回数	年1回	年1回開催の継続
ハザードマップの更新	町内河川の浸水想定区域が見直された場合、防災マップを更新	令和3年3月改訂	左記定義に基づき更新
自主防災組織の結成率	全世帯数に対して自主防災組織が結成されている地域の世帯数の割合	98.3% (令和4年4月1日現在)	100%
啓発活動の実施	自主防災組織に対する出前講座等の実施回数	年4回 (令和3年度)	年20回 (継続)
避難行動要支援者名簿の更新	避難行動要支援者名簿の更新	年1回	年1回更新の継続
地域支え合いマップ(防災福祉マップ)の作成	地域支え合いマップ(防災福祉マップ)を作成している集落の数	36.1% (令和3年度まで)	100%

第 1 1 章 実現化方策及び定量的な目標値等の検討

1 1-1 実現化方策の検討

1 1-1-1 法に基づく届出制度

(1) 居住誘導区域外で行う建築等の行為

居住誘導区域外の区域では、都市再生特別措置法（第 88 条）に基づく届出制度により、住宅開発等に係る動きを把握します。

【届出の対象とする行為】

◆開発行為

- ① 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000 m²以上のもの

◆建築等行為

- ① 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合。
- ② 建築物を改装し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

開発行為

- ・ 3 戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1 戸又は 2 戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が 1,000m²以上のもの

(例 1) **届出必要**

3 戸の開発行為



(例 2) **届出必要**

1,300m²

1 戸の開発行為



建築等行為

- ・ 3 戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改装し、又は建築物の用途を変更して 3 戸以上の住宅とする場合

(例 1) **届出必要**

3 戸の建築行為



(例 2) **届出不要**

1 戸の建築行為



【届出の時期】

- 開発行為等に着手する 30 日前までに届出を行う。

【届出に対する対応】

- 届出をした者に対して、必要な場合には当該区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供等を行う。

(2) 都市機能誘導区域外で行う建築等の行為

都市機能誘導区域外の区域では、都市再生特別措置法（第 108 条）に基づく届出制度により、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きを把握します。

【届出の対象とする行為】

◆開発行為

- 誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合

◆開発行為以外

- ①誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ②建築物を改築し誘導施設を有する建築物とする場合
- ③建築物の用途を変更し誘導施設を有する建築物とする場合

【届出の時期】

- 開発行為等に着手する 30 日前までに届出を行う。

【届出に対する対応】

- 届出をした者に対して、必要な場合には税財政、金融上の支援措置など当該区域内における誘導施設の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行う。

1 1-2 目標値の設定

本計画の進捗と達成状況を評価・管理するため、計画の目標値を以下のように設定します。

指標については、都市機能や居住環境の維持・向上を図る観点から、居住誘導区域内の人口、都市機能誘導区域内の都市機能増進施設数を設定します。

表 計画の目標値

目標指標	基準値		目標値 (令和22年)
①居住誘導区域内の人口	<ul style="list-style-type: none"> ●人口 (平成27年) ・約5,320人 ・高島町人口の22.3% 	➡	(現状以上または維持) <ul style="list-style-type: none"> ●人口 ・約5,320人以上 ・高島町人口の26.2% ※社人研推計による居住誘導区域人口(R22)は3,895人。
<都市づくりの効果> まちなか居住、町民の定住が進み、居住誘導区域内の人口密度が保たれ、町の市街地拠点が維持される。			
②都市機能誘導区域内の都市機能増進施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●都市機能誘導区域内 (令和4年) ・公共施設 : 7件 ・介護福祉施設 : 5件 ・子育て支援施設 : 5件 ・文化教育施設 : 5件 ・商業施設 : 5件 ・医療施設 : 4件 ・金融施設 : 7件 	➡	(現状以上または維持) <ul style="list-style-type: none"> ●都市機能誘導区域内 ・公共施設 : 7件以上 ・介護福祉施設 : 5件以上 ・子育て支援施設 : 5件以上 ・文化教育施設 : 5件以上 ・商業施設 : 5件以上 ・医療施設 : 4件以上 ・金融施設 : 7件以上
<都市づくりの効果> 都市機能誘導区域内に都市機能施設の立地が進むことにより、市街地拠点のにぎわいの確保が期待されます。			

表 都市機能誘導区域内における都市機能施設（令和4年8月現在）

分類	都市機能施設	施設名
1. 公共施設	役場	役場
		げんき館（健康長寿課）
	公民館	糠野目生涯学習館
		総合交流プラザ・高島地区公民館
		中央公民館
	消防署	置賜広域行政事務組合（高島消防署）
警察署	高島交番	
2. 福祉施設	居宅介護	高島ふれあいケアセンター
	介護施設	特別養護老人ホームはとみね荘
		特別養護老人ホームたかはた荘
		グループホームはやま荘
障がい者福祉施設	太陽の家	
3. 子育て支援施設	認定こども園	たかはたこども園
	保育所	つくし保育園
	放課後児童クラブ	ちびっこ
		あおたけ
児童遊戯施設	屋内遊戯場もっくる	
4. 教育・文化施設	小学校	高島町立高島小学校
	文化施設	文化ホール「まほら」
	図書館	図書館
	体育施設	町営体育館・武道館
多目的屋内運動場		
5. 商業施設	コンビニエンスストア	ファミリーマート高島駅前店
		セブンイレブン高島福沢店
		ローソン高島中央店
	ドラッグストア	ツルハドラッグ高島店
		クスリのアオキ高島店
6. 医療施設	病院	公立高島病院
	診療所	金子医院
		かすかわ醫院
		いからし内科クリニック

7. 金融施設	郵便局	高畠郵便局
		糠野目郵便局
	信用金庫他	米沢信用金庫高畠糠野目支店
		山形第一信用組合糠野目支店
	銀行	JA 山形おきたま/たかはた支店
		株式会社きらやか銀行高畠支店
		株式会社きらやか銀行高畠東支店

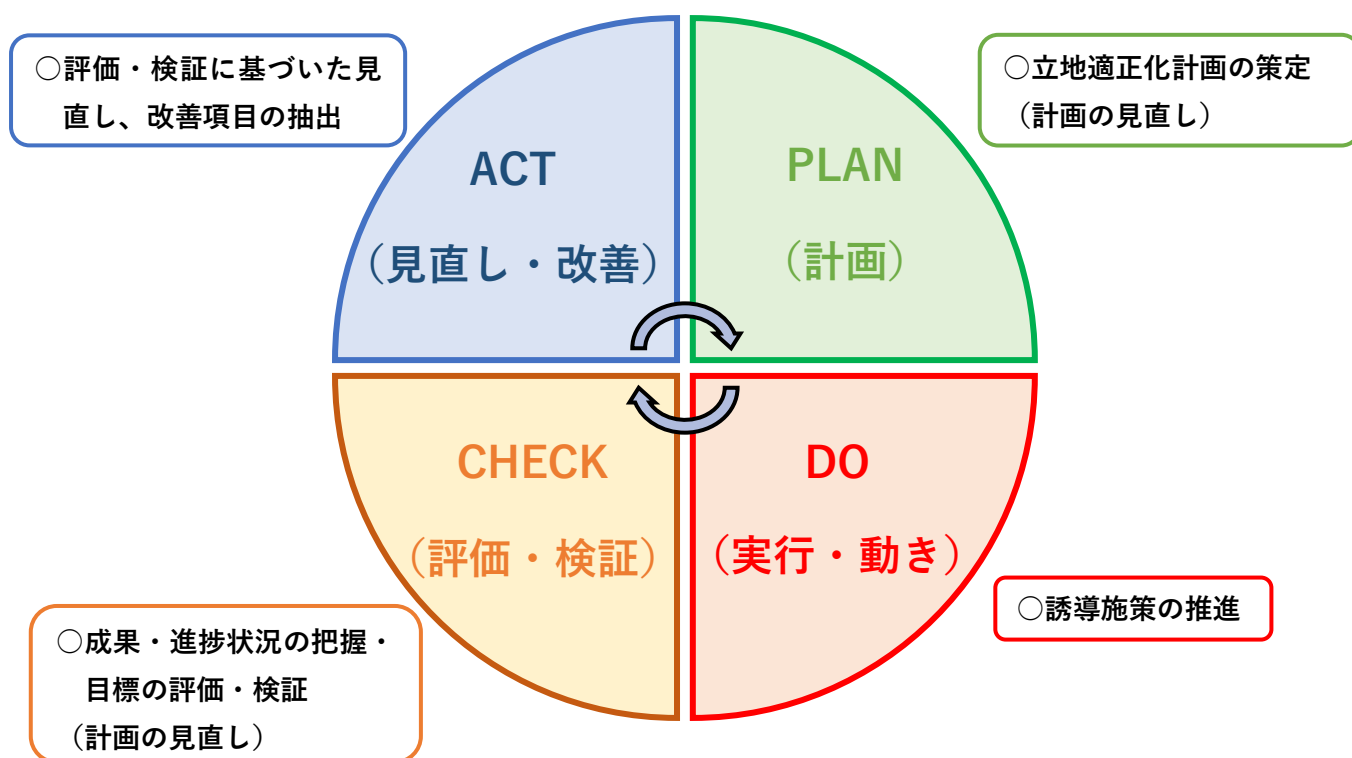
第12章 施策の達成状況に関する評価方法の検討

12-1 施策の達成状況に関する評価方法の検討

立地適正化計画は、まちづくりに関する上位関連計画等の見直しとの整合を図りつつ、おおむね5年ごとに本計画に定められた施策・事業の実施状況及び目標値の達成状況を検証するとともに、検証結果に基づき、必要に応じて本計画の見直しを行っていくものとします。5年に1回の国勢調査結果が公表された時点において、目標値がどのようになっているか検証し、目標が達成されていない場合や社会経済情勢が変化した場合には、計画の見直しに着手するなど進行管理を行います。

具体的には、PDCAサイクルの考え方に基づき、適切な進行管理を行いつつ、目標値の達成を目指していくものです。

図 PDCA サイクルによる進行管理のイメージ



資料

立地適正化計画庁内策定委員会名簿

【委員】

	役職	氏名	備考
1	総務課 室長	市川 直樹	防災、危機管理
2	企画財政課 課長補佐	鈴木 洋之	各種計画、まちづくり
3	企画財政課 室長	安部 範久	新庁舎建設
4	生活環境課 課長補佐	佐々木 晋	環境関係
5	福祉こども課 課長補佐	安部 尚子	子育て支援
6	健康長寿課 課長補佐	鈴木 智香子	高齢者福祉
7	商工観光課 課長補佐	安達 敏幸	商業地関係
8	建設課 室長	我妻 和人	住宅、開発行為
9	上下水道課 課長補佐	長谷川 健一	公共下水道、雨水排水
10	教育総務課 課長補佐	山内 善克	学校関係
11	社会教育課 課長補佐	土田 裕一	社会教育施設関係

【庶務】

	役職	氏名	備考
1	建設課長	新藤 重徳	
2	スマート IC 推進室長 兼 都市計画係長	我妻 和人	兼務
3	用地係長	高橋 昭宏	国土利用計画
4	都市計画係 主事	高橋 優太	

